

第四編

近世の国分

# 第一章 織豊時代

## 第一節 織豊時代のようす

織豊時代（安土・桃山時代）は、室町幕府が滅んだ天正元年（一五七三）から、徳川家康の征夷大将軍補任慶長八年（一六〇三）までの三〇年余りの短い期間であるが、日本の歴史の上では極めて重要かつ画期的な時代であった。

信長の中央政治的な活動は非凡で、十数年という短い期間に關所の撤廃、楽市楽座の推進、幣制の統一、交通の促進、西洋文化の採用など国内の經濟發展に應ずる施策や、寺院勢力の封じ込め、検地・刀狩の着手、鉾山の直營を考ふる等、後に秀吉によって実施され、さらに江戸幕府へと受け継がれていく政策を考え創り出した。

信長の死後豊臣秀吉は、天正十年（一五八二）明智光

秀を討ち、ついで反豊臣派の諸將を征服し、翌十一年大坂城へ移り、堺・伏見より商人を移住させ城下町の建設を開始した。全国平定をもくろむ秀吉は関白・太政大臣に就任し、四国、九州へ遠征、徳川家康とは君臣の契りを選び、天正十八年關東の北条氏を破り、奥羽の伊達政宗も来降して、光秀を討つてから八年という早さで全国統一を成し遂げた。さらに文祿・慶長の二度にわたり朝鮮へ出兵したが、その終結を見ることなく慶長三年（一五九八）病没した。

この出兵は豊臣政權を弱体化し、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原の戦いで石田三成側に勝利を取めた徳川家康の地位は動かぬものとなった。三年後家康は、征夷大将軍に任ぜられ江戸に幕府を開いたが、これにより織豊政權による安土・桃山時代という日本の激動期は終わった。

薩摩藩の この時代は、わずか三〇年余りではあるが  
ようす 薩摩藩にとつても激動の時期であつた。

島津貴久の襲封（大永六年、一五二六）以来五〇年、  
忠良・貴久・義久・義弘ら父祖三代にしてようやく三州  
の統一は完成した。義久はその後も急速に勢力を拡張  
し、豊後の大友氏を圧迫、肥後の相良氏、肥前の龍造寺  
氏を押さえ、筑後まで進出して全九州を制圧する勢いで  
あつた。

秀吉は天正十三年（一五八五）義久に停戦を命じ、領  
土紛争は関白の裁定に任せるように伝えたが、義久はこ  
れを受け入れずついに秀吉の九州遠征となり、天正十五  
年（一五八七）島津氏は降伏した。義久は剃髪して和を  
請い、旧領は安堵されたが北進の夢は断たれ、奥三州  
（薩摩・大隅・日向）に屏息せざるを得なくなり、敗戦  
の島津氏の困窮ははなはだしいものがあつた。そのうえ  
文禄の役に従軍中の島津の領内において「太閤検地」が  
行われ諸領主の大移動が命ぜられた。

ついで関ヶ原の戦いに西軍として参戦した島津義弘  
は、家康の率いる東軍に敗れたが、島津氏は謝罪して旧  
領のすべてを安堵された。

こうして藩の存亡をかけた戦いに二度も敗れたが領国  
は確保して、織豊時代における島津氏の激動の時代は終  
わりを告げたのである。

先に述べたように、信長が短期間に統一の業を進め得  
た第一の理由に、信長の創り上げた軍隊装備があげられ  
ているが、なかでも長篠の戦いで名を上げた鉄砲隊の活  
躍は有名である。鉄砲が初めて伝わつたのは種子島であ  
るが、わずか一年後に国産化され、最大の集散地であつ  
た堺を通じ広まっていた。鉄砲の普及は築城術や戦術  
に大きな影響を与え、一騎討ちの騎馬戦法から足軽隊に  
よる集団戦法へ変わつていった。

また秀吉は大名のキリスト教信仰を禁止し、天正十五  
年（一五八七）にバテレン追放令を出している。

## 第二節 文禄（太閤）検地

検地とは近世領主が検地役人に命じて行つた、農地や  
屋敷地の測量調査のことである。その実態を検地帳に記  
録し、農地などの石高を算定し年貢、諸役を賦課した。  
検地は近世封建社会における石高制度を支えるための、

絶対に必要な施策であったのである。また、それぞれの耕地の所有者（名請人）が確定されたことによって、農民の土地所有権が認められることにもなった。

文禄（太閤） 『角川地名大辞典』（別巻一）には、文禄検地（太閤）検地について次のように記してある。<sup>(1)</sup>

太閤検地は豊臣秀吉が施した検地で、はじめて全国規模でほぼ同一の基準により、検地役人が直接現地赴いて調査したものであった。すなわち一地<sup>(補説1)</sup>一作人の原則のもとに、実際の耕作者を土地所有者として、作合を否定し<sup>(補説2)</sup>、一つの耕地に一人の所有者を確定して検地帳を作成した。農民は検地によって自分の耕作地が保証されたが、離村や逃散<sup>さん</sup>ができなくなり、その土地に縛りつけられて、年貢諸役納入を義務づけられたのである。

太閤検地は、施行主体と施行地域から以下の四つに分類される。

- (一) 豊臣氏の直臣<sup>(補説3)</sup>が知行人となり、畿内・近国などの豊臣氏の蔵入地や譜代衆<sup>(補説4)</sup>の領国内で施行された検地。
- (二) 豊臣氏の直臣が服従した大名の領国を単位として施行した検地。例えば文禄三、四年の島津氏領国（薩摩・大隅・日向）や佐竹氏領国（常陸国内）の検地。

(三) 豊臣氏の子飼大名が、豊臣氏蔵入地への検地と同様の基準で、自らの領国に施行した検地。

(四) 豊臣氏に服従した大名が、自らの領国に独自に施行した検地。

このうち(一)が典型的な太閤検地といえる。太閤検地はこれ以後近世に施行される検地の原型となった。

豊臣秀吉は天正十年（一五八二）山城の国の検地を行い、それ以後秀吉が没する慶長三年（一五九八）まで毎年全国をすみずみまで検地させている。島津領に対する検地は文禄二年（一五九三）の準備に引き続いて、同三、四年にかけて実施された。

これに先立ち秀吉は天正十六年（一五八八）、全国に刀狩を指令している。「豊臣秀吉掟書」に次の記事がある。

豊臣秀吉掟書

條、

一 諸國百姓等、刀・わきさし・弓・鑓・鉄炮、其外武器のたくひ所持候事、かたく御停止候、其子細ハ、不入たうくあひたくはへ、年貢所當を難澁せしめ、一揆を企、自然給人に對し非儀之動をなす族、勿論御成敗あるへし、然ハ其所の田畠令不作、知行ついへに成候間、其國

主・給人・代官等として、右武器悉取あつめ可致進上事、

一 右取をかるへき刀・わきさし、ついへにさせらるへき儀にあらず、今度大仏御建立候釘・かすかいに被仰付へし、然ハ今生之儀は不及申、來世迄も相たすかる儀に候事、

一 百姓ハ農具さへもち、耕作を専に仕候へハ、子々孫々、  
 まで長久に候、百姓御あはれミを以、如此被仰出候、誠  
 國土安全、万民快樂の基也、異國にてハ唐堯のそのか  
 ミ、天下を令鎮撫、寶劍利刀を農器に用と也、本朝にて  
 ハためしあるへからず、此旨を守り、各其趣を存知、百  
 姓は農桑を精に入へき事、

右道具、急度取集、可致進上、不可由断候也、

天正十六年七月 日 ○「御朱印」

天正十七年（一五八九）、秀吉は島津領の刀狩を命じ、七月に領内から三万本の刀などを没収している。

一方、文禄元年（一五九二）〜慶長三年（一五九八）の間の文禄・慶長の役で、全国各地の武士は朝鮮に出陣している。文禄（太閤）検地は、刀狩で武力的反抗をなくし、多くの武士が不在中の土地に対し行ったという、一面からみると、障害を排除してからのものであったと

もいえよう。

五味克夫氏の『いわゆる文禄検地について』<sup>(3)</sup>によれば、この太閤検地の特色の一つは、従来六尺、六尺二寸、六尺五寸などとまちまちであった竿の長さを一定し、曲尺六尺三寸を一間とし、五間、六〇間で三〇〇歩を一段としたことである。一步は六尺三寸平方で、三〇歩を一畝とし、一〇畝は一段、一〇段は一町とした（中世は三六〇歩一段で、一段の $\frac{2}{3}$ を大と呼び、 $\frac{1}{2}$ を半と呼び、 $\frac{1}{3}$ を小としていた。第三編第一章第四節「大隅国建久岡田帳」参照）。

文禄三年（一五九四）七月十六日の「島津殿分国検地斗代」<sup>(4)</sup>とある秀吉朱印状には、検地実施についての詳細な基準が示されている。すなわち田・畠の等級の分け方は、まず村の田・畠を上・中・下・下々の四種類に分け、さらにそれぞれについて上・中・下に分けて、一二等級として石高を設定した。これを表にすると（表1-1）のようになる。

このようにして土地の標準生産高（石高）を定め（京柵<sup>※</sup>を使用）、村ごとに検地帳を作成したのが太閤検地の特色の二である。

さらに秀吉は文祿三年七月十六日の朱印状「島津分国  
 検地御掟条々」<sup>(5)</sup>で、次のような五か条の検地基本原則を  
 定めている。

嶋津分國檢地御掟条々

一 右就御検地、諸侍百姓以下、他國へうせ走族於在之  
 者、先々相改、搦捕可出之旨、何方にても其領主へ可  
 可申聞事、

一 諸給人知行分、檢地之上にて引片付、所をかへ可被相  
 渡之条、今迄之爲給人、對檢地奉行入諸事用捨之儀、不  
 可申理事、

一 田畠畝圖斗代以下之事、礼物を出し用捨儀於有之者、  
 雖爲後日、聞付次第、出者取者共ニ可被加御成敗候之

条、兼而おとな百姓肝煎ニ申付、在々慥可相觸事、

一 檢地奉行入ニ對し、慮外之仕立仕族有之者、其一在所  
 可被行罪科事、

一 檢地之奉行、猥之儀於有之者、其趣を不隱、爲地下人  
 百姓奉行物頭ニ可理事、

右条々、若違犯之族於有之者、其身事者不及申、一類  
 一在所共ニ可被加御成敗候之条、堅可申付候也、

文祿三年七月十六日 ○「御朱印」

(一) 人返し之事。他領へ逃亡した諸侍や百姓に対しては  
 これを捕らえて取り調べ、領主間の交渉により旧地へ帰  
 農させること。

(二) 土地を給せられた武士は、檢地奉行人に対し手加減

表1-1 田畠の等級の分け方

村位	石盛			畠方石盛			屋敷方	町方屋敷
	上田	中田	下田	上畠	中畠	下畠		
上の村	一石六斗	一石四斗	一石二斗	一石二斗	一石	八斗	一石 二石	一石三斗
中の村	一石四斗	一石二斗	一石	一石	八斗	六斗		(ただし上 中下の区分 あり)
下の村	一石二斗	一石	八斗	八斗	六斗	四斗		
下々の村	一石	八斗	六斗	七斗	五斗	三斗		

(旧記雑録後編二「豊臣秀吉朱印状」により作成)

を申しはならないこと。

(三) 田畠畝図の作成や収獲量について手加減があった場合は、申し出た者も礼物を受け取った者もともに成敗すること。

(四) 検地奉行人に対し無礼な態度をとったり、その命に背いたりするものは処罰すること。

(五) 検地奉行に狼(なま)のことがあるときは、隠さずに告訴すべきこと。

この御掟の条々の違反者は、本人はもとより、一類一在所共に成敗せよとの厳命を下している。

検地奉行人は次の「樺山紹劔自記」<sup>(6)</sup>にあるように、石田三成配下の者が、薩摩へ一名、大隅へ八名、日向へは六名の者が派遣されて検地を実施した。

#### 樺山紹劔自記

一文祿三年甲午、從京都爲下知、石田之人衆下着候而、國中竿打也、薩<sup>さつ</sup><sub>摩</sub>者愚老案内者仕候、竿次黒川右近と云人也、日向ハ伊地知名字、大隅者吉利殿案内者也、薩摩拾貳郡に竿罷成候、但泉・高城郡より山北ハ竿之外也、これらの検地役人への対応について、在京の義久は七月八日、国元にいる伊集院幸侃に宛て入魂專一に協力するように依頼している。島津氏が領国内の検地に神経をと

がらせていたことが分かる。特に画一的、厳密な検地に伴う未登録田畠の摘出、それによる課役の賦課、所領の入れ替えなど、在地領主、家臣の不安動揺をいかに押さえるかが難事とされた。

朝鮮にあつた義弘は、義久宛ての「竜伯様へ御申之条々」<sup>(7)</sup>の中で、検地の様子を当方も知らせてほしい旨を申し出ていることからこのことが理解できる。

#### 竜伯様へ御申之条々

一 国元御検地在之由候、いかやうに被仰付候共、国元よりの到来無之候、様子被仰聞度候事、(以下略)

特に朝鮮在陣中の將兵の不安動揺は著しかったようで義弘もその慰撫に心を砕き、家久に後事を託して帰国のちは、義久とともに在地領主や家臣の移し替えを断行、御蔵入地(直轄領)を増大させ、支配権強化の基礎としたのである。

さきの検地の結果、文祿四年六月二十九日の「豊臣秀吉朱印知行方目錄」<sup>(8)</sup>によると、

薩摩国 二八万三四八八・七四石

大隅国 一七万五〇五七・二三石

日向国諸県郡 一二万〇一八七・四四石

合計 五七万八七三三石

が示され、その配当は左のごとくなっている。

太閤蔵入分	代官石田三成	大隅始良郡 加治木内木田村他	一万石
石田三成知行分	大隅曾於郡 清水内曾小川村他	六、三二八・四四八石	
細川幽齋知行分	大隅肝付郡内 岩内村・高隈村・細山田村	三、〇〇五・三五二石	
島津義久蔵入分	大隅曾於郡内 十六ヶケ村他	一〇万石	
島津義弘蔵入分	薩摩鹿兒島郡 鹿兒島村他	一〇万石	
伊集院忠棟知行分	日向諸県郡 都城村他	八万〇、〇〇三・八四石	
島津以久知行分	大隅熊毛郡 種子島・恵良部島・屋久島	一万石	
給人領		二六万六、五三三石	
社寺領		三、〇〇〇石	
合計		五七万八、七三三石	
他に出水郡	二万九七二八・六九九石	秀吉直轄領	
(補説1) 検地帳で一筆の土地を保持・耕作して収益を得る農民は一人のみとした百姓把握を強固にするための太閤検地以来の支配原則、一筆とは検地帳にその土地の所在・石高・等級・面積・所有者などを一行に記しこれを一筆と称した(『日本史用語辞典』柏書房)。			
(補説2) 中世末期まで領主と農民との間に存在した中間搾取形態をいう。太閤検地以降中間搾取は認められなかったが、実際には恣意的に行われていた(補説1)と			

同じ)。

(補説3) 知行とは本来知り行うという意味で、職務を執行することから、土地とそこに住む人民を支配し、その土地からの収穫の幾分かを取収することで、権力者が服従者に土地を与えることに用いられ、武家時代には領土、領有関係を示すようになった。

(補説4) 戦国大名・近世大名の直接の支配地から蔵納めとなる年貢米は、財政の基盤となった。豊臣政権では年貢を直接取納する土地をいう(補説1)と同じ)。

石田三成の なかで注目すべきことの一つとして、秀知行地 吉の直轄領や、その側近の石田三成、細

川幽齋の知行地が島津氏領内の重要地に配置されていることである。国分地区には石田三成の知行地として、前記「豊臣秀吉朱印知行方目録」に次の記載がある。

石田治部少輔知行分

- 一 隅州曾於郡きよ水之内
- 一 曾小川村
- 一 參千六百六拾四石三斗八升八合
- 一 上小川之村
- 一 千七百石九斗六升三合
- 一 船つき みなと村内
- 一 參百石
- 一 五拾五石五斗四升三合
- 一 船つき ことむら
- 一 六百七石五斗四合
- 一 しきねの内 持富の村

合六千參百貳拾八石四斗四升八合

義久が富隈に居城したのは文祿四年（一五九五）〜慶長九年（一六〇四）である。そのころ国分の地に石田三成の知行地（曾小川村・上小川村・湊村・小村・敷根持富村）が義久の喉元を圧するように存在していたのである。しかも義久の本地域関係の蔵入分として、大隅曾於郡の内一六か村に一万四六五六・九四五石、大隅桑原郡の内二八か村に一万九五六六・〇二〇石があり、それらのかなめの位置に三成の知行地があったことになる。さらに加治木には秀吉の蔵入地、肝付には細川幽齋の知行地があり、大隅地区に対する秀吉の配慮をうかがい知ることができよう。

またここにある石高表によつて、当時の国分各村の保有田畠の状況がおおよそ分かる。最も多いのは曾小川村の約三六〇〇石で、少ないのは小村の約五五石である。小村は錦江湾に面する「浦」（漁村）であり、田畠は少なかつたと思われる。「船つき」とあるのは浦にある船着き場を意味するものであろうか。

なお、このころは国分村・小村・湊村は清水郷に属しており、慶長年中になつて初めて国分郷を建て置かれた

と伝えられている。

曾小川村は、現在の大字福島の中の小字名に「曾小川」があり、石高からみて当時は福島・松木・府中・野口地区一带を曾小川と呼んでいたものと思われる。上小川・湊は地名が現存しており、小村は昭和二十九年（一九五四）に広瀬と改称している。敷根の地名は現存しているが、持富の名は現存してない。しかし文化六年（一八〇九）の「敷根村御検地竿次帳」には門名として「持留門」がある。

この石田三成の知行地については、『本藩地理拾遺集下』<sup>(9)</sup>に次の記録がある。

合六千三百廿八石四斗四升八合、文祿四年賜御検地施

石田治部少輔、慶長四年正月、朝鮮御軍功ニ拝領

これによると石田三成の知行地は、慶長四年（一五九九）に朝鮮の役の軍功で島津氏が拝領している。

石田三成は慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦いで没している。

「未川家古文書」<sup>(10)</sup>に次の記録がある。

大春見の國そお郡乃内ミ那と村

た可四百九拾五石余

右の地隠居分能内多りといへとも

さ起尔遺合力とし天志配い多しおわんぬ訖

な越巨細か乃使申達遍く候也

慶ちやう十五

十二月廿八日

里う伯 花押

た、仍

母儀

まいる

この目録は、国分新城に居城していた竜伯（義久）が二女の「たま」に宛てたもので、「たま」は「た、仍」（信久）の母である。この文書によると文禄検地後石田三成の知行地であった湊村は、三成の死後慶長十五年（一六一〇）のころには義久の蔵入地となっていたことが分かる。義久はその翌年の同十六年一月二十一日、七十九歳で国分の地で没しているため、この目録は遺言として「たま」に与えたものではなからうか。

なお、文禄検地の折に使用された「石田三成署判文禄検地定尺」が鹿児島市の尚古集成館に収蔵され、国の重要文化財に指定されている。検地定尺の表には「石田治（部）少輔」の署名と花押が記され、×——×のしるし

があり、×じるしの間を一尺として細い線で一〇等分してある。裏には「此寸を以六尺三寸を一間に相さだめ候て五間に六〇間を考たんに可仕候也」と墨書されている。

### 第三節 庄内の乱

#### 乱の原因

慶長四年（一五九九）六月から翌年三月まで都城の庄内地方を中心にして、島津氏と島津氏の重臣であった伊集院氏とが激しい戦いを繰り広げた。この戦いを庄内の乱と呼んでいる。その原因は、慶長四年三月九日、京都伏見のお屋形において、伊集院忠棟（幸侃）が島津家に対し叛意（背く）ありとして、島津忠恒（後の家久）が手打ちにした。これが庄内の乱の発端となった。

忠棟を手打ちにした原因ははっきりしないが、『鹿児島史』は、「義弘の弟歳久が、忠棟の人格を憎んで、福昌寺天海和尚をして義久に勧めてこれを除かんとしたことがあり、以来忠棟はこのことに恨みを抱き、秀吉が歳久を殺させたのも、忠棟（幸侃）が組み合わせたものであ

ると伝えられており、後に秀吉の愛顧を得て一時は義弘を凌ぐ勢力があり、庄内に大領を得たことも忠恒に疎まれる一因であつたに違いない」と記している。

忠棟は文祿の大閤検地以後、庄内八万石の大領地を得て秀吉の近習になろうとし、一時は主家の島津家を凌ぐ勢力をもつたので、島津家あやうしと危機感をもつていた忠恒が、忠棟（幸侃）殺害に及んだものと考えられる。

忠棟（幸侃）は祖父・父とも島津忠良・貴久の老中という名家の生まれで、永祿九年（一五六六）に老中となる。南郷・八代の地頭職を経て天正十四年（一五八六）義弘に従い豊後攻め、天正十五年日向敗戦後、秀吉方の総大将羽柴秀長の人質となり、秀吉方の島津攻撃に手を貸したとされている。この年秀吉の朱印で大隅肝属郡をあてがわれ、上京し秀吉方石田三成と連携を深め、薩摩日の大閤検地の実施責任者となり、のち筆頭老中として政務を独占し、文祿四年（一五九五）庄内八万石をあてがわれた。慶長三年（一五九八）より京都伏見に移り、邸宅を得たが、翌年三月、前述のとおり忠恒に手打ちにされた。

さらに『県史』は、その後の経過について、

忠棟には嫡子源次郎忠真、小伝次、三郎五郎、千次郎があり、伏見にいた小伝次は、忠棟が殺害されたと聞くや母吉利氏と共に伏見の私邸を出て、東福寺に移った。家康は井伊直政に命じてこの騒ぎを治めさせた。

一方、秀吉の在世中忠棟（幸侃）と親しかった石田三成は、かれの殺害されたのを聞き、非常に怒り義久・義弘をとがめたために、忠恒は高尾山に謹慎した。当時富隈にいた義久は三月一日、石田三成に手紙を送ってこれを謝り、この事件に関係ないことを告げた。

#### 乱の経過

『西藩野史』によると、忠棟（幸侃）を殺害された伊集院家の方では、早速これらの事情を忠棟の妻の使者伊集院三九郎が都城に通報するために伏見を発ち、三月二十日には都城に着き委細を報告した。そのとき、忠真は財部の大河原に狩猟に行っていたが、急報を受けて都城に帰ると、評定を開いて善後策を話し合つた。

評定には和戦両方の意見がでたが、結局都城と十二支城をもって島津軍に抗戦と決した。そして都城を中心とした十二支城の防備が慌ただしく進められ、各城の守将もそれぞれ配置された（図一〇一）。

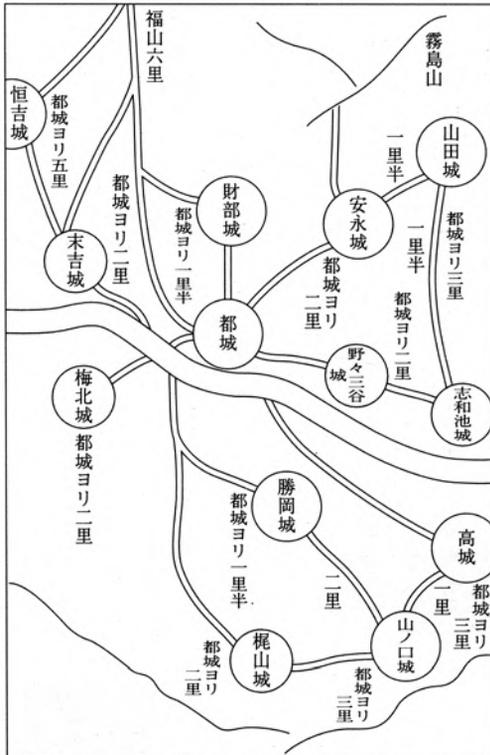


図1-1 都城及十二砦一覽之略図 [庄内軍記]

ここで戦いの経過を簡単にふれる。  
 忠棟（幸侃）の長子忠真をはじめ一族が、戦備を整えて島津氏へ反抗を企てていることは鹿兒島にも伝わった。忠恒は家康の勧めで、伏見から佐土原領主島津豊久と一緒に鹿兒島と佐土原へ帰った。忠恒は直ちに遠征軍を準備、庄内近郊の諸将にも出陣を命じた。

慶長四年（一五九九）六月二十二日、島津軍は恒吉城の攻撃を開始した。その後末吉城の戦い、松山城・月野

城の攻防、志和池城・野々三谷城の激戦で一進一退を繰り返す。勝敗は一気に決しないものの、島津軍有利のうちには戦いは展開し、九月十日、いよいよ都城本城の攻撃を開始した。

このころ家康は、寺沢正成と山口直友を庄内に派遣し忠真に降伏を勧めた。忠真は一旦これを聞き入れたが、再び背いたので家康は大いに怒り島津氏に援助を申し入れた。しかしその後の戦いも雌雄を決しないまま、年が明け慶長五年となった。

二月十四日、家康は再び山口直友を庄内に派遣し、忠真に降伏を勧め、一方の島津義久・忠恒にも休戦を勧め忠真の罪を許すよう勧めた。

二月二十九日、義久・忠恒は血判をして忠真を許し、薩摩の頼娃一万石を与えた。忠真はその後も島津家に対する謀反心があるとして、伊集院一族は次々と処罰されていた。

慶長七年、家久（忠恒）は京都に赴くとし、忠真を同伴するよう命じた。途中野尻

で鹿狩りをするに連れ出し、家来に命じ鉄砲で射殺させた。忠真の弟小伝次も、義久の居城する富隈城に呼び出され、義久の家臣によって斬殺された。

**庄内の乱** 旧東国分村の平山に、庄内の乱の古戦場と**と国分** いわれる渡瀬の陣跡がある。この他に本田どんの隠し墓、庄内の乱のとき逃げてきた母子の殺されたところ、猪撃ちの名人前田伊之助、庄内地方へ塩を密かに売り大もうけをした岡富織之助の話などが伝えられている。これについては下巻第七編第六章「民話・伝説」を参照されたい。

**平田三五郎** 「庄内軍記」に両人の出陣から戦死まで**と吉田大蔵**の模様が詳しくでている。二人は国分から戦場の庄内へ駆けつける途中、敷根の門倉坂にさしかかり、門倉薬師に戦運を祈り、辞世の歌を書き残している。

- ☆ 書き置きも 形見ともなれ 筆のあと  
われはいづくの 土となるらん
- ☆ 命あれば またも来て見ん 門倉の  
薬師の堂の 軒の下露

二人の墓と伝えられるものが財部町南俣古井に残って



写真 1-1 庄内の乱で活躍した平田三五郎の墓（曾於郡財部町南俣）隣に吉田大蔵の墓がある。

いる。平田三五郎の墓の斜め後方に宮内式部左衛門（吉田大蔵）の墓がある。三五郎はこの地で戦死し、宮内は二〇〇びぐらい下方で戦死したと伝えられる。宮内の墓石の文字は割にはつきりしている。正面に「釈直〇梵居士、慶長癸巳六月二十七日、十六歳、宮内式部左衛門戦死」と刻んである（慶長年間に癸巳の干支はない。庄内の乱は慶長四年六月に開戦している。この年の干支は己亥である）。

平田三五郎と宮内式部左衛門の墓には、毎年春の彼岸の中日に国分から関係者が墓参りに来ている。国分では平田一家と宮内一家で「平田講」というのをつくって、毎

年墓参りにきて供養しているという。国分関係者はもとは多かったそうであるが、昭和四十四年現在、七戸になつている(写真1-1)。

〔注〕

- (1) 『角川地名大辞典』別巻一、三八二頁。
- (2) 『鹿児島県史料』「旧記雑録」後編二、巻二二、四八五頁。
- (3) 『鹿児島県文化財調査報告書』第二五集、鹿児島県教育委員会、昭和五十三年三月。
- (4) (2) に同じ、巻三一、一三四九頁。
- (5) (2) に同じ、巻三二、一三五四頁。
- (6) (2) に同じ、巻三一、一二六七頁。
- (7) (2) に同じ、巻三三、一三七三頁。
- (8) (2) に同じ、巻三四、一五四六、一五四七頁。
- (9) 『鹿児島県史料集』三二「本藩地理拾遺集下」(大隅国・諸縣国)、鹿児島県立図書館、平成四年。
- (10) 都城市文化財調査報告書第三集『末川家古文書』一九九二都城市教育委員会。

## 第二章 江戸時代

### 第一節 江戸時代のようす

江戸時代は徳川家康が征夷大將軍に任ぜられて慶長八年（一六〇三）江戸に幕府を開いてから、大政奉還によつて幕府が滅亡する慶応三年（一八六七）に至る二六五年間をさしている。家康は幕府を開いてわずか二年後將軍職を秀忠に譲り、自分は引退したが大御所として政治の実権を握っていた。

幕府の体制は二代秀忠、三代家光の政治機構の整備、武家諸法度の強化、参勤交代制の確立、鎖国などを通じて次第に確立され、島原の乱や寛永飢饉などに対応する農民対策の強化などによつて、十七世紀半ばには安定・確立したと見ることができ。

関東の一大名である徳川氏が全国の諸大名を押さえ

て、集権的支配を確立した背景には、抜群の経済力と軍事力があり、幕藩体制を堅持する周到な政策をとつていたことによる。

江戸時代の政治過程の特質を、緊張と弛緩の循環と見る考え方が一般的に存在している。つまり、家光のころまでが武断政治で緊張の時期、それが緩んで文治政治となり、元禄は弛緩政治の一典型と見、正徳・享保期は緊張、田沼時代は弛緩、天保改革は緊張といった考え方である。

江戸時代はまた大土木工事の時代でもある。戦国時代初頭から四代將軍家綱の治世の半ばまでは、他に例を見ないほど土木技術（鉾山開発技術・築城技術・用水土木技術）が発達し、それは日本の社会を変えるほど大きな影響を与えた。<sup>1)</sup>

そのなかで最も大きな役割を果たしたのは用水土木工

事であったが、主要な工事はほとんどこの時期に集中している。それまで洪水の氾濫原として放置されたままとなっていた大河川下流の沖積層平野が、広大かつ肥沃な水田につくりかえられていった。

農地の拡大と農業の進歩は、やがて商品作物の発達へと進み都市の商業も進んだが、商品貨幣経済への依存度の高まりにより、幕藩領主の財政は苦しくなった。家臣である武士の生活はさらに苦しくなり、やがて下級武士の内職も一般化してきた。

商品作物の発達は農民間の貧富の差を大きくし、農村における階層の分化が進んできて、寄生地主も現れてきた。このような傾向は一般農民の経済状態を悪化させるだけでなく、土地を基盤とする幕藩領主の財政にも多大な影響をもたらすようになった。

やがて欧米諸国の接近↓開国論と攘夷論↓国内の動揺↓反幕勢力の結集↓倒幕運動へと世の中の動きは急速に進んでいったのである。

### 薩摩藩の動き

関ヶ原の敗戦後、島津氏はようやく国内政の整備に着手した。忠恒（家久）は

慶長七年（一六〇二）鹿児島城を築き内城より移居し、

これと同時に城下町の建設にも着手した。二年後の慶長九年国分新城が築かれ、義久は富隈より移っている。それから七年後慶長十六年の義久没後は、国分郷は藩直轄地の郷として外城群の重要な位置を占めた。綱貴の代（一六五〇〜一七〇四）に至ってようやく藩内において用水土木工事が始まり、国分郷でも新川の改修、松永・平溝用水の開削、新田開発などが相ついで行われた。

宝暦三年（一七五三）、木曾川の普請手伝いの幕令が下ったが、この治水工事は約四〇万両という莫大な費用を要する難工事であって、大坂での債銀は二二万両、総奉行の平田鞆負は責任をとって自刃した。

二十六代重豪の治世はひどく窮迫していたので、徹底的な緊縮政策を実施した。しかし儉約をする一方で、大いに開化政策をとり、「成形図説」等を編さんし、藩校造士館・演武館の建設、医学館の設立、明時（天文）館を設け薩摩藩の発行などを行った。これらの開化政策の出費は藩の財政を破局に追い込み、ついに文政の末年には藩債五〇〇万両という巨額に達し、側用人の調所笑左衛門廣郷（ひろさと）に改革の大任を命じた。調所はあらゆる手段を講じて財政の立て直しを計り、天保十一年（一八四〇）

には一応の成功を収めた。

広郷は五〇〇万兩の藩債を整理した上に、諸營繕の用途金二〇〇万兩を準備したほか、五〇万兩の貯蓄さえ成したのである。このような基礎の上に營繕土木工事や軍政改革、その他の改革等も行われた。

斉彬が襲封したのはペリー来航の直前で、対外情勢が緊迫しているころであり、洋式生産技術による工業の振興を目的として集成館事業を進めたのは、多年の抱負を實現しようとしたものであった。

生麦事件の報復を受けて、文久三年（一八六三）薩英戦争を経験した薩摩藩は、攘夷論から開国論へと転じ、わが国最初の海外留学生を派遣している。

## 第二節 島津義久と舞鶴城

義久、文禄三年（一五九四）、豊臣秀吉は、薩摩舞鶴城へ・大隅・日向三州の検地を石田三成に命じた。翌四年に検地が終わると、秀吉は薩摩・大隅・日向の一部を合わせた五六万石をあてがう朱印状を義久ではなく弟の義弘に与えた。秀吉は義久に対し、鹿児島を退

去すること、そのあとに義弘が入るように命じたらしい。これは島津家の家督を義久から義弘に移すことを意味する。この処置は義久が太閤検地に非協力的態度をとったためといわれる。しかし義弘は鹿児島に入らず、栗野から帖佐ちようさに移った。鹿児島へは義弘の後継ぎの忠恒（家久）が入った。

義久は隠居のかたちで知行地の桑原郡富隈に築城し、居を移したものと思われる。

富隈城は錦江湾奥の低い台地の一角に築かれた。城は海端に近い小丘陵に築かれ、南は海に面し錦江湾の波が石垣まで押し寄せていたであろう。東西北の三方面は堀に囲まれていたようであるが、防衛を目的とした堅固な城郭の造りではない。天守閣も持たない屋形造りの建物であったようである。

義久がこの富隈城に入ったのが文禄四年（一五九五）九月で、慶長九年（一六〇四）十一月、国分新城（舞鶴城）に移るまで約一〇年間在城したが、この間に国の内外でどんな動きがあったか見てみよう。

○慶長二年（一五九七）、明えいとの講和が破れ、再び朝鮮出兵となり、慶長の役に義久弘が帖佐から出陣する。

○島津家略系図



- 慶長三年八月十八日、豊臣秀吉亡くなる。
- 慶長四年三月、忠恒（後の家久）伊集院忠棟を伏見で手打ちにする。これがきっかけとなって、都城一帯で庄内の乱が起こる。
- 慶長五年九月、関ヶ原の戦い、義弘西軍に参加して戦い、東軍の本陣を中央突破して鹿児島に帰る。
- 慶長七年、徳川家康、義久に薩・隅・日の三州の所領を安堵する。
- 慶長八年、徳川家康征夷大將軍に任ぜられ、江戸に幕府を開く。

以上義久の富隈在城の約一〇年間は、列挙したように

領国存亡の危機の連続であったといえる。義弘・忠恒は朝鮮で戦い、帰国後の忠恒は義久と共に庄内の乱で戦い、義弘は関ヶ原の戦いと、戦いに明け戦いに暮れる日々をおくっている。それに関ヶ原の戦い以後の家康との関係も、島津氏にとっては重大な局面を迎えている。義久は、隠居のかたちで富隈に退去したものの、留守の多い義弘に代わり三州領国の支配の実権を握っていたものと思われる。

尚古集成館の松尾千歳氏によると、

尚古集成館には、慶長五年（一六〇〇）に作成された「鹿児島二召置御書物并富隈へ被召上御書物覚帳」という冊子がある。これによれば義久は「頼朝以来御書」や「御当家系図」「御代々に京都よりの御書」などを慶長四年に富隈に召しあげている。

江戸時代、頼朝の下文や足利尊氏の書状など島津家に伝わる文書・記録などは、重物（宝物）として当主たちに受け継がれており、義久も「頼朝以来御書」などは、島津家の当主が所持すべきものと考えていたのであろう。

と、義久が家督の実権を握っていたのではないかと述べている。

館造りの 義久は、慶長九年十一月（『国分諸古記』  
舞鶴城 は十二月）、富隈城から舞鶴城へ移った。

その理由に隠居説があるが、隠居の続きであるとすれば富隈城で事足りるはずであり、財政の苦しいとき無理して新しく築城する必要があつたとは思えない。

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いで、義弘は家康の本陣を中央突破し、鹿兒島へ帰つてきた。戦後、島津氏に対し厳しい処分が予想された。義久は和戦両様に構えながら、義弘を桜島に謹慎させ、新納旅庵や文之和尚らに家康と交渉させた。その一方、戦いに備え詰めめの城と舞鶴城の築城を始めさせたと考えられる。

舞鶴城は、標高一九二メートルの断崖絶壁の城山を背後にし、そこから東西に伸びる尾根に囲まれた懐深い山麓に造られている。城そのものは、雄大な天守閣のそびえる城郭をもたず、富隈城と同じように屋形造りである。戦いを想定しての城でなく、日常の生活をする場として造られた屋敷である（写真2-1・図2-2）。今も当時の石垣が残り、高さ三メートル長さ二〇〇メートルの野面積みの石垣と堀が、かつての城の面影を伝えている。

いざ戦いとなると、背後の絶壁に囲まれた城山を詰め

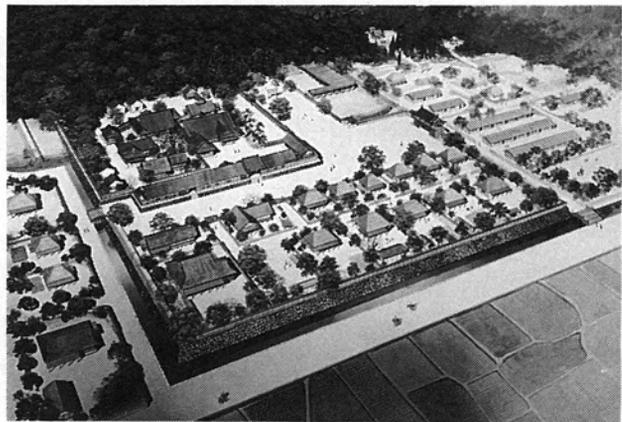


写真2-1 舞鶴城の復元図〔国分小学校百年周年記念、国分小学校蔵〕 120

えられる。頂上は台地状になっており、城脇には湧水もある。西側にあるからめ手門は、岩石をくりぬいて造り、門近くの絶壁にはつり橋をかけている。いざという時はつり橋を落とし、敵の侵攻を防ぐのである。今もからめ手門柱が立っていた跡が、はっきり残っている（図

の城として敵を迎え撃つ。この城山は、奈良時代の養老四年（七二〇）の単人の反乱のとき、隼人がたてこもった曾於乃石城の跡と伝

## 第2章 江戸時代

- ① 国分高等学校  
 ② 大隅線金剛寺駅  
 ③ 夕日が丘団地  
 ④ 大手通路  
 ⑤ 金剛寺跡  
 ⑥ 火葬場  
 ⑦ 大平（おおひら）  
 ⑧ ちやうすが城方向  
 ⑨ 五社宮跡  
 ⑩ わき水（生竹か谷）  
 ⑪ わき水（牛が追）  
 ⑫ 大手口（城門）  
 ⑬ 小陣（二の丸跡）  
 ⑭ 市立郷土館  
 ⑮ 屋外ステージ  
 ⑯ 城山公園展望台  
 ⑰ からめて口（城門）  
 ⑱ 城山団地  
 ⑳ からめて通路  
 ㉑ 伊勢神社

- 明治前の道路  
 — 現在の道路  
 △ 武士の屋敷所在地

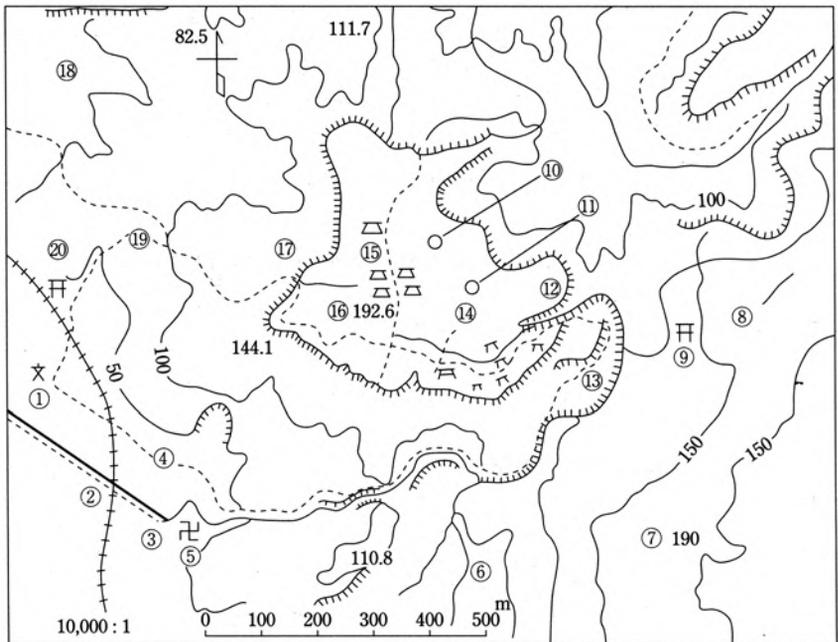


図2-1 詰め城・国分新城<sup>(4)</sup> (隼人) [本田潔『国分歴史散歩』より]

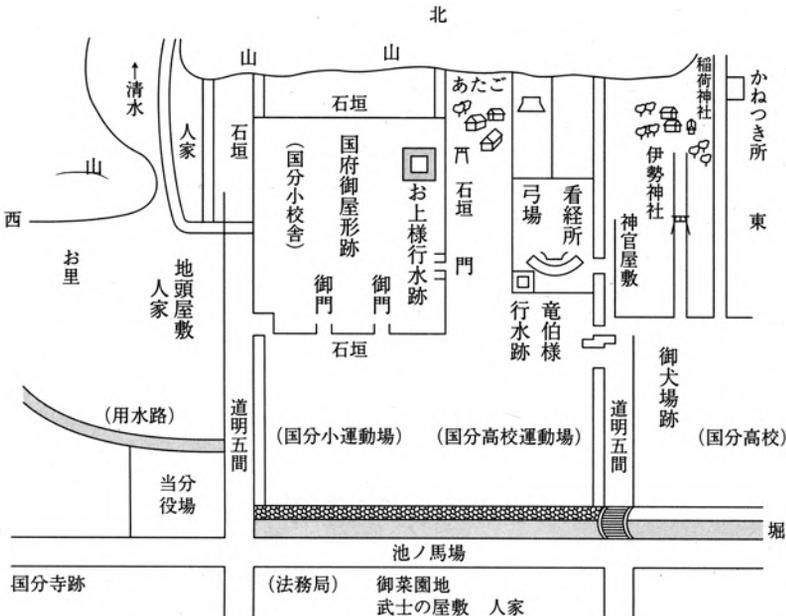
211。  
 『国分諸古記』<sup>(5)</sup> は、この城山を「国府城古来より新城と申伝へ候」とし、「新城縄引帖写」を載せている。この写しは資料編『国分諸古記』の中に収録しているので参照されたい。

### 城下町国分

舞鶴城の築城が始められた

のは前述したとおり、関ヶ原の戦い（一六〇〇）以後のことと考えられる。義久は和戦両様の構えをとり、戦いのときの詰め城を準備する一方、平時の城下町造りも始めたものと思われる。

義久が京都に滞在したときに見た京の町割りを参考にしたいといわれている。基盤の目



( ) 内は現在使用中

図2-2 舞鶴城の屋形跡（『国分諸古記』より）

のように道路を通し、町並みを整然とした方形に  
整えようとしたようである。

屋形のすぐ近くには大身の国老（家老）たちを  
配置している。『西藩野史』<sup>6</sup>は新城の国老として  
「喜入大炊・山田有信・平田宗親・本田正親・本  
田公親」の名前を挙げている。

『国分諸古記』によると、慶長十年の国府衆中  
として五六四家部の氏名が記されているが、相当  
の武士団が国分麓に居住していたことになる。義  
久が没して四年後の元和五年（一六一九）の起請  
文に名を連ねている国府諸士は二二二人である。  
大幅な減少であるが、これは鹿児島城下や他郷へ  
移されたためである。

武家屋敷の南側には、本町・加治木町・古来  
（高麗）町・唐人町と商人の町が続いている。こ  
れらの町の商人の中には、広瀬川をさかのぼって  
くる屋久島船や七島船との貿易に携わった者もい  
た。その中心となったのが林氏である。林氏の  
祖、林鳳山<sup>ほうざん</sup>は明から渡来し島津義久に召し出され  
浜之市で明との交易を盛んにしている。義久が国

分新城に移ったときに、鳳山も召し出されて唐人町に移り住み浜之市と同じように交易をしたものと思われる。

林氏の墓地が中央六丁目（旧唐仁町）の近くの正覚寺跡にある。墓地跡を公園化することになり、平成七年に古基石や彫刻の優れた墓石を墓地跡の一か所に集め保存するようになった。その跡は正覚寺公園となった。

**義久死後の** 慶長八年（一六〇三）、徳川家康は征夷  
**国分** 大将軍に任ぜられ、江戸幕府を開く。そ

の前年、島津氏は家康から薩・隅・日の三州の領国を安堵され、忠恒（家久）が三州の藩主となった。鹿児島城山を背後にした屋形造りの鶴丸城を築いた。これから後、この城を中心として薩摩藩の新しい政治が始まる。

慶長九年義久は舞鶴城に居を移し、和戦両様の構えをしたものの、大きな波乱は起こらずにすむ。緊張のつけた義久は、それから本当の隠居生活に入ったのだろう。

晩年の義久の国分時代の事跡にながらあるだろうか。一つ目につくのは、慶長十一年、服部宗重にたばこを試験させたこと。それが後世の国分たばこを有名にしたきっかけになったことをあげなければならないだろう。

慶長十六年正月二十一日、乱世に生き九州を駆け巡っ

た義久は、波乱万丈の一生を終えた。七十九歳の大往生である。殉死者一五名、『西藩野史』<sup>(8)</sup>はその名をあげている。

### 辞世の歌

世の中の米と水とをくみ尽くし

つくしてのちは天つ大空

墓は本市の金剛寺跡と上井の徳持庵跡の二か所にあり  
鹿児島市の福昌寺跡にもある。

義久には三人の息女があり、長女お平様は島津義虎に嫁いだが、義虎死後は、国分郷上井城下の上井に住み、慶長八年（一六〇三）に亡くなる。墓所は洵龍院の一角にあり、宝篋印塔ほうくわいんとうの墓に葬られた。詳しくは、下巻第一五章三節「旧跡」を参照されたい。

次女のおたま様は、島津忠将の孫彰久に嫁ぐ。彰久とおたま様との間に信久が生まれ、男子のない義久の後継者の一人とみられていた。しかし結果的には義久の弟義弘の子忠恒が後を継いでいる。

三女亀寿姫は、忠恒（のち十八代藩主家久）の夫人となったが、子供ができず国分舞鶴城に移り住んだ。於上様と呼ばれ親しまれていた。当時の於上様の生活の一端

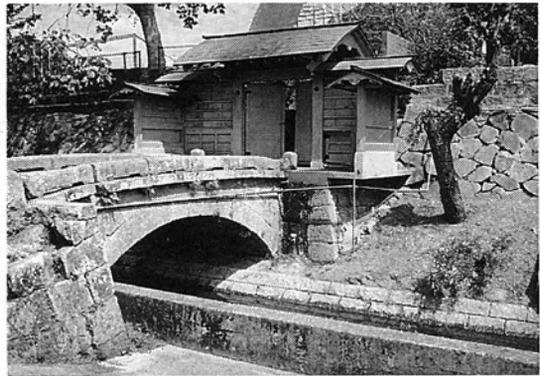


写真2-2 舞鶴城にあったといわれる朱門

を知る『於上様御台所御看』や『御上様御代大工帳』が『国分諸古記』にまとめられている。国分市の指定文化財となつている朱門は、於上様の館の門といわれているが、その根拠がいまひとつはつきり

しない。  
寛永七年（一六三〇）に逝去、持明院様と呼ばれた。齢六十歳という。鹿児島市立美術館の庭に持明院様の石造座像があり、命日の十月五日には婦女子の人たちが参拝し、石像のお顔に化粧しきれいになるように祈るといふ（下巻第一五章三節「旧跡」参照）。

### 第三節 琉球入り

#### 薩・琉の関係

江戸慶長期以前における薩・琉関係は隣交・修好的性格のものであった。そのころは琉球から薩摩に対し、随時綾船使を派遣していたのである。綾船とは船の鱧へさきに青い雀と黄色い龍の紋を描いた船で、島津氏に対する公式の使節船であった。

永禄十一年（一五六八）、琉球国（宮古島）の運租船が風雨に遭い、薩摩領内の加世田片浦に漂着した。薩摩は救護を尽くして本国へ送還した。翌年時の国王・尚元王は天童寺の使僧を派遣し、黄金三〇両をはじめ南方物産を含む品々を献上して恩謝した。翌元亀元年（一五七〇）、島津貴久は使を遣わして礼に応えらるとともに、薩・隅・日三州の守護職を義久に譲る旨を告げ、和交するといふ。義久も書状の中で「郷郊の交義を修む」と述べている。

#### 義久書状<sup>(9)</sup>

從「往昔」、有「昆弟之約」、故今広濟住持雪岑東堂、表「符改之旧例」、呈「緘於中山王殿下」、以修「郷郊之交義」

伏希自今以後、永々可<sup>レ</sup>為<sup>二</sup>連綿<sup>一</sup>者也、仍獻<sup>二</sup>少<sup>一</sup>之方物<sup>一</sup>云々

しかし、この両国関係にひびが入るようになったのは室町時代も終わりの元龜・天正のころからである。元龜三年（一五七二）、薩摩は僧雪岑<sup>せつしん</sup>を琉球に遣わし、「琉球を往来する商人で薩摩の正印を帯びない者は、船・財物など没収して琉球国の公用に充ててよし」との書状を送り、琉球貿易独占の態度を示している。

この時期、琉球では尚元の死去にあい、その取りこみのためか、使僧の接待について島津氏の不満を買ってしまった。このため琉球は綾船を仕立てて陳謝するが薩摩の態度は威圧的で、これまでの琉球の態度を詰問するものであった。この件以来、琉球は毎年のように島津氏へ使者を遣わし、中国や南方の品々をはじめ、琉球の特産物を献上するようになった。にもかかわらず、薩摩の關係はこれまでの友好的なものではなく、支配的な關係が見えてくるようになるのである。すなわち、島津氏の使僧が琉球で疎略な扱いを受けたこと、また、綾船の進物が途切れたこと、家康が漂着船を送還したときの礼を欠いたこと等が起こるに及び、両国はより複雑な關係へと

発展していくのである。

天正十九年（一五九一）、秀吉は朝鮮出兵を決意し、島津氏を介して琉球にも出兵と名護屋城の夫役を命じた。

これを受けて島津氏は琉球に書状<sup>(10)</sup>で催促をしている。

秀吉は朝鮮征伐に、薩摩と琉球を合わせて一万五千人の出兵を命じているが、琉球からの出兵は弟義弘のはからいで免除になった。その代わり、七千人の兵糧米十か月分を坊ノ津へ送り、そこから高麗・唐土まで運ぶようにせよ、また、名護屋の築城には金銀米穀で夫役を助けるようにせよ

という内容である。

しかし、琉球三司官はいわれのないこと、また、凶作であることを理由に、これを拒絶してしまったのである。

慶長十一年（一六〇六）、家久は家康<sup>つかひ</sup>に使い、琉球の無礼を理由に出兵を請い、その許しを得て琉球出兵の決意を固めることになる。

その後、慶長十三年に至るまで再三使者を遣わし、幕府への謝礼を勧告するが、「琉球は往古より中国に属

し、日本とは別格である」と主張し交渉は決裂、ついに慶長十四年、島津の琉球出兵となるのである。

家久は出兵に当たり、征軍主将樺山権左衛門尉に授けた「軍略」には、次の文言があつた。

覺<sup>(1)</sup>

一 琉球よりあつかいを入候はゞ、無異儀其筋に可有談合事

一 いずれのみちにも、利運に相候はゞ、少も無逗留早々軍衆六七月之此者可引取事

一 琉球歴々の人質、其外嶋々の頭々の者迄、質人を取候て、當国へ引こし、琉球向後の諸役儀、於此方可相定事

一 自然琉球国王居城に取籠、ながく籠城のかくごと相見候はゞ、悉焼はらひ、から城計に成、人數少もためらはず引取、あたりの島々の者人質を取、手に付候て、可為帰陣事

一 兵糧米おさめさせべき事、此中琉球人の申付たるより、いかにもかろくおさめさせべき事

右條々不可有違變候也

慶長十四年三月

樺山権左衛門尉殿

(『鹿兒島県史』第二卷第二章)

つまり、次の四つのことを指示しているのである。

一。琉球王及び首脳部を人質として薩摩へ連行すること

二。琉球国今後の諸役儀は薩摩側で定めること

三。国王、籠城を決めこむときは首里城焼き払うこと

四。兵糧米を王府より軽く納めさせること

薩摩が琉球出兵を行うまでの約一四〇年間、双方がやり取りした文書に「琉球薩摩往復文書案」がある。もはや善隣友邦、隣国修好などの言葉が消え去り、人質連行、首里城焼き払いなど、過激な文言に変わっている。

### 琉球出兵

時は大坂城にて豊臣氏が亡ぶ六年前、慶長十四年(一六〇九)二月であつた。

樺山久高・平田増宗をそれぞれ主将・副将として、総勢三〇〇〇余、船艦一〇〇余隻(あるいは一三〇〇人、七五隻ともいう)を以て編成され、山川港から出船した。

琉球征伐日記(市来孫兵衛)によると、

山川へ翌日寅の刻程に着申候、湊へ鹿兒島、加治木、国分方の諸類船八拾艘余御座候、船のかざりよう思い思ひの結構驚目候

とあり、国分地方からも船・船頭が出船したことが記さ

れ、勇ましい出陣のようすがうかがわれる。

また『国分諸古記』<sup>12)</sup>には

国分士堀切彦兵衛事、義久公の尊命を蒙り、琉球御退治前御船頭仰付られ候に付、海上御安全、首尾能く御手に入り、誓願たておき、慶長十四年の春、家久公山川湊迄御出張遊ばされ、人数琉球に御差渡し、早速御退治、中山王尚寧降参、役願成就に付き再興と相見え候

とあり、小村浦の船頭、棹子等が渡航に活躍したことが推察される。

この渡航には海外の交通・貿易のための許可辞令ともいふべき「朱印状」が必要であった。現物が市内堀切家に現存していて、国分市立郷土館に寄託されている。

同じく現存する堀切氏系図の中に、次のような記録が残されている。

堀切彦兵衛<sup>13)</sup>

太守義久公御朱印也且亦琉球国征伐為船長依功給新知之高地而領之元和六庚申年（一六二〇）六月十三日卒法号月浦宗潭居士葬小村東光院自分創立於此寺也

出兵に当たり義久・義弘・家久連名で一三項目にわたって軍律を発している。海外の出兵ということで、兵

の引締めを求めたものであろう。二、三あげてみると

- 一。船の出入、思ひ思ひに無之様に惣別同前に可有之事
- 一。鉄砲もちたる衆、いたづらに玉薬をつくすまじき事
- 一。手に入れたる島々の於百姓等、いさまか少も狼藉いたすまじき事

などである。

三月四日、全艦船順風を得て山川を出航、七島勢を案内役として口永良部島を経て大島に向かった。途中難風



写真 2-3 義久公朱印状 (写)

のため諸船分散したが、七日には大島諸所に着岸し、徳之島・沖永良部島に進んだ。島各地において島吏が島民を率いて抗戦するが、薩軍の鉄砲の前には敵では

なく、わずか数日でことごとく平定された。薩軍さらに進攻して、二十五日には沖繩本島に上陸して那覇、首里に向かう。翌月五日薩軍はついに首里城を接收し、戦いは終わった。

この戦いのようすを琉球征伐日記（市来孫兵衛）は次のように書いている。

諸勢御着候、陸地船手双方を以て御懸り被成候故、琉球人も一だんと驚目方々山々へ遁入候、有様筆舌難尽候、那覇の地下人共は皆々家を明のき候云々

海・陸から挟み撃ちにされ、家を明けて方々へ逃げざるを得なかつたようすが克明に記されている。

こうして尚寧しやうねいは和睦を請うに至り、親見世において和議成立、尚寧、三司官等一〇〇余名は捕虜として薩摩に渡ることとなつた。六月二十三日、尚寧らは鹿児島に入り、家久・義久・義弘へ謁し謝礼をなした。島津氏は尚寧らを迎するに俘虜の扱いを以てせず、賓客として之を待ち、しばしば宴を給する等の厚遇を与えたという。これには琉球中山王をして日明貿易の仲介たらしめんとする意図もあつたといわれている。

琉球平定の報が駿府、江戸に伝わるや、將軍秀忠は家

久・義久・義弘に褒書を遣わし、家康も家久に対して戦功を賞し、琉球領地の黒印状を下府かふした（下げ渡すこと）。

尚寧は鹿児島に抑留されること二年、この間家康・秀忠に拝謁し、一六一一年に帰国することになる。帰国に先立ち、家久は旧琉球領のうち、奄美大島・徳之島・喜界島・沖永良部・与論島の五島を島津氏の直轄地として認めさせ、琉球本島以下先島まで国王領八万九〇八六石と決定した。このほか、薩摩に対して芭蕉布三〇〇〇端、上布六〇〇〇端、下布一万端、唐芋一三〇〇斤、棕櫚網一〇〇万束、黒網一〇〇万束、筵じよ三八〇〇枚等々、多くの貢租の申し渡しがあつた（芋＝麻の一種）。

また、国王と三司官には起請文を書かせたが、拒否した三司官は処刑されている。起請文には薩摩の琉球征伐が正当な行爲であつたという内容が記され、琉球本島以南が琉球の領土であり、子々孫々まで起請文にそむかないというものであつた。さらに追い討ちをかけるように知行、農政、商業等万般にわたり、琉球支配の大綱を示した「掟十五か条」が与えられたのである。

掟<sup>15</sup>

- 一。薩摩御下知之外、唐え詭物可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>之事
  - 一。從<sub>二</sub>往古<sub>一</sub>由緒有<sub>レ</sub>之人たりといふ共、當時不<sub>レ</sub>立<sub>二</sub>御用<sub>一</sub>人に知行被<sub>レ</sub>遣間敷之事
  - 一。女房衆え知行被<sub>レ</sub>遣間敷之事
  - 一。私之主不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>頼之事
  - 一。諸寺家多被<sub>レ</sub>立置間敷之事
  - 一。從薩州<sub>一</sub>御判形無<sub>レ</sub>之商人不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有許容事
  - 一。琉球人買取日本え渡間敷事
  - 一。年貢其外之公物、此中日本之奉行如<sub>二</sub>置目<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>致<sub>二</sub>取納<sub>一</sub>之事
  - 一。閣<sub>三</sub>三司官就<sub>二</sub>別人<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>之事
  - 一。押賣押買可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>之事
  - 一。喧嘩口論可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>之事
  - 一。町人百姓等<sub>一</sub>に被<sub>二</sub>定置<sub>一</sub>諸役之外、無理非道之儀申懸る人あらば到<sub>二</sub>薩州覺島<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>披露<sub>一</sub>事
  - 一。從<sub>二</sub>琉球<sub>一</sub>他国え商船一切被<sub>レ</sub>遣間敷之事
  - 一。日本之京判升之外不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用之事
  - 一。博奕僻事有間敷之事
- 右條々於<sub>二</sub>違犯之輩有<sub>レ</sub>之者、速可<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>嚴科<sub>一</sub>之者也、仍下知如<sub>レ</sub>件

慶長十六年辛亥九月十九日

兵部少輔判  
紀伊守判  
勝兵衛尉判  
權左衛門尉判

この掟の中に貿易に関する条項があるが、「薩摩の許可なく交易あるまじき事」というのがその真意ではなかつたかと推察される。

薩摩がこのような強い態度にでるには、薩摩の苦しい財政事情があつた。九州平定の野望から続く文禄・慶長の役、関ヶ原の戦いと支出した軍費は莫大なもので、藩の財政は危機状態であつた。

これまで幕府は明との貿易に積極的であつたが、文禄・慶長の役以後、明は日明貿易を禁止してしまつた。唐船の碇泊港、川内・久志・秋目・片浦・阿久根・坊津・鹿児島等の港は活気がなく、すたれる一方であつた。薩摩が琉球を通して日明貿易の再開という意図があつても不思議ではない。事実、島津氏は幕府の命を受け、日明貿易の再開に努力していたのである。

こうして琉球入りはひとまず終わりを迎えるが、島津氏には戦役の後の琉球統治という課題が残つていた。

## 琉球の統治

薩摩が引き上げた後、琉球統治の機関として那覇に薩摩仮屋が置かれた。薩摩藩においては家老の中の琉球係が琉球支配の最高機関であった。最初の在番奉行は本田親政で、任務は琉球内政の監視と進貢貿易の督励であった。ほかに治安担当の大和横目が置かれ、琉球人を監視した。

薩摩仮屋に対し、鹿児島には琉球仮屋があった。琉球と薩摩との貢納などの事務に当たった。

薩摩の地方支配を代行するものは、各間切まぎりにおいた地頭代であった。地頭代は薩摩の政策を忠実に実行するものとして登場した地方最高の間切役人であった。間切とは当時の琉球の土地の一定の区割のことである。

国分市麓の有馬氏系譜を見ると次の記録が残されている。純盛（平次郎主膳）の項に

琉球王薩州ニ依レ有ニ無沙汰一、両大将被ニ指渡一、琉王被ニ召上一間、切々ニ人数被指渡、純盛モ指渡浦添間切五千石、一平三ヶ年相勤、御奉公慶長十六年七月帰朝仕候

とある。当時琉球での役人の任期は三年の在番が普通であった。純盛は慶長十四年（一六〇九）から同十六年七月まで琉球にあって、間切役人として戦後の治政に当

たったものと考えられる。

## 第四節 薩摩藩の地方制度

## 一 外城制度

外城制度の 薩摩藩の地方取り締まり体制の中で、特あらまし 徴のあるのが外城（郷）制度である。薩・隅の二国及び日向諸県郡一郡の領域を一一三の区画に割り、それぞれに地頭仮屋（私領は領主仮屋）を設け、その周囲に「麓」という武士集落をつくってその地域の行政を管轄させた。いったん事あるときには、そのまま麓の武士が軍団を形勢してそれぞれの地頭の指揮にしたがって動員される仕組みであった。

鹿児島城下に約五〇〇〇戸の武士を住ませ、他の武士をすべて外城の麓に居住させて「外城衆中」（＝外城郷士・安永九年（一七八〇）七月より）として地方政治を管轄し、一方農耕による自活をさせたのである。

外城はいくつかの村よりなり、中心となる一つの村の中に麓・野町・浦・浦町・門前という特別な集落を置

き、それぞれ郷土が首長として支配したが、村の大半を占める在郷、すなわち百姓は庄屋がおさめていた。<sup>(16)</sup>

徳川幕府は、慶長二十年（一六一五）六月に、大名のもつ軍事力の抑制を図るための一国一城令を出し、さらに同年七月には、大名の心得、築城の許可制、徒党禁止、婚姻制限、参勤交代などの規定を盛り込んだ「武家諸法度」を出して大名の統制にあたった。そのため島津氏も鶴丸城以外はすべて廃止しなければならなかった。

城そのものは廃止されたものの、制度上の外城や行政区画などは旧来のままで天明四年（一七八四）四月、「外城」は「郷」という新しい呼び名に変わった。

外城の行政組織 外城の行政組織は時代による名称のとその職務 違いはあるが、次のような役職によって行政面、刑事面、軍事面のそれぞれを分担して自治行政を行っていた。

●地頭 城主の命によって、各地の外城（郷）に配属された行政・刑事・軍事等の長官で主君の名代も務める役であり、大番頭、御小姓與頭・御用人が兼務した。多くは掛地頭であつたが、居地頭としてその土地に居住する者もあつた。

管理している土地によって総領地頭、半分地頭、三分の一地頭、四分の一地頭、小地頭の呼び方もあつた。地頭の下に地頭代を置いた時代もあつた。

（補説1）掛地頭は領地に居住せず、掛け持ちでいくつかの領地を治めている地頭。

●郷士年寄 郷士年寄（あつかい）あり、郷行政実務の中心をなしていた。郷士年寄は各郷から選ばれて一年または半年毎に勤務し、数人いて合議によって用務を決定していた。大事な用件は地頭所に伺って裁決を乞うていた。国分郷の場合大きい郷のためか、一二人が選出されて四人一組

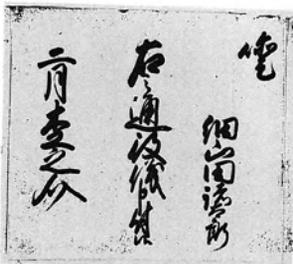


写真 2-4 任命書の噺役 (細山田諸太郎)

の交代制で務めた時期もあつた。東襲山郷の噺役の任命書が細山田家に伝わっている。

噺

細山田諸太郎

右之通役儀申付候

二月 李之介

二月とだけあつて年代は不明であるが、『東襲山村

誌』によると明治維新当時の地頭が菱刈李之助とあるの

で、この時代の噺役の任命書と思われる。

止上文書の中に寺社奉行からの申付書があつたので、

提示する。

曾於郡	寺社奉行
郷士年寄	

右屯通急成御用に付

差越候条今日之

宿次便より無滞

持届候様可申付候以上

未

正月十日

寺社奉行<sup>㊟</sup>

鹿兒島諸所

郡見廻

右の古文書中右二行は上掛(包紙)の部分である。寺

社奉行(寺や神社に関する事をつかさどる。位は高いが権力はさほど大でない)から差し出されたものである。薩摩藩の鹿兒島諸所の郡見廻(夫役の徵発、産業の督励をなす役)を経由して、曾於郡郷の郷士年寄に宛てられた文書である。

「右一通」が欠けているため用件は不明であるが、宿次便によって、至急滞りなく届出を申し付けられた文書である。

なお止上文書に噺役の職名のある古文書があるので、提示する。

元文元年(一七三六)

九月二十一日

噺 五十嵐長左衛門

同 治澄花押

同 塩川次郎右衛門

同 満明花押

同 本田興左衛門



写真2-5 寺社奉行よりの文書



写真2-6 暖役の職名のある古文書

同  
親安花押

後藤五右衛門

章常花押

●組頭くみかしら  
郷土年寄の下に置かれた役職で、麓の名家か  
(與頭)ら選ばれる定めであった。五、六人で構成さ



写真2-7 組頭の任命辞令書  
(細山田諸太郎)

である。

写真2-7は東襲山の細山田家に伝わる組頭の任命書

が、のちこれは解消された。  
れ壮年で人望があり文武にもすぐれた人が選  
ばれていた。風紀の取り締まり、武芸の監視  
振興、戦時には郷兵の隊長になる人たちが  
あった。国分郷では年寄と同様一二人選出さ  
れて四人一組で交代制とした時期もあつた

曾於郡

組頭

細山田諸太郎

右申付候

十月喜右衛門

と記載されている。

●横目 現在の警察官、裁

判官の仕事をする

役で、治安の維持

にあつた。地頭

横目といって地頭

専属の横目という

係もあつた。

この三役のほかには郷老、相談役がある。郷老は郷の長老として意見を出し、相談役は行政上の相談にあずかつた。

各郷には郷の三役の下に次に述べる諸役があり、郷士と家中士から選出されていた。時代によって役名が変更されたり、新しい役が生まれたりしている。『鹿児島県史』(二巻)の中に記されているものをあげると下のとおりである。

郡見廻

夫役(労働課役)の徴発で、産業の督励を

なし、郷士年寄を助けて農事一般の指揮・

監督にあつた。細部の仕事としては、道

路・橋・田畑の破損の修理や農業に関する

一切の指導、公文書の発送などをつかさど

り、諸役中で最も多忙な職務であつた。

山についての一切の係

山の取り締まり役

行司の下役

榎や楮の係、植栽や採取法など指導

竹林・森林の見廻り役

やまみまわり  
山見廻  
やまがた  
山方  
はせ こうぞみまわり  
榎・楮見廻  
ちうばく みまわり  
竹木見廻

郷士・家中士より選任

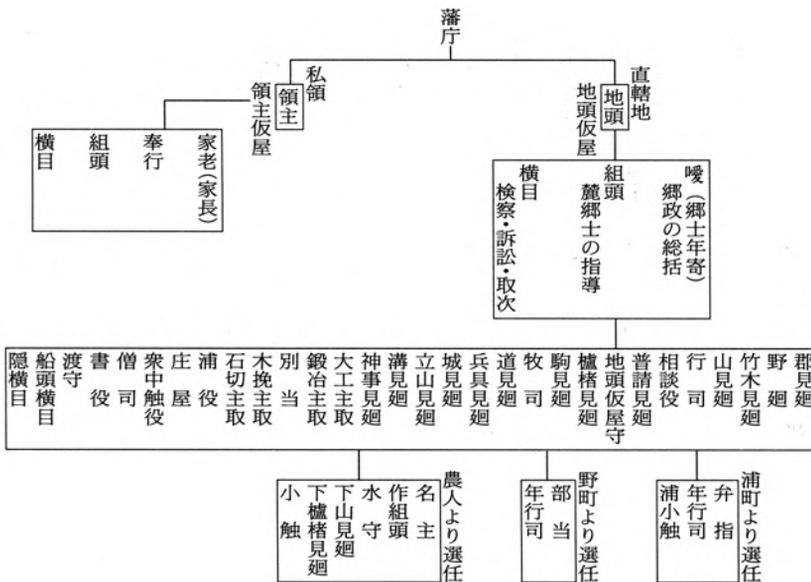


図2-3 外城の支配機構

抑 おさへ  
庄屋 しやうや

国境や肝要の地に置かれる役

農民に対する行政全般

諸般の命令の伝達や、上申の取次ぎをし

て、その村に関する全責任を負い、農耕・

夫役・貢租の指揮・監督にあたった。

土木に関する係

牧場の係

用水係（新田・用水路など）

道路に関する係

石材・石切に関する事を掌る

村高等を記録する役

大工に関する役

木挽に関する役

漁業や船運・港に関する全般、浦の長

門の農民や浦・野町から選出される役に次のものがあ  
り、郷土や家中士よりなる諸役の下役を務めた。

年行司 ねんぎょうし 野町取り締まり役人部当の下役

小触 せんとく 庄屋の下役で、夫役や年貢等の連絡係

弁指（別当） べんさし 浦の係、浦役人の下役

名主 なぬし 門の長で、年貢・諸役ほか門全般の業務

作興（組）頭 さくきぐみ 農民、町人五人組の長

水守 みづもり 田の用水の見廻り調整、溝見廻りの下役

下山見廻 したやまみまわり 山見廻の下役

下楮楮見廻 したやまみまわり 楮・楮見廻の下役で、植栽の実地の指導者

## 二 郷土制度

郷土の身分と 郷土は諸郷に居住している武士で、古  
任 務 くは外城衆中といっていたが、安永九

年（一七八〇）七月外城郷土と改め、さらに天明三年

（一七八三）八月、外城の字を除き郷土と呼ぶように

なった。すなわち国分外城衆中が国分衆中となり、国分

郷土と呼称が変わっていったのである。

郷土は麓に居住し、農耕を営みながら郷行政に従事し  
たのであるが、「外城（郷）の行政組織とその職務」で  
述べたように職務の種類も多く、また家格によって世襲  
とされているものもあつた。郷土は大別して「高持士  
禄高をもっている士」「一か所士」「一か所の屋敷だけの  
士」「無屋敷士」「禄高も屋敷もない士」の三つに分けら  
れるが、郷行政においては禄高の多い郷土が優位を占め  
たようである。

『清水村郷土誌資料』一卷六編の記録によると、第二十五代薩摩藩主島津重豪が明和四年（二七六七）、江戸から参勤交代帰国の際、国分・浜之市間を清水郷士六〇人が護衛したとあり、このように平時においては藩主のお供奉仕をしたり、戦いが始まれば命令によって参戦したのである。

郷士の生活と 郷士の生活と経済を支えていたものは  
**経済基盤** 知行高、抱地高、浮免、永作などで

あった。知行高というのは、藩主が武士や寺社に給与した土地で、家格や役職によって相当な差があった。薩摩藩では石高は粃で計算されたので、知行一〇〇石の場合には実収五〇石ぐらいであったといわれている。一〇〇石以上の知行を有する郷士は非常に少なく、寛永十六年（一六三九）の薩摩藩全体の外城衆中一万一三九三人の内、知行取は八二〇二人で、外城高の計は八万八六〇一石、平均一〇石である。高別に見ると三〇〇石から四〇〇石まで三人、二〇〇石以上一〇人、一〇〇石以上六四人、三〇石以上四四五人であった。一か所土（屋敷のみ）が二八八三人、他は無屋敷土が相当数いたことになる。このような石高を持たない郷士の生活は大工、鍛

冶、木挽、左官などの仕事によって補うか、浮免・永作・抱地の耕作によって維持されていた。

浮免は門高に編入されない自作自収の熟地で、出来として八升一合、賦米として一升一合、合わせて九升二合の租米を高一石について納めればよい仕組みで農民のそれに比べて、はるかに軽い貢租であった。また浮免は夫役の対象とはならず、郷士間の売買も許されていた。

非常の場合に備えた備蓄米としての御囲米は、農民、町人、郷士を問わず一定の割合で出来していた。また、郷士の持高は毎年届け出て、賦所が持高を検査して確認した。知行名寄帳と対比し定められた持高を越す分は召揚げとなるため、子供に別家をおこし独立させる別立の願いを出して、譲与したり、または他人へ譲渡なども行われた。

出来の記録を荒田家の文書の中に見ることができる。

差出留

一、高六石七升五合 上小川村田中門

荒田伝八左門殿帳面

出来八斗八升 浜之市出物御蔵入

一、高式石 上小川村西新田門

豎山十郎大殿帳面  
出来四斗 浜之市出物御蔵入

一、高三石壹斗八升九合六勺 上小川村上四郎門

豎山十郎大殿帳面

出来四斗八升 浜之市出物御蔵入

永作は、郷士・農民その他一般に作人が大山野、古荒地などを自費で開墾した門地同様の貢租を納める永代耕作の蔵入地であり、夫役はつかなかった。

抱地というのは、大山野や古荒地の内、現在の耕作や水利に支障のない場所を許可を受けて自費で開墾した土地で、郷士だけに許された土地拡張の方法で、持留、仕明地ともいった。士族の格によって所有面積に一定の制限があった。この土地に対する租税は浮免と同様であった。

荒れた田畠を耕地にした溝下見掛みかけは、郷士、農民共に認められ、租税は見掛けて軽く夫役はつかなかった。

同じように大山野も、やぶや沢地など熟田畠に悪影響がない限り開墾を認められていて、租税は生産高の一〇分の二で、夫役はつかなかった。

郷士の租税は前述のように軽く、農民が一石に対して

四斗ぐらいを納めたのに対して九升余りであった。この差は、武士は事あれば主君を守り、または戦場に出向く重要な務めを有しているからということであった。

### 三 国分地方の外城

#### 外城と麓

国分地方には国分・清水・曾於郡そこの（襲山）・敷根の四か所に外城があったが、天明四年（一七八四）四月、郷という名称に改められた。

国分郷の場合は、国分新城（舞鶴城）と呼ばれた城山の南側に麓地域があり、地頭仮屋（現国分小学校西側）を守護するように武家屋敷が並んでいた。この麓は、島津義久が京の五条町並みに似せて造らせたといわれ、本通りは五間（約九丈）の道幅があり、碁盤の目のように縦横に整然と分割されていた。これらの郷士の屋敷群の南に隣接して、本町・唐仁町などの野町があつて、武士や農民たちの日常生活用品の製造販売を行っていた。平常は武士も農業に従事していたので、麓の周囲に耕作地を設けて農耕を営み、さらにその周辺地域に上小川・向花・福島・松木・上井・下井などの農民集落を散在させて、農業生産を専門に行わせている。唐仁町の一部に

は武家屋敷地区があつて、海外との貿易の監視にあたらせていた。海の近くにある小村の集落を浦と呼び、水夫の義務を負わせている。この構成は中世以来の豪族を主とする社会集団の自給自足的な生活から発生したものと考へられている。

『清水村郷土誌資料』（第一巻六編）に清水麓の地形や構造についてくわしく書かれている。

清水麓は小路が数多く作られた構造になつていた。土小路の区域は弟子丸のうち新田馬場・羽坂・玄亀庵・大山・平等・寺馬場・牟田・内馬場・豊之口・北迫・安田口及び山之路の飛地和田・坂上・落水・釈迦田などであつた。土小路の中の重要な場所には「先なしの所」（丁字形の道路または行きどまりの場所）や「杵形」がそれぞれ五か所も設けられ、各所に五組ずつの郷士が配置されていた。「先なしの所」の五か所の位置は、平等馬場・豊之口・巢堂口・落水口・玄亀庵口であつた。また「杵形」のある五か所の位置は、神崎利右衛門屋敷角（神崎盤松宅）、赤坂分右衛門屋敷角（牟田橋の南角）、大山万膳方屋敷角、牧藤左衛門屋敷角（現・豊之口太田儀秀守の付近）、芝原五郎左衛門屋敷角（落水蓮池の

隣）であつたといわれている。

豊之口は土小路の玄関口であつて、俗に高札馬場といわれていて、昔は周知用の高札（揭示板）が立てられていた場所で、現在豊之口の石柱が建立されている。

また上記のほか雉牟田地区は沼地であつたので、これを活用して双方に入口を構えて、敵を沼地に誘い込んで討ち果たすという戦略上の要地とし、麓地区全体が防衛を考えた構造となつていた。

敷根郷や襲山郷にも、類似した構造が見られる。

**各郷**の次に国分地区内の各郷の地頭及び諸役に**地頭名**など 関する資料を掲げる。

○襲山郷代々の地頭

天文 六年ころ	(一五三七)	本田中務少輔為親
天文十二年ころ	(一五四三)	小島参河守辰綱
天文十九年ころ	(一五五〇)	財部筑前守平守住
永禄五年ころ	(一五六二)	三原遠江守重秋
元亀二年ころ	(一五七一)	村田亀丸
天正年間初めころ	(一五七三)	上原長門守尚繼
天正年中ころ	(一五八一)	税所越前入道
慶長十五年ころ	(一六一〇)	本田與左衛門公親

元和四年ころ	(二六一八)	税所次郎右衛門篤貞
正保四年ころ	(二六四七)	町田右京忠堯
萬治年間ころ	(六六五)	土持權之助(頭)
寛文六年ころ	(六六〇)	桂盛之助忠保
寛文八年ころ	(二六六六)	新納縫殿之助久宗
延寶六年ころ	(二六七八)	別府式部左衛門忠長
天和貞享年間	(二六七八)	別府式部左衛門
元禄十二年ころ	(六八七)	市来次郎左衛門
元禄十六年ころ	(二六九九)	堀四郎左衛門(太夫)
寶永より	(二七〇三)	相良權太夫長規
享保七年まで	(七七〇四)	本田新助
享保十六年ころ	(七二二)	北門權八
延享より	(二七三一)	種子島宇左衛門
寛延まで	(七五〇)	町田源左衛門
寶曆五年ころ	(二七五五)	佐久門九十九
寶曆十年ころ	(二七六〇)	児玉祝人
明和八年ころ	(二七七二)	北門作左衛門
安永十年ころ	(二七八一)	伊勢新五郎
寛政二年ころ	(二七九〇)	本田休兵衛
寛政十二年ころ	(二八〇〇)	清水源左衛門
享和元年ころ	(二八〇一)	
文化五年ころ	(二八〇八)	

文化八年ころ (二八一二) 種子島次右衛門

文政元年ころ (二八一八) 堅山武兵衛

文政十一年 (二八二八) 松元百集喜

この間 不明

明治元年ころ (二八六八) 菱刈奎之助隆徴

副 役 前原孫次郎

○襲山郷の噺役その他

・元和四年(一六一八)十二月十五日止上宮宝殿再興の棟札に

噺税所志摩入道、本田与左衛門、野間口七郎左衛門、迫田甲斐守

門、迫田甲斐守

・元和五年(一六一九)三月十日止上宮拜殿再興棟札に

噺本田与左衛門、野間口七郎左衛門尉、迫田甲斐守、税所志摩入道

・寛永十二年(一六三五)乙亥十月二十八日止上宮由緒書に

噺細山田喜右衛門重正、河越銀左衛門重朝、稻富喜

左衛門長賢

・寛文六年(一六六六)仲春止上文書に

清水源左衛門

本田休兵衛

伊勢新五郎

北門作左衛門

児玉祝人

噯細山田諸左衛門、小川大炊兵衛、立本郷兵衛、塩

川助兵衛、五十嵐諸右衛門

・寛文七年（一六六七）丁未二月九日止上文書に

噯細山田諸左衛門、本田孝左衛門

・寛文八年（一六六八）戊申十一月止上宮両社善神王

殿再造立棟札に

噯本田孝左衛門親広、河越五郎兵衛重政、稲富四郎

左衛門長親

・延宝五年（一六七七）丁巳正月十日の池田伊予の由

緒に

噯本田与左衛門親宣、後藤新右衛門、塩川竜右衛門

満昌

・延宝七年（一六七九）己未四月吉日止上宮舞殿再興

棟札に

噯本田与左衛門、後藤新右衛門、塩川竜右衛門

・元禄十二年（一六九九）己卯三月吉日止上宮宝殿並

に両社再興の棟札に

噯本田与左衛門、稲留四郎左衛門、小川為左衛門、

塩川助兵衛満仲

・宝永四年（一七〇七）丁亥二月吉日止上宮宝殿並に

両社再興の棟札に

噯本田孝兵衛、小川為左衛門、細山田十蔵、五十嵐<sup>いがるし</sup>

長左衛門重治

・享保五年（一七二〇）庚子三月十五日止上宮宝殿並

に拝殿の棟札に

噯本田孝兵衛親清、本田兵左衛門親信、稲留喜左衛

門長珍、塩川助兵衛満仲

横目本田四郎右衛門親此、小城長左衛門信春

・享保五年（一七二〇）七月二十四日両善神御神体の

文書中に

噯本田孝兵衛親清、本田兵左衛門親信、稲富喜左衛

門長珍、塩川助兵衛満仲、小川市助武次

横目本田四郎右衛門親此、小城景規

・享保九年（一七二四）甲辰四月六日止上宮江神物米

奉寄進人数帳（同年三月吉日）に

噯塩川助兵衛満仲、後藤五右衛門、細山田諸右衛

門、本田与左衛門

・享保十二年（一七二七）丁未十二月二十二日止上宮

拝殿棟札に

噯塩川助兵衛、後藤五右衛門章常、小川市助武次、

細山田諸右衛門

・享保二十一年（元文元年＝一七三六）丙辰四月十一

日宝殿棟札に

・ 嘜本田与左衛門親安、後藤五右衛門章常、塩川次郎

右衛門満明、五十嵐長左衛門治澄

・ 寛保二年（一七四二）八月二十五日止上権現簾の覚

のなかに

・ 嘜五十嵐長左衛門、塩川次郎右衛門、細山田源七、

本田与左衛門

・ 宝曆十年（一七六〇）庚辰冬霜月二十八日の記に

・ 嘜塩川助兵衛満省、川越甚左衛門

・ 横目竹下五良八雪有

・ 横目見舞稻留治左衛門長盈

・ 文化六歳（一八〇九）二月二十八日の記に

・ 郷士年寄本田安左衛門、阿久根喜助、細山田十左衛

門、小川喜兵衛

・ 明治元年当時（一八六八）

・ 郷士年寄細山田十左衛門、細山田源右衛門、小川伊

左衛門、細山田十右衛門、塩川龍右衛門

・ 組頭本田孝左衛門、本田与八左衛門、山下勘右衛

門、塩川次郎右衛門、細山田源右衛門

・ 横目荒田彦助、山下嘉右衛門

・ 庄屋重久村、塩川八郎、川越甚右衛門

○ 敷根郷の地頭ほか諸役

地頭

・ 慶長七年（一六〇二）

・ 山田越前入道有信

・ 年代不明（――）

・ 本田作左衛門元親

・ 年代不明（――）

・ 比志島内記

・ 寛文五年（一六六五）

・ 二月一日より桂鞞負久隆

・ 寛文七年（一六六七）

・ 死去、本田四郎左衛門親道

・ 寛文九年（一六六九）

・ 十一月桂式部

・ 寛文十一年（一六七二）

・ 三月三日鎌田源左衛門政有

・ 寛文十三年（一六七三）

・ 七月三日村田為左衛門経知

・ 延宝七年（一六七九）

・ 正月廿七日村田五郎左衛門

・ 経貞

・ 天和のころ（一六八一ころ）弟子丸市之助宗重

・ 貞享二年（一六八五）

・ 本田市右衛門宜親

・ 元禄九年（一六九六）

・ 十一月三日相良四郎兵衛

・ 享保七年（一七二二）ころか 肥後平右衛門

・ 文化十一年（一八一四）

・ 町田勘解由

(薩藩政要録、菅原神社棟札、劔神社棟札より)

噯

享保六年(一七二一) 三月猿渡千右衛門

黒田弥次右衛門

安楽伊助

竹木見廻 神崎弥右衛門

池田源三衛

行司 池田源三衛  
法印聡海

(以上長尾城跡の碑銘より)

安政四年(一八五七) 三月三日

行司 田實甚七

竹木見廻 池田利助

(以上山神碑銘より)

○清水郷歴代地頭及び郷士年寄(噯)

第一代地頭 山田越前守有信

所頼の人 阿多孫右衛門

(郷士年寄の慶) 村田伊左衛門  
(長年間よび名)

第二代地頭 税所越前入道

所頼の人 高橋 岩見

浜田 右京

税所 因幡

第三代地頭 鎌田玄番政朝

所頼の人 国分佐左衛門

浜田助左衛門

第四代地頭 鎌田左京政徳

所頼の人 国分佐左衛門

浜田助左衛門

第五代地頭 鎌田源左衛門政有

所頼の人 国分佐左衛門

浜田助左衛門

篠原十郎兵衛

第六代地頭 五代勝左衛門

所頼の人 国分佐左衛門

篠原十郎兵衛

第七代地頭 鎌田源左衛門

所頼の人 国分佐左衛門

篠原十郎兵衛

第八代地頭 島津安芸久雄

所頼の人 国分佐左衛門

篠原十郎兵衛

後に高橋平右衛門

平嶺郷兵衛

第九代地頭

桂又十郎忠能

所頼の人

高橋平右衛門

平嶺郷兵衛

第十代地頭

横山権左衛門

所頼の人

高橋平右衛門

平嶺郷兵衛

後に浜田 右京

第十一代地頭

伊集院半兵衛

噯

平嶺喜兵衛

安田治郎右衛門

高橋六右衛門

篠原善左衛門

高橋新左衛門

富田十郎左衛門

野田万右衛門

浜田庄左衛門

浜田李左衛門

第十二代地頭

山田民部有隆

噯

鶴丸助右衛門

高橋岩右衛門

平嶺郷兵衛

久松清左衛門

鶴丸兵左衛門

有馬勘右衛門

(貞享二年より元禄三年まで)

第十三代地頭

山田新助有從 (元禄四年七月就任)

噯

鶴丸助右衛門

久松清左衛門

野田万左衛門

第十四代地頭

新納 主税 (元禄十年正月就任)

噯

鶴丸助右衛門

久松清左衛門

野田万左衛門

安田七右衛門

名越浅右衛門 (宝永五年三月就任)

噯

高橋五右衛門

野田万左衛門

平嶺助左衛門四代

第十六代地頭

鎌田十左衛門政常

(一七二〇)  
(宝永七年八月就任)

曖

野田万左衛門

浜田市左衛門

古川新兵衛

第十七代地頭

高橋七郎右衛門

(一七二二)  
(正徳二年九月就任)

曖

野田源左衛門

久松弥一兵衛

第十八代地頭

島津権左衛門

曖

野田源左衛門

久松弥一兵衛

鶴丸助右衛門

鶴丸次左衛門

第十九代地頭

義岡 左平 (一七四四)  
(寛保四年正月就任)

曖

鶴丸助右衛門

安田次兵衛

浜田市兵衛

安田武左衛門

第二十代地頭

児玉小六実延 (一七五九)  
(宝暦九年八月就任)

曖

木尾安左衛門

鶴丸覚右衛門

安田武左衛門

高橋岩右衛門

稲元源左衛門

第二十一代地頭

中馬源兵衛 (年代不明)

曖

木尾用右衛門

有馬勘右衛門住長

鶴丸覚右衛門

稲元源左衛門

第二十二代地頭

山岡 斉宥 (一七六二)  
(宝暦十一年正月就任)

曖

木尾用右衛門

鶴丸覚右衛門

稲元源左衛門

有馬勘右衛門

浜田市郎右衛門

鶴丸次左衛門

第二十三代地頭

小笠郷左衛門 (一七七〇)  
(明和七年正月就任)

曖

鶴丸覚右衛門

有馬勘右衛門

浜田市郎右衛門

安田良右衛門

鶴丸次左衛門

鶴丸仙次郎

鶴丸治平次

平嶺 喜助

鶴丸治平次 後任野田主右衛門

野田主右衛門 後任浜田 早太

(一七八七)  
(天明七年七月就任)

鶴丸次左衛門 後任有馬勘助住好

第二十四代地頭 梅田九衛門 (寛政三年十月就任)

郷士年寄 鶴丸 仙次郎 (改名助右衛門)

浜田 早太

神崎利平太

神崎利平太 後任有馬 勘助 (一七九一)

有馬 勘助 後任安田 長蔵 (寛政三年八月就任)

若松 主右衛門

浜田 早太 後任神崎 新助 (同十二年七月就任)

(任)

第二十五代地頭 桂太郎兵衛 (文化二年正月就任)

郷士年寄 神崎 新助

若松主右衛門

若松主右衛門 後任木佐木利左衛門

(一八〇二)  
(享和二年二月就任)

安田 長蔵

安田 長蔵 後任谷口喜兵衛

(一八〇二)  
(享和二年八月就任)

鶴丸助右衛門

鶴丸助右衛門 後任木佐木利右衛門

(一八〇六)  
(文化三年五月就任)

神崎 新助

神崎 新助 後任浜田市兵衛

(一八一五)  
(文化十二年十二月就任)

第二十六代地頭 有馬 糺 (文政三年八月就任)

郷士年寄 谷口喜兵衛

木佐木理右衛門

浜田市兵衛 竹下善左衛門 (改名孫右衛門)

第二十七代地頭 土岐平太夫

郷士年寄

谷口喜兵衛

木佐木理右衛門

浜田市兵衛

竹下孫右衛門 (初名善左衛門)

竹下孫右衛門

後任木佐木庄左衛門

(天保三年三月就任)

谷口喜兵衛

後任平嶺郷兵衛

(文政十三年三月就任)

木佐木理右衛門

後任田中半右衛門

(天保四年十二月就任)

第二十八代地頭

二階堂郁

(天保五年正月就任、後主計と改名)

郷士年寄

浜田市兵衛

平嶺郷兵衛

木佐木庄左衛門 (改名仙左衛門)

田中半右衛門

浜田市兵衛

後任神崎新助

(天保十一年六月就任)

第二十九代地頭

猿渡彦左衛門

郷士年寄

平嶺郷兵衛

田中半右衛門

神崎新介

若松清兵衛

(天保十五年正月就任、後主右衛門と改む)

若松清兵衛

後任中条一郎左衛門

(嘉永元年四月就任)

神崎新助

後任浜田市兵衛

(嘉永四年七月就任)

第三十代地頭

小松相馬 (嘉永六年正月就任)

郷士年寄

平田郷兵衛

田中半右衛門

浜田助左衛門

(安政六年四月就任)

中条一郎左衛門

浜田市兵衛

神崎新左衛門

第三十一代地頭

島津帶刀 (安政三年八月就任)

噯

田中半右衛門

中条一郎左衛門

田中半右衛門 後任田中盛兵衛 (安政五年二月就任) <sup>(一八五八)</sup>

浜田市兵衛

平嶺郷兵衛

平嶺郷兵衛 後任神崎新左衛門

(安政二年正月就任) <sup>(一八五五)</sup>

第三十二代地頭 大久保一藏 (後の利通)

(文久四年二月就任) <sup>(一八六四)</sup>

郷士年寄

浜田市兵衛

神崎新左衛門

田中盛兵衛

第三十三代地頭 菱刈李之助隆徴

(国分居地頭として) <sup>(一八六四)</sup>  
元治元年九月就任

浜田市兵衛

神崎新左衛門

田中盛兵衛 (安政五年二月就任) <sup>(一八五八)</sup>

浜田助左衛門

田中半右衛門 後任平嶺郷左衛門

(慶應元年六月就任) <sup>(一八六五)</sup>

神崎新左衛門 後任肥後喜助 (慶應四年二月就任) <sup>(一八六八)</sup>

第三十四代地頭 新納刑部 (慶應四年四月就任) <sup>(一八六八)</sup>

噯

平嶺郷左衛門

若松雄左衛門

肥後 喜助

濱崎助左衛門 後任神崎 新助 (慶應四年五月就任) <sup>(一八六八)</sup>

第三十五代地頭 奈良原幸五郎 (但日当山清水国分地頭明治元年就任)

噯

平嶺郷左衛門

若松雄左衛門

肥後 喜助

第三十六代地頭 築瀬善左衛門 (明治元年十月就任) <sup>(一八六八)</sup>

噯

平嶺郷兵衛

若松雄左衛門

肥後 喜助

神崎 新助

○国分郷の地頭  
以上の記録がある。<sup>(17)</sup>

島津義久の没後、慶長十七年（一六一二）から他郷と同様に一般の外城並みに地頭制度となったのである。

『国分諸古記』には野村伊賀守の書付の中に地頭の氏名が記録されている。

初代の地頭	慶長十七年	喜入大炊入道紹嘉
二代 地頭	（年代不明）	喜入吉兵衛久洪
三代 地頭	（年代不明）	喜入久右衛門
四代 地頭	寛文二年 （一六六二）	島津 又六
五代 地頭	寛文五年 （一六六五）	島津 権七
六代 地頭	宝永三年 （一七〇六）	島津 図書
七代 地頭	宝永四年 （一七〇七）	肝付 主殿
八代 地頭	享保三年 （一七一八）	名越 右膳
九代 地頭	享保十二年 （一七二七）	樺山 主計
十代 地頭	（年代不明）	島津 仲
十一代地頭	延享五年 （一七四八）	山岡 斉宮

以上の他は不明であるが、元治元年（一八六四）以後の四名は清水郷との兼務である（清水郷地頭参照）。

○国分郷の噺役

一与

一 東郷 五郎兵衛

一与

- 一 平田 利右衛門
- 二 南雲 杵岐
- 二 野村 外記

一与

- 一 有馬 弥左衛門
- 一 豎山 半左衛門
- 二 肥後 少右衛門
- 二 家村 次左衛門

右の通り噺役が一二人であるが、四人ずつ一組となり一年交代で務めていた。

地頭仮屋と 地頭仮屋は各郷の軍事・行政をつかさどるところで、麓（府本または府下）の中心となる位置にあった。

国分郷の地頭仮屋は、現在の国分小学校の西側一帯であった（詳細は第四編第二章二節参照）。襲山郷の地頭

飯屋は旧東襲山小学校の跡地で現在の東襲山運動公園の東の一带にあり、飯屋の前は幅五間の道路があつて飯屋馬場と呼ばれていたが、校庭の拡張工事によって運動場となり細い道路のみが残存している。清水郷の地頭飯屋は弟子丸の内馬場にあつた。現在の松田重元氏宅およびその隣接地一帯ということである。敷根の地頭飯屋は旧敷根村役場の付近一带にあつた。現在の農協支所の付近である。これら飯屋の近くには郷士の住宅地があつたが、いまも武家門や石垣が残っているところもあり、往時のおもかげをしのばせている。

清水郷にあつた地頭飯屋敷の絵図が『清水村郷土誌資料』に記載されている。それを見ると、郷土誌資料に記載されている。それを見ると、門と土蔵と塩(煙)硝小屋は瓦葺となつていて、定番所・大砲小屋・モミグラ・馬屋・居住宅は藁葺で一部が茅葺となつている。北面と東面には岡があり、西側は唐孟宗竹山となつている。北西には弓場があり、弓の訓練は郷士の大事な務めであつたのだらう。南側には正門があり、両側はキンチクの竹垣となつている。住宅の前には築山も

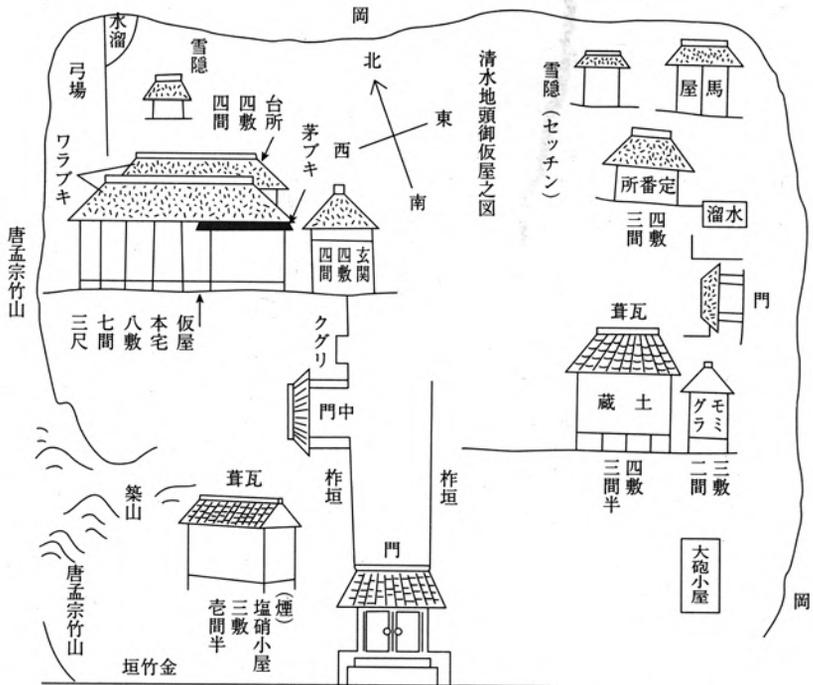


図2-4 清水地頭飯屋敷の絵図〔『清水村郷土誌資料』より〕

造られている。門は東の門、正門、中門、クグリ門があり、住宅と勤務場所とは同一地にある。本宅の広さなどから見て質素であつたことがうかがわれる。

古文書に見る 中宿制度は、生活の苦しい城下武士

国分郷士の実態 士に対し何年間か外城への転住を許

可し、農業に従事させて家計が豊かになれば、この者を呼び戻して従来どおり藩主に仕えさせた制度である。また、外城郷士にも適用されたことが、荒田家の文書に見出される。

次は文政七年（一八二四）正月、松元傳兵衛以下五人與が差し出した書中の一部である。

但矢野八郎左衛門事御暇御免之上溝辺表へ中宿仕罷申候。

とあり、矢野八郎左衛門が溝辺村へ中宿したことが分かる。

家部別立は郷士の二男、三男が特別に新しく別家を創立する願ひ出書類を地頭役所に提出して、許可を受けて独立を認められることをいうが、現在のように土地や財産を分けてもらつてすぐに一家を新しく立てるようなことは許されなかつた。願ひ出の書類には、五人與が次書

（添え書き）をして與頭衆中から提出しなければならなかつたのである。

荒田家の古文書の中に次のように別立の願書が見られる。

別立願書

私二男 荒田六郎

右者私二男二而御座候処此節為別立、所衆并之御奉公為仕度御座候間奉願通御免被仰付被下候様御申奉頼候、以上、

子三月

荒田與左衛門 ㊦

海老原喜兵衛殿

上野 四郎太殿

與中次書

右被申出趣承届別条無御座候間奉願通被仰付様御申上奉頼候、私共與中之衆次書如斯二御座候、以上

子三月

上野 四郎太 ㊦

海老原喜兵衛 ㊦

国分與頭衆中

国分衆中（郷士）は戦時には軍役に、平時においても城主が移動する場合はお供役であつた。いわば公務員的な身分で、移住（転勤）せよとの命があればこれに従わ

ねばならなかったのである。『国分諸古記』に慶長十年（一六〇五）の国府衆中の氏名（資料編参照）八〇九人が記してあるが、このうち他郷へ移住を命ぜられた移住先と人数は次のとおりとなっている。

鹿児島へ 一九人 吉松へ 五人

曾於郡へ 三人 加治木へ 三人

敷根・谷山・大口へ 各二人

清水・財部・横川・出水・串良・高城へ 各一人

移住の命に反した人たちは、御成敗を受け土地や屋敷を没収されている。その一例として『清水村郷土誌』によると、延宝二年（一六七四）敷根の外城立て付け（設置）の折り、清水郷の二〇戸に対し、敷根郷に移住せよとの藩命を受けたが、五戸しか従わず、一五戸は移住を拒否して御成敗を受けている。移住を拒んだ理由は不明である。

移転した郷士は橋口渡右衛門、菊野與八左衛門、古川郷左衛門、上野志摩之助、池田吉兵衛の五人であった。

移転方御免の願い出をしたが許可がなく、石高・山・屋敷を没収されたのは浜田中左衛門、山下少兵衛、濱田佐右衛門、田中伊右衛門、高山清左衛門、宮田勘兵衛、

稲留李兵衛、楠元権右衛門、小浜早右衛門、山下七郎左衛門、上原野右衛門、桜井早馬正等、紙屋市之丞らであった。その後屋敷だけは返されている。

当時の下級郷士は田畑ももたず家さえもない者もあり、大工職などに従事したり、出稼ぎによって生計を維持していた。

止上神社神殿壇下の杉板戸に唐獅子とポタンの花が描かれているが、その裏面には次のような墨書がある。

◎寶曆十年（一七六〇）庚辰霜月十五日濟立柱之棟上之作

法

寺社方大工

江崎寿左衛門勤之

同 西田 甚助

国分 新橋 甚六

鹿府 東 甚右衛門

同 西田 知左衛門

伊作 竹下 周右衛門

谷山 落合 長之助

国分 秋丸 伊之勝

国分 岩城 太次右衛門

国分 根占 助左衛門

曾於郡津曲 左源左衛門

国分 江口 休八

鹿府 東 勘八

伊作 家村 助八

伊作 山代 九左衛門

国分 八藏

右之外大工式拾人当日仕口候付除之

◎寶殿造営

寶曆十年(一七六〇) 庚辰霜月中流

鹿府 絵師

小野原 廉伯 晝之

粉色人

国分 山口 貞右衛門 利波

国分 市成 弥平太 武雅

宮内 田口 伝左衛門 實喜

同 川島 八郎右衛門

宮内 栢山 次郎右衛門

同 井上 清六

同 丸山 仲右衛門

塗師

鹿府 大屋 弥左衛門

宮内 宮路 元右衛門

砂官

鹿府 有川 良右衛門

加治木壹岐 勘七

同 山元 甚六

右社壇下入板御板修理之筆濟立柱之棟上作法之日記之。

以上の記録によれば、鹿府・伊作・谷山などの西目地区や加治木・宮内方面からも寺社方大工・絵師・粉色人・塗師として、郷士が出稼ぎに来ていたことがうかがえる。

郷士の文武 文武の両道に通ずることは武士のたしなみの鍛練 文として、特に厳しくその訓練が要請されていた。「文」の面では、書物の書写から学習が始

まった。ついで古典の素読・講読などが武士の素養として行われた。「武」の面においては、各地に鍛練場を設け、武道の腕を磨いたのである。剣之宇都地区の調練場、岩戸地区の鍛練馬場、道場口の仮屋馬場、札の馬場、国分の犬追馬場、清水地区の寺の馬場、内馬場などがそれである。これらの鍛練場では剣術はもとより、弓術、水術、馬術、槍術、砲術、馬術などの訓練に励んだのである。剣術については示現流、砲術では稻留流、弓



写真 2-8 示現流免許状 (後藤権右衛門宛の分)

- 一、示現流兵法東郷藤兵衛へ入門両度誓詞免許  
 一、天保十四年(一八四三) 卯正月本心鏡知流槍術中極意
- 曲尺合巻物  
 梅田九之丞  
 治矩殿より  
 伝授
- 一、日置流弓術  
 弓術東郷左太夫殿  
 より伝授
- 一、稲留流砲術  
 和田乗助殿より伝授

術では日置流の各免許の取得者が数多く出ている。それらの免許状が旧家に現存し、また、武術関係の巻き物なども伝わっている。剣術秘没の巻(妻屋津曲家)、東郷示現流燕飛次第秘伝書(妻屋小川家)、示現流免許巻物(岩戸後藤家)、捕縄絵図(道場口坂口家)、関ヶ原合戦絵図(道場口坂口家) 国分荒田家の武術の各種巻物などがそれである。

『前郷土誌』には清水郷土木佐木盛寿の兵法・武道の勉強のあかしとして、次のことがらが記載されている。

- 一、御流儀火術二階堂與右衛門殿より伝授  
 一、御家鎌倉流馬術川上拾郎左衛門殿より伝授  
 また鉄砲、弓の練習場開きの記録に「明和七年(一七七〇) 庚寅二月、役々相談にて鉄砲の場、安清軒江打開き向後、弓、鉄砲けいこの場に相究め候事」としている。

上に掲示した示現流の免許状は、襲山郷の後藤家のもので、巻物の終わりの部分である。寛政七年(一七九五)正月吉日に家元の東郷藤助實親より後藤権右衛門が受けたものであり、花押、朱印、契印がある、これ以外に家元よりの書状もあり門下生一同宛ての氏名が記してある。これによって当時の示現流を習っていた郷士の名前が判明した。次にその姓のみを記すと後藤・川畑・大重・村岡・椎原・寺田・藤波・上田・小川・高脇・米田・入来・川越などが見られる。霧島にて接待を受けたとあるので、襲山郷や近隣の郷士たちであろうか。

## 第五節 国分の検地

薩摩藩の 近世、近代を通じて薩摩藩における全国的規模の検地は文禄(太閤)検地のみで、徳

川幕府の下では中央の検地役人によるものは行われていない。

しかし、薩摩藩が独自に行った検地は江戸時代を通じて都合四回ある。これらはすべて薩摩・大隅・日向の島津領全域にわたって実施されたもので、「内検」と呼ばれている。

内検の際は地積の調査、田畠及び上木(補説2)、塩浜の石盛(補説3)のほか、門、屋敷人数、牛馬数なども調査し、これを名寄帳(補説4)(竿次帳)に記録した。この内検により、外城郷士の知行地・知行高や門百姓の門地・門高の割替が行われた。このとき郷士の抱地(補説5)や百姓の永作地(補説6)なども検丈を行い、石盛をしている。四回の内検は次のように行われた。

・慶長内検(慶長十六年へ一六一一)十月〜同十九年三月)

・寛永内検(寛永九年へ一六三二)翌年に終わる)

・万治内検(明暦三年へ一六五七)万治二年へ一六

五九)秋

・享保内検(享保七年へ一七二二)九月〜同十一年

へ一七二六)三月

享保内検以後明治初年までの約一四〇年間は、内検は一回も行われていない。

ところで薩摩藩による検地は、薩摩藩独特の農民支配制度である「門割制度」と密接に関連している。門割制度とは村をいくつかの「門」に分け、検地によって等級化された耕地を門に配当給付し、門に入っている個々の農家の労働可能者(用夫と呼び十五歳から六十歳までの健康な男子)を勘案しながら、くじによって耕地を配分した制度である。農民は定められた耕地の石高(補説7)に応じた貢納の義務を負ったのである。

しかし、耕地を農家各戸に公平に分配するということは極めて困難であった。耕地の質・面積・収穫量・石高、耕地までの距離など、農家の不満は絶えなかったであろうと想像される。しかも長い年月の間には各戸の用夫の構成も変化するであろうし、災害等による田畠の流失や面積の変動も生じたであろう。したがって薩摩藩は耕地を可能なかぎり公平に再配分するために、藩独自の内検を行う必要があったのである。

慶長内検の実施に当たっては、十八代藩主島津家久が、慶長十六年十月に三五か条にわたる法令を出して遵(17)

守を命じている。その内容をいくつかあげてみると、  
んか口論の禁止、隠し田の禁止、使用人が狼藉をしたと  
きは主人も同罪であること、百姓は検地衆の宿へ出入り  
してはならないこと、賄賂わいろなどによるひいき配分の禁  
止、検地竿のあげさげのびちぢみのないよう念を入れる  
こと、検地役人に対する賄い方は一汁一菜とし酒は出さ  
ないことなど、まことに微細にわたっている。その他検  
地の方法、検地除外地、検地衆一手の編成なども示され  
ている。検地の公平を期するためにいかに神経をとがら  
せていたかが分かる思いがする。

なお内検に関して「止上神社神書」に次の記録があ  
る。  
一、昔者神領十三町老段御座候処ヲ寺社家ニ配分候処 大  
閤様御代(マヤ)堪落ニ付于今知知行無之由承及候事  
一、其後 龍伯様ヨリ知行高州老石御付被成候処、其後寺  
社家知行被召上候時分右高上地罷成于今無之候、目錄ハ  
大宮司格護仕候事  
但御目錄并名寄帳目録今ハ別當乗林寺ノ文書箱入置候

○止上社領 龍伯公御寄附目録写

知行目録

隅州曾於郡重久村之内

高三拾壹石式斗五升五合 浮免

右之知行止上為神領被成寄附畢、宜有領地、向後御神  
事軍役無緩可被相動者也、

伊勢兵部少輔

慶長十九年八月五日

貞昌在印判

三原諸右衛門

重種在印判

北志嶋紀伊守

國貞在印判

町田勝兵衛尉

久幸無印判

○右十八人之社人皆屋敷御座候得共勘落以後無之候得共、  
今ニ社役者御奉公ニ勤申候事

止上座主乗林寺

堯音判

明暦元年未八月廿日

御奉行衆中

右件ノ如ク社領社家屋敷破勘落ニ付被召上候ト申伝候、  
明暦元年乙未八月廿日神社仏閣御改被仰渡候ニ付、右ノ通

乗林寺住僧堯音房快春ヨリ相改 御公義江指出サレ候、  
右写留如此御座候此書付ハ別當乗林寺ニ有之候、

○止上御神領

名寄帳写

隅州曾於郡重久村之内知行名寄帳

止上領

浮免

神領 壹町三十六

中田壹段 蒔八升  
真粃九表

山路

山畑廿四分 蒔六合  
大豆一升七合

同所

山畑六分 蒔貳合  
大豆四合

神領 七壹町十二

下田三畦廿分 蒔二升九合  
赤粃壹俵壹斗七升

同 七壹町十七

中田八畦 蒔六升四分  
真粃九表

中田壹段三畦十五分 蒔壹斗六合  
真モミ十三表

(以下略)

これらの記録によると、止上神社は神領として、昔か

トカミノ  
座坊主

川地ノ  
左近丞

善兵衛

祝子  
形部左衛門

麦地  
同人

麦地  
藤右衛門



写真2-9 知行目録

ら一三町一反の耕地を所有し、これを寺社家に配分していた。ところが太閤検地によつてすべて勘落（没収）されてしまった。勘落された耕地は石高を定められ、年貢の對象地となつたのである。その後慶長十九年（二六一四）の慶長内檢ののち、竜伯公（島津義

久)から寺社家の知行地として、三一石二斗五升五合の浮免地(年貢免田地)が下付されたが、これも寛永年中に召し上げられて今はないという意味のものである。

これによっても内検による勘落が寺社家の知行地にまで及んでいたことが分かる。このことは中世からの荘園制度の崩壊を告げるものでもあった。

このようにして薩摩藩の内検は実施され、貢租の基礎を確かなものにしていき、門割制度を支えていったのである。実際の検地の方法は時期や場所などによりいくらか異なっているが、一般的には次のようなものであった。

まず村の田畠一筆ごとの地積を検丈し、さらにその田畠の等級を判定して、上田・中田・下田・下々田などを決める。それによって田畠の生産量(石盛)を割り出し、各門の名子数、用夫数等に応じて門高を定め、総村高を決定した。藩庁の担当役人は各郷の賦所(郷の役所)へ惣高を下げ渡し、賦所は各村の惣高、門高、郷士の知行高(門付給地)、庄屋知行高などによって、年貢の徴収を行ったのである。このように検地によって各門の門高が決められ、貢租額が定められたもので、検地即

門割であった。

さらに、『鹿児島県史』第二卷<sup>(18)</sup>によると、万治・享保内検などの折には人配、人移、用夫配と称して、人口過剰の地方から人口不足の他村郷へ百姓を移住させている。特に万治内検では鬮取<sup>ひきとり</sup>によって菱刈<sup>ひしきり</sup>・真幸<sup>まきき</sup>・祢答院<sup>ねたういん</sup>・庄内<sup>しょうない</sup>などへ人配を行っている。万治内検後六〇年を経て行われた享保内検では、家老種子島久基により、作人不足・土地不足を解消し、年貢を滞りなく徴収するために人配を鬮取で行っている。また移住を望むものに対しては、飯米や農具、さらに住まいまで与えるなど便宜を図っている。

また「国分諸在萬<sup>よろず</sup>志らべ帳」(秋山房枝氏所蔵、全文を資料編に所収)にある「中宿者<sup>ちゆうじやくもの</sup>」、「小村町屋敷御検地帳<sup>ちゆうじやくもの</sup>」に見られる「中宿移<sup>ちゆうじやくうつし</sup>」など、「中宿」とは薩摩藩が貧困藩士救済のため、藩士を一時帰農させ、ゆとりができたなら再び勤仕させた制度であり、一種の移住を意味している言葉といえよう。

(補説2) 貢租を賦課される木。検地の結果立木数・作付面積・収穫によって一定の付税、石盛を行った。県史二巻によると、桑・漆・唐芋(麻の一種)・茶・柿・楮

・棕栢・椿・榎・金柑・九年母（みかん）・梅・桃・梨  
 ・枇杷などの上木名が記されている。

〔補説3〕 斗代ともいう。近世租税賦課のために検地によつて公定された耕地・屋敷地の反当たりの収穫量で、

石高制の基準となつた。田畑を上・中・下・下々などの等級に分け、各等級ごとに坪刈を行い、平均収穫量から算出した。従つて土地の種別また地方によつても差が見られる。明治六年（一八七三）石高制とともに廃止。

〔日本史用語辞典〕。薩摩の石盛は籾のまま行われ、石高表示もすべて籾高であつた（『鹿児島県の歴史』）。

〔補説4〕 江戸時代、百姓一人前の所持田畑・屋敷の反別・百姓名を書き集めたもの。即ち租税の割付や村入用などの賦課のために村役人が検地帳に基づいて作成した。

〔日本史用語辞典〕。

〔補説5〕 郷士が藩庁の許可を得て、自費で開墾し、その使用収益を永久に認められた土地（『鹿児島県農地改革史』）。

〔補説6〕 郷士、農民その他一般の作人が藩庁の許可を得て、大山野、古荒地などを自費仕明（開墾）した土地

（『県農地改革史』）。貢租は門地と同様に課せられたが、門割の際も引き揚げられることなく、永代作職（土地所有権）を許された（『鹿児島県史』二巻）。

〔補説7〕 一定の土地の生産力を米によつて表現する生産

高表示方法。全国を石高で計量するようになったのは太閤検地以降。大名の領有高の表示ともなり、明治六年の地租改正まで機能した（『日本史用語辞典』）。

## 国分の検地

以上、薩摩・大隅・日向の藩領全域に対する検地は、秀吉による文禄（太閤）検地、薩摩藩独自の四回の内検（慶長・寛永・万治・享保）で終わつてゐる。しかしこれ以外に藩内の各所において、明治初年のころまで、必要に迫られて局地的な検地が行われたのである。

このことについて、『鹿児島県史』第二巻には、「享保内検以後、領内総内検は行はれず、ただ新開、損地等の個々の場合の検地の外に、屢々一部地方の検地を行い給地高及び門割の整理を行った」「門割は、惣内検の際全藩に亙つて行はれた外、其の中間期間及び享保内検後にも、一地方毎に検地と共に行はれ、殊に百姓の疲弊甚だしき時、下り高として謂はゆる救門割を行つた」と記されている。

嘉永五年（一八五二）子六月に書かれた「国分諸在萬志らべ帳」は郡見廻役の秋山庄右衛門が、命令によつて

国分郷内諸村の実態を調査し、国分郷の年寄衆中へ提出したものである。

諸村は次の一九村である。

小村・上小川村・上井村・野口村・川内村・下井村・  
 福島村・松木村・府中村・向むかひ華村・新町村・見みつ次村・  
 内村・内山田村・小田村・野久美田村・真まこと孝村・住吉  
 村・小浜村・(浜之市御新田)

そこには各村の田高、畠高、塩浜高、抱地高、郷土自作並びに諸人作職(土地所有権)、百姓請取高、浦高などの石高集計や人口、用夫数も記録されている。さらに困のべま銭、延米(補説)、拜借金(補説)、逃散者の届け出、中宿者の数なども記されており、いわば農業統計書ともいべきものである。

この「国分諸在萬志らべ帳」には次の検地名が記されている。これらの検地は文禄検地や藩の内検以外に、国分郷の耕作地などについて、必要に迫られて調査した局地的なものであったと思われる。

- 享保七年寅(一七二二) 御検地竿次地
- 享保九年辰(一七二四) 大御支配
- 享保十巳年(一七二五) 御検地竿次成

○享保十一年(一七二六) 大御支配

○寛保三亥年(一七四三) 御検地

○延享二丑年(一七四五) 御検地

○宝暦三年酉(一七五三) 御検地

○宝暦三酉年(一七五三) 御検地

○宝暦九卯年(一七五九) 御検地

○明和三酉年(一七六六) 御検地

○明和五年(一七六八) 御検地

○寛政八辰年(一七九六) 御検地

○寛政八辰年(一七九六) 御検地

○文化五辰年(一八〇八) 御検地竿次分

○文化八年(一八一) 御検地

○天保十一年(一八四〇) 御検地(原文のまま)

享保七年・十年の検地、同九年・十一年の大御支配とある藩内検を除き、以降の検地は国分郷各村々を必要に応じて、局地的に検地したものと思われる。これらは平均割替(補説10)や御救割替(補説11)のために行われたものである。特に国分の村々は新田開発などによって、多くの田成、畠成が生じており、一方洪水などによる田畠の流失や損壊もあり、不均衡を是正する必要が多かったと思われる。

国分地方の検地帳類の中には、保存状態が悪く、ページをめくるときさえ不可能のものもあり、また散逸して所在不明のものもある。次に示した検地帳は、『資料編』に所収できた四点と、昭和四十八年（一九七三）の『国分郷土誌』に所収されていた四点である。

○寛永五年午（二六二八） 上小川村上村門名寄帳

○寛永十年癸酉（一六三三） 小村町屋敷御検地帳

○文化五年辰（二八〇八） 川内村御検地名寄帳

○文化十二年亥（一八一五） 福嶋村検地名寄帳

（以上資料編所収）

○享保十二年（二七二七） 川原村知行高名寄帳

○文化六年己巳（一八〇九） 敷根麓村御検地竿次帳

○嘉永七年（一八五四） 向華村御検地帳村中門しらべ

○明治八年（一八七五） 検地（秋山清賢日誌による）

（以上『前国分郷土誌』所収）

以上現在までに収集できた、国分に関係のある局地的検地を列記したが、これ以外にも恐らく必要に迫られて小規模部分的検地が行われたものと推察する。今後それらの史料の発見に大きな期待を寄せているところであ

る。

なお参考までに、次に文化六年正月に作成された国分市敷根麓村の検地竿次帳の中から、門名のある事項と屋敷の実態を示す事項とを抄出して示す。

文化六年己巳正月

隅州噲唵郡敷根麓村御検地竿次帳 郡奉行宮原五兵衛

（高千式百九拾六石九斗七升九勺三

（采書）千三百壹石四斗八升五合五勺

内塩入

下田七間 五畦拾壹步 畦町三 三右エ門

同所 下田十三間 八畦廿步 畦町二 餘慶

同所 下田廿間 八畦廿步 赤粃五俵式斗八升 善四郎

同所 下田七門半 壹反壹畦拾五步 赤粃八俵 叶門

同所 下田四十六間 壹反壹畦拾五步 赤粃八俵 助七

同所 下田七門半 八畦廿三步 畦町二 永里

同所 下田廿五間 八畦廿三步 赤粃五俵三升 市太郎

同所 下田六門半 八畦拾四步 畦町二 裕福

同所 下田廿九間 八畦拾四步 赤粃四俵式斗七升 平次郎

同所 下々田十二間 四畦廿四步 畦町一 盛田

同所 同所 赤粃式俵八升 同人

亀井

第2章 江戸時代

下々島十三間半 式畦廿壹步 大豆七升六合 長右左工門  
 松崎 宝園  
 下々田七間半 三畦 大豆八升三合 金太郎  
 塩入 謡田・浜田・草田  
 中島十二間六畦 大豆壹俵壹升 三右工門  
 同所 角園  
 下々田廿六間半 九畦廿式步 畦町四 村右工門  
 同所 徳留  
 下田十二間 九畦廿四步 赤粃六俵壹斗 新六  
 同所 坂下  
 下田十五間半 壹反拾步 畦町四 市太郎  
 同所 下田九間 赤粃七俵壹升 向井  
 同所 下々田十九間 六畦拾步 畦町一 新兵衛  
 同所 赤粃式俵式斗八升 松蘭  
 同所 下々田十三間 六畦拾五步 畦町一 清三  
 同所 赤粃三俵八升 小牧  
 同所 下々田十八間 六畦 畦町一 同人  
 同所 赤粃式俵三斗四升 泉門  
 同所 下田十二間 五畦拾八步 畦町二 平次郎  
 同所 赤粃三俵式斗九升 鞍掛  
 下田十五間 壹反壹畦 畦町三 源太郎  
 下田廿二間 壹反壹畦 赤粃六俵式斗九升 富田  
 かいえ

下田十三間半 八畦拾七步 畦町二 勘四郎  
 同所 赤粃五俵壹斗 田中  
 下田十一間 七畦拾六步 畦町一 宇太郎  
 同所 赤粃四俵式斗九升 大儀庵  
 塩入  
 下田十四間 八畦拾式步 畦町一 金太郎  
 同所 赤粃五俵式斗六升 御領  
 同所 下田十二間半 七畦三步 畦町二 同人  
 同所 赤粃五俵壹升 京田  
 大坪 下田八間 八畦廿八步 畦町一 清左工門  
 同所 赤粃五俵三斗 今西  
 同所 下田十一間 壹反壹畦拾八步 畦町一 市太郎  
 同所 赤粃七俵一斗三升 太田  
 同所 下田五間 四畦廿三步 畦町二 市助  
 同所 赤粃式俵二升 千代蘭  
 塩入  
 下々田十六間 八畦拾六步 畦町五 平次郎  
 同所 赤粃四俵三斗二升 植益  
 大坪 下々田廿一間半 七畦五步 畦町四 五藤  
 同所 赤粃三俵一斗九升 新門  
 同所 下々田八間 壹反拾六步 畦町二 武右工門  
 同所 赤粃六俵三斗二升 久保  
 大坪 下々田十間 壹反五步 畦町三 同人  
 同所 赤粃四俵二斗二升

塩入

下田八間 三畦六步 畦町一  
赤粃壹俵壹斗

同所

下田十五間 八畦拾五步 畦町三  
赤粃六俵壹斗

大坪

下田十二間 壹反 畦町五  
赤粃六俵三斗四升

盗人田

下々田十二間 七畦廿四步 畦町二  
赤粃三俵三升

御北

中田九間 四畦廿四步 粃三俵式斗八升

同所

中田七間半 五畦八步 粃四俵八升

劍崎

上田十間 五畦拾五步 畦町四  
粃五俵壹斗九升

同所

上田十二間半 五畦 畦町五  
粃四俵式斗五升

大坪

下田七間半 四畦廿四步 畦町一  
赤粃三俵七升

上屋敷十一間 七畦拾步 大豆壹俵式斗式升七合

一 茶 式拾目 粃式合八勺

一 柴竹 三束

中重

市助

駒方

金石工門

脇元

五藤

福元

宇太工衛門

志戸元

善四郎

持留

五藤

小野田

善右工門

住安

同人

悦園

休左工門

田中門名頭  
庄左工門

一 当四拾九歳  
名頭庄左工門

一 同式拾壹歳 子勘助

一 同拾歳 子庄蔵

一 同式歳 子甚八

一 当七拾三歳  
名頭親正右工門

一 同七拾三歳 妻

一 馬 式疋

上屋敷十一間 四畦拾八步 大豆壹俵三合

上屋敷九間 三畦廿七步 大豆式斗九升九合

一 柴竹 壹束

上屋敷八間 五畦拾八步 大豆壹俵八升

一 柴竹 壹束

一 当四拾三歳 名頭次郎

一 同四歳 子六左工門

一 同三拾壹歳 妻

一 当七歳 甚太郎子甚右工門

一 同五拾九歳 右同母

一 馬 式疋

一 同四拾歳 妻

一 同拾八歳 娘千代亀

一 同六歳 娘末亀

一 同六拾式歳 名頭叔父甚歳

一 同七拾三歳 妻

一 馬 式疋

大儀庵

勘太郎

角菌

源四郎

今西角名頭

次郎

同四拾歳 妻

同四拾壹歳 名子甚太郎

同九歳 娘はつ亀

同四歳 右同子源太郎

一 馬 式疋

住安

上屋敷九間 七畦廿四步 大豆壹俵式斗七升九合 十助

一 柴竹 五束

第2章 江戸時代

上屋敷十二間 九畦五步	大豆老俵式斗八升式合	志戸元門名頭	市太郎	一 当五拾八歲	八郎左工門妻	一 同五拾四歲	名子藏助
一 柴竹 式束		一 同四拾九歲	妻	一 同式拾七歲	子善六	一 同式拾七歲	子善六
一 当三拾貳歲	名頭市太郎	一 同式拾歲	妻	一 同貳拾貳歲	藏助子善五郎	一 同貳拾歲	子善助
一 当九歲	名頭子金次郎	一 同五歲右同	娘小けさ	一 同八拾歲右同親善兵衛		一 同八拾歲右同親善兵衛	
一 同貳拾貳歲		一 同五拾九歲右同親金四郎		一 馬 式疋		一 馬 式疋	
一 右同弟市五郎		一 同貳拾七歲	名子金太郎	上屋敷八間	上屋敷八間半 六畦	大豆老俵式斗七升	角蘭門名頭
一 同五拾六歲		一 同貳拾七歲	名子金太郎	一 柴竹 三束	一 柴竹 三束		助次郎
一 同五拾貳歲先名頭		一 馬 式疋		一 当三拾八歲	名頭助次郎	一 同三拾四歲	妻
一 亡市左工門子伝之助		一 千代蘭門名頭	清左工門	一 同六拾九歲	名頭叔母	一 同五拾五歲	名子源四郎
上屋敷十間 四畦拾步	大豆老俵三合			一 同三拾歲	娘けさ菊	一 同貳拾四歲	妻
一 柴竹 三束		一 同貳拾五歲	妻	一 源四郎養子善太郎		一 同貳拾四歲	妻
一 当三拾八歲	名頭清左工門	一 同三歲	娘けさ菊	一 同六歲	娘はつ	一 同八拾五歲	源四郎母
一 同五歲	子助市	一 同五拾八歲	妻	一 馬 式疋		一 馬 式疋	
一 当七拾貳歲	名頭叔父清右工門	一 同三拾五歲	名子万太郎	上屋敷八間半	上屋敷八間半 三畦拾貳步	大豆式斗七升七合	市太郎
一 同六拾三歲右同母		一 同貳拾歲	娘千代亀	一 当三拾七歲	名頭市太郎	一 同三拾壹歲	妻
一 同貳拾歲	妻	一 馬 式疋		一 当拾四歲	名頭娘はる	一 同拾壹歲右同	娘志ず
上屋敷七間 四畦廿四步	大豆老俵式斗式合	富田門名頭	甚八	一 同八歲右同	子市次郎	一 同五歲右同	子甚左工門
一 柴竹 式束		一 同三拾三歲	妻	一 同貳拾貳歲	右同弟甚右工門	一 同貳拾五歲右同	妹
一 当四拾歲	名頭甚八	一 同六拾四歲	妻	一 同五拾九歲	右同養叔父金七	一 同六拾貳歲	右同養親甚四郎
一 同三歲	子庄右工門	一 名頭養親八郎左工門		一 当七拾六歲	名頭親喜右工門	一 同六拾六歲	妻

一 牛 壹疋  
一 馬 貳疋

宝蘭門名頭

上屋敷十間 三畦拾歩 大豆貳斗五升五合

一 柿 三本 貳升

一 当拾六歳名頭善太郎

一 同六拾五歳 右同親善左工門

一 同三拾歳名子三右工門

一 同六拾歳右同母

同三拾歳名頭姉はつ亀  
同三拾七歳右同養弟七  
金右工門甚左工門  
同貳拾七歳  
三右工門弟善右工門

一 馬 貳疋

鞍掛門名頭

上屋敷十間 八畦 大豆壹俵三斗三合

一 柿 貳本 貳升

一 柴竹 貳束

一 当四拾九歳名頭市佐

一 当六歳 名頭娘はる

一 同貳拾貳歳 妻

一 同三拾八歳 子市太郎

一 同七歳 娘みす

一 当六拾六歳 市太郎親善兵衛

同四拾三歳 妻

同四拾歳右同弟三次郎

同貳歳 娘まつ

同三拾歳 妻

同三歳 子善太郎

同五拾八歳 妻

一 駒 貳疋

上屋敷卅間 九畦 大豆貳俵三升四合

一 当三拾四歳名頭勘四郎

一 当六歳名頭娘いち亀

一 同四拾七歳 名子郷右工門

一 同拾五歳右同娘鶴亀

潤門名頭 勘四郎

同三拾歳 妻

同貳歳右同子勘右工門

同貳拾貳歳 郷右工門子郷太郎

一 馬 貳疋

駒方門名頭

上屋敷十三間半 七畦廿歩 大豆壹俵貳斗五升三合

一 柴竹 三束

一 当三拾歳 歳名頭源太郎

一 同六拾四歳 右同親源右工門

一 当四拾九歳源次兵衛妻

同貳拾五歳名頭妹乙亀

同四拾九歳名子源次兵衛

同拾六歳右同娘けさ菊

一 馬 貳疋

御領門名頭

上屋敷十三間 八畦七歩 大豆壹俵三斗貳升貳合

一 柴竹 貳束

一 当四拾九歳名頭市太郎

一 同三拾歳 子新左工門

一 当四歳新左工門娘はる

一 同七拾五歳 名頭親新兵衛

市太郎

同四拾九歳 妻

同貳拾四歳 妻

同三歳右同 子市助

同六拾九歳 妻

第2章 江戸時代

- |                                  |                     |                                |                      |
|----------------------------------|---------------------|--------------------------------|----------------------|
| 一 同八拾歳<br>名頭養大叔父郷兵衛              | 一 馬 式疋              | 一 同四拾八歳<br>名子善右工門              | 一 同三拾八歳 妻            |
| 一 上屋敷十一間半<br>七畦九步 大豆彦俵式斗四升六合 平次郎 | 大田門名頭               | 一 上屋敷十二間<br>四畦拾式步 大豆三斗四升五合 源太郎 | 一 同四拾三歳名頭源太郎         |
| 一 柴竹 三束                          | 一 同三拾七歳 妻           | 一 柴竹 式束                        | 一 同四拾三歳名頭源太郎         |
| 一 当三拾八歳名頭平次郎                     | 一 同拾壹歳 娘千代亀         | 一 当四拾三歳名頭源太郎                   | 一 同拾六歳 妻             |
| 一 同拾六歳 娘いせ菊                      | 一 同七拾四歳右同親平助        | 一 当貳歳名頭子八右工門                   | 一 同三拾九歳右同娘はつ亀        |
| 一 当八歳名頭娘乙亀                       | 一 同貳拾六歳<br>孝右工門弟三太郎 | 一 同三拾五歳<br>右同弟十太郎              | 一 同七拾六歳<br>右同伯母はつ亀   |
| 一 同三拾歳名子孝右工門                     | 一 同五拾四歳右同妻          | 一 同六拾七歳右同母                     | 一 同貳拾四歳<br>右同從弟八太郎   |
| 一 同貳拾歳<br>右同弟次郎右工門               | 一 馬 式疋              | 一 同貳拾歳<br>右同從弟八左工門             | 一 同六拾七歳名子市兵衛         |
| 一 上屋敷十三間 五畦 大豆彦俵式斗四合             | 叶門名頭                | 一 同拾九歳<br>名子次郎右工門              | 一 同貳拾貳歳<br>次郎右工門姉いせ亀 |
| 一 柴竹 式束                          | 金右工門                | 一 同六拾九歳<br>右同親半右工門             | 一 同五拾九歳 妻            |
| 一 当三拾九歳名頭源八                      | 一 同三拾四歳名頭弟源太郎       | 一 上屋敷十六間<br>七畦式步 大豆式俵彦升四合      | 一 馬 式疋               |
| 一 同貳拾壹歳 妻                        | 一 同六拾七歳名頭母          | 一 柴竹 式束                        | 盛田門名頭                |
| 一 馬 式疋                           | 新門名頭                | 一 当貳拾八歳<br>名頭助左工門              | 一 助左工門               |
| 一 上屋敷九間 五畦廿一步<br>大豆彦俵九升八合 源五     | 一 同三拾歳 妻            | 一 同五歳 子平右工門                    | 一 同貳拾三歳 妻            |
| 一 柴竹 三束                          | 一 同七拾七歳名頭母          | 一 同四拾九歳名子甚太郎                   | 一 同七拾八歳名頭親平助         |
| 一 当四拾四歳名頭源五                      | 一 同七拾七歳名頭母          | 一 同拾五歳<br>甚太郎子八太郎              | 一 同四拾壹歳 妻            |
| 一 同貳歳 娘かめ鶴                       | 一 同七拾七歳名頭母          | 一 同六拾六歳右同母                     | 一 同四拾歳右同弟三太郎         |

	一 馬 三疋		
		小野田門名頭	
上屋敷十間半	九畦廿五歩	大豆式俵七升三合	三石エ門
一 柴竹 五束			
一 当四拾六歳	三右エ門		
一 名頭叔父八右エ門		一 同四拾歳 妻	
一 同拾老歳娘すえ松		一 同九歳 子新右エ門	
一 同七拾式歳		一 同六拾四歳 妻	
一 名頭叔父八右エ門		一 同七拾四歳 妻	
一 当七拾六歳	名頭親六左エ門		
一 同五拾三歳名子仙次郎		一 同四拾八歳 妻	
		一 馬 式疋	
上屋敷十間	四畦廿歩	大豆老俵九合	泉門名頭 金太郎
一 柴竹 三束			
一 当五拾四歳名頭金太郎		一 同四拾八歳 妻	
一 同拾四歳 子市太郎		一 同九歳 娘いせ亀	
一 同五拾歳名子三左エ門		一 同四拾式歳 妻	
一 同拾四歳 娘いち亀		一 同拾式歳 子三太郎	

(補説8) 延石・出目米ともいう。近世における田租の付

加税の一つ。近世初期には貢納米はすべて柝に山盛りにして納めたので、三斗五升入りの俵でも四斗から五斗も入った。元和二年(一六一六)に正味三斗五升到柝目を

はかることにした。そのための目減りを防ぐために別に二升を加えて納めた。この二升のことをいう。ただしその加算率は地域によって異なり、特に私領においてきびしい(『日本史用語辞典』)。

(補説9) 不時の入用に貸出しする恩貸金、主に火災・出水などの災害に適用された。農民に対するものは無利息年賦償還(同前)。

(補説10) 耕地種目の変更(田成・畠成・流失・損壊)などによって門高の不均衡が目立つようになったときは、命によって門地の石高が平均化するように割替えを行った(『鹿児島県史』二卷)。

(補説11) 享保検地後、内検・総支配換えが行われなかつたため、瘦せた耕地を有する村は疲弊し、貢租も滞るところが出てくる。こういう場合、特にその村だけを検地して不均衡の是正を図った(同前)。

「秋山文書」の中に文政八年(一八二五)四月六日付の「御検地門割聞書」がある。

### 検地の手順

これは矢野公隆の『盲杖記』と聞書とによって、検地に基づく門割の手順と、その技術的方法や内容を細かく記したものであり、藩政時代の検地門割の実務必携ともいべきものである。この書は享和四年(一八〇四)

に野村盛知が蒲生の窪田、帖佐の山之内と合評して著した古文書とされている。

この「御検地門割聞書」の記事のある「秋山文書」は、平成八年現在所在の確認ができておらず、やむを得ず『前国分郷土誌』（昭和四十八年発行）によることにした。『前郷土誌』には、「その一部を抜写するが、文中誤読、誤写や判読し難いところもあり正確を欠く点もあり、この点お断りしておく」とある。藩政時代の検地門割の方法や手順を知る上で、貴重な史料と思われるので紹介することにした。

検地門割付の次第

- 地踏
- 内改人配 帳引合 印肉格護 例札押 俵汰札切
- 諸手当
- 紙釘作 支配札切 十露盤銘書 紙とち 札拂 古高拂
- 御竿作 誓詞 御検地帳作 御検地 書入 御検地帳首尾
- 印紙書 口紙 落作 俵汰申渡 俵汰再見 近郷試
- 畦方算用
- 竿 坪除 竿次帳首尾例坪落之 人配帳 名寄之口作
- 押札

- 廿八 割下 位究 差付書入 名寄之口閉乱合 門賦
- 廿九 返高賦 封作 鬮賦 高拂 鬮究下地 竿次番筆写 鬮帳
- 卅 鬮究 割鬮 割鬮 つばめ 浮免割上 打分 名寄作 門付
- 卅一 乱合 竿次清書 門付清書 支配 御蔵入門寄 高究
- 卅二 地渡申渡 名寄清書 支配札清書 支配札押 清書札拂
- 卅三 封合印 帳面始末 帳櫃入付

古高拂

惣高を帳口ニ立テ内書ニ竿次帳内其外漸々御竿入を記奥ニ給地御歳入拂分ル。給地高粗勺（大豆）過不足あらハ此帳面ニ粗勺高之過不足付を記、頭さし引して過なれば帖佐與ニ入れ不足なれば帖佐與より足ス見合する也。

△古高拂ハ札拂よりの書抜なれば人によりてハ門々分らぬもあり、給地高粗勺過不足付も札拂に仕付てよし此帳にハ高志るして粗勺志るさねハなり。

御竿作  
△是ハ蒔見の仕事也、いわひに焼酒壺盃所より差出規之由也、手拭掛、衣紋竿ならし竿此時出来也、

（注） 検地竿作りのことが記されており、蒔見の仕事であるとしている。村々から祝に焼酒を出す規則のようになつており、手拭掛や衣紋竿なども同時に作成され

十五。  
御檢地

△□□より例竿ニ取付相志らへ置候上田より差入御竿相  
究、当年掛相究夫より最寄後戻り無之様功才共江案内申  
付、尤例坪々作ハ真赤之地面相糺直ニ例帳ニ赤物（糺）之  
訳相記、筋々蒔見方江可申達候、畠方之訳も最寄最寄ニ而  
例方可有之候事

△俵汰ニ付而八名中地面間々廣狭可有之候間、左様成ハ畦  
直帳一冊、損地改帳一冊、調置為方行廻候最寄ニ而直ニ御  
竿相改置可申事、

△例竿之序ニ最寄く、村居之様子差廻栄方見分可有之候高  
居申上ニ而ハ本高又ハ下り高之訳後と村々栄勞ニ付而勞レ  
口之次第共委吟味之上高居御申上候事、

△其村本高門割ニても方限有之候所ハ古方限之通、札ヲ以  
押分本高相究、直竿ニ而も俵汰ニても当檢地之糺勺取分増  
減相究、方限之内善悪有之高之上ケ下ケ無之候而不叶候て  
も方限く之内にて高之上ケ下ケ吟味之上ニ而可相究候、  
方限之内惣給地ニ而候へハ高相下り候而ハ本高ニ不相違筈  
之故、御蔵入有之候段方限江地方取入候而給地高結ヒ候竿  
内へ可有之事、

△竿次帳漸々御竿入帳糺合例札押さへすめバ其外之仕事ハ  
檢地中雨天之折□□に調るなれハ直ニ御檢地に取付有てよ

し、

△方限多有之候所ハ例帳内ニ何方限くと座を定置、一方  
限ツツ例田畠取分置候而さん用可相究候、落之儀ハ方限  
別々ニ不致、其村中一ツ落にて幾方限も可相究候、左候而  
方限毎強弱可見合候、

△庄屋屋敷之訳ハ五畦ツツ御免被仰付御法ニ候附大ツ其儀  
ハ本々之通ニ而俵盛不相替召置候儀可然儀ニ候、俵盛相替  
候儀ハ御證文ニ而無之候へハ不相濟屋敷決有之、別場所へ  
相替候而も本石勺之通致置方可然候盛相替事六ヶ敷次第ニ  
候、

△例坪一ト所に寄たるハ札押替もあり、又除てもよきハ札  
に迦と記しひねる也、

△例坪門尺（間尺）を貳所ハ見合を以間配よく札押重むる  
也、是等ハ奉行衆掛印ニ及ハス、

△大坪ハ能比に打分置けハ入付之時作坪とて入るによろ  
し、尤打分坪ハ竿次糺しくり込ため坪の上に屯貳付ヲ記し  
置、

△例竿帳ハ片面ニ一坪ツツ記ス本畦にて本糺を割本畦の腰  
に志るし又当畦にて本糺ヲわり初め記したる割の下に当畦  
にてのわりを記し置けハ後の見合になるなり

△打立て直竿門割ハ例もいれず、坪々打付掛の事もあり然  
共俵盛并之差もあれハ門配よく例を入れ置、畦方ハ惣損直

し掛なしにして所々俵汰させ時見再見の方よろし、御検地取付ニまつ例をいれ、畦の廣狭ならハぬ所より惣直竿ニ申かへの村ハ右次第とはかわれハ所に俵汰さする事勿論也、

△畦直之村ハ例序に新竿通畠田成荒等万御竿するもあり、畠屋敷例の出来粟ハ俵ニ作らす何石何斗何升と記す、時見のはきやう竿取のうちやうに氣を付、延迫之考を以て畦作りの事算者に傳、年の内之仕事也、先は忝反に七八部ゆるミをくれ置也口傳御憐愍の方なり、畦迫ハ作人氣落にな

る、  
△畠田成其外之御検地済たる坪ハ願帳に丸を掛るようと本渡シ人江達する、

△屋敷ハ都而畦直あり、近頃之門割ニても上木を植れハ上木あり、伐れハすたる、四壁を開ケハ延畦と成、山をたて堀をわれば畦迫る、とかく、都而畦直しよし、

△上木ハ屋敷添の山野地に桑柿など仕立たるを盛をおわせ其屋敷之上木に付てよし、切者之人の物語を聞置しなり、屋敷の内<sup>に</sup>有を上木に取ハ二重の盛なりとそ、

△打立門割ハ竿次本坪肩に取るなり、然共本坪割崩し借地などに出たる坪餘多ありて本を取がたき事あり、時に随ふてよろし、

△検地は都而改之筋御證文に成て之上新古都而改方もあり、又左もなくとも都而改之事もあり前々損に間畦相違之

坪々多し都而改之上高居伺出ニ前々損何程と御申入時もあり又都而宍行ニ損地とはかり入の時もあり、いつれにしても済よし也、

△検地の畦方并ニすれば俵汰不同あり、俵汰り強弱阿れば入付親疎之基也、くし取已後門々親疎立てハ□追御救下り高ありても門割の詮なし、

俵汰再見

直竿御検地ニ而も俵汰（俵作り）にても起目坪々甲乙無之様俵盛相算候様功才共心掛可申候。俵盛不相并候而ハ入付不相寄候門割付ニ而ハ入付可成、相并候様入念随分可精出く御検地門割ニ付てハ検地之俵盛門割入付故両条肝要之事二候、

右両条仕損しくし取仕廻我物ニ相成候而萬善惡之取沙汰後悔千万致候而も其證無之、後年百姓先入候者有之事ニ而御検地門割候而数十日 をすてん相應之物入も有之、大難之儀ニ候へハ名中切者老功之者共寄置至極吟味をいたし志らへ方第一に候、假令御救として下り高をも被仰付候而も入付親疎有之門々平等不致候而者本より不勝手ニ相成、漸々禿入候、

百姓出来合及迷惑事候間、かへすかへすも右両条至極可入念事ニ相見ゆニ付、功才共大形不及様ニ所役々より夜日不油断入念候様可申付事候、

△俵汰相濟候由申出候而時見も差遣俵汰相并候哉之間再見可有之候、就中百姓屋敷之儀ハ百姓差付之地方之故一入致吟味甲乙無之様ニ時見より入念候様申可達候、尤再見之節筆さん耆人可差遣帳面之取扱可有之事候、

△俵汰再見相濟候て時見より少々而も甲乙有之坪ハ相直シ差出候故御物方留帳坪々押しいたし置、再見之掛々、門々算用相究、惣様糺勾何程と相究、高居申被出候、高員数ニ質合糺勾過不足之員数見合へく事候、

△盲杖を考るに百姓屋敷も所に俵汰さする筋のやう也、

今ハ百姓屋敷又ハ門さし付なとハ所俵汰なしにて再見之時時見名主対談之上究る也、時によるへし、

△帖佐増田村、大口原田村、曾於郡田口村門割ハ屋敷も所ニ俵汰させて再見あり、

△敷根湊村門割ハ屋しきも門わり付も所に俵汰させ再見あり、

廿六  
人配帳

名中人馬帳札改帳を本ニして落人、二重人、手違等男女

違少も無之様ニして他出死人相除、生子可取入、他出他人之儀は直ニ出入之證文取りかハし、尤門々用夫遊門高過不足無之様人配有之候様所役人方へ可申渡候事、左候而人馬帳一冊、人配帳耆冊、都合式冊相調御物ニ差出事二候、

△名中名頭成并名子成之儀ハ入念相札、與中親類書物二部

見廻、噯、次書を以申出候様可申渡候、其外何々門ニよらず門割ニ付、名中願之儀ハ都而書物ヲ以申出筋ニ可申渡事、

△耆冊ハ人配帳、耆冊ハ人馬帳といふ、人馬帳ハ何門と立て門名替りたるハ肩二本何門と記し、当門之肩当と記して男幾人、女幾人、牛幾疋、馬幾疋、名頭屋敷ハ位并出勾なしに記し、名寄之口同前ニ誌して所書に当幾歳、何かし何かしと札改帳同前ニ記シ、入人ハ右書を入れ、現人数本行ニ立て一門く挙をして外に相年幾歳、何かし何門に名子に入等又は縁與死人等除く、

△出入證文ハ帳なりに貫きて所より出ス、

△人配方用夫ハ名子之者拾三歳より五十七歳まで屋しき渡る。名子成願ハ幾人も一帳にのせ、右幾人此節檢地門割ニ付名子成之願と記す、名替りハ当名の脇に本名何かしと細字に記す、

△生子八年付之下夕に生子と記す、右書なし、

△人配之右書門名替りたるも本門名右書ニして、くり出しくり込、名子入ニ付家内召列も餘多あり、親兄弟ハ惣領に付てよし、

△系図ニ氣を付当分に通直ス、

△養子成又ハ名子出入ニ付出ル方ハ相除申候、入ル方ハ相直り申候と記す、

△人配帳に元之妻に子供出生已後離別又ハ死失後妻入  
来たるハ年輩不相應ニ見ゆる子供の右書に其いわれを記し  
てよし、

△人配ニ付前方仕落有りて奉行衆差控に及たるや随分入念  
へし、

△名子屋しき勘定して願の坪々名寄ニ引合せしらぶる、

△附属先名頭直ニ名子ニ願時ハ人配帳に右書、くハしく分  
るやうにする、

△名頭より兄弟伯叔父母従弟をのせ奥に親祖父母を記す、  
併従弟に父母あれば名頭父母之次に従弟家内を立てよし、

△名頭男子なく養子年少にて名頭女子年増なれ共女子より  
も養子を帳口に立てよし、

△附属名頭ハ当門名頭何かし年々上納方、差迫何かしより  
仕廻置候処返済不相調、此節御檢地門割ニ付附属名頭成之  
願と記す方よろし、

△札改方御條目をよくよく見届筋違なきやうに返す返す念  
入へし、人配名子ニ生子あれば、出たる門は本人頼之通く  
り入れたる門ニ生子を記す、

△成名頭にハ芳名子又芳名頭ハよき名子入てよし、

△年季者も現人数と見て人配りする万願出印形等年季者の  
沙汰ニ不及、

△孫讓名頭も名子讓同断願ニ不及、此節御檢地門割ニ付名

頭ニ相直り候と右書入る、

△附属名頭ハ生子にても済なり、  
五十一  
御蔵入門寄

支配済て一與一與一所ニたて札拂のやうに下地して其與  
の門ニ糶、大豆、赤靱書入拳之所高究になる、是を御蔵入  
門寄という、同じ高の門八十門も十五門も合せたて下二門

名記もあり見合すべし、  
五十二  
高究

△門々ニ御蔵入ハ高究帳 相調候、

△門地之儀近年何程上納之御法不相究候、此間御檢地門割  
ニ付門地之しらへ無之候、代官所問合之高究ニも門地之儀  
ハ定免之割を以上納被仰渡筋ニ間合有之候事、  
五十四  
地渡申渡

△水帳を銘々名頭ニわたし置、竿次より呼出し水帳引合相  
違なき様受取らせ門付の違あらば申出るやうにと達す、此  
節御檢地門割ニ付、くし取相濟地渡被仰渡候間名頭不殘召  
列差廻候處、落坪二重坪無御座、堅固ニ引渡事相濟候故、  
此段申上候、已上月日郡見廻郷士年寄連印、門割方御那奉  
行何かし殿

## 第六節 門割制度と農民の生活

### 一 門割制度

門割制度の 門割制度は江戸時代薩摩藩全般の農村にあらまし 施行された一種の地割制度で、郷士制度・浦方制度とともに藩の経済の基本をなす重要な制度であった。藩の土地制度として最も重要なものは貢租算定の基本単位となった門地の割り当てであり、藩としての支配体制はこれをもとに構成されていたのである。しかもこの実施区域が藩全体に制度として行われ、かつおそくとも文禄年代より明治地租改正に至るまで維持されていたのである。

#### 門の組織

薩摩藩直轄の外城は一三か所あったが、天明四年（一七八四）四月に郷と改称された。<sup>(19)</sup> 郷は村（現在の大字）の集合したもので、国分郷は村数が一九か村あった。この村は方限ほうぎりという呼名でいくつかに分割され、この方限は門の集合体で成り立っていた。

郷には藩直属の地頭が配置され、郷士から選ばれた郷士年寄が郷内の村を統括し、村には庄屋が配置され、その下の方限に名主（功才）こさいが<sup>こさい</sup>あつて庄屋を補助した。方限の中の各門には名頭がおり五門を一與（組）とした五人與があつた。名頭はその門の本家筋に当たり、名子は多くの場合、その二、三男などの一族であり各戸（家部）の家長であつた。

耕地（田畑）は門に割付け配分された。そして一定期間耕作させ、年限がくると一応この土地は藩庁に返還させ、門内の丁男（十五歳以上六十歳までの壮丁）の数・家部数・家族構成員等の諸条件によつて農地を割り替え、再配分して耕作させた。それによつて貢租を徴収

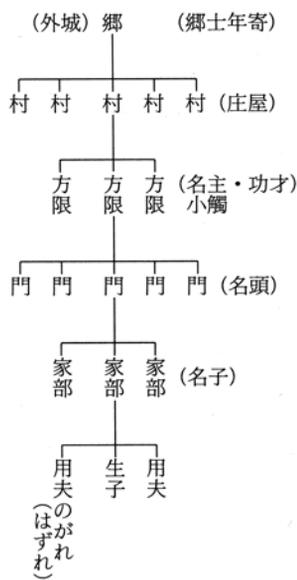


図2-5 郷村の農政組織と門

し、賦役を課し、年中納物を差し出させる仕組みであった。配分された耕地を門高かどたかといい、門内の農民はこれを耕すことよって生活が維持できた。軍事に際しては門内の丁男は夫卒として徴集され、軍役に従わされた。すなわち門割制度は農政上からは藩の財政源であり、軍事上からは軍役の一部を背負う兵農一致の末端組織であった。このような強力な制度が藩を支えていたのである。

高すなわち田畑を百姓に耕作させるためには、耕地を所有する門を定めておかなければ、永年の間には混乱して分からなくなるので、土地を割り当てるごとに門を定め、その門には名前をつけた。初めのころは土地のある字名や住居のある場所の地名・呼び名などを門名とした。上小川の各園坪付の江口の門、上西川原門、下西川原などはその例である。家部を別にして独立して新しく立てると「新門」などの門名が付けられた。

門は名頭と名子よって構成されている。名頭は門の長であって割り付けを受けた耕地、すなわち御高おんたかを格護かくごする門の統括者で責任者である。納税・夫役・納物も名子(補説12)がその責任を果たせないとときは、名頭がその責任を果たさねばならなかった。名頭と名子との関係は親族・縁

者であるが、なかには血族関係のない者もあつたようである。

名頭は一般に世襲であつた。それゆえ家格の維持は重要なことであり、門の断絶することを戒められていた。名頭に後継ぎがなければ、養子をとつてその跡目を継がせた。名頭は門の長とし、またその責任者として不文律ではあるが、名子より多くの高(耕地)を受け取り、耕作する慣習があつた。名頭は六十歳に達したときは別に隠居料として一定の土地を割賦して、一門全体の者が耕作して土地に係る年貢諸役は一切門中が引き受けて納める優遇法が講ぜられていた。この隠居料を古老は「隠居高」と呼んだといつてゐる。<sup>(20)</sup>

十五歳以上、六十歳以下の丁男を用夫いづ(要夫)といつてゐるが、各戸の男子が十五歳になると「用夫入」といつて一人前の義務負担者とならねばならなかった。六十歳以上になると用夫はずれといつて貢租、夫役の負担義務を免除された。したがつて公的に門の経営から後退することになる。これを先名子といつた。

文化六年(一八〇九)敷根郷麓村の「御検地竿次帳」中の千代園門の構成は次のようになっていた。

上屋敷十間

四畦拾歩 大豆彦俵二合

千代園門名頭  
清左エ門

十三間

一、柴竹 三束

一、當三拾八歳 名頭 清左エ門

一、同式拾五歳 妻

一、同 五歳 助市

一、同 三歳娘 けさ菊

一、當 七拾三歳 名頭叔父 清右エ門

一、同 五拾八歳 妻

一、同 六拾三歳 右同母

一、同 三拾五歳 名子 万太郎

一、同 式拾歳 妻

一、同 式歳娘 千代亀

一、馬 式疋

右の千代園門の構成では名頭は清左エ門で名子は万太郎となっている。国分地方の各門の構成を検地帳（向花村・敷根麓村・山之路村）から見ると名子数はほとんど一人であり、まれに二人の場合があったようである。

（補説12） 格護<sup>11</sup>耕作して所定の年貢を納めること。

### 検地と門割

門地の割り当ては検地と同時に進行されるのが原則である。検地によって各門の門

高が決定され貢租額が定められるのであって、検地即門割であった。検地は豊臣秀吉の行った文禄三、四年（一五九四、九五）の文禄（太閤）検地、島津氏が独自に行った四回の内検すなわち二二年後の慶長十九年（一六一四）の慶長内検、それから二〇年目の寛永十年（一六三三）の寛永内検、その後二七年を経た万治二年（一六五九）の万治内検、その六四年後の享保七年（一七二二）の享保内検がある。その後幕末に至る一四〇余年の間には幕府による検地は行われなかった。しかし薩摩藩においては各地域の実情に応じて臨時にたびたび検地を行っている。それらの詳細については第五節「国分の検地」に詳述してある。<sup>(2)</sup>

検地の結果による耕地の割り当ては門の名頭の名義で割り当てられ、概して一門二〇石から四〇石の範囲が普通である。その二、三割を名頭分として取り、残りを名子に割り当てた。名頭が耕作しきれない田畑は門内の名子に小作させる特権も与えられた。

### 浮免地

門地は、農民が配分を受けた耕地で、各門の名頭と名子に藩主から割り当てられた「公田」であるのに対し、これらの門割から除外する

土地があつたが、これを浮免地うきめんちといつた。給地として郷士が自作自収する古田畠のことである。租米は石当たり九升二合ですみ、非常に利得の多い耕地で、郷士の重要な給養源であつた。検地門割に際して、検地役人の見込みによつて旧浮免地を新たに門地に編入し、旧門高の中からほぼ同面積の土地を新たに浮免地として割り替えることもあつた。大浮免・小浮免・萬浮免の種別があり、また庄屋浮免・一浮・二浮・三浮・四浮の区分があつた。

浮免地には次のようなものがあつたと、「向花村の検地帳」にでている。

付箋によると

- 一浮 郷士抱地特留高 所有者 林市郎太(郷士)
- 下田
- 二浮 畠田成の付箋 下田十五上ノ植付荒地  
下々田十中  
十四浮中小浮下
- 三浮 仕付荒地 畠田成の付箋 下々田 無納付四  
古屋敷
- 四浮 上畠敷根瑞慶寺がある下田、畠田成十三上の付箋

下々田六下屋敷估券

(以下不明)

- 作職浮 上畠 野村源之亟借宅付箋 上畠 畠田成の付箋
- 野村庄太郎宅地付箋 中田 畠田成
- 永作浮 下田一反四畝廿一步 永作長太郎  
田畠成甚八
- 五ノ下 下田一反二畝四歩
- 同内稻満七二畝 下作坂元助太郎  
噺石塚七太郎十中
- 萬浮 中 下畠 借宅地二坪 下田 十四中の付箋
- 中田 内 廿歩借宅地高丸善太郎 寺地
- 庄屋浮 知行高 役分高 仕明抱地等無税也  
(門付地)
- 小浮
- 一浮 常念寺 廃寺の付箋あり 上畠  
野村庄兵衛自宅の付箋あり上畠  
上畠借宅若松武助  
地主野村善助安楽定之助
- 一浮 鎌田孝左エ門 自宅の付箋あり  
鎌田源之丞宅地
- 二浮 服部休五郎自宅 付箋あり田

有馬傳次郎抱地 下々田

四浮 屋敷方 善兵衛宅地 畠田成付箋あり

上畠八畝一步 山元源次郎

付箋 馬草田 五浮

中畠 三畝廿六歩 勘四郎

大豆三斗壹升五合

借宅地

松田権助

付箋 鳥越

畦町三 四浮

上田九間 五畝五歩 小浮太左エ門

廿間半 粃八俵壹斗壹升

軍役方

鳥越

上畠六間半 貳畦拾八歩 作職浮

十二間 大豆貳斗四升五合 平次郎

地主

借敷地

鮫島半左エ門

門の義務

門の主な義務は租税を納付することと、

夫役を果たすことであつた。そのほか門

高に応じて年中納物を納めることや郷士の雑役などに従

うことであつた。

門高に対する貢租の賦課は高壹石を基準として率を定めて賦課され、夫立も門高を基準として出分壹人につき何百何拾匁と定め、賦課徴集された。

嘉永五年の「国分諸在萬志らべ帳」によると、門高に対し

高壹石に付三斗五升 (三ツ成半定代)

米高壹斗二付貳合壹石に付貳升 (口米)

米壹石二付貳升 (役米)

高壹石二付壹升 (殿役米、賦米)

用夫銀年中三匁 (年中百姓用夫一人二付日数六日、一日五分の積) (用夫銀)

御囲粃米出米 (種子、共済制度用)

諸出米 壹人前六合九勺ツツ (郷士其の外所中人別割にて出米、嘉永五年)

諸出分 高壹石二付百拾六文内外 (郡見廻役所、庄屋役所

筆紙墨)

夫立請負出分 (夫割) 夫壹人二付四百三拾貳文 (夫立請負

の代納分)

出牛御掛賃分 高に三合米掛

右加次人 (不足分) 高壹石に付分四拾四文

一、御蔵之枿目 三盃入者先米三斗八升五合位ニ而相納  
但し式盃入者御蔵上納不仕候

一、請地之儀者先米式斗三升位ニ而相納申候

うえき  
上木高の賦課

上木、柿、桑、棕、楮、榿、壹本に付粉壹升

茶 拾匁に付一合四勺

この外に小唐竹、柴竹(メ束)がある。

これによるとまず「正租は高一石(粃)」につき、定代

三斗五升、ほかに口米(輸送中の欠損を補充するためのもの)二升、役米(蔵・屋根・道具の普請夫の代納米)

式升、殿役米(賦米、参勤交代・その他諸役人の出張に對する夫役であり、これの代納米)として一升とある。

總計高一石(粃)に約四斗(米)となる。これは正に八公二民の比率である。

万治二年(一六五九)亥八月朔日「高三拾石之門壹ツ

に付、年中の納物」が定められており、正月、三月三

日、五月五日、七月盆、風構納物(台風の被害に備えて納めるもの)などが細かく規定されていた。

正月の納物

一、茅筵三枚(代銀三匁) 一、萩二束(代銀式十匁)

一、薪四束(代銀七十文) 一、芋三升(代銀三十文)

一、キネ二ツ(代銀二十文)

一、オヤシ五合漬(代銀三十六文)

一、モロムギ壹枚(枝) 一、タラ

一、節木四束(代銀二匁) 一、炭壹俵三斗入

一、箸木(代銀十五文) 一、山の芋一束

一、若木式束(代銀三十五文)

一、ユヅリ葉(近所より) 一、柳

一、門松

三月三日、五月五日の納物

一、よもぎ 一、まさかや 一、菖蒲

右従五里内現物にて其色々に相納、五里より外は代物たるべし。

一、物干竿式本 一、右台四本(物干竿台)

七月の納物

一、トモシ松壹束(長サ一尺五寸、廻二尺)

一、津荻並に水子用の茶(代銀三十六文)

風構納物

一、カワフリ壹本但し無用の人は長木五本づつ

一、長木五本(代銀式匁)

一、ワラ筵四枚(代銀壹匁ツツ)

一、小縄三房五十尋(代銀十五文)

一、畳表コモ式帖、但し六帖重(代銀式匁六分)

一、右カラクリ糸並へイ付糸壹匁(代銀壹匁)

夫仕

一、夫仕、十五歳より六十歳迄の者面付一人に付年中拾貳

人ツツ可召仕事(中略)

一、百姓納物持参候時逗留仕候はば可為領主賄事(中略)

一、諸給人より百姓江右御定之納物夫仕可被申付、幾度も

庄屋江可被申渡、直ちに百姓方江被申付儀、可為停

止、勿論御法の外は庄屋請付きまじく候、庄屋百姓江

非道之儀於有之ては百姓より被露可申候。

右之糸々此度相定候間、何れも可被致其心得若此外に

領主より百姓江無理非道之儀被申付人於有之者、可為

御沙汰候条、

右之糸々堅與中へ可被仰渡者也。

右衛門  
万治二年亥八月朔日

筑前

このほか、男女壹分銀を賦課した。これは神社仏閣等の修理に充てられたものである。

男女壹分銀相掛候儀何様に候哉与於御尋候先祖代々崇敬仕候神社佛閣寺院先祖菩提所の修造者大守蔵方之入用を以被申付候

其外之神社佛閣者右壹分銀を以修覆被申付由、可申上候また神社仏閣等の修造にあたっては、合力修甫といっ

て郷内各戸から米銀を抛出し取り立てた一分銀を補助的に支出していることが「止上文書」の中から読みとられる。

また納物・夫役に対する代わりとして代賦・夫銀が徴集された。これは本御年貢(門高に対する貢租米)のほかに徴集される一種の附加税である。

**国分郷の** 基本的な貢租米のほかに、御囲籾として郷

**御囲籾米** 内各村から出来して藩庫に保管し、種子用

や非常の場合に郷内各村へ貸し付け、一定の期限が来れば返済するもので、一種の共済制度的なものであった。

これは「かこいめ」といわれるもので百姓・町人・社家・郷士をとわず一定の割合で出来したものである。

「国分諸在萬志らべ帳」によると、百姓方は庄屋役所の囲蔵、郷士方は銘々納入宅、町方は鶴木改右工門の大蔵に、宮内社家方は神田橋宗吉の大蔵へ保管したと記してある。また百姓方の内にも苦情など申し出る者はなかつたとしている。

郷内各村の籾出来米五か年の分は次のとおりであるが、総石数一〇九二石六斗三升四合であった。米にして五四六石、四斗俵にして一三六五俵もの囲米があつたことに

なる。

五ヶ年ノ分

一、御囲籾出米 千九拾貳石六斗三升四合

内籾納米九拾九石貳斗三升 上小川村

籾 五拾壹石貳升 上井村

籾 四拾六石貳斗八升 川内村

籾 八拾七石五斗六升 下井村

籾 三拾貳石六斗五升 小村

籾 七拾七石壹斗貳升五合 福島村

同 三拾七石六斗八升 松木村

同 四拾貳石七斗五升五合 野口村

同 四拾九石六斗四升九合 府中村

籾 四拾貳石五斗七升 向花村

同 七拾貳石五斗四升五合 新町村

同 六拾七石七斗五升 見次村

同 四拾六石三升 内村

同 四拾六石七斗五升 内山田村

同 六拾七石壹斗三升五合 小田村

同 貳拾六石九斗八升五合 野久美田村

同 四拾壹石七斗貳升五合 小浜村

同 三拾貳石貳升五合 真孝村

籾納米拾七石七斗四升 住吉村

同 拾八石五斗五升 宮内社家

同 五石七斗三升五合 本町

同 八拾五石壹斗五合 郷土方

籾四百拾貳石貳斗貳升五合

代分千五百六拾六貫六百貳拾壹文

・嘉永四年夏

右者去亥夏所中飯料用ニ賣拂之願御免被仰付右代分地頭

飯屋土蔵内江格護有之候、

籾貳百石三斗五升四合

右者亥三月種子用ニ拝借被仰付候、当子秋返上仕筈御座

候

・嘉永五年秋

有籾四百七拾八石貳斗六升七合

有籾米壹石七斗九升

内籾三百九拾三石貳斗六升八合 百姓方

納米 壹石七斗九升 右同

右貳行村々庄屋役所囲蔵ニ格護有之候 郷土方

籾六拾八石壹斗四合

右壹行納入宅江銘々格護有之候 本町

同 五石七斗三升五合 右壹行本町人持米政右工門大蔵江右同斷

第2章 江戸時代

同拾壹石壹斗六升

宮内社家

右老行宮内社家神田橋宗吉大蔵江右同断

一、百姓共之内勤農方ニ援歎出情いたし候者又者村中為筋々罷成候者罷居不申候

一 牛馬 千貳百四拾壹疋

諸村

駐 六百七拾三疋

貳百拾壹疋

男牛 貳百四拾七疋

女牛 百拾疋

惣合損高 百四拾九石七斗壹升四合六尺八才百姓請取

惣合高 壹万八千七百九拾三石六斗三勺五才

作用夫 千五百七拾六人

但老入二付 九石九斗壹升六勺餘ツツ

右者諸在百姓請取高并人体現用夫女

其外萬志らへ申候様御老条書を以被仰渡御承知仕相志ら

へ申候処右之通御座候間帳面相誌差上申候 以上

郡見廻

子(嘉永五年)

秋山庄右衛門

六月十五日

国分 御郷士年寄衆中

及び戸口は左のとおりである。<sup>(22)</sup>

清水郷

一、惣高五千八百八十石余

内訳

八百石余

川原村

七百八十六石

弟子丸村

二千貳百石余

姫城村

六百九十石

山之路村

千四百石余

郡田村

一、戸口

人口 三千五百七十二人

竈数 四百五十二家(郷土方)

二百二十三家(百姓方)

二家(御口の者)

七家(社家)

元禄十一年村里改めより

上井村

一、高頭 千二十八石三升六合九勺三才 諸与御蔵入

一、百姓人数 四百五十人

男 二百六十一人

女 百八十九人

郷村の石高と 寛政七年(一七九五) 藩庁へ差し出さ

戸 口 れた文書によれば、当時清水郷の石高

内名頭三十三人、但元禄十一年村里改の節四十七竈  
○上小川村

一、高頭 二千九百七十七石二斗余

男 三百三人  
女 二百二十二

内名頭四十七人、但元禄十一年村里改の節五十九竈

○下井村

御藏上納米 千七百石余 国分与諸與

右御藏付下井村、上井村、川内村、敷根湊村、上之段村、麓村、但し古来より清水川原村も御藏入にて候へ共、重富館に召成らせ上納米これなく候

一、高頭 千八百七十三名二斗六升四合七勺一才

諸與藏入

一、百姓惣人数 八百三十二人

男 四百九十八人

女 三百三十四人

門名頭八十一人 但元禄十一年村里改

○川内村

一、高頭 九百十一石七斗二升一才

一、百姓惣人数 四百九十六人

男 二百九十七人

女 百九十九人

内名頭三十七人、但元禄十一年村里改の節四十二竈  
○小村在郷

一、高二百十二石九斗三升一合一勺九才

男 二十九人  
男 十六人

女 十三人

門名頭四人、但元禄十一年村里改の節六竈

以上は元禄時代の国分地方百姓の人数、門高の一部を示すものである。小村の場合は浦に付随して設立した郷で、下野門・上野門・後村門・溝上門で、浦人に比べて税が高いので、百姓になることを嫌ったと伝えられている。<sup>23)</sup>

文政十一年(一八二八)の国分・敷根・清水・贈於郡の各郷の人口、石高は次のとおりである。<sup>24)</sup>

国分郷

郷士惣人数 千七百五十九人

郷士人体 八百貳拾六人

高 貳万三千貳百四拾六石七斗八升八合五勺三才所惣高

高四千八百八拾六石七斗七合七勺

内百貳石八斗五升九合三勺七才

高

郷士高

神社

○拾九ヶ村

新町村、川内村、上井村、下井村、住吉村、向花村、府中村、上小川村、小村、松之木村、野口村、小浜村、福島村、内村、内山田村、真孝村、見次村、小田村、野久美田村、

但 小村、松之木村、野口村、小浜村、小田村、野久美田村、福島村、内村、内山田村、真孝村、見次村は桑原郡之内

用夫 貳千貳百三拾四人

野町用夫 四百拾七人

浦用夫 千百貳拾六人

敷根郷

郷士惣人数 三百八十七人

郷士人体 百四拾五人

高 三千貳百八拾五石四斗七升三合五勺貳才 所惣高

高 四百拾八石三斗九升五合貳勺壹才 郷士高

内貳石

寺高

○三ヶ村

麓村、湊村、上之段村、

用夫 貳百六拾四人

浦用夫 九拾壹人

鹿兒島より陸路八里半、海路八里半

清水郷

郷士惣人数 千百五拾三人

郷士人体 四百五拾九人

高 五千五百九拾四石八斗五升七合六勺四才 所惣高

高 九百九十五石三斗三升四勺五才 郷士高

内拾九石八斗三升三合三勺三才 寺高

○五ヶ村

姫城村、川原村、弟子丸村、山之路村、郡田村、

用夫 四百九拾三人

鹿兒島より八里、海路七里

曾於郡郷

郷士惣人数 千拾九人

郷士人体 四百貳拾七人

高 五千四百四拾三石五斗壹升壹合七勺三才 所惣高

高 千五百五拾石八斗五升六勺 郷士高

内 四拾壹石 寺高

○五ヶ村

田口村、大窪村、松永村、川北村、重久村

用夫 三百拾人

鹿兒島より八里半、内海路七里

向華(花)村

向華村の検地割換帳を見ると高一・一七三石一斗四升一合六勺七才とあつて次の記録がある。

合田畠屋敷六拾五町九反九畦七步

田方 四拾七町九反三畦廿步

畠方 拾四町六反六畦拾七步

屋敷 三町三反九畦

合粗大豆 三千貳百拾七俵貳斗六升六合

粗 千六百六拾五俵壹斗六升

大豆 五百五拾貳俵

上木粗 壹斗六合

一、茶 壹升百五拾目

一、柿 五本

一、柴竹 百四拾七束

合男女 貳百貳拾六人

男 百四拾人

女 八拾六人

合牛馬 拾八疋

牛 壹疋

小村浦

『国分諸古記』によると、

御蔵六百九十七石八斗二升九勺八才の内

一、高 四百八十三石八斗八升九合七勺九才、浦浮免

右浦人勤勉以て開き浦人作職に仰付けられ、諸殿役百姓

并に相勤め候へ共、享保年間に依願高掛り夫役二升米百姓

方へ相渡し御免の上諸殿役相勤めず候

一、浦町人数 九百一人

男 五百三十六人

女 三百六十五人

門名頭 百三十六人

但元禄十一年村里改の節百十八竈

嘉永五年子六月の「国分諸在萬志らへ帳」によると

享保九年辰大御支配

四百八拾七石三斗六升六合八勺七才浦受取高

六拾壹石九斗三升式合四勺九才諸人作職并に「かこ屋

敷」余地但し塩浜高廻ル

百姓受取高は(田方五町六畦拾八步)

田高百六石四斗八升七合八勺二才

畠方(拾六町五畦七步)

畠高六拾石貳斗四升九合六勺九才

人体 三拾人

現用夫 拾七人 男拾人 女七人

下井村

文化十四年（二八一七）七月五日日下井村庄屋福田小藤太が高志らべを仰せ渡されて調査したもので、年次は不順であるが、竿次帳から村高（高頭）や塩浜高、寺社余地、庄屋役分高、同屋敷高などが調べてある。下井村の高頭は一六八四石一斗二升五合四勺九才から一八三三石四斗六合六勺六才の間であつたことが分かる。年次の下に士分の氏名があるが、これは検地役人である。島津因幡殿持とあるのは、塩浜の領主であることを示している。

「高志ら遍牒」国分下井（中島清所蔵）文化十四年丑七月五日

一、高千七百六拾石壹斗七升九合九勺 竿次帳内本

元文三年午三月 市来茂左エ門殿御筆

一、同式拾三石式升八合五勺七才 塩浜高

め 三石式斗三升三合壹勺四才 島津因幡殿持

安永五年申正月 村田源左エ門殿 直竿帳内

一、七斗五升

天明八年申正月 岩元半右衛門殿

一、同拾式石三斗六升四合五勺八才 右同

享和三年亥正月 武元猪兵衛殿

一、五斗

寛政七年卯正月 坂元長兵衛殿

一、高壹石式斗六升四勺式才 右同

享保三年戊戌正月 武元伊兵衛殿

一、同式石七斗壹合四才 新仕明帳内

寛政六年寅三月 坂元猪兵衛殿

一、同四石七斗式合九勺式才 右同

享和三年癸亥正月 坂元猪兵衛殿

一、同式拾石七斗五升 塩浜田成帯内

め 式石八斗八升七合五勺七才 島津因幡殿持

寛政十年午三月 黒田喜兵衛殿

一、同式石四斗四升六合八勺七才 直竿帳内

寛政五年丑正月 浜田市郎工門殿

一、高式斗九合三勺八才 新仕明帳内

寛政九年巳正月 税所六郎兵衛殿

一、同八斗六升四合五勺九才 右同

文化七年午十月 三原仲左エ門殿

一、同壹石一斗式升六合四才 竿次帳内畠田成増高

一、式斗五升五合式勺壹才 竿次帳内外寺社余地

合高改千八百三拾三石四斗六合六勺六才

享保元年八月 相良源蔵殿

高六斗三升壹合四勺三才 塩浜高永検地

め 六升 島津因幡殿持

同四斗七升七合式四勺三才 右同

め 式斗 島津因幡殿持

同四斗三升四合式勺四才 右同

寛永二年丑八月 大野鉄兵衛殿

同六斗三升九合八勺五才 右同

宝曆六年子正月 黒田次郎兵衛殿

同三斗六升式合八勺六才 島津因幡殿持

寛延四年未八月 吉井七左工門殿

同四斗三升三合九勺七才 右同

宝曆十年辰八月 洲辺藤左衛門殿

同三斗三升七合四勺三才 右同

享和三年亥正月 武元伊兵衛殿

同拾七石五斗七升七合式四勺三才 塩浜田成検

め 式石八斗八升八合五勺七才 島津因幡殿持

文化七年午十月 三原仲左衛門殿

竿次帳内永検地惣改直

高四石七斗九升四合七勺九才 竿次帳内永検地

現高改千八百七石八斗五升五合三勺三才

め 高五石七斗六升七合式勺七才 塩浜高

天明六年午十一月 岩元半右衛門殿

式石式斗七升式合三才 土手成御用地検

同四拾四石七斗五升七合式勺七才 潮之御竿

同式拾八石式斗八升八合五勺四才 小浮免

同三拾八石七斗九升七合九勺式才 庄屋浮免

同式斗五升五合式勺七才 寺社余地

同式石 庄屋役分高

同式斗一升八合七勺四才 庄屋役屋敷

同五石三斗七升六合七才 島津因幡殿持

天明五年巳九月 岩元半右衛門殿

同七升式合九勺式才 土手成御用地検

同千六百八拾四石七斗式升五合四勺九才 門付

右者高しらへ、被御仰渡趣、御伝起承知仕相しらへ申

候処、右之通御座候間、帳毎相調差上候、以上、

丑七月五日 庄屋 福田小藤太

国分御郡見廻衆中

百姓の門には蔵入門と給地門があった。蔵入門とは年貢を直接藩庁に納める門であり、給地門というのは城下士または郷士に配当された門で、武士の知行地を耕作格護する門である。給地門はその門に属する土地は城下士や郷士の支配を受けるのであって、その土地に課せられた諸負担は知行主である城下士や郷士に対して納めたので、知行主は領主または旦那と呼ばれていた。

## 各村の門

向花村の門名はめでたい名前がつけられている。これは各門が繁栄することを祈念してつけられたものであろう。すなわち、吉満・福満・豊広・万福・重吉・長久・末広・富吉・豊満・広元・常盤などがその例である。このように村全体がめでたい門名づくめの例は極めて少ない。

向花村の門数は三七門で門の構成から見ると、名子二名のある門は広元門だけで、名子一名の門は二九門、名子のいない門が七門ある。

台明寺集落の古老の話によると、上山之路は一二門あつて名頭筋が一二戸、名子筋が一二戸であつた。一門に名子一人であるので二戸（名頭と名子）で構成されていたことになる。門名は次のとおりであつた。

上之園門・地主園門・清水門・米丸門・米満門・前田門・福吉門・米田門・常園門・福留門・福元門・永吉門。

右の門の長男家がほとんど名頭筋であつたので屋敷の位置もよいが多い。昭和の初めころまで「家督どん」という盲僧が各家を回つて家内安全・五穀豊穡を祈念していたが、名頭筋は米一升、名子筋は麦一升を勧進して

いた。

享保九年甲辰三月吉日、止上宮御神物米奉寄進人数帳とある「止上文書」の一部分を見ると、このなかに曾於郡重久村の百姓方の門、名頭、名子等が出ている。

門の名は、山神・高橋・西牟田・田中・黒田・川路・山路・上荘原・岩元・六與・折橋・岩・須川・東持・小岩佐・下萩原、内八つの門には名子の記載がない。

国分郷、敷根郷、清水郷の各村の門については資料編参照。

**賦課額の 干害・風水害等の災禍に遭い収獲が少なく減 免** 農民の疲弊が著しいときには救門割が行われた。この場合は百姓が郡座へ申し出ると損害の度合いを検査して減免した。次の証文は、これらのことを証明するものである。

国分郷土荒田伝蔵の知行地である敷根上の段の富吉門から上検（見）の願を申し出て、荒田伝蔵が敷根の検者衆、郷士年寄、郡見廻衆へ、「上見（検）差免申候」と上検に同意した旨を返答したものである。

証文

敷根上之段 富吉門

田高五石五斗四升五合式勺壺才

右者当田方不熟に付上見（検）之願被申出御免之上内見代を以て御問合之趣相達弥上見差免申候間御法之通可被仰出候、仍而證文如斯ニ御座候、以上

寛九月廿二日

荒田伝蔵

敷根 御検者衆中

御郷士年寄衆中

## 二 農民の生活

江戸時代の租税は一般に「四公六民」といって、收穫の四分を納めるのが普通であったが、薩摩藩の場合は粃高で粃一石につき年貢は玄米三斗九升八合（粃にして約八斗。八公二民）という定めであった。全く目の玉の飛び出しそうな高い税率であった。しかもこのほかに年中納物の定があった。万治二年亥八月朔日に達示された「知行物定帳」によると、高（タカ）三〇石の門の百姓たちは正月、三月、五月、七月には決められた納物をしなければならなかった。さらに台風季には防備品として長木五本、畳裏こも二枚、糸一匁、縄一三房、むしろ四枚などの納物が課せられていた。

この規定は納物の基準を示したものであるが、悪質な

武士たちの度をこした徴発をいましめるため、納物を命ずるときは必ず庄屋を通じて行うよう但し書きがついていた。盆の物干ザオをダンナ（郷土）に届けたり風構えを行う慣習は、ごく近年まで県下の各地で見られたことである。

年貢米の納入についても、たいへんな苦勞が伴ったのである。幾日幾夜も徹夜で調達した米俵を馬に背負わせて定められた御蔵まで運搬しなければならなかった。各地の最もよい田地は城下土の給地になっていたので遠方の領主の蔵まで届けるのは一苦勞であった。問題はそれからの役人との交渉の難しさであった。上納期になると御倉に集まった百姓たちで町はごった返し、元氣な壮丁たちがお互いに組をくんで受け付けの先陣争いを演じた。気のきいた者は焼酎やニワトリを届けたが、そうしない者は後回しにされ、近くの森や知人宅に夜泊まりする者もたくさんいた。なかには一週間夜泊まりした正直者がいるかと思うと、「ケスイボ」（わるがしこい人）になれば荷届き早々、焼酎やニワトリを役人の目の前にぶらさげ、やすやすと受取証をもらい後も見ずに帰る者もいたという話が残っている。

薩摩藩門割制度のもとでは、租税の基礎は田畑である。毎年十二月に「大割」といって庄屋、郡見廻、横目、組頭、郷士年寄など、役人が立ち合いで用夫入りや用夫はずれなどの調査、土地収穫の査定、門の人数構成の調整などをした。人の多すぎるところは他の村へ「人移し」を行い、百姓は自分勝手に村を出ることはできなかった。検地帳には家族の名前・年齢その他詳細に記載されていた。

また検地にあたっては、役人が私欲や私情によらぬように厳しい規定はあったが、実際には汚職官吏がいたらしく、いばらせる、飲ませる、握らせる、抱かせる、という「せる竿」の延びちぢみがあり、検地には山竿とか「付け落し」など仁政？があつたが、しかし法外に高い租税であつた。

また蔵役・枿取りなどの役人も百姓を悩ませた。まず百姓から収米するときは、揺り込みつめ込みして受け取り、御倉に納めるときはトカキで自分のまたの間にかき落とし不浄米と名づけて、こんなけがれた米は御上には不敬にあたると役人たちが失敬した。これが当然のことのように行われた。だから百姓たちは三斗納めるには少

なくとも四斗は用意して行かねばならず、三斗納入には実際は四斗納めて三斗の受取証であつた。百姓たちの言いに「殿の御爲に露程の怨み申さぬが、蔵役、枿取りどもが横取りすると思えば強腹が立つ」とのしる声が絶えなかつたという。

農業生産力を高めるには灌漑（水利）の便をよくすることが第一である。薩摩藩の場合は強制と監督を厳にして直接藩庫を富ます方法がとられ、いわゆる「八公二民」といわれる年貢のほかに「一か月に三十五日」とまでいわれた公役（クヤク・労働）に追い回され、ことに雨季や台風季には改修や農道の修理に休む間もなかつた。女は男の〇・七分分、子どもは〇・五人分しかみつもられなかつた。もし婦女子が公役に出る場合は一人前に足りないから不足分の三割あるいは五割を未進銭みしんぜんといって納めることまで決まっていた。いきおい男は公役に狩り出されたから「昔の作（農業）は女、子供の仕事じゃつた」そうである。

新田開発もすべて村もちの労働負担で、百姓第一の義務であつた。川ぼりや農道、道路の修理、軍役の賦役、地頭仮屋、寺院の修理はもちろん、庄屋の仕事や郷士の

私用まで、何かにつけてすぐ狩り出されたから、『月に三十五日』とか、『一年に三百六十六日』の公役といわれるようになった。

ところで公役は冬と春の農閑期に行い、農繁期は徴発しないようたびたびおふれが出ているが、守られなかったようで、生産力が低下して、『百姓農作の支障となる』と財政窮乏の藩当局を悩ましている。

また門に田島を割り付ける場合、一か所に集中せず、分散主義をとった。これは鹿児島県の気象・土壤条件の特殊性から危険分散のためであった。耕地を分散することによって、ともかく天災を均分し、担税力が平均するようにし、『潰れ百姓』（転落農家）の出るのを防ぎ、貧富の隔たりをなくするように努めた。

災害で最も大きかったのはやはり風水害で、虫害がこれにつき、飢饉をひき起こすほどの災害はほとんどこの二つが原因であった。干害や霧島・桜島噴火などの被害も大きかった。『鹿児島県災害史』に記された藩政時代の風水害は四六回、虫害五回、干害は四回あるが、これらは記録に残った大きなものだけで、災害はほとんど毎年のように発生し、大なり小なりの被害を残した。

台風は何といっても本県災害のトップである。天明六年（一七八六）など死者二〇〇人、家屋倒壊一万五〇〇〇、田畑の損害は実に四〇万石で薩摩藩七七万石の五割以上を失った。その結果は飢饉を招いた。<sup>(25)</sup>

このように台風の被害が多いのは単に台風の回数が多いばかりでなく、畑地は標高の高い台地にあるので風当たりが強く、シラス土壌による土地の崩壊流失が多く、そのために水田の埋没が起こり、さらに治山治水が不十分であったことにも起因している。

こうした災害が起き収量が減ると、藩でははじめは減免の措置（前述賦課額の減免）をとっていたが、調所廣郷のときこれは廃止され、全納するまでたとえ百姓が牛馬や住家を売り、あるいは雇用などに出ようともし一切意に介しなかった。延納を許す場合もあったが、後年豊作の年にその延納分を納めさせた。とるだけは容赦なくとったのである。また飢饉のときには救済米を出したが、これは与えたのではなく、貸し付けであった。『飢饉借米』といって壮年者を除き家族数に応じて貸し付け、翌年出来秋に返納させた。

このような風水害と共に悩まされたのは病虫害であつ

た。本県は高温多湿のため他地方より病虫害の発生が多かった。昔は虫がつくと田にタネ油を入れ、棒で稲を払って虫を落として殺したが、虫が多くなるととてもこんなことでは間に合わない。しかし不完全でも虫に対してこんな方法があつたことはまだいいほうで、病害に対しては全く施すすべがなかつた。病虫害がひどくなり、日ごとにしたむ稲の姿を見てはとてもじつとしておられるものではない。最後は神仏にすがるのみである。それで当時は「虫送り」というのが盛んに行われた。たいてい集落総出で高い山に登り、「虫踊り」という踊りを踊って虫の退散を神官や寺僧を頼んで神仏に祈るのであつた。また虫の退散を神に祈るばかりでなく、田の虫を追い出すためと称して村中が鐘や太鼓を持ち出し、雷のように打ちながら田のあぜを歩き回つた。

このようにして風水害や病虫害と闘いながら一粒でも多く米がとれるよう働いた。「お米とれんにや年貢ができぬ。お年貢できねば百姓がかれる」という歌が百姓の悲痛きわまりない気持ちをよく表している。

薩藩の百姓は生産力が低く、作業困難な田畑で、厳重な役人の監督下で働かされ、しかも収穫の八割はとられ

たばかりでなく、こうした天災に常におびやかされ、人災と天災の谷間にあえていたのである。

このような苦しい生活に耐えかねて他の土地に逃げ出す者もいた。藩は厳しく取り締まつた。「国分諸在萬志らべ帳」の中に左の記録が残っている。

一、家内三人 上村門 喜助

男 壱人 女 貳人

右者去ル未年宿元を出行衛相知不申候ニ付、早速より親類與中共より尋方仕候得共、当分迄茂尋附不申候、

農民の「休み日」 農村の一年間の生活は、激しい労働の反面、「休み日」が決まってい

た。正月、七夕、盆、十五夜、日待や講、田の神祭、方祭等の春秋の祭りなどで、たいてい稲作の生産過程の折り目に当たり、それが季節の循環、春・夏・秋・冬と結びついてくり返されるので年中行事になっていた。このほかに集落や親類に死人があつたときや、害虫の発生を防ぐ祈りの虫送りや、日でりて早天が続くときの雨ごいなどの行われる日は休みとなり、休みはだいたい年間四〇日以上であつた。そして休みの日に働く人はよくいわれなかつた。

また農村には「じか」の日があり、この日は田畑の種子まきや苗などを植えない日であった。この日取りは旧曆一月は巳の日、二月は午の日、三月は未の日、四月は申の日、五月は酉の日、六月は戌の日、七月は亥の日、八月は子の日、九月は丑の日、十月は寅の日、十一月は卯の日、十二月は辰の日である。月二、三回である。この日に播種・植付などすると不幸が起こるといって皆この日を避けた。ある古老の話によると、この日を嫌わずに種まきの仕事をした。しばらくしてその奥さんが亡くなった。人々は「じか」に種子をまくと不幸になるとうわさし合った、ということである。なぜその日を嫌ったかははっきり分らないが、月二回くらいは適当な休養日と考えられたものだろうか。年輩の人は「かごしま曆」などめくつて「じか」の日をうんぬんしているが、若い人はほとんど関心がないようだ。

### 粗末な衣食住

明暦三年（一六五七）島津光久の掟に「百姓・農人の家居及び衣食等万事不相応の驕なきよう堅く申付けるべく百姓以下の分際種々に守るべき事」とあり、その後享保十年（一七二五）大御支配所より示達があり、「粗衣粗食を用い、少しも浪

費なきよう心掛け、凶作の助とすべし」とあり、さらに衣類の規定を示し、「散らし付並に散らし形衣服、紋付衣服の縞柄絹布帯差笠足袋雪駄を用い三味線、胡弓類所持し踊狂言を禁ず」とあり、「右衣類の所持の者あらば、役人が見届、紋散らしを消すべき事、三味線・胡弓などは庄屋方へ取りあげ首尾申し出る事」と達せられている。これらは農村・浦町の者に対する処置であるが、武士にも階級によつて差別があつた。衣類の制限は布地のみでなく、形、裁ち方、染色にも規定があり、幕末の触書には「庄屋は絹布木綿を着るべし、脇百姓は木綿なるべし」とある。

当時はあらゆるものが自給自足であつた。綿をみずから植え、婦女子が雨のときや夜間に糸をつむぎ、それを織り、自家で作つた藍で染色するか紺屋に頼んで染め、自分で縫つて着用した。ふだんは「ヂョヂュギ」という普段着で色は黒か紺であつた。特別な場合は「ヨカイシヨ」と呼んだ晴れ着を着た。また労働する場合は、男は「シゴツギ」と呼ばれる腰までくる上衣を着て縄帯をしめ、下はツイダシ（フンドシ）一枚で、女は腰巻きと巻き袖のジユバン（ハットク）をまとうだけであつた。

雨の日には竹の皮で作ったタカンバツチヨをかぶり、しゆるの皮や茅で編んだ蓑を着た。草履をはくときもあつたが、ハダシが多かつた。頭はチョンマゲで郷土と百姓は髪形も異なつた。女性は嫁入りすると歯を黒く染めて既婚のしるしとし歯黒といつた。<sup>26)</sup>

慶安の御触書(慶安二年、一六四九)の中に「一、幕府の法律をたいせつに守り、領主や代官を尊敬し、名主・組頭をまことの親と思うこと。一、朝ははやく起きて草を刈り、昼は田畑を耕し、夜は繩をない、俵をあみ、

それぞれの仕事を油断なくすること。一、酒や茶を買つて飲まないこと。妻子も同じこと。一、百姓は、あとあとのことを考えないで、秋になると、米などをやたらに妻子に食べさせる。麦・ひえ・あわ・菜・だいこん・そのほか雑穀をつくつて食べ、米を多く食べないようにすること」とあり食生活にも指令が厳しかつた。

ふだんは粟・稗・麦などをかゆにして野菜を多く入れて食べるのが百姓庶民の常食であつた。多くの人は正月三日といえども、米を口にすることはできなかつた。

「米んめんしなつた」といえば、死んだことで、葬式だけは米をたいたからそういうのであつた。また「米めし

食やつたどんゆなかつたちゆゆもさあなあ」と隣近所の人たちが話し合つた。病気が重くなつて、米のかゆをたいて食べさせなければ病人は死んでしまつたというこゝとで、病氣にでもならないかぎり米のめしは食べられなかつた。藩の財政の主軸である米の収納が民間に米の存在を許さなかつたのである。粟・稗・麦などはもとより、菜葉・干葉・草木の若芽を交ぜ、これが常食で、農民ばかりでなく、商工業者、また地方郷土に至るまで米食は少なかつた。

飯をたく場合は粟・麦はもちろん、かぼちゃ・からいも・そばなどを取り交ぜ合わせたきあげて食べた。時にはからいもをたき、そばの粉を交ぜ、ネットアイポにし丸めてソマンモチとし、朝の茶の子や午後のおやつにした。

麦飯のたき方は、麦を丸のままたいて水をさし、長くたき煮えてから少々の米をまぜてたきあげた。ヒヤ汁はみそをすつて水にとかし、それにしようが、ごま、さんしょ、ねぎ、しそなど薬味をふりかけて食べた。そのころの歌に

朝は麦のめし、ひやそののこり

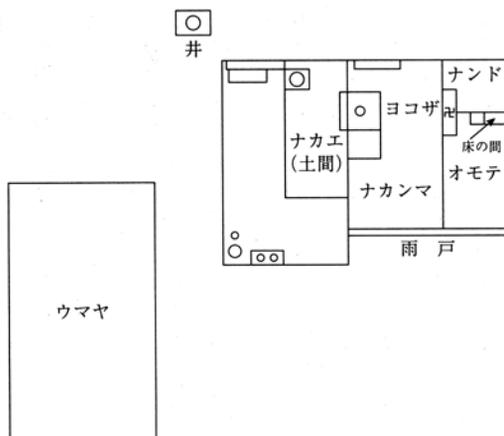


図2-6 当時の庶民の家間取り図

晩な小麦団子 茶の子まで  
と、うたわれ一般の常食は野菜づくめであった。  
茶は各戸少しずつ製造し、炭火で乾燥して貯蔵して  
いた。朝起きればまずお茶を飲み、三飯ごとにこれを飲  
み、午後に飲み、夜分に飲み、人を訪れてはこれを飲  
みながら雑談をかわすのが楽しみでもあった。  
江戸時代の一般農民の家屋は、明かり障子・床畳・ひ

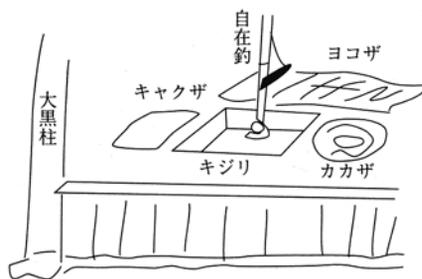


図2-7 いろいろの名称

さしなどのない二間<sup>ふたま</sup>程度の掘<sup>ほ</sup>つ立て小屋と馬屋だけの粗末なものが多かった。普通の家の間取りは図2-6のようである。柱は掘つ立て柱で、縁側はなくヨコザ(横座)とナカンマ(中間)の間じきりもない。床は竹を並べその上にカヤムシロ(茅筵)を敷き、壁もカヤカベ(茅壁)であった。雨戸溝の外に竹張りのぬれ縁があるものもあった。上は竹かわら(タツゴラ)のひさしであった。南側は大きく開放してあるので、夏はこのひさしで陽の射し込むを防ぎ、風だけ家の中を吹き抜けるし、また茅ぶきの屋根は太陽の熱をさえぎり夏も涼しく過ごすことができた。  
いろいろの周囲も名称があり、ヨコザは家長の座で通例一番奥にあり土間に向かつて座る席で、そこだけは敷物が一枚横に敷いてある。カカザは主婦の、

キジリは嫁の、キヤクザは客の座席である。

風呂のある家はごく限られており、もらい風呂が普通であった。石をくりぬいた石風呂であった。

### 屋敷構え

一般に南・東向きが多く、水の便のよいところがえらばれた。山手の場合は、たいてい背後にヤネヤマ（屋根山）があり、水田を前に見るところにつくられる場合が多い。平地やハイ（原）でもヤネヤマを背にする家が見られるが、屋敷の周囲にきんちく・いぬまき・つげなどの樹木を植えて囲む場合が多い。

建物の配置も地形によっていろいろである。農家のばあい、オモヤ・ナカエにつづいて馬屋・堆肥小屋が並び、庭をへだてて倉や風呂・便所・カマヤなどが建てられ、ナカニワは農作業の場所として広くとる例が多い。

屋敷に野菜畑があり、庭にかきやみかんが実り、ニワトリを飼い、一隅には内神様が奉られていた。<sup>(27)</sup>

## 第七節 野町と浦のまち うら

近代における薩摩藩の郷村は、郷士たちの居住地である麓が形成され、それを取り囲むように町人の住む野町があり、さらにその周辺一帯に農民の住む在が広がっていた。また海岸の船着き場や漁港一帯は漁民の住む浦町があった。

### 野町

江戸時代は土農工商の身分の差別が厳しく、特に薩摩藩は独特の郷士制度・門割制度によって、町民・農民・漁民は郷士に隷属する生活を強いられていた。生産の大部分を取奪される強制耕作の制度では生産物を商品として野町市場に出す余裕はなかった。郷士も一部の上級士を除いて、大部分が自給自足の生活を送っていた。

全体自ら田畑を耕して米野菜を収め自ら薩摩がすり織を織て衣服を裁し、焼酎を製して之を飲み鶏豚を養ふて之を食ひ、山に入りて薪を採り鳥獸を狩り、川に行て魚蛤を捕り、味噌・醤油・酢・麴こうじ・菓子まで作りて之を用ふる者に向て、其他の何程の物を売り付け得べきか、隨て商人には更に富

を致し家を興すの機会もなし。<sup>(28)</sup>

これは明治のようすであるが、江戸時代においても野町に住む町人は郷士や農漁民の日常必要な品物をわずかに提供する程度であつたと考えられる。

薩摩藩は大島の黒糖をはじめとして菜種・たばこなど多くの特産物を産出していたが、これらはすべて藩の専売品で、厳しい統制・管理の下に生産・販売が行われ、収益はすべて藩庫に納められた。したがって

商人は世間の所謂商人に非ず、全く只士族の御用足しにして、其一定したる少数者の必需品を調達するに過ぎず、販路の拡張を図らん様もなく商機の変動に逢ふて奇利を制すべき折もなし。

商人には更に富を致し家を興すの機会もない。其の日々の米薪の代を得ば先づ仕合せと思へる迄なり。<sup>(29)</sup> といった姿が野町人の実態であつた。

また薩摩藩では門割制度維持のため門の百姓が町人になるのを警戒して、地方における商業の発達をおさえたことなどが野町の不振の原因の一つともいわれている。野町は当初岡町と呼ばれていたが「名がよすぎるから、以後野町と改めるように」との達示が正徳元年（一七一

一）に薩摩藩からだされた。<sup>(30)</sup>

野町の代表的な店として酒屋・焼酎屋・麴屋・質屋などが見られ、これらに対しては業種に依じて礼銀が課せられ、酒屋が年に銀一枚、焼酎屋四九匁、麴屋一〇匁などが基準になっていた。しかし野町で取り扱う商品は限られていたのでこれを補うものとして、定期市が各地で開かれ、また行商人の往来などがあつた。

定期市は城下町はもちろん、諸郷にもあつたが、郷の市で取り扱われた商品は、塩・大豆・雑穀・煙草・綿布・魚・農具などで、住民を対象とした日用品が主であつた。

天保九年（一八三八）の巡檢使書上に、市の名前・日取りが次のように記されている。<sup>(31)</sup>

上小川 十一月一日、十二月二十七日

向花 七月十二日、九月十二日、十二月十二日

小村 六月十三日、九月二十九日、十二月二十六日

国分八幡神社（現鹿児島神宮） 一月十四日

真孝村 十月朔日

市の商品は、鋏・鋤・鎌・鉞・斧・蓑笠・真座その他台所用品綿布類など、およそ農・漁民の日常生活に必要な

な雑品類であつた。しかし中にはやや専門化したものも現れている。例えば国分八幡の餅市は、金物市ともいつて、「九州の商人市を開き金物を鬻ぐ」（「神宮旧記」ところの金物の専門市であつた。その他城下の諏訪市は農具の市としてにぎわつた。なお注意すべきは、多くはこの市立の日を目当にして交易が行われ、農・漁民はそれぞれの生産品（米・雑穀）、漁獲物、加工品（藁製品・竹製品）などを持ち寄つて交換したという。このような農・漁民相手の商人の資格として「旅人振売市立之儀従以前御法度被仰渡置候……」（「寛府御廻文拔書」四）の法度があつて、他領商人の参加を強く排除した。恐らくは他領商人による利潤の収奪を嫌うためであつたと思われる。

行商の取り締まりも厳しかった。殊に他領商人の行商についてははなはだしかった。なぜならば、行商こそ、当時の在郷・浦々の生産者にとつて最も安易な購買の方法であつたからである。このような振売の形態としては農山村の野菜・薪売りと漁村の魚売りが一般的であつた（第三章第三節「商工鉱業の推移」参照）。

江戸時代の地方の商家は城下の商家ほどの分化も見ら

れず、大方兼業で規模も小さいものであつた。これらのうちでも荒物屋・小間物屋のような何でも屋的形態が普通の形で、専門化した油屋・焼酎屋・質屋などは、あるにはあつたけれども小さなものであつた。一般に浦人の場合でもそうであるが、城下を除いて外城の町場は、商職のほかに、半ばは「町浮」（町人に与えた浮免地）や永作地・大山野など私的所有が許された農地で農作物をつくり、暮らしをたてていたのである。つまり半農半商の生活形態であつたといえる。

『国分諸古記』によれば国分郷の野町として本町、唐人町があつた（詳細は第四編第三章「商鉱工業の推移」参照）。

野町の行政は郷士から任命された別当（在の庄屋にあたる）が横目の監督を受けて治め、その下に町人の小部当がいてこれを助けた。

浦 薩摩藩では浦という制度があつた。元来「浦」とは入江のことであるが、船が風波を避けて停泊するところ、つまり港の意味をもつようになつた。さらに

漁業権の所有という意味も含むようになり、やがて漁業を生業とする集落のことをさして「浦」と呼ぶように

なつた。寛政十二年藩庁の記録によると国分郷には小村浦・浜村浦・永浜浦・浜之市浦があるが、在ざいの各村とは別に一行政地区としての制度である。

『県史』二巻によると、浦は勝手方家老の下にある船手の支配に属し、所役の郷士年寄・役人などが船奉行の指示によりこれを管理し、郷士役の浦役を置いた。これは村の庄屋にあたり、その下には共に郷士役である浦役助を浦の大小により二人ないし五人置いた。さらに年行司・弁指べんさし（在郷の功才こうさいにあたり、名頭の中から選ばれた）の役があつた。国分の諸記録から町浦役の名を次のように拾い出すことができる。

寛保二年（一七四二）堀切彦兵衛  
 安永九年（一七八〇）牧元實有  
 文政三年（一八二〇）荒田武茂  
 天保七年（一八三六）牧元實充  
 嘉永七年（一八五四）牧元實平  
 同年 五月 牧元實充

藩が浦に期待したものは、経済的なものよりむしろ軍事的なものであつたといつてよい。平時は海難救助や雑役夫に徴集され、また参勤交代や上方・琉球貿易の水夫

として公役に引つ張り出されたが、非常時には海岸線の警備、特に幕末には異国船の警備にあたらせた。

百姓が勤める諸公役の代わりに水夫として公役を勤めさせられたことは、市内荒田氏所蔵の「御上使御巡回御回條書」に次のように記載されていることでも分かる。

「沖に唐船見得候時者、遠見番より氣を付罷まかり在り浦々にても無油断様に申付置、（後略）」とある。この記録から見ると唐船の見張りに浦人らが勤めていたことが察せられる。また藩内には異国船番所が置かれ、米の津、甌島、屋久島など二三か所の番所があつた。これらはすべて外洋に位置する津浦であるが、小村浦などは琉球貿易、貢租米の運送、漁業、塩業などに従事し、戦時ともなれば軍船団として編成を命ぜられた。

慶長七年壬寅みづのえとら（一六〇二）季秋、大隅国富限の湊住吉丸の琉球廻航の朱印状がある。また国分士堀切大炊左衛門の元禄十年丁丑ひのとうし（一六九七）覚書写の中に、明暦三年丁酉ひのととり（一六五七）、藩主が東目御通、小村着の折堀切大炊左衛門が、以前十六端帆一艘作調、中途において破損、地頭喜入休右衛門殿より藩主へ「不意の損亡過分に仕り候て行迫り、少し御心付御下げ遊ばさるべく申上げ

候<sup>(33)</sup>」と借金を申し込んでいた。これらの記録から考えられることは、国分郷の浦々の船は藩の御用船としての使命を与えられ、琉球貿易に従事したことである。このように浦人は賦役として主に海運業に携わっていたのである。

浦 町

浦は純然たる生産行為しか認められず、商行為はいつさい禁止されていたが、二十数

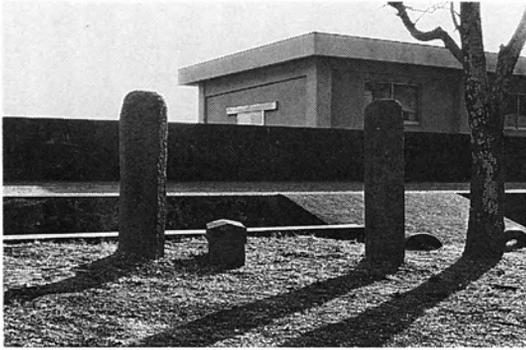


写真2-10 町門 敷根浦町の入口に立っていた。現在この付近の小字名は町門と呼んでいる。

か所の浦だけは許可されていた。これらは藩政時代の初期からの麓や町のありとところ、交通上の要所などでやむをえず商業を許さなければならぬところであり、浦と区別し「浦町」と呼んでいた。す

なわち浦町は浦に所在する町場の意であった。ゆえに浦と浦町の区別については、さほど明確ではないが、寛政十二年（一八〇〇）「諸鄉村並浦附」によると浦町のある郷として国分浜之市があり、浦町のない郷として敷根の名がある。小村（広瀬）にも浦があったが、小字名に「町之後」「後町通り」「下町通り」などが残っており、浦町が存在していたことが推察できる。

町場の入口には九尺の石柱を二本立て、しめ縄<sup>なま</sup>を張り、そこを「垂れん口<sup>ちりぐち</sup>」といった。前記「諸鄉村並浦附」には敷根には浦町がないとされているが、敷根の浜町の入口には石柱があり「町門」と称していた（現在石柱は敷根港入口の近くに移動して立てられている）。「町門」の立っていた付近は現在も「町門」の小字名が残っている。なお小村にも「垂口<sup>たれぐち</sup>」の小字名が現存している。

小村 浦 小村浦町在郷（『国分諸古記』）及び「国分諸在萬志らべ帳」によると、

隅州桑原郡小村浦町在郷 庄屋衆中

△御高札御立て召され置き候 年行司浦人書下 名字

△光久公御代御飯屋あり

△御蔵

高頭六百九十七石八斗二升九勺八才の内

一、高四百八十三石八斗八升九合七勺九才、浦浮免

右浦人勤勉以上で開き、浦人作職に仰付けられ、諸殿役

百姓並に相勤め候へ共享保年間に依願高掛り夫役二升米

百姓方へ相渡し、御免の上諸殿役相勤めず候

一、浦町人数 九百一人 男五百三十六人、女三百六十五

人、門名頭三十六人 但し元禄十一年村里

改の節百十八竈、

高頭右同断の内

一、高二百十三石九斗三升一合一勺九才 在郷

一、百姓人数 二十九人 男十六人 女十三人

門名頭四人、但元禄十一年村里改め節六竈

国分諸在萬志らべ帳より

小村

高頭七百貳拾四石五斗四升三合壹勺貳才

損高三石四斗三升貳合三勺三才

八石五斗六合貳勺五才 抱地高

享保九年辰亥御支配

四百八拾七石三斗六升六合貳勺七才 浦受取高

六拾壹石九斗三升貳合四勺九才 諸人作職並かこ屋

敷余地

田方五町六畦拾八歩

田高百六石四斗八升七合貳勺貳才 百姓受取

但壹畦二付貳斗壹合七勺九才

島方拾六町五畦七分

島高六拾石貳斗四升九合六勺九才 右同

但壹畦二付三升七合三才八

一、人体 三拾人

一、現用夫 拾七人

男 拾人

女 七人

一、用夫 壹人二付高拾六石六斗七升三合余

一、竈数 六 ツ 中宿者

人体 三拾五人

男 貳拾四人

女 拾壹人

これから見ると小村浦人も浦役人・浦用夫として海運の仕事に従事し、船運上も定められていたので、小村浦の浦受取高は浦浮免となっていたことが分かる。

## 第八節 交通

交通は人や物を最も速く、大量に、低廉に、安全に、また快適に運ぶにはどうすればよいかという方向に進んでいる。昔にさかのぼるほどこの逆であつて、旅や輸送は驚くほど高くつき、かつ苦勞し、不安なものであり、また輸送の量は少なく、しかも時日を要するものであつた。昔の一等車ともいふべき「カゴ」は最少二人で一人を運ぶという非能率的なものであり、また大名行列などの、ろくに権勢を示すことはあつても、交通の面からはまことに非能率的なものであつた。

旅立ちに水杯みづさきを交まわして、再び会えることを祈りながら別れを惜しみ、後に残つた家族は床の間の掛軸を「千里の先から駆け戻る」という虎の掛軸に変えて無事帰宅することを祈つたものである。

## 陸上交通

大化元年（六四五）の大化改新によつて、新しい政治の仕組みが整つた。大宝二年

（七〇二）薩摩国の設立、また和銅六年（七一三）大隅国の設立については薩摩国府から大隅国府へ、さらに大

隅国府から日向国府へと国の重要文書や命令などの搬送に官道が重要な役割を果たしたことは当然のことと思われる。

鎌倉時代から戦国時代にかけて、薩隅日の地は戦乱に明け暮れ、道路の整備などは十分行き届かない状態であつた。豊臣秀吉の全国統一を端緒とし、江戸幕府の交通政策を経てようやく主要道路が全国規模で改修され、一里塚や並木などが整備された。

『国分諸古記』によると、薩摩から領外へ通ずる幹線街道は小倉筋と東目があつた。宝永二年（一七〇五）小倉筋は出水筋・大口筋、東目は高岡筋と名称を改めた。これらによつて大坂・江戸へ連絡するには通常出水筋・大口筋では豊前小倉に、高岡筋では日向細島に出て、ともにそれより海路をとつた。

高岡筋は鹿児島城下と大隅を結ぶ需要街道であつた。明治五年（一八七二）、磯・花倉・竜ヶ水・平松・白浜・脇元を通る街道ができるまでは、城北北東の島津家菩提寺（福昌寺）近くの鼓川つづみがわより坂元を登り、吉野実方さねたかを経て吉野に出て牧野を通り、牟礼むれが岡おか（無線中継所）下から白銀坂しろがねざかを下り、脇元の天御中神社下に出て、それ

から現在の国道一〇号線に沿って東進し、加治木を経て敷根から門倉かどくらの坂道を通って大隅・都城方面へ通じていた（明治二十三年宮崎街道は敷根門倉越えから、亀割峠・牧ノ原への旧国道に変えられた）。

出水筋・大口筋・高岡筋には幹線街道として鹿児島から他領境まで一里塚が設置された。宝永三年（一七〇六）正月廿日の覚によると「鹿児島下町札辻ふだのつじより三筋通道他領境まで、一里ごとに道程町木を立てる事」とある。<sup>(33)</sup>

さらにこの三筋の幹線街道を含め鹿児島城下を中心として、諸郷と連絡する街道があり公用書状などが届けられた。藩ではこれらを系統化し、まず大宿次おおどつぎとして左の七筋を定めた。

- 出水筋 阿久根―向田―市來湊―鹿児島
- 大口筋 横川―加治木―鹿児島
- 高岡筋 高城（庄内）―福山―加治木―鹿児島
- 加久藤筋 横川―加治木―鹿児島
- 志布志筋 末吉―岩川―福山―加治木―鹿児島
- 綾筋 高原―荒河内―大窪―加治木―鹿児島
- 寺柱筋 通山―加治木―鹿児島

また諸令達回文の場合は左の六筋があった。  
重富筋 重富―帖佐―加治木―日当山―踊おどり―曾於郡―

清水―国分―敷根―福山―市成―百引―恒吉  
―松山（以上十四所）

郡山筋 郡山―入來―樋脇―山口―平佐―中郷―東郷

―山崎―蘭牟田―大村―黒木―佐志―宮之城  
―大口―鶴田―曾木―本城―湯之尾―馬越―  
羽月―山野―小川内（以上二十二所）

谷山筋 谷山（付錫山）―喜入―今和泉―指宿―山川

―穎娃―知覧―川辺―山田―鹿籠（付金山）  
―坊泊―久志秋目―加世田―阿多―田布施―  
伊作―永吉―吉利―日置（以上十九所）

吉田薩摩筋 吉田―蒲生―山田―溝辺―永野金山―横

川―栗野―吉松―馬関田―加久藤―飯野―小  
林―須木―高原―高崎―野尻―綾―高岡―倉  
岡―穆佐（以上二十一所）<sup>(ママ)</sup>

桜島筋 桜島―牛根―垂水―新城―花岡―大始良―大

根占―小根占―佐多―田代―内之浦―高山―  
始良―鹿屋―高隈―串良―大崎―志布志（以  
上十八所）

伊集院筋 伊集院―市來―串木野―百次―隈之城―高

江―高城川内―阿久根―長島―野田―高尾野

―出水―甌島(以上十三所)

いずれも各所に宿場が設けられており、宿次夫、送人馬の夫役は近在の百姓に命ぜられ、飯米は郡方から出した。

また地域では村落間を結ぶ道を中心道として、その目的に応じて脇道が巡らされ、政治・経済の流れを担っていた。

国分地域の道については、文政六年(一八二三)の道帳(後述)に道路網や道幅などが克明に記されており、当時の道路事情を知ることができる。

明治の初年ころは、小林の人は米を駄馬に積んで、早朝小林を出発し、夕方田口の白土の野に着き、ここで人も馬も野宿をし、次の日は浜之市に早々と到着。積荷の米を一升二、三銭で売り、こんどは塩を買って馬に積み、その足で出発、また白土の野で野宿、次の日の夕方ようやく小林に帰り着くものだったという。小林・浜之市間を三日がかりで往復したわけである。

また西嶽村の古老は、明治初年の状況を語っている。

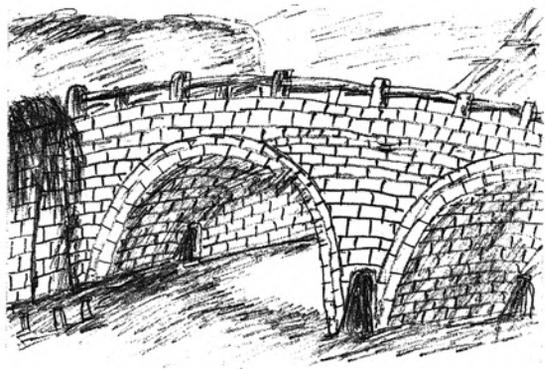


写真2-11 旧検校橋(昭和6年 瀬戸口彪氏写生、架橋年月不明)

歩き、重久を通って国分に着くともう夜で、そのまま国分に泊まり、次の日は早々と諸買物を済まして、また同じ道を帰るともう夜中であった。この霧島―国分間の道は、ある時は松永―春山原通過であり、またある時代は小鹿野上通過、またある時代は関の坂通過となった。この古老の話によれば、明治初年ころは、西嶽村の人はわざわざ国分まで買物に二日がかりで来ていたのである。

西嶽村(高千穂峰の南麓、今の霧島町の隣)を早朝出発、関の坂の難路をこつんこつんと石を跳び、石ころだらけの階段のような道を伝わり

国分の町が、この地方の商業の中心地であったことが分かる。

### 海上交通

薩摩の複雑な地形は陸上交通の発達を阻んでいた。明治半ばになって国道・県道が改修変更されるまでその不便は相変わらず続いた。これに対して海上交通は藩政時代から比較的にぎやかであった。

古代から近世にかけては坊津が「日本国総路」と呼ばれて、日本で最も重要な対外貿易の基地として活躍していた。大坂などへの貨物輸送に海上交通が大いに利用され、参勤交代の路程も通常船立ふねだてと称し、大船隊をもって川内河口の京泊きやうどまりから船出をした。また東目の場合は日向細島に出てここから船出をして、ともに大坂まで海路によった。

三州の地は海岸線が長く、屈曲に富んでおり、諸所に港があった。なかでも山川港は鹿児島湾の入口に位置し、藩の琉球貿易港として栄えた。同港には琉球物産方出張所や三島出張所が置かれ、幕末には奄美の黒糖や、周辺の榎栽培はなばなで作られた「ろう」などが大坂へ積み出された。京泊対岸の高江久見崎ひさみさきは藩船停泊の要港であつ

た。慶長七年（一六〇二）富隈港の住吉丸（船頭堀切彦兵衛、小村の人）に島津氏の朱印状がでてゐる。これは海上に渡航する貿易家に朱印状を下付し、渡航先の国にその保護と貿易許可を求めるものであったが、対東南アジア貿易の進展に伴い、このような朱印船主、すなわち資本主も大名・武士・幕吏・商人など数十名の多数になつた。

大名では島津・有馬・松浦・五島・鍋島・加藤・亀井・細川・松倉など、ほとんど西国の大名であつて、彼ら大名の派遣した朱印船の延べ数は三七隻であつたが、早くから海外貿易に関心の深かつた島津・松浦・有馬三氏の派遣船が最も多く、島津八隻・松浦七隻・有馬七隻であつて、朱印船の約六割を占めていた。

また薩摩藩は漁村に浦という制度を設けて、漁村の人は水夫かことして徴用させられていた。彼らは主として海上輸送のための労働に従事した（浦については第二章六節「浦と野町」参照）。

十七世紀初めごろから小村（広瀬）・敷根は漁村として、また海上交通の要地として栄えた。都城・財部・小林・霧島など後背地から馬で運ばれた上納米や商品は、

これらの港から鹿兒島へ積み出された。

「秋山清賢日誌」(明治八年)によると、秋山清賢が、公用で鹿兒島に行き、船で帰郷した折のことを次のように記している。

小村の龍助船より帰郷、七つ時分より出帆、風少なくて夜の四つ時分、水道川ナドに着き、それより帰毛、荷物など預けおき帰り(後略)

これによると、風が少なくて帆走の具合が悪かったとはいへ、午後四時鹿兒島を出港し、六時間を要して、夜の十時ごろ小村(広瀬)に着いたことがわかる。

文政六年のこれは文政六年(一八二三)、国分郷内「道帳」の道路を村ごとに詳細に調査したものである。これによれば、当時の国分地方の道路は案外広く、また管理もよくなされていたことが分かる。

国分郷の「道帳」ができあがる一三年前の文化七年(一八一〇)に幕府御用の測量隊として、伊能忠敬一行が敷根・下井・小村(広瀬)・住吉・浜之市・辺田小島・弁天島・沖小島など海岸地域の詳細な地図を作成している。

この測量結果と呼応して、内陸部の交通事情を調査し

て、幕府や藩に提出したのが国分の「道帳」であつたらうと思われる。なお伊能忠敬日記のうち国分関係文書は次のとおりである。

同十九日、朝晴曇、五ツ後より晴天、六ツ後廻村出立、同所測所より初、枝福山村(前二記ス通り、当国二而も廻村を福山と云、往古八本郷二而廻村ノ方が技二もありしならん)敷根村字脇平、下井村、湊村を歴て国分郷小村止宿前迄測(二里一十一丁五十七間)四ツ半後二着、止宿彦七、此夜晴天測量、国分郷十七ヶ村二而下井村、小村、住吉村、浜ノ市村、畑中村、野久美田村、小浜村、内山田村、内村(当国一ノ宮正八幡宮有)、見次村、曾小川、上小川村(当国分寺あり、煙草の名産)、福島村、野々口村、松ノ木村、持留村、上井村、薩州煙草の名産国分ハ上小川村より出、五品あり、字伊勢ヶ屋敷、字竜王、字砂走り、字武本、字車田五ヶ所より出ル、即献上二なると云、右上小川より極上葉煙草二千斤、上中共二八千斤程出るよし、煙草の高五六尺なりと云り、小村辺より一里斗のよし、下井村、小村年寄平田理右衛門、同安菜伊右衛門、浦役野村直助、郡見回徳持嘉左衛門出る。

同二十日、朝晴天(白雲おほし)同所逗留測、六ツ後同所止宿下より初、住吉村枝飛地川尻(人家あり)広瀬川(幅一百八十九間四尺)中心郡界(贈唎郡桑原村)夫より



写真 2-12 文政 6 年 (1823) の「道帳」

桑原郡住吉村、浜ノ市村、小島渡口迄測(二里〇〇二十三間〇三寸) 外二浜ノ市村持辺田小島一周(二十七丁〇九間三尺) 弁天島(半周六丁三十三間四尺、汐千八辺田島江続) 沖小島一周(二十〇丁五間一尺) 測、午後二帰宿、此夜晴天測量

同二十一日、晴天(白雲おほし) 朝六ツ後、国分郷小村 出立、浜ノ市村小島渡口より初、畑中村字西浜、野久美田村、小浜村字長浜、夫より始羅郡日木山村・段土村(枝二

加治木村あり、

当国并薩州も此

村ヲ加治木と云、

(後略)

国分郷の「道

帳」と同じころ

(文政七年)(一

八二四)に「高山

名勝志」「大崎名

勝志」「小根占名

勝志」「鹿屋名勝

志」「名勝志御撰

方万しらべ帳 伊作」「名勝志再撰取調帳留知覧」「長島名勝志再撰帳」などが完成している。これらをもとに藩全体の地誌を集大成したものが天保十四年(一八四三)にできあがった『三國名勝図会』であつたと考えられる。以下「道帳」の全文を掲載する。

文政六年末十一月

道帳

郷士年寄助 服部 休兵衛

郷士年寄 坂本勇右衛門

岩切 與兵衛

松下助左衛門

安楽伝右衛門

野村源右衛門

石塚 七兵衛

平田理右衛門

麓上小川村之内

一、飯屋角より宇都之口虎落涯まで横五間通り

一、宇都口より北清水通路横九尺通り

一、本御内中通西辨形より東弓場口まで横式間通り

一、右同所内囲東石垣下北南彦間通り

一、鉄炮場入口道九尺通り

一、東御門前より水道まで本五間当分四間通り

但東之方壱間通御竿入相成筋ニ相見得候

一、東御門前より弓場入口式間通

一、犬追馬場西東式間通り

一、伊勢宮入口鳥居之元まで式間通り

一、鐘突新城搦手通稻荷宮辺まで九尺通り

一、仮屋角より金剛寺仁王ノ下まで五間通

但南方御菜園地ニ而候処ニ御竿入相成筋ニ相見得候

一、右同所より西仮屋前通路四間半通り

一、豎馬場三文字之元より山崎角まで式間半通り

以南の方向花村之内

一、遠寿寺入口式間半通り

一、山崎角より若宮まで三間通中途東石場道九尺

但若宮通西側向花村

一、東之馬場三町横四間通り 但左右溝込

一、池之馬場より下ル半町目岩切小路横九尺通

一、右同断壱町目野村小路九尺通り東出口ノ方同断

一、右同所壱町半目平田前小路九尺通り

一、右同所式町目十文字東出口まで西ぶた小路式間通り

一、右同所田の畑出口より南矢野角まで横九尺通り

一、右同所式町半目山元小路横式間通り

一、右同所三町目西服部角東矢野出口まで横式間半通り

但片溝込

一、松下馬場上より下り人形町まで左右溝込式間半通り

一、鍋屋小路宮原角より南出口まで下り横溝込九尺通り

一、中ノ馬場仮屋角より正覚寺之元まで溝込四間通り

一、仮屋角より下ル半町目西ニ入国分寺小路九尺通り

一、右同所より下り式町目鎌田角より西に入ルぶた町

引次式間通り

一、右同所三町目服部角より西ニ入ル道筋式間通り

一、右同所四町目後口町西ニ入横式間通り

但中程より西向花村之内

一、本町東西横四間通り 但中町中程より右同断

一、車田馬場矢野角より下ル唐仁町後石橋まで

溝込横式間半

一、右町後石橋より四方田出口まで式間通り但町屋敷掛溝

有

一、車田馬場より真中村西ニ入小路二間通中程より南ニ下

ル九尺通り 但溝込

一、唐仁町西東道筋横四間通り

一、右町東町門口より迫田四ツ足堂まで式間通り

麓外上小川村之内

一、金剛寺仁王ノ前より新城大手口并平原道筋横九尺通

一、東馬場頭壱町目出口より龍王新田川まで九尺通り

- 一、右龍王川西側右出口より車田出口まで道筋九尺通り
- 一、右東馬場式丁目出口より龍王川まで九尺通り
- 一、車田矢野出口より右龍王川まで右同断
- 一、右同所楠元出口より龍王前まで右同断
- 一、龍王川上石橋より権現の下通右同断
- 一、車田上出口石橋より大坪道筋右同断 但矢野出口引次
- 一、龍王宮前山元通小石橋より筒の口まで九尺通
- 一、唐仁町東観音堂前より北山元道筋溝込右同断
- 一、権現堂下より伊勢ヶ屋敷道筋沓間通り
- 一、戸崎より砂走畠中へ通路筋右同断
- 一、洞雲軒前より久満崎之通まで道筋右同断
- 一、迫田四ツ足堂前より東村中九尺通り
- 一、右村廻(はすれ)より東なば阿弥陀堂辺通り筋々沓間通
- 一、右四ツ足堂西脇より久満崎通り敷根湊村境まで式間通
- 一、久満崎通より上新田通九尺通り
- 一、おがみ田湊境より西堀切石橋まで右同断
- 一、庄屋役所北南道筋九尺通り
- 一、堀切石橋東涯より北東へ折廻シ道筋沓間通り
- 一、右石橋より西村中豎馬場新田溝まで式間通り
- 一、右通路より南二下ル石だん馬場式間通り
- 一、右南出口より砂ヶ町道筋沓間通り
- 一、四方田豎馬場通りより小村通路筋九尺通

- 一、右通筋村中寺後小路東二入九尺通り
  - 一、永江庵前通り東石だん馬場より西小村水流まで式間通
  - 一、小村水流南より福嶋道筋九尺通り
  - 一、豎馬場道筋より有下通沓間通り
  - 一、四方田出口より西正覚寺方道筋右同断
  - 一、右外田畠人馬通路の作道皆沓間通り
- 麓向花村之内
- 一、豎馬場上より下り六地藏角まで横式間半通り
  - 一、右馬場より東二入国分寺前小路九尺通但中程上小川境
  - 一、右同所西二入仮屋馬場石切角まで式間通り
  - 一、右仮屋馬場西の方北二入小路沓間通り
  - 一、豎馬場より東二入浜田角よりふた町の続式間通り
- 但中程より東上小川之内
- 一、右同角より西二入常念寺後辺龍昌寺前通まで九尺通り
  - 一、六地藏より東後町豎横西ハ常念寺城戸迄両方式間通り
  - 一、六地藏角より本町恵美須角まで式間半通り
  - 一、右恵美須角下り出口まで式間通り
  - 一、豎馬場より小野屋敷後町へ東二入式間通中程上小川村
- 境
- 一、本町中程より東上小川村之内西出口迄東同所四間通り
- 但西居家作出し当分九尺通り

但新田溝相添

- 一、右町西出口より常念寺通へ出ルうら道北ニ行沓間通り
- 一、山崎角より常念寺西脇まで三間通り

但若宮方上小川へ記ス

- 一、右角より鮫島城戸まで式間半通り
- 一、外山後口西ニ入小路九尺通り
- 一、小道小路北南九尺通り
- 一、龍昌寺前より西の脇道九尺通り若宮前まで

麓外向花村之内

- 一、若宮越より清水道筋新田溝添式間通り
  - 一、常念寺出口より川跡まで道筋式間通り
  - 一、龍昌寺下より浄泉水道まで式間半通り
  - 一、浄泉より府中村境まで式間通り
  - 一、右同所より南川跡溝筋土手道九尺通り
  - 一、小道南堀切出口より野口村へ通筋沓間通り
  - 一、庄屋役所通路北門の方へ通筋九尺
  - 一、西馬場掛越道筋横式間通り
  - 一、東馬場南より鏡橋向まで式間通り
  - 一、鏡橋より新町村境通筋九尺通り
  - 一、東馬場中程より東ニ入清水之方山行道沓間通り
  - 一、川跡より松木村境野口村へ通路九尺通り
- 但左右田畠小溝有
- 一、右外田畠人馬通路之作道皆沓間通り

新町村

- 一、向花村鏡橋より堂山後まで九尺通り
- 一、堂山後より掛越新田溝まで沓間通り
- 一、右同所より北湯治道右同断アゼ道アリ
- 一、村中上より下通路式間通り
- 一、わんどふ村通沓間通筋アリ
- 一、川畑村中九尺通曾於郡へ通路同断
- 一、石樋より姫城村通筋九尺通り
- 一、右外田畠人馬通路之道筋皆沓間通り

府中村

- 一、本通向花村境より大津渡りまで式間通り
- 一、本通りより天神坊道筋九尺通り
- 一、右同所守君神宮前より南土器屋通上の川原出口まで式間通
- 一、右通より掛越道筋九尺通り
- 一、右同所より南八左衛門小路九尺通り
- 一、村中より野口道筋右同断
- 一、右同所上之川原道筋九尺通り
- 一、祇園通り九尺通り
- 一、踊庭より南上之川原筋九尺通り
- 一、右同所より東道筋九尺通り
- 一、右村迦出口より浄泉まで道筋沓間通り

一、右外田畠人馬通路之作道皆沓間通り

内村

一、木の房村中道筋九尺通り

一、右同所渡場より十王堂まで式間通り

但川原村廻より角玄まで溝有

一、川原村廻より北湯治道沓間通り

一、右同所村中より北新田土手下隈元屋敷下道沓間通り

一、角玄堂ノ元より踊安楽道日当山境まで九尺通り

一、角玄堂北脇新田溝まで土場道九尺通り

一、堀之内通路九尺通り

一、十王堂より南辻堂まで本四間当分三間通り

一、辻之堂北後町小路九尺通り

一、御前馬場辻堂より鳥居之元まで本九間通之由当分

八間通り但内山田村境

一、鳥居之元より上弥勒院屋敷掛り十間通り 境右同断

一、弥勒堂前石壇柴植付之場所三ツの社より石橋下まで八

間通

一、御石鉢道右通筋より北二入三間通り

但溝辺道上野坂道九尺又ハ沓間通り

一、正宮石橋之元より北正行寺下まで新田溝土手九尺通り

一、辻堂より鬼の辻まで見次村会通路三間通り

一、右通路中程より北二入最勝寺屋敷南小路沓間通

一、右外田畠人馬通路之作道皆沓間通り

内山田村

一、御前馬場東より一番目南二入小路九尺通り

一、右同所中程より南二入紺屋小路九尺通り

一、桑幡小路北より南野崎出口まで溝込式間通り

一、正宮石橋より正国寺之辺まで新田溝土手筋九尺通り

一、桑幡小路下屯より東留守城戸辺へ通路九尺通り

一、野崎道沓間通り屋敷掛之道は九尺通

一、原口より西溝添右野崎通路九尺通り

一、原口より正福院前通り四天の元まで式間通り

一、原口より北神田橋まで溝込三間通り但見次村境

一、留守馬場より西二入地獄小路九尺通り

一、右同断西二入中道小路九尺通り

一、神田橋より留守城戸まで三間半通り但見次村境

一、留守城戸より辻堂まで四間通り但右同断

一、菩提寺より鹿籠山南小田村通路九尺通り但南小田村之

内

一、右同所より真孝村境まで浜之市通路式間通り

一、右同所西ノ方より真孝御蔵道筋九尺通り

一、鹿籠山東村廻より庄屋役所道九尺通り

一、右村中馬場北堂の南南出口まで式間通り

一、村中東役所道九尺西之通路九尺通り

一、北堂の前より西へ通筋沓間通り

一、原口出口正福院前より拜之橋鹿籠山道沓間通り

一、右外田畠人馬場路之作道皆沓間通り

見次村

一、留守馬場より東二入小門馬場式間通り

一、辻本通より南二入六地藏小路式間通り

一、右同所窪之小路九尺通り

一、鬼の辻より大津渡場まで式間半通り但東側内村之内

一、大津城戸入込内村境九尺通り

一、大津渡りより見次役所通路皆九尺通り

一、本村より原村通路九尺又ハ沓間通り

一、原村入口墓原之元より正福院方へ溝土手沓間通り

一、原村豎横通路皆九尺通り

一、庄屋役所より池田小路まで九尺通り

一、西雲寺より野崎道沓間通り

一、原村後辺より四天王の元へ出道沓間通り

一、右同所より南野口向原村へ通路右同断

一、右外人馬通路之作道皆沓間通り

小田村

一、内山田境より野久美田村境まで大通筋式間通り

但左右田地并溝添有

一、社家領村中より浜之市通筋九尺通り

一、右同所ノ方南二通筋九尺通り

一、右同所北へ通路沓間通り

一、右同所南通路九尺通り

一、半十城戸三文字より北新田溝付宮内正宮道沓間通り

一、本通りより岩神前道九尺通り

一、右同所より浜之市道沓間通り

一、本通より宇都道筋九尺通り

一、右同所より国領通路九尺通り

一、右引次浜之市通路沓間通り

一、右同所柿木小路九尺通り

一、右同所梅木通筋九尺通り

一、右外人馬通路之作道皆沓間通り

一、山野道筋有来通時々普請可致候

野久美田村

一、小田村境より小浜村境まで本通坂込式間通り

一、東村口南二入踊庭まで式間通り

一、右同所溝より東南の方へ通筋沓間通り

一、小浜通坂の下角より休左衛門橋先キ真孝境迄式間通り

一、右休左衛門橋西行詰より鳩之脇通筋九尺通り

一、右外人馬通路之作道皆沓間通り

一、山野道筋有来通時々普請可致候

小浜村

- 一、野久美田村境坂中より辰口坂加治木境まで式間通り
- 一、おさしき方へ本道より入赤石まで通路九尺通り
- 一、里の小路九尺通り
- 一、長地通り横小路右同断
- 一、塚ツツミの馬場式間通り
- 一、円福寺前下ル道筋九尺通り
- 一、茶屋の元より上ル道筋九尺通り
- 一、右同所より永浜通り鳩トビの脇迄九尺通り
- 一、永浜浦人家中東西豎通り式筋九尺通り
- 一、右同所浜より上ル横小路式間通り有
- 一、小浜田の上小牧道等人馬通路皆式間通り
- 一、早鈴宮通路九尺通り 但鳥居の上より御宮まで
- 一、右外人馬通路之作道皆式間通り
- 一、山野道筋有来通時々普請可致候

真孝村

- 一、野久美田村境より本通り村迦まで横式間通り
- 一、右本通村中御蔵城戸本町口まで式間半通り
- 一、御蔵南小路西二入式間通り
- 一、右道筋中程より北二上ル葉師小路九尺通り
- 一、犬追馬場式間通り
- 一、御里通り式間通り
- 一、御蔵小村迦より鹿籠山入口まで九尺通り

- 一、浜之市本町十文字角上下御蔵通式間通り
- 一、右同所町迦西より出物蔵まで道筋式間通り
- 一、金凌院城戸通式間通り浜へ出ル
- 一、本町通筋東西三間半通り
- 一、右町迦東納屋町涯まで式間通り 但左右田地
- 一、納屋町本通東西四間通り
- 一、右同所十文字町中上より浜まで式間半通り
- 一、右浜涯より西二入通路九尺通り
- 一、右町頭より上りお里道三文字まで式間半通り
- 一、右三文字より村中式間通り
- 一、右村迦より新田土手宮内通路九尺通り但見次境まで
- 一、権現東脇より富隈方へ行御里通九尺通り
- 一、納屋町東涯より住吉村境入口まで式間通り 但左右田地東方溝有
- 一、右外人馬通路之作道皆式間通り
- 一、山野道筋有来通時々普請可致候

住吉村

- 一、富隈城東御門通り北南横四間土手込中程より北式間通り
- 一、右同所南馬場東西四間通り
- 一、西脇北南通路式間通り
- 一、城後北西東通道式間通り

- 一、御城東南の角より住吉本通まで式間通り
  - 一、右角より住吉村後通り横九尺
  - 一、右後通りより本道へ下ル小路九尺通り
  - 一、西村涯より東新川まで本通溝込三間半通り
  - 一、庄屋役所通り横九尺通り
  - 一、浜村住吉境西東の小路九尺通り
  - 一、浜辺新田涯溝筋土手通り九尺計有
  - 一、福安寺より右通筋まで下り式間通り
  - 一、右福安寺北出口より野口道九尺又ハ沓間通り
  - 一、御城東沓町目程より野口見次村方へ道筋右同断
  - 一、川尻東村中通り筋皆九尺通り
  - 一、川尻より本通り東小村境まで松山通路四間通り
  - 一、右同所より野口松木境まで柵木馬場式間通り
  - 一、新川尻松山西より東小村方へ通ル後道沓間通り
  - 一、柵木馬場通り北中程より福嶋村道筋右同断
  - 一、右馬場北詰曲りより野口通沓間通り
  - 一、右外人馬通路之作道皆沓間通り
- 野口村
- 一、東村入口枝之宮後通り道式間通り川渡しまで
  - 一、右宮之元より北通路式間通り
  - 一、右村北の方東より入込九尺通り
  - 一、村北喜次郎馬場式間通り
- 
- 一、中村市右衛門城戸之辺九尺通り
  - 一、村中長次郎城戸通路式間通り
  - 一、村南の方役所城戸道筋西東式間通り
  - 一、役所より南通道式間通り
  - 一、庄屋役所より西押廻シ一番目小路九尺通り
  - 一、村西の方より川尻通路九尺通り
  - 一、役所西の方北南横式間通り
  - 一、南村はずれより松木通り九尺通り
  - 一、枝之宮後石橋之元より川跡道筋九尺又ハ沓間通り
- 但左右田島溝有
- 一、右石橋上府中村下松木村新田溝土手有
  - 一、北村口より東へ麓道沓間又ハ九尺通り但溝土手有
  - 一、中道通路沓間中道より拾貫土手道同断
  - 一、右同所より越倉野口境沓間通り
  - 一、右外人馬通路作道皆沓間通り
- 松木村
- 一、大橋より小村へ通路向花境より福島境まで三間通り
  - 一、右本道より村中通過柵木馬場住吉境まで式間通り
  - 一、右通路より北ニ上ル小島宮道九尺通り
  - 一、小島宮之元より南柵木馬場まで九尺通り
  - 一、右同所より西東小路沓間通り
  - 一、右同所より南原口まで式間通り原口より小村通り沓間

- 一、村入口より南へ清市馬場筋九尺通り
  - 一、右引次西右同方へ下ル九尺通り
  - 一、村東の方南出口より福嶋通筋沓間通り
  - 一、村中程より右同断道筋有り
  - 一、小鳥宮の脇新田溝筋土手道沓間通り上下通路有
  - 一、右外人馬通路之作道皆沓間通り
- 福嶋村
- 一、本町西垂口より大橋まで川跡通筋横三間通り
  - 一、唐仁町西口より大橋まで溝込式間通り
  - 一、右同所より曾小川道筋溝込九尺通但川跡本道二出ル
  - 一、川跡大橋之元より南へ下ル一渡川原通沓間通り
  - 一、川跡道松木境より有下川原枝道取合迄三間通り
  - 一、右通路右取合より小村境まで式間通り
  - 一、愛宕通り九尺并前小路同断堂前より十文字まで式間通り
  - 一、真中村小路九尺通り
  - 一、東村口より庄屋役所前通西原口まで式間通り
  - 一、右西原口より川尻柵木馬場通路九尺通り
  - 一、北村口より松木村通路右同断
  - 一、安舟軒後通路九尺通り
  - 一、右寺西より南原道筋九尺通り
  - 一、役所西脇小路北二行押廻シ九尺通り

- 一、右同所より南へ下ル道筋九尺通り
  - 一、村中宮之前小路沓間通り
  - 一、村東小村通り大石橋より上小川道沓間通り
  - 一、寺の前小村道より下の川原道筋沓間通り
  - 一、右寺後出口より右同川原道沓間通り
  - 一、菱賀村後新田溝渡り西原道右同断
  - 一、右外人馬通路之作道皆沓間通り
- 小 村
- 一、川跡道筋福嶋村境より大巳貴東浜まで式間通
  - 一、西松山本道住吉村境より右宮之前まで四間通
  - 一、右松山後上道西住吉境まで九尺通り又ハ沓間通り
  - 一、菱賀村前西北ニ打廻シ道筋沓間通り本道より入
  - 一、右同所東ニ入小村東光院東堀切唯右衛門浜辺まで式間通り
  - 一、右同所中程より西通路沓間通り
  - 一、喜入殿屋敷北角より東光院後まで式間通り
  - 一、中町通東光院城戸辺より東有川殿屋敷浜辺まで式間通り
  - 一、国分組小村御藏後北角より御藏東南へ出ル式間通り
  - 一、有川彦七後北角より東藤田林右衛門前道式間通り
  - 一、溝北後町西より下井御藏元まで式間通り
  - 一、右溝より南側通筋九尺通り

- 一、中馬安左衛門東脇南本道より北溝越まで式間通り
  - 一、右通筋中程より東二入道筋九尺通り
  - 一、本通浜町西より東塩浜出口まで四間通り
  - 一、御仮屋道式間通り
  - 一、小村東迦より上り上小川村道九尺通り
  - 一、御制札之元より浜渡所口まで式間通り
  - 一、右外人馬通路之作道皆老間通り
- 下井村
- 一、久満崎通湊村引次道筋檢校川敷根境まで式間通り
  - 一、一重前より上井通り老間通り
  - 一、上井垂の口より下井西福庵後まで道筋老間通り
  - 一、田中村通り右寺之後まで九尺通り
  - 一、乙宮通九尺通り田地之間老間通茂有之
  - 一、石橋村中九尺通但石橋村迦より左右田道老間通り
  - 一、西福庵城戸より浜通まで左右溝込式間通り
  - 一、右同所より舞田通筋老間通り
  - 一、小村本通湊境より敷根檢校川境まで式間通り
  - 一、右本通より川内通路九尺通り
  - 一、踊庭より庄屋役所道九尺通り
  - 一、寺の前より川原へ出ル小路九尺通り
  - 一、本通より舞田へ上ル小路九尺通り
  - 一、松山本通りより浜道九尺通り
- 
- 一、右同所北二通り筋九尺通り
  - 一、右同所堂之元より浜道九尺通り
  - 一、川原西東向共二道筋皆九尺通り
  - 一、右外人馬通路之作道皆老間通り
  - 一、山野道筋有来通時々普請可致候
- 川内村
- 一、下井村より高日山通路九尺通り
  - 一、とろろ木通路九尺通り
  - 一、稻富宮之前通筋其外皆九尺通り
  - 一、口輪野村中通路九尺通り
  - 一、右外人馬通路之山道作道皆老間通り
  - 一、山野道筋有来通時々普請可致候
- 上井村
- 一、向へ川原通筋九尺通り
  - 一、川原通路九尺通り
  - 一、長迫道右同断
  - 一、清水川原通路九尺通り
  - 一、徳持庵の元より韓国宮辺まで溝込式間通
- 但一重枝付道九尺通り
- 一、恋の限通路九尺通り
  - 一、内門入口九尺通
  - 一、垂連の元上下九尺通り但御屋地跡より下井村まで通路

一、韓国宮之元より山椒山廻り淵溝筋土手壱間通り  
一、山野道筋有来通時々普請可致候

右者、従往古、通路之儀、大小道筋被定置候処。至後年、修甫普請等、不行届、道面不宣場所而已ニテ、此節役々立会、道筋見分之上、古来之形を以て横間数相究、道帳相渡置事候間、春秋村中屋敷掛者勿論作道二いたる迄、無懈怠、修覆可相加候。尤役々、時々見分可致候ニ付、大形之儀、壱間通致旨、申渡、前条通。宮内社家方、并諸在へ通帳相渡置候。麓中ハ勿論、諸在迄、時々見分行届候様、可有之候。

文政六年癸未十一月

国分賦所圖

見分郷士年寄 安桑 伊右衛門

與頭 徳持 市兵衛

本田 清兵衛

市来 四郎太

普請方見廻

鎌田 新助

横目 山内 助右衛門

郡見舞 本田 権左衛門

江戸時代、国分地方一带は、これらの道によつて麓郷士への米の納入、小村・敷根・浜ノ市港への貢租品の積

み出し、さらには行商人などの往来が頻繁に行われていたであろう。それらの詳細については、第三章一節「農業」、第三節「商工鉱業の推移」を参照されたい。

〔注〕

- (1) 木村礎「近世の三大改革」、日本歴史学会編『日本史の問題点』一九六頁、吉川弘文館、昭和四十五年。
- (2) 大石慎三郎『江戸時代』二三頁、中公新書。
- (3) 松尾千歳『島津義久の富隈入城とその時代』、隼人の文化講演会、平成四年三月。
- (4) 本田潔『国分の歴史散歩』国分市、昭和五十九年。
- (5) 『国分諸古記』野村家文書。
- (6) 得能通昭『西藩野史・第五編』薩藩叢書刊行会、明治四十二年。
- (7) (5)に同じ。
- (8) 得能通昭『西藩野史』薩藩叢書刊行会、明治四十二年。
- (9) 『旧記雑録』後編四、鹿児島県。
- (10) 宮城栄昌『沖繩の歴史』八七頁、日本放送協会。
- (11) 『鹿児島県史』第二卷六二七頁、鹿児島県、昭和十五年。

- (12) 『国分諸古記』二一頁、国分市立図書館蔵。
- (13) 『堀切氏系図』国分市立図書館蔵。
- (14) (11) に同じ、六二六頁。
- (15) (11) に同じ、六三五頁。
- (16) 鹿児島大百科事典編纂室『鹿児島大百科事典』南日本新聞社、昭和五十六年。
- (17) (9) に同じ。
- (18) 『鹿児島県史』第二巻、鹿児島県、昭和十五年。
- (19) (18) に同じ。
- (20) 『前国分郷土誌』国分市、昭和四十八年。
- (21) (18) に同じ。
- (22) 『清水村郷土誌』清水村。
- (23) (20) に同じ。
- (24) 『薩藩政要録五』。
- (25) (18) に同じ。
- (26) 『田代町郷土誌』一六七頁、田代町、昭和五十七年。
- (27) 川越正則『南日本風土記』鹿児島民芸館、昭和五十八年。
- (28) 本富安四郎『薩摩見聞記』四八〜四九頁、東陽堂支店。
- (29) (28) に同じ。
- (30) (18) に同じ。
- (31) 巡檢使書上
- (32) (7) に同じ。
- (33) (18) に同じ。
- (34) 『新版郷土史辞典』朝倉書店、一九八五年。

## 第三章 産業と開発

### 第一節 農業の推移

#### 一 農政のあらまし

薩摩藩の戦国時代は、農民にとって厳冬の時代で農政 あつたといえる。武士間の勢力争いによる戦乱のため、農作物は踏み荒らされ、あるいは焼かれ、家を追われ逃げまどつていた農民たちにも、島津氏の三州統一以後は安定した日々が訪れたかのように見えた。しかし、農民の生活は様々な掟おきてのもとにしばられ、依然として武士社会の基礎を支える縁の下の力もち的存在でしかなかった。過酷な農民生活については、第四編第二章「門割制度と農民のくらし」で述べたのでここでは割愛するが、門という組織の中に強制的に割り振られ、外

城郷士の知行地の耕作や、藩の蔵への貢租（納米）の生産に追われ、日々の暮らしもままならず、かといつて離村や逃散ちようさんもできないという悲惨な農民の生活が、薩摩藩における近世農業の実態であつた。

さて、当時の農政を簡単にまとめると次のようである。幕府は、寛永二十年（一六四三）に田畑永代売買の禁令をだし、耕地面積と労力の均衡を図つた。また慶安二年（一六四九）には次のような「慶安の御触書おふれがき」をだし、農民の衣食住などの生活全般に対する細かい規定を示したのである。

#### 慶安の御触書（抄）

（井上光貞ほか一二名による著書『日本史』より）<sup>(1)</sup>

一、朝おきを致し、朝草を薅かり、昼は田畑耕作にかゝり、晩には繩なわをない、たわらをあみ、何にてもそれぞれの仕事油断ゆだんなく仕るべきこと、

一、酒・茶を買、のみ申間敷候、妻子同前之事、

一、男は作をかせぎ、女房はおはた（芋機）をかせぎ夕なべを仕り、夫婦ともにかせぎ申すべし、然れば、みめかたちよき女房なりとも、夫の事をおろかに存じ、大茶をのみ、物まいり、遊山ゆざんずきする女房を離別すべし、

一、百姓は衣類の儀、布・木綿よりほかは、帯・衣裏にも仕るまじきこと、

一、たば粉たばこのみ申間敷候、是は食にも不成、結句、以来煩わづらに成もの候、其上、隙ひまもかけ代物だいものも入、火の用心まごころも悪候、……

一、……右のごとくにものごと念を入れ、身持をかせぎ申すべく候、……年貢さへすまし候えば、百姓ほど心易きものはこれなく、よくよくこの趣を心がけ、子々孫々まで申し伝へ、よくよく身持をかせぎ申すべきものなり、

薩摩藩では、以上のような御触書が出される以前から多くの掟が達せられている。慶長九年（一六〇四）八月七日に出された島津義久・忠恒の法度に、「一、百姓耕作、卯之刻（五）七時より出、戌之刻（夜七）九時に帰るべき事、女共も作に出るべき事」として働きに出る時間までも厳しく示し、木綿以外の衣類の着用禁止はもちろんのこと、隣村などの祭りに出かけることも禁じている。

農政に携わる諸役として、慶安二年（一六四九）郡座こおりざが設置され、郡奉行（郡方）が農事の監督・貢納の督促、治水・新田開発、地籍など農政のすべてを担当した。慶安二年以前は、家老の内に郡代あるいは田地方差引などの役を置いていたこともある。明暦三年（一六五七）七月郡代役を置き、その下に郡奉行が位置づけられている。時代によって幾度も役名は変わったが、農政全般についての監督はもちろんのこと、農業技術の研究などにも努め農民への指導に当たった。特に天和三年（一六八三）、禰寝清雄・菱刈重敦・汾陽盛常の三人が相談して、『農業の項』と『農業法』を編集し、農民への指導書とした。この本は、農作の経験豊かな者から聞きだした農業の方法を文章にしたもので、苗代地の作り方から田の打ち起こし、秋水落としのことなど、稲作に関するこまやかな農業指導書であり、稲のほか雑穀類の作り方、たい肥の作り方、害虫駆除法もまとめられており、当時としては画期的な本であったという。米の仕上げ方や米俵の作り方などの技術指導にも力を入れたので、生産米の品質も向上したと『鹿児島県史』（巻二）に述べられている。

宮内原新田水路の開発を推進したことでよく知られている勝手方家老種子島久基は、享保内検や諸例規の制度、新田開発などにも力を尽くした。

天保の財政改革については、後の項にまとめることとしてここでは省略するが、藩の財政のほとんどが農業で賄われ、農民の上に重くのしかかっていたといえる。薩藩農政をまとめると、次の三つの種類に大別することができる。

一、直接藩庫の拡充に役立てる

(米・菜種・茶・綿・馬・甘蔗・はせ檀など)

二、農民の生活を安く賄うことによつて間接的に藩庫

の拡充に役立てる(麦・粟・さつまいもの奨励)

三、直接には士族の窮乏を救い、間接に藩庫の拡充に

役立てる(養蚕・製紙など)

以上の三つの観点から農政機構が考えられ、農業指導が行われた。

農政機構

農政機構のうち主なものだけを図式すると、次のようである。

郡座(郡方とも称して藩吏―古くは殿役所が農政全般に当た

る)

郡奉行………地方検者(農事監督・貢租催促など)  
 櫛はせ・櫛方郡奉行………  
 所役とりやく

郷士年寄(噯)・私領の役人

郡見廻(数人あり噯・役人を補佐して農事一般の指揮・監督に当たる)

櫛・櫛見廻(櫛係・櫛係)

溝見廻(用水係)

勸農掛(安永五年―一七七六ごろより設置)

庄屋(郷士あるいは家内士から選任)

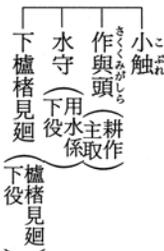
功才(うさぎ)(天明三年―一七八三に名主と改名、名頭の中より選

任し、庄屋をたすけて百姓を指揮する)

百姓役(名子のなかより選任)

下代蔵

代官―下代―おきとり拵取



以上の役の中で功才以下だけが農民の中より選ばれ、他はすべて郷士か郷士に関係ある士に限られていた。ほとんどが世襲によるもので、禄高の多い者は仕事にも恵まれていた時代である。

**天保財政改革** 天保年間の藩の苦しい財政を立て直す  
と **農 業** ために、調所広郷は補説農政改革にも積極

的に取り組んだ。例をあげると田の裏作は、土地の疲弊  
によって米の収穫量が減少することを恐れて禁止されて  
いたが、天保年間より麦の裏作を奨励した。また、大阪  
で売られる薩摩米は米俵が粗雑であったため、もれ米が  
多く、容量が正確でないなどの理由で、下米として取り  
引きされていた。そこで、米の品質や米俵の作り方にお  
いて優れていた肥後米に学び、米俵の寸法や唐みによる  
仕上げなどを指導したので、年を重ねるごとに良質米を  
産するようになり、売り上げにおいては二倍の収益を得  
られるようにした。このほか菜種の改良と増産に努め、  
骨粉肥料の使用を奨励し、土砂まじりの多かつた菜種の  
仕上げ方についても厳しく指導した。その結果、これま  
でよりも一五万石から二〇万石の増収となり、藩財政も  
うるおった。(2)

(補説1) 調所笑左衛門廣郷 安永五年(一七七六)〜嘉

永元年(一八四八)、城下上町の川崎主右衛門兼孝の二

男、後に茶道の調所清悦の養子となる。文化七年(一八

一〇)薩藩財政改革主任の使命を受け、生産米・菜種の

改良増産等の諸改革で破局の財政再建を図る。国分の小  
村新田工事や鹿児島市の五大石橋の建造・河川・港湾の  
開発整備など多くの事業も行った。

## 二 国分の農業

**米 作** 国分地方は、川筋直しによって川跡や河川  
敷にできた湿田が多かった。湿田は普通米

よりも赤米作に適していた劣等田で「下田」「下々田」  
と評価されていた。赤米は野米・野良米・とぼし米とも  
いわれ、収穫も少なく精米にも特別な手数を要し、当時  
は貧しい人々の食用に供されていたという。

「文化十二年<sup>天保</sup>隅州噺郡国分福島村御検地名寄帳

西中蘭門 名頭平助」の中から、下田・下々田の小字名  
を調べると、広瀬川の川跡にできた田であることが分か  
る。その小字名は古川・中川原・曾小川・横枕・西古川  
・水流・本川・福瀬川原・川原・大鳥池・江コノ口など  
である(小字図第三章第四節「国分平野の川筋直し」参  
照)。

また、「安政五年午五月国分上小川村上村門名寄帳

名頭次郎」の文書にも、下々田として上川原・中渡瀬な

どの小字名があり、これも広瀬川跡に開かれた田である。新川の川筋直しが完了したのが寛文六年（一六六六）であるから、文化十二年（一八一五）の検地まですでに一五〇年を過ぎてなお湿地であったということである。耕地整理や排水工法の行われた明治末期から大正期まで、この湿地は続いたのであろう。しかし、川筋直しによる新田や小村新田など広大な開田であったため、米の増収は莫大なものであった。

清水・東襲山方面は早くから平溝・重久溝などの用水路によって良田が開かれていた。湿地は少なく、大豆や麦などの裏作も行われていたと『清水村郷土資料』等に書かれている。

国分市川原薄木うすきの宮田家に残っている宝暦七年（一七五七）〜同八年の「村仕明持留知行名寄帳むらじめいもちりゆうちやう」宮田八左衛門やえもんによると、川原村すすきに一四筆の田畑が開墾されている。「仕明持留」というのは、郷土が大山野や荒地等を免許を得て自費で開墾した土地のことで、抱地かかちともいった。この後も開墾が続き、合計四二筆（内畑四筆）の耕地がうまれている。山路を作り用水を引き、険しい山坂を登りながらの、当時の開墾であったことであ

ろう。しかし、同じ農業を営みながら農民と違うのは、これらの開墾地が郷土の個人所有となったことで、いわば働きのいのある土地であった。

抱地はどんな場所でも許されたわけではなかった。既存の用水路を利用する場合、これまでの田に水不足をきたすと考えるものには許可されなかったのである。

「文化六年」己正月 隅州嘯唘郡敷根麓村御検地竿次帳 郡奉行安原五兵衛」と書かれた「秋山家文書」は、敷根郷麓村（国分市敷根）の門屋敷と門地を検地したときの記録である。これによると、文化六年（一八〇九）ごろの敷根地域の田は下田と下々田が多く、ほとんどの田が赤粳植え付け地となっている。湿地のため麦の裏作もできず、赤粳の直蒔きによる稲作だったのであろう。この村は海に近く、下田・下々田は小字名塩入・松崎・剣蘭などといった検校川に沿った田であった。満潮時は海水が流れ込み、ひとたび大雨ともなると検校川は氾濫し、海と化して農民にとっては苦勞の多い田であったと考えられる。

租税が納米によるものであったため、薩摩藩も開墾を奨励し、また、井手（農業灌漑用の貯水池）や溝などに

支障のないようにと水利に関する通達が多く出されている。

次の「覚」は、『薩隅日田賦雜徴』<sup>(3)</sup>にある正保三年(一六四六)戊正月六日に殿役所(郡座)から出された廻文である。

覚

一 当年井手溝川除堤普請等、無<sub>レ</sub>油断<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相調<sub>一</sub>之由、年内御廻文を以<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候。

一 我々前よりも各無<sub>二</sub>油断<sub>一</sub>様に可<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>之由候條申越候、若例年に違ひ、大破之普請出来候はゞ、普請場見究人数賦近日中に可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差出<sub>一</sub>候、其趣を以て此方より手形可<sub>レ</sub>出候、諸普請場二月十五日より内に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>調候、我々次第に相廻普請場見届、自然不<sub>レ</sub>調所於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之者御披露申可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>候、為<sub>二</sub>御心得<sub>一</sub>候。

一 井手溝川除不<sub>レ</sub>依<sub>二</sub>大小<sub>一</sub>に夫丸杭築竹樋万可<sub>レ</sub>入道具、其所之人数押廻にて可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相調<sub>一</sub>候、前々より如<sub>レ</sub>此被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候処に、此中所により郡見廻衆庄屋より作人へ證文被<sub>レ</sub>出候故、作人前より領主へ井手飯米之儀申出候、当年より井手飯米出まじく候、所中押廻に可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相調<sub>一</sub>候、若於<sub>二</sub>緩<sub>一</sub>には到<sub>二</sub>郡見廻衆<sub>一</sub>に可<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>候、一 田畑一步一畦も不<sub>レ</sub>荒様に可<sub>二</sub>仕付<sub>一</sub>由、度々各書物被

指出<sub>一</sub>候、其旨無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>様弥以可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、右荒地無<sub>二</sub>油断<sub>一</sub>仕明候様に可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、少も緩有まじく候、右條々為<sub>二</sub>我々<sub>一</sub>可<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>由、任<sub>二</sub>御下知<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>斯候、已上、

戊正月六日

殿役所判

右松安右衛門

後醍院喜兵衛

有馬治右衛門

市来 平兵衛

村田藤左衛門

郡叟衆中

郡見廻衆中旨

郡見廻は溝見廻に命じて農民への伝達を図り、農民は厳しい監督のもとに溝普請などの公役に働かされたのである。「田畑の一步も荒らさぬように」と達し、また、「荒地は油断なく開墾するように」と農民への指導監督を命じている。

国分地方は、川筋直しによって川跡にできた田が多かったばかりでなく、用水路の長さも一〇歳以上にも及んでいたため、溝普請などによる農民の労働量も大変なものであったと想像される。稲の収納についても、郡見

廻等の監督のもとに少しも怠ることができなかつた。上納は霜月（十一月）限りとなつていて、もし、病氣などで上納遅滞者がいると門作人の連帯責任であつたため、体の調子の悪いときもなかなか休むことができなかったのである。

下代蔵国分與

農民の租税のための門田は、藩の蔵に直接納めるもの（蔵入門）と、領主に

納めるもの（給地門）とに分けられていた。国分地方の蔵入門が納める藩の蔵は、下代蔵国分與と呼ばれ小村（現在広瀬）にあつた。小村は海上交通の便利な浦町で、小字名にも蔵後とか蔵前があり、おおよその位置は推測することができる。明治十年（一八七七）に作成された地図にも小村の蔵が印されている。『国分諸古記』の隅州曾於郡下井村の項に次の文がある。

御蔵上納米千七百石余 国分與諸與 鹿兒島士下代一人

右御蔵付、下井村上井村川内村敷根湊村上之段村麓村、

但古来ヨリ清水川原村モ御蔵入ニテ候ヘドモ、重富館ニ召成ラレ、上納方之無ク候、

一高頭千八百七拾三石式斗六升四合七勺壹才諸與御蔵入  
一百姓総人数八百三十二人 男四百九十八人、女三百三十三

四人

内名頭八十耆人 但元禄十一年村里改之筋七十九電かま

右の文で分かるとおり、蔵には上納する村が定められており、代官として鹿兒島士一人が配属されていた。この記録は元禄十一年（一六九八）のものであるが、この年をさかのぼること二三年の延宝三年（一六七五）二月に「帖佐與を新田方・古田方に分ち、国分與の新田高八千七百五十石を帖佐與に付す」とある。国分與の蔵入の内、新田からの蔵入り分は帖佐與新田方に移されていたということである。

新川掘りの川筋直しが終わり新田が開かれたのが寛文六年（一六六六）であるから、九年目に早くも八七〇〇石余りの米が上納されていたことが分かる。

『県史』年表には右の記録のほか、享保六年（一七二一）七月「吉貴隠居料として国分與蔵入より高二万五千石を分つ」とあり、明和八年（一七七二）十一月「国分與より高一万石を納戸方に入る」、安永六年（一七七七）「是年国分與より更に一万石を納戸方に入る（前回と合わせて二万石）」とある。さらに天明八年（一七八八）七月に「国分與より納戸方に入れた高二万石の内、

高一万五千石を上方表本済料として表方に出し、之を国分與と称し、残高五千石を鷹方五千石蔵入と称し、納戸方に属して国分與小座とす」とある。国分與の蔵からは多くの米が船で帖佐與蔵に納められ、藩財政の大きな財源の一つとなっていたのであろう。古田よりの蔵入門の上納米一八〇〇石余りは下代蔵国分與に保管されていて、この内より国分關係の役人への給米や寺社の修繕・御仏餉料などにも出されていた。『国分諸古記』の「安骨山 徳持庵」の項に「真米二石貫明様御仏餉料御蔵入より被仰付候」とあり、これは寛延三年の記録となっている。

明治元年（一八六八）七月、国分與は帖佐與に合併された。

『東叢山村誌』（昭和八年刊行）によると、「曾於郡郷の蔵入米は式斗入俵の二重俵装で、御蔵升は斗升と称して普通升より二合あて容積が大きかった」とある。「蔵は大窪村（霧島町大窪）にあり、田口・大窪・川北の納米蔵とされ、松永・重久は浜之市の蔵（下代蔵真孝與）に納めていた」とも書き記されている。

## 麦作

麦作についての記録は少ないが、清水・東叢山方面では盛んであった。畑や田の裏作に麦が作られ、特に麦・大豆・さつまいもは、みそ・しょう油・焼酎などの原料として欠かすことのできない農作物であった。

「天保財政改革」のところで述べたように、調所広郷の農業改革によって天保十四年（一八四三）ごろより田の裏作として麦が自由に植え付けられるようになった。彼は麦作を奨励するため、秋の収穫後に農民が麦の作付けにかかれるように、納租事務を速やかに図るように命じた。そのため取納方書役などは未明から出勤して、農民が納米のために日時を空費しないようにしたという。地方検者や所役が指揮して田畑の裏作に麦を植えさせ、郷村別に植え付け反別を報告させた。麦を奨励することによって農民の米の消費をおさえ、藩庫の増収を目的としたのであった。

## 大豆

これについても確かな資料はないが、屋敷と、畑作の大半は大豆であったのではなからうか。豆もやしやとうふをはじめ、みそ・しょう油などの原料とし

て、粗食時代の大切なタンパク源であったと推察される。福島の小字名に「オヤシ付場」というのがあるのもおもしろく、当時の食生活の一端をうかがい知ることができる。

さつまいも

国分地方にさつまいもがいつごろから植えられるようになったのかは定かでないが、収穫米のほとんどを上納したため、農民の主食はさつまいもと粟であったといわれている。さつまいもの作付け奨励は、台風の常襲地帯であり、また火山灰によるシラス台地の多い薩摩藩の農業政策の一つでもあった。このさつまいもの普及により「享保年間の全国的凶荒にも他領と異なり、飢饉きんげんの災害は僅少に留まった」と『県史』も伝えていいる。

以上は農民の生活に特に関係のある産物だけを取りあげたが、郷士の営む農業には様々な優遇策がとられ、商品価値の高いたばこや菜種も郷士には許されていたのである。肥料についても農民は人糞じんふんや刈敷かじき(青草や木の葉)などを踏み込んだり肥が主なものであったのに対して、郷士の作るたばこや菜種などはもちろんのこと、稲にも油かすや骨粉などが使用され、生産量を上げてい

たようである。嘉永五年(一八五二)子六月、「国分諸在萬志らべ帳」の享保九年(一七二四)のところに、「先年小村江油粕御困所被相立候節御納銀」という一行があるが、農民にとつては縁遠い存在であったと思われる。

上木高の これは桑・茶・楮こうぞ(和紙の原料)・柿など  
租 税 に課せられた租税で、現物納額として桑一

本に付き真綿一匁五分(約六グラム)、楮一束に付き皮楮五〇〇匁(約二匁)、茶一〇〇匁(約四〇〇グラム)につき三分の一で、茶だけは必ず現物納めであった。上木高の納めに類するものとして、棕櫚しゅうろ・椿つばき・榿はび・蜜柑みかん・金柑きんかん・九年母ねんぼ(みかんの一種)・梅・桃・梨・枇杷びわ・橙だいだいなどがあり、取れ高の三分の二の納めであったという。また、金納も可能であった。

上床家に残されていた「寛永拾年(一六三三)癸酉三月十三日 隅州曾於郡小村町屋敷御檢地帳」に、「一、柿式本糶式升

一、桑拾本苗木 一、梅一本 一、なし一本

一、しゅろ一本 一、桑三本苗木 一、柿壺本苗

木 一、漆壺本糶一升 一、柿式本糶式升 一、

桑式本糶二升 一、小竹一束 一、橙式本 一、

栗壺本 一、桑八本粃八升」などと各屋敷内の租税のかかる木が記してある。これによると寛永十年のころは、成木一本につき粃一升であり、苗木に対しては租税はなかったことも分かる。小村町屋敷は、郷士の二、三男などが名頭となったところもあるのかも知れないが、下男・下女・名子のいる屋敷も見られる。また、蔵や港などを取り締まる役人や「御仮屋役人」なども多く住んでいたことも考えられるが、他の村の検地帳に比べて上木高も多く、馬の飼育数も四五頭とあり、馬糞ばふんの利用は農産物の収穫に大きく影響したことであろう（資料編「古文書・古記録類」参照）。

野菜についてはくわしい記録が残されていないが、かぶやだいこんは古い時代の止上神社の神事に使用されているので、古代・中世にはすでに植えられていたと思われる。近世にはかぼちゃ・なす・うり・すいかなどが、修行僧を通じて中国から渡って来たといわれている。台明寺や国分寺などの名刹のあった国分では、早くから多くの種類の野菜が栽培されていたのではなからうか。

最後に、正租以外の収納月は次のようであった。<sup>(6)</sup>

二月 粟代銀 三月 橙 四月 新榎方免本榎・榎

代紙・銀紙代 七月 麦代・紅花・棕栝皮(代銀)・織木綿・茶(代銀)・菜種子・荳えごま・真綿・唐苧(代銀)・榎方買入榎 十月 麻苧 十一月 畑方(廿日限り) 十二月 月 用夫銀・織上代銀・上木代銀(橙の外)・炭薪代銀・大山野納物・大豆・胡麻ごま・漆うるし・榎かし子・柘実・木綿・蜜柑みかん・九年母・鮎川請銀・諸請銀・諸礼銀・諸役銀

農民はせっかく作った農産物も貢納の対象にさせられ、また、正租以外の収納にも追い立てられて、個人的なゆとりなどないのが実状であった。社会の底辺にあつて、社会の原動力となつていたのが当時の農民であり、農業であつた。

## 第二節 林業の推移

### 一 近世の林政

この時代の土地の知行は皇室御料、公家料、社寺領、幕府直領、旗本領、大名領に分けられ、それぞれの土地と人民とが領主権の下に統轄支配されていた。しかも国土の大部分は武家領で、特に大名領、次いで幕府直領で

あり、林野も大部分が幕藩の所有に属していた。しかし農地制度に画一性が見られたのとは対照的に、林野制度は各領地ごとにかんがりの相違があった。ところで、林野の所屬は次の三つに大別できる。①領主の直接支配する公領林野で、そのほとんどが幕藩の山林。②村民總有の村持山林。③藩士や農民の個人持山林。

三種の区分が全国的に明確化してくるのは江戸時代の中期以降で、領主側にとつては落葉・下草等と森林の雑産物は、大事な貢納を生み出す農業用肥料などとして欠くべからざるものであったから農民の利用にまかせたが、用材利用についてはかなり厳しく制限し、村や個人の持山の用益をも強く圧迫した。

## 二 薩摩藩の林業

近世における林野の所屬と用益関係とははなはだ複雑で、各藩において名称と性質を異にしていた。耕地・宅地等はその制度がほぼ全国的に統一されていたのに対して、森林原野はその制度外にあるのが普通であつて、各藩でそれぞれ任意の制度を採用していた。

薩摩藩は封建色濃厚で、林野制度はよく整つた方

あつた。

## 林野の種類

(1) 藩林 (管理の主体が藩にあつたもの)

○鹿倉山 かくらやま もと狩倉すなわち狩場の意で、武士の練兵の場でもあり、普段は武士・一般農民ともに立入禁止であつた。狩倉は後に鹿倉山と称したが、立入禁止の法は材木保護にも役立つ優良林が多かつた。鹿倉山はおおむね薪炭等に差し支えない奥山などに置かれ、藩公用の林木等は多く鹿倉山より伐採された。

○御立山 おたてやま 藩用材の自給に備えるためと、余剰材の処分による財政収入を目指し、領内に設けられた藩の直轄林で、それまでここに自由に入つていた農民は締め出された。

○御仕立山 おしだてやま 藩の費用で人夫を雇い、杉、檜、松等を植栽し、地元村民に命じて保護手入れをさせたものである。藩の費用といつても出どころが表方(藩費)よりの支出であつたか、藩主の御手元金よりの支出であつたかは識別が難しく、これは林地の官民有区分の際大きな問題となつた。

○御物山 (衆力山) おものやま しゅうりきやま (補説2) 人別差杉あるいは戸別差杉と称

し、毎年一戸当たり杉穂もしくは松苗二五本あてを山林や原野の運搬便利の地に賦役（夫役）で植栽させ、保護手入れは地元民に負担させた山林である。成木は藩主の自作、藩庁の諸営繕（建築と修繕）、堤とう橋梁等の公共の用材として伐採し、また建築修繕その他の用途に充てるため相当の価格で藩内一般の人民に払い下げ、その植立人へは半価をもって払い下げた。

○部一山 部合山・諸人仕立山ともいい、鹿倉山、鹿倉捨りの伐跡、あるいは大山野等の荒ぶ地で植林に適する場所を士民が願ひ出て造林した山林である。仕立主は郷士、寺社家、百姓、町人に限らず村方を通しての願ひ出により郡奉行取り調べの上、部一山免許許可目録が下付された。

成木の後は藩と仕立主が部合をもつて分収するもので、仕立主の願ひ出により現木にて分配し、いわゆる御物分（藩収）は一定の代金を上納させて払い下げを許した。

分収の割合は、初め仕立主の部合を竹は年々三部一、諸木は成木の三部一、同無免許一〇部一としたが、後に正徳五年（一七一五）以前仕立の諸木は従前通りとし、

それ以後は半分、無免許三部一とした。なお、分収部合はこの外に四官六民、三官七民もあった。

（補説2） 戸別差杉ともいう。薩藩で行われた造林方法で、毎年杉穂または松苗を戸毎に供出させ、これを便宜の無立木地に植栽させた。成木までの保護手入れは地元士民の責任で行った。

（2） 村受山（管理の主体が村にあったもの）

農民と林野とのかわりについては、貢租を安定的に確保するために林野の大部分は農民利用にゆだねられていたと指摘されているように、薩摩藩においても例外ではなかった。特にシラス土壌で生産性の低い耕地の肥料源として、また農民の生産・生活手段の一助として林野の果たした役割は大きく、林野面積の相当部分において農民の入会が行われたと見ることができ。しかし、これを裏付ける資料が乏しいので、他の文献から一般的な村受山の姿を見ることが出来る。

管理の主体が村にあった林野は一般に村山、村持山、村受山、野山、百姓山などと呼ばれた。内容に若干違いがあるがいずれも一村の、また時に数村の総有であり、村民によって自治的に管理され、入会的な採取利用に供

せられることを特徴とする山林である。

村受山をめぐる支配権は、年貢を連帯して負担する農民の地縁的集団に帰属する権利であつて、集団の一員たる資格と強く結びついていた。したがつて村受山を利用する村々の農民は入山時期のとりきめ、使用器具や利用量に対する制限、草生維持のための共同出役など厳しい共同体内規制によつて結合されていた。利用、管理についての相談は村の「寄り合い」で決められ、決められたことは絶対的な拘束力をもつていた。

村受山は地租改正のとき林野の官民有区分(補説3)が最も複雑で、その処理に苦心した公有林でもあつた。

(3) 個人持山(管理の主体が個人にあつたもの)  
個人持山には門付山、抱地山、永作地持山、屋敷林及び私領の林野があつた。

○門付山 門に附属する若干(一・二反く五・六反)の林地である。「林制調書」には次のように説明されている。

民林ハ門付山ト言フアリ、門付山トハ鹿児島藩内ノ行政区ハ国郡ヲ以テセズ郷ナル名称ヲ付シ領内ヲ百式拾余郷ニ分チ、郷ハ村ヲ包含ス、村数定限ナシ村又分テ門トナス。

門ハ田畑何町農民若干ヲ以テ成立ツ。其田畑ノ悉皆官有ナ

ルカ故ニ大破ハ固ヨリ藩庁ノ負擔スル所ナリト雖其小破及水路ノ修覆等ハ農民ヲシテ之ヲ為サシムルヲ以テ若干ノ林地ヲ附シ前記ノ用材ニ充シム。即宅地続キ等ニテ門ノ乙名(おとこな)(名頭ヲ云)等カ所持セル高ニ付タルモノニシテ樟、榿、樺等ハ自由ニ伐木スルヲ許サス。必ス山奉行ニ届出検査ノ上不良木ハ伐採ヲ許シ良ハ他日ノ藩用ニ充ツル慣例ナリ。また『県史』には評定所の覚として「門付山の竹林及び小雑木等は山奉行構なく、村の百姓次第とするが、かくては百姓が自由に伐取る故、少々運上銀を申付ける事」があげてある。

○抱地山・永作地持山 抱地は郷士(藩士)が藩の許可を得て大山野、古荒地等のうち現高に支障のない場所を自費で開墾した私有地である。この抱地は郷士の自作自営の作得地で、貢租について有利なため郷士が進んで仕明(あき)(開墾)したが、郡方の免許文によつて藩士のみに許された。抱地は開墾地であるため下々田、下々畑、山畑がほとんどで、抱地を杉山あるいは松山として仕立てた例が多く、柵(せき)の植栽も行われたようである。この造林地が抱地山である。

永作地は、抱地が武士のみに許された仕明地であるのに対して、武士、百姓、町人その他何人にも許された仕

明地で、門地同様の租納をする永作職の蔵入地であった。

(補説3) 土地官民有区分は地租改正の一環として実施されたものである。林野は所有の概念が未成熟で、藩有林と地元民との関係や入会の存在などで複雑な利用関係が存在していた。このため官有地と民有地の区分に手間どり、地租改正事業は長期間を要し、林野については区分後も多くの問題を残した。

### 林野の利用

○御手山おてやま 藩の経営する林産・造林事業やその事業の作業場所をいう。事業の実行は通常鹿倉山において、御手山支配人と称する特定の御用商人に命じ本人の資本で櫓木ろぎ、柞灰いすばい、樟腦しょうのう、椎茸、木炭等を製造させ、製品は藩で買い上げ、あるいは製品に税金を課して自由に販売させた。

○稼山かせやま 地元民が年々慣行によつて鹿倉山等の原木の払い下げを受け、製炭、櫓木等を作製売却することまたはその作業場をいう。払い下げには相当の代価を要した。

○御用木ごようぼく 鹿倉山をはじめ各種林地の立木で、藩の公用に供すべき樹木である。これらはすべて私用の伐採を禁じ、厳しい保護が加えられた。御用木は御用木帳に洩れ

なく記載され、尺周り、番号が記されたが、公用に伐採しても代価は支払われず、藩有というのが建て前であった。

御用木として定められた樹種は、松・檜・杉・榎(こうやまき)・一つ葉・樅もみ・榎つが・榎なぎ・楠けやき・榎たはく・榎なぎ・榎えのき・榎わび・榎かじ・いすのき・ちしや・つげ等で、針葉樹、広葉樹ともに多様にわたっていた。

○大山野おほさんや 山野と耕地の境に位置する林野で、仕明地の対象として耕地の一種目となっていたようである。『県史』によると、「大山野とは原野、藪地で、付近の田地、用水、堤防普請用材料等を採り、あるいは一定の制限を付して百姓に入会を許し、秣料まぐりまよう又は肥料用下草を採取せしめたもの」とある。さらに山奉行において植林させ、また郡奉行の免許を以て大山野仕明地とすることもあった。仕明と植林とを交互に行う旧慣があり、仕明後四、五年耕作し、地味が衰えるところを放棄して植林し、一七、八年後に再び仕明するのを有利とした。大山野仕明地の貢租は軽目に見掛けし、一〇分の二を上納した。

耕地の不足する当地域では、このような仕明地の存在

が農民の農業、生活の支えとしていかに役立つたかは想像以上であろう。

このように、藩政時代における農民と林野のかかわりは、農業生産維持の面と農民生活維持・補完の二つの面に大きく分けられる。農業生産維持のための自給肥料は、厩肥うまうひと刈敷かき(緑肥)を中心としたものであり、刈敷飼料・肥料用下草も山野が主要な供給源であった。したがって年間の採草量は莫大な量にのぼり、そのため広大な林野を必要とした。

農民生活の維持補完目的のための利用は、用材と燃料の採取であり、薪は自給用の採取が原則となっていたが、都市・城下町が発達すると武士・町人へ販売するようになつていった。

以上のほか林野を直接農耕用に使用する焼畑・木場作こばき<sup>(補説4)</sup>があつた。水田耕作による貢租米生産を強制されていたため、農民が自家用の稗ひえ・粟などの雑穀を生産する畑作は常に条件の悪い土地で行われていた。これを補う方法が休耕と焼畑により地力維持を図る粗放な焼畑耕作であつた。分家のできない二男、三男、あるいははずずかの耕地しか保有を認められない隷属農民は自己の生産維持

のために焼畑を拓ひらかねばならなかつた。

天然林の伐採跡地を火入れ・整地をし、蕎麦そば・稗・粟などを三年から五、六年作付ける。地力が消耗すればこれを放棄して別の適地へ移り、自然に地力が回復するのを待つ焼畑農法は、山間地帯には広範囲に残つていた。

領主側も火入れが山林に危害を及ぼさぬ限り、ごくわずかの小物成こものなりを課(補説5)するだけでその利用を許可ないし黙認した。したがって、焼畑は直接貢租生産や商品生産には役立たなかつたが、封建的農業構造の下において、水田耕作を補完する役を担つていた。一定年期の焼畑耕作の跡地に苗木植栽を義務づける場合もあつて、江戸中期以降は焼畑跡地に植林をするという形態が現れ始めた。

<sup>(補説4)</sup> 切畑ともいう。山の平の本草、または林木の伐採跡地の枝葉を焼いて、その灰を肥料として粟、そば等の種を蒔き付け、栽培すること。

<sup>(補説5)</sup> 江戸時代における雑税の総称。本田畑に課した本途物成に対するもので、小年貢すなわち本年貢以外の雑税のことである。

小物成は山林、原野、河海などの土地に課するものと商工業者その他の生業に従事するものに課するものとに大別される。

## 三 森林の管理

薩藩の林政の中央機関としては勝手方家老の下に山奉行があり、その職務を執行した。『県史』によれば、はじめ二人が任ぜられたが後には一二、三人に増加したようで、山奉行の下役には筆者、山見廻等があつた。

山方担当の役所には、郷土年寄等郷役人の中に山方の職務を行うものがあり、その下に竹木見廻、行司ぎょうしが置かれた。竹木見廻は、上役の指揮の下に山方諸般の事務及び取り締まりにあたり、行司は特に鹿倉山を管理した。また、ところによつてはその下に留山見廻、城山見廻、鹿倉山見廻等が置かれた。以上の役には外城の郷士が任ぜられたが、各村には百姓役の下山見廻が置かれ、名子の中から二、三名を選んで、現場の保護に当たらせた。

## 四 国分郷の森林

藩政時代における国分郷の林野構成はどうなつていたか。断片的な資料から考察すると、藩林としては鹿倉山、御物山、部一山があつたと考えられる。村受山、門付山もそれぞれの地区で存在していたはずであり、地形

上、耕地に制限のある当郷としては開墾が大いに進み、相当広い面積の抱地山、永作地持山もあつたであろう。

すなわち、海岸線から遠い奥山に鹿倉山が位置し、その手前の造林に適した場所に御物山（方言ごもつやま）、部一山が仕立てられ、これらの藩林に続いて、相当広い面積の各村の持山があり、それに個人持山（門付山、抱地山、永作地持山）が続くというのが、当時の一般的な形であつた。

『国分諸古記』の国府村里改の川内村の項に、本戸狩倉山より下井村津畑に至る間の林野の概況が述べられているので、これによつても上場地域の林況をうかがい知ることができる（資料編「古文書・古記録類」参照）。

御狩倉山あり 享保四年亥四月二十日狩倉付

御用帳留写

本戸狩倉山中より国分下井村津畑迄道程四里程

一、栗の木 財部境 御立山

一、登屋尾 一、津れん野 一、弥五殿開き

皆入野にて御座候

一、上手田 財部境 御立山

右鹿倉へ榎・榊、柞、榎其外雑木御座候時々御用材木出申候皆用水頭にて御座候得共所用事に相立申さず候

(中略)

一、阿免ヶ平 福山 敷根、国府境

一、片撃り木山 一、高田川原 一、内野々

一、深山ヶ迫 一、陣ヶ平 一、渡瀬

右六ヶ所共に入野にて御座候

但渡瀬の内に庄内乱の節御陣所の野御座候。今も堀跡有

之此所を渡瀬陣と申傳候

下井狩倉山中より国府下井村津畑迄道程式里程

一、笹目木 清水城 御立山

一、首ヶ野 一、地獄川 一、臼塚 皆入野ニテ御座候

右六狩倉へ榛、柞、柞、檜其外雜木御座候、尤用水頭ニ

テ御座候に付所用事ニ相違、

右は此節狩倉附御用の由仰渡され候に付斯の如御座候、以

上 享保四年亥四月廿日

国府行司 岩切治左衛門 秋山与左衛門

竹木見廻 川村八郎左衛門 沢新右衛門

山方峻 坂本休左衛門 御山奉行所

なお、『服部日記』に「下井村之内 本戸鹿倉 惣廻

り七千式百三拾五間」とあるから、ここの鹿倉山の周囲

は約一三椽余りであったことが分かる。

『服部日記』は国分たばこの祖といわれた服部左近衛

『三国名勝図会』卷之三二、三四、三五に曾於郡・清水・国分・敷根各郷の木類、山野に棲息する飛禽類、走獸類が次のように紹介されている。

表3-1

地区	樹木類	飛禽類	走獸類
曾於郡	縦梅 赤松 檜 橘(檜) 甘藷 榎 蚊母樹 樟 栲 楠 椎 以上の諸木良材多し	鶉 雉 山鶏 雉 鶯 鶇 羅漢鳥	鹿 猪 野猪 狼
清水	青葉竹 蚊母樹 檜 甘藷 楠 樟 椎	鶉 雉 山鶏	獺 野猪
国分		鶉 雉 鶯 雁	
敷根		鶉 雉	野猪

門宗重の家に伝わる一七枚綴りの小冊子で、日付・筆者名はないが、安政二年(一八五五)の記録が納められているので、そのころの記録と思われる。

永迫部壹山西門之内ヶ所

右者御方様江借用質物として渡置申候処現金上而返済難

成ニ付此節右部壹山永代ニ相渡可申候間何様ニ茂御勝手

次第御支配可被成候、為後々證文如斯御座候

以 上

売主 山下門 市右衛門  
 証據人 同門 庄右衛門  
 右 同 同門 市 助

天保十三年寅十二月

山元 助右衛門様

この証文は、永迫部一山西門の内一か所を山下門の市右衛門が証據人同門庄右衛門、市助連名で天保十三年（一八四二）十二月に国分郷士の山元助右衛門へ永代売渡しをしたものである。

書 物

錢八貫文

但質物ノ村中部一山式所

右者御方様江借用仕候儀別条無御座候間返濟方儀者来辰十月限元利金首尾仕可申上候。若其時ニいたり相違儀も御座候て右質物差上可申候間為後日之書面如斯御座候。以上

御借用主 小森屋敷名頭

万之助 印

掛合永田門名子

彦四郎 印

天保十四年卯十二月廿七日

山元 助右衛門様

この書面は、上井村小森屋敷名頭万之助らが国分郷士山元助右衛門宛てに、錢八貫文を借用した際の質物として部一山式所を差し出し、来年十月までに元利金を返済する旨のものである。

## 五 森林の保護・育成

日秀上人

大永七年（一五二七）に焼失した正八幡宮は永祿三年（一五六〇）島津貴久の支援によりようやく再建されたが、この再建のもう一人の功労者が日秀上人である。正八幡宮再建の浄財の募集や、建築用材の調達を貴久から依頼された上人は、屋久島に渡って用材を求めている。その折上人は屋久杉の種子を持ち帰り、苗木を仕立てて八幡宮の裏山に植え付けておいたが、二〇〇年後の宝暦六年（一七五六）の社殿造り替えのときには抱きかかえるぐらいに大きく育ち、用材として役立ったという。神宮裏山に建つ植杉記石碑の碑文と解説文を次に掲げる。

正宮山植杉記

大隅州桑原郡正八幡宮則 日域聞神也茲以措不論□其寶殿

拜殿四脚向拜者慶長六年有造理也宮□至辛未一百五十有餘

年而諸殿盡而壞可為長大固已故奉 公命來而為造替之營

園六踰年而成繼而丁丑秋有 石體宮造替亦持舊符來而為

之初有日秀上人者泛槎於南海函杉及栢於屋久嶋為正宮社

殿之柱園且拾杉子而播種之於社山許多其意謂豫圖將來靈

社造造今也去其世一百八十有餘年而其樹頗及連抱故癸酉春

杲伐之以為拜殿一字信上人之勤勞也可敬自思惟恍惟惚神如

在其左右因欲圖其功績其德顯於不朽則與社園衆徒戮力團

叢棘夷蔓草新植田萬餘杉矣冀據山神之威德歲々盛茂長為

正宮社殿之圃材者也因記其事以刊石

寶曆七年丁丑歲十一月 藤原為貞謹誌焉

男 為卿書之

寺社取次

小田善兵衛為貞

筆者

吉田源右衛門泰房

愛甲十兵衛廉雄

宮内組頭

留守市郎右衛門景典

澤五納右衛門秀命

最勝寺源右衛門清雄

山見廻

音堅常頭彭暹

田口半分兵衛實有

正宮山植杉記

大隅州桑原郡正八幡宮八則日域ニ聞エシ神ナリ、茲ニ以

ツテ不論□ニ措ク、其ノ宝殿拜殿四脚向拜ハ慶長六年ニ造

理有リ、宮□辛未（宝曆元年・一七五一）ニ至リ一百五十

有餘年、諸殿尽ク墜壞シ長大タル可キ而已、故ニ公命ヲ奉

リ来ツテ造替ノ營ヲ為ス、六夕七年ヲ踰エテ成ル、繼ギテ

丁丑秋（宝曆七年・一七五七）、石体宮ノ造替有リ、亦旧

符ヲ持チ来ツテ之レヲ為ル、初メ日秀上人ナル者アリ、槎

ヲ南海ニ泛ベ、杉及ビ栢ヲ屋久島ニ求メ、正宮社殿ノ柱梁

ト為ス、且ツ杉子ヲ拾イ、之レヲ社山ニ播種スルコト許多

ナリ、其ノ意ハ豫ジメ将来ノ靈社ノ修造ニ備ルト謂ウナ

リ、今ヤ其ノ世ヲ去ルコト一百八十有餘年ニシテ、其ノ樹

頗ル連抱ニ及ブ、故ニ癸酉春（宝曆三年・一七五三）、之

レヲ伐リ、以ツテ拜殿ノ一字ヲ為ル、信ニ上人ノ勤勞ヤ敬

ウベシ、自ラ思エバ惟レ恍、惟レ惚、神其ノ左右ニ在マス

ガ如シ、因ツテ、其ノ功績ヲ伝エ、其ノ徳ヲ不朽ニ頌フサ

ント欲シテ、則チ社寺衆徒ト力ヲ戮セ、叢棘夷蔓草ヲ切り

テ、新タ二十万余ノ杉ヲ植ウ、冀ク巴山神ノ威徳ニ擬ツテ

歳々盛茂シ、長ジテ正宮社殿ノ用材タラン者ナリ、因ツテ

其ノ事ヲ記シ以ツテ石ニ刊ル。（解説 藤浪三千壽）

屋久杉材については、豊臣秀吉が方広寺の建立に際

し、用材の調達を四国・九州の諸大名に命じ、薩摩藩から

は屋久杉材が伐り出されたことは知られているが、藩内の社寺建築用材（主に大径材）としても屋久杉材が使われていたことが分かる。正八幡宮の建築材のほかにも正徳五年（一七一五）の国分市清水の日枝神社の社殿建築や宝殿建築に屋久杉材が使用されたことが『寛藩名勝考』<sup>(7)</sup>『三国名勝図会』に記されている。

### 島津久通

『大日本農政類編卷之十』の中で薩摩藩からは二名の植林功労者があげられているが、その一人が宮之城領主島津久元である。久元は大いに林業に尽くし、その子久通は、国分平野開発のもととなった新川移しの功労者である。久通は国家老として永野金山の開発、紙漉き、杉植林、松並木の植栽、山林保護などに努めた。

享保十七年（一七三二）、宮之城領主島津図書久通へただされた答書を見るといかに久通が植林に熱心であったかを知ることができる。

次に答書の出典である伊地知季安の「差杉来由私考」の解説文（解説・晋哲哉）を掲載する。

一 植杉・差杉之儀ハ、下野久元代、為三申付一与申伝候、左候而、至三図書久通ニ、一猶以仕立杉申付、又、江戸杉

之実持下り、苗ふせ置、方々ニ遣<sup>つかひ</sup>、或ハ土佐御家老桐間將監殿江申遣相求、或ハ屋久杉之苗を茂植付、夫より、組杉・人別杉等茂始り、専、久通代ニ繁昌為レ仕与申伝候。久通平生自賛咄ニ、杉之親ハ己レ也与、為レ被レ申居一与、古キ者共申候、承応元年吉野江山屋敷被レ致三拜領一、野ニ而御座候を、折々自分差越、右境ニ松を植付、囲内ニ杉・松等被レ仕立置一候事、

一 杉ニ限り不レ申、久通代、長門・周防より楮之苗木取寄、紙漉師松岡氏杯召下、又ハ宇治より茶実を下シ、園を仕立、其外、桐油之木などに至り植始、夫より方々弘まり為レ申と申伝候事、

一 久通事、承応三年之冬、伊集院地頭被レ仰付一候、其後四年目歟、明暦三年之冬、伊集院通路之松栽為レ有レ之と申伝候事、

一 久通代、寛文十三年七月、杉改帳差出可レ申旨、被レ仰渡一、宮之城内改之帳面、植杉・苗杉共四万七千百九拾八本と相見得申候、其内大キ成杉者、久元代仕立為レ被レ申杉と相見得申候事、

右之通被レ申出候間、此段申出候、以上

### 調所廣郷

天保財政改革の立役者調所広郷の功績は、破局の薩摩藩財政を再建して、ばく大な貯備金を藩庫に残したのみならず、領内の道路、河川、港

灣、橋梁の開発整備、新田開発、農政改革、山林の改革、国産品売買の改革など枚挙にいとまがない。

国分とのかかわりについていえば、調所氏の祖大炊左衛門尉さむらのじょうは島津義久に仕えて国分で高八〇石を給されていたが、慶長十六年（一六一一）義久が死去すると大炊左衛門尉の養子内記は鹿児島に移住を命ぜられた。また、調所廣郷が手がけた最大の開発は国分小村新田の干拓であった（詳細は第六節「小村新田の干拓」参照）。

林業関係では、藩の用材の払下げ方法の改善を図り、城下、近在、近郷の差し障りのない場所、便利な場所に松・杉を仕立てさせたが、上坂の折、吉野川流域諸所の木材運搬の様子を見て、林木は搬出に便利な海か川に沿って仕立てなければ不便だとして、海に面した始良方面の搬出に便利な場所に植えさせた。別府川上流の蒲生、天降川新川上流の安楽地方、検校川の流域は杉の良質材の産地として後々までも評判を得た。

### 第三節 商・鉞・工業の推移

#### 近世の商業

近世の商業は、ほとんど藩主によって統制されていたといつてよい。都市に住んでいた商人や職人は、その統制の中で商取引しかできなかった。領主は農村から集めた年貢を貨幣に替えるのであるが、商人はその過程に介入するとともに、藩主たちの生活物資・調度品・装飾品等の調達、売買にあたるという形である。

しかし、地方や農村においては必ずしもこのような図式になるとはいえず、様々な形（行商、市、露天、物売り等）が生まれたのではないかと推察される。

江戸時代、幕府は農民・町人に対していろいろな制限を加えたが、薩摩藩では幕府の禁令を待つまでもなく、藩自体の政策として、衣食住全般にわたって厳しい制限を加えている。

特に農民に対しては、諸法度によって、農作業に従事する時間や着るもの、食べるものまで規制している。

農民が陰謀や逃散を企てることを恐れて、寄合などを

禁止したり、米の消費高を少なくするため、雑穀食の奨励や酒を造ることを禁止するなどである。

郷村の地名にも干渉して、社会階級制の徹底を期した。外城内の町人聚落を岡町と呼んでいたが、町人には分に過ぎたるものとして野町と称えさせたりした（正徳元年・一七二一年）。

外城町ノ儀岡町ト唱来候所モ有之不相応ノ唱候條、岡町ト唱候處向後者野町ト相唱答候間、此旨寄々致承知候ヨウ申渡置候、以上、

正徳元卯年（歴代制度）

（『前国分郷土誌』）

野町の名の示すとおり、現在のように繁華な町ではなかった。土農工商の階級制が厳然として守られ、農民の下に工商の階級があつたが、工とは名だけで、手工業の域にとどまる程度であつた。

商業も同様で商人は単に郷士及び農民の日用品を取り次ぎ供給する程度で、現代の商業のように巨利を得ることはできなかつた。

商人が店舗を持ち、行商を盛んにするようになったのは、明治のころからのことである。

特に薩摩藩では、黒糖、菜種、たばこ、紙、櫛等の特産物は藩の専売品として領主、武士中心の生産と販売が行われていたので、江戸、大坂の商人たちの隆盛に比べて薩摩の商人は貧弱であつた。店には焼酎屋、質屋、小間物屋、紺屋がある程度であつた（『前国分郷土誌』）。

国分地方の 国分に唐仁町という地名がある。昔、大商業と林氏 陸との貿易が盛んであつたころ、唐人が住み着き、一つの町として発達した地名である。『国分諸古記』<sup>(8)</sup>に次の記録がある。

唐人町 但野町 年行司書下各字町人

一、惣人数四百六十九人

男 二百七十六人 女 百九十三人

内名頭 九十七人但元禄十一年村里改の七十二電

往古唐船通融の砌唐人此地に居付き、唐人町と名付けの由、申し伝え候。今唐人の子孫林氏。

一、唐人町本町通路の間に五官橋と申し候石橋あり、本唐人の名と申し伝え候。

この記録にあるとおり、大陸との貿易が隆盛して、唐人が住み着き、町として発達したことによってつけられた地名であつて、慶長十五年（一六一〇）の国分ふもと

の絵図にも唐人町と記してある。国分市唐仁町の正覚寺墓地に寛政元年に林昌孚が建てた林氏の碑がある。

林氏姓為字者其原由出於放之王子比于也 自周以来称林氏一者蓋皆是也 曩祖林鳳山仕於明朝 而貴顯也 且传言尚公主既而 携妻子一避乱日域、一而全其祭祀一矣 吾天文初年卜居於隅州桑原郡浜之市邑、於越太守公一辱尊命有召之者可謂榮矣、往時明人每有到此处、莫未嘗拜謁乎鳳山道人也、其所崇親也 如此、道人諡鳳山常薰居士、其妻号至尊妙理大姉、乃有二数字、長子曰林市藏、次子成、僧曰日雅、市藏諡泰窓常安居士、其妻即花春妙權大姉是也、厥墓昔時自濱市從二当寺一俱移于斯地、然而林氏之孫子繁



写真 3-1 林鳳山碑文

茂、

寛政元己酉季春日

林昌孚欽建焉

聯綿而至于今也。且夫若此邑之商家亦称林氏一者頗多、則其支流余裔也、方今建三石灯一字、以欽記其梗概、將垂之於不朽也、

唐仁町（現在名）や市内各地に林姓が多いが、祖先は遠く中国の周の時代に林と名乗るようになった。林鳳山のとき明朝の高官であったが、国乱を避けて日本に渡来、はじめ浜之市に居住し、後、島津義久に召し出されて唐人町（当時の名称）に移り住んだという。

当時の日本は中国大陸に学べることが多かったので、中国からの帰化人である林氏に対して藩主も厚く待遇し一般の人々からも尊敬されていたのであろう。この林氏一族は国分地方の政治、経済、文化に大きく貢献したということである。

本町東

一、惣人数六百十四人

男三百五十八人

女二百五十六人

内名頭百二十二人

但元禄十一年村里改の節八十電（『国分諸古記』）

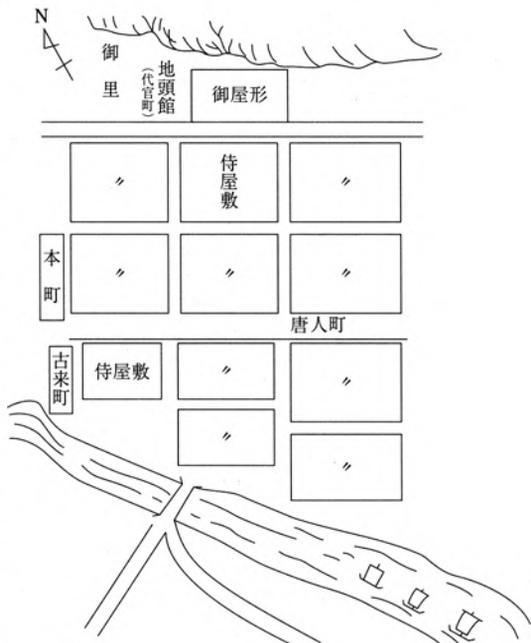
右の記録で唐人町よりも少し規模が大きく本町という名の示すように、本町の方が古いと考えられる。「国分の古地図」に「古来町」とあるが「高麗町」のことであろう。これは高麗との貿易の跡を示すもので、この付近一帯は外国の船が往来していたと考えられる。

その他の 国分の古地図を見ると、地頭館の南に侍屋敷が整然と建ち並び、唐人町を隔てて、更にその南側に侍屋敷があるが、ここがおそらく外国船取り締まりの役人宅であろう。

その下方を古川（大津川の下流）が流れ、七島舟や屋久舟が浮かんでいるのが見える。これらの船は南方諸島から貢物や商品を積んできたものであろう。

唐人町の西方に高麗町、本町がある。藩政時代町人の住むところを野町、漁師の住む場所を浦と呼んでいたが、国分だけが唐人町、高麗町（古来町）、本町と呼ばれていたことは注目に値する。

その他の商いとしては、江戸末期から明治初年のころ国分では林作助が油屋を、林宗吉が傘やびんつけ（小間



物類)などを商っていたことが、市内に散在する古帳面に記載されている。

焼酎は随分古くから造られていたが、飯米の統制が厳しかったので、これを売るようになったのは明治も中ごろのことである。

塩の生産はずっと昔から行われていたが、販売をするようになったのは江戸時代からで、その販路は遠く日向

図3-1 国分の古地図

地方まで延び、それ以前でも庄内の乱のとき、塩でひと儲けした人の話が伝えられている。国分地方にも東敷塩田があったので、塩の売買は盛んであったと思われる。

米の集荷・販売も盛んに行われ、庄内方面から荷馬車で、日に何十台も敷根や小村の港に運ばれ、ここから回船問屋で鹿児島へ帆走されていた。

敷根の炭問屋からは、大坂方面へ木炭を積み出していたが、これは昭和二十年（一九四五）ごろまで続いていた。

生活用品は、昔はほとんど自給自足であったが、各郷村社社の祭日や縁日など決まった日に市がたち、雑貨や果物が売られていた。天保九年（一八三八）の巡検使書上に、市の名前・日取りなど次のように報告している。

- ・ 国分 八幡神社 正月十四日
  - ・ 上小川村 十一月一日 十二月二十七日
  - ・ 向花村 七月十二日 九月十二日 十二月十二日
  - ・ 小村 六月十三日 九月二十九日 十二月二十  
六日
  - ・ 眞孝村 十月朔日
- 市の多くは農産物、水産物の余剰や農家手工業の藁工

品や竹工品・雑穀および鋏・鎌などの農具類であった。

しかし、定期市の中には、金物の専門市のような市もあったかと思えば、交易市のように農民・漁民それぞれの生産品や加工品を持ち寄り物々交換をしていた市もあったようである。

国分地方で昔から続いているにぎわっているのは、国分八幡の「もちの市」で、これはもともと金物の市である。縁日の業者は衆徒十五坊、殿守十二家、山伏行者などを頼って各地から集まって店を出した。

県内の市では、最も大きくにぎわったのが鹿児島市の稲荷市で、ここでは古道具・刀剣・衣類などが出品され、遠近諸郷の者が集まり、船や馬で大豆・穀類・たばこ・魚類・綿布など各種の商品を持ち寄り交易した。これは豊後濱の市及び肥後本戸の市と共に、九州三大市の一つとされ、極めて盛大な交易市であった。

天明五年（一七八六）、諸物価、賃金が高くなったので定価の達示をした。諸商いについて藩が売価を公定する場合が多かったのである。大工、石切り、左官、屋根葺などの手間代、衣類、金物・道具類、菓子類、履物類などの価格を定めている。

翌六年三月には、大工、木挽、その他日用賃（日雇）の者の増銭を取る者への達示も行われた。

また、儲けについては、たばこ・荒物・小間物・茶紙・いも・焼物・綿・葉種は元値の一割掛、呉服物のうち、木綿物は五分掛、絹物は一割掛、八百屋物のうち、青物類は一割掛、干物類は二割掛と小売店売を細かく定めた。

その他刀研ぎ、鞆師、金具細工、鞆巻、表具師、錫細工などの手間代についても達示をした。

高利取締令（寛政二年）というのも出た。これは不作の年、米価は高騰するが、豊作の年にも米価を下げない場合の達示である。『泉史』<sup>(10)</sup>に「熟作により値段引き下ぐべき處、凶作の勢に乘じ高値に賣り出す者ある由につき、掛横目を附して糺<sup>ただ</sup>させる」とある。商人のなかには悪どい儲け方をする者もいたらしく、「不相当の値段申掛ける商人については、その名元を聞き、掛并<sup>なまひ</sup>に最寄り横目に申し出るべし」と厳しく達示が出されている。

この時期、国分地方においても油屋、材木屋、小間物屋などがあり、商取引が行われた記録がある。

江戸後期、「宮田家文書」<sup>(11)</sup>に見る国分の商人の商取引

の価格は次のようになっていた。

○木材	国分	長谷川 助一
○油脂	国分	林 作助
	敷根	樗木永左衛門
○かさ、びん付		林 宗吉
○たばこ	たばこ拾斤代	
	代分拾六文取	唐仁町 伊太郎
○柿	七百五十	
	代分拾五貫文取	上井村 新助
○かたな沓本	代分五拾四貫文	国府 林 常助
○竹代文	一分三〇式百文	口輪野 庄右衛門
	取八百文	
	八月十八日	八百文
		上井村 五郎
○にはとり	式羽	代文式〇百文
	式羽	沓〇四百文取
	二羽	式〇五百文取
	式羽代	沓〇百四十八文取
○持米	式斗三升四合	代分式拾三〇
○持米	六升代	六〇文取
		宮口清左衛門

行 商

藩政時代、商人は生産物や商品を地方の農民に売り歩いてきた。日用品その他の生活

必需品である。農村ではまとまったお金を持って買い物に行くのは年数回の市ぐらいで、日常はこの行商の人たちが売りに来る商品で間に合わせていた。

国分地方に行商に来るのは、漁村や浜地区からの塩物や海産物を売る行商人が多かった。かつおぶしをかごで背負ったり、干物や海産物はテンピン棒で担いで売りに来た。綿、布、小間物類もあった。

しかし、薩摩藩は郷における行商に対しては、奢侈抑制のため種々の制限を加えていた。特に納租の時期には、しょう油商以外の商人が郷に入るのを一切禁止、また、他領の商人が町奉行の免証文なしに郷に入るのを禁じている。他領の商人は掛け売りが多く、農民は分不相応にものを買いきみ、秋の収穫期に支払うため、上納に苦しむという理由からである。

安永七年（一七七八）十一月、家老赤松則正は、他領商人規制のための達しを出している。免証文なき商人に業を煮やし、小間物の売方を差しとめている。実際、代金の支払い方法は、農作物との物々交換や収穫期までの入れ付け（貸し付け）がほとんどであった。

行商で忘れてならないのは越中（富山）の葉売りであ

る。毎年決まった時期に入れ付けにやって来るので、親しく「越中どん—えっちゅどん」と呼んでいた。代金は使った葉の分だけを支払い、後また葉を入れ付けていくというやり方であった。当時は越中箱が備えてある家が多く、戦後もこの方法は続いていた。商政策に厳しかつた薩摩藩も、この越中の葉売りだけは例外とみなしたということである。この富山の葉売りは組織化されており、薩摩組と呼ばれていたという。

しかし、この富山売葉商人にも様々な規制が設けられていた。脚といつて行商人一人が定期的に廻り得る懸場というのが決められており、天明元年には十三人脚まで認められていた。また薩摩独特の示談定法というのがあって、「神農堂へ毎年銀十枚を寄進したり、行商中、生国を頭はさざる事、越中富山の看板等張らざる事」等を定めていた。『県史』によれば、「国分・敷根地方は能登屋兵右衛門が一人脚懸場二乃至八外城」とある。

また、農民が商人のような稼業をすることも禁じられていた。農民が小商人のまねをすれば、農業を怠り、奢侈な生活におぼれ、やがて困窮するが必定と、町方に厳しく制するよう達している。

国分のたばこ 江戸時代末期から国分商人のたばこ販  
商 人の売の活躍がある。

幕府、各藩は、たばこの悪影響に対し江戸初期から再三取り締まったが、嗜好と流行には禁煙令もあまり効果がなかったようである。

禁煙令というものがどういふものであったかを、一、二の例をあげてみる。

これが出た背景には経済の基盤である米の収穫が減るおそれからと、もう一つは、火の不始末による火事の危険を感じていたからである。実際、慶長十二年（一六〇七）には駿府城でたばこの火による大火事が起きていた。

慶長十七年（一六一二）の禁煙令は喫煙の禁止だけでなく、たばこ葉耕作、売買までも禁止しているのである。たばこ商人の戸惑いは想像に難くない。

禁煙令によれば、「煙草を売買したものは双方の家財を没収して、見つけて訴人したものに与える」と厳しい内容になっている。また、元和二年（一六一六）の禁煙令では、「煙草作は町人は五十日、百姓は三十日、自分の兵糧にて籠舎たるべきこと」と栽培も固く禁じている。

だが、大勢としてはこの禁制もゆるみ、江戸時代後期になるとたばこは一大産業にまで発達して行くのである。

国分産の藩外販売は、天明年間（一七八二〜八八）大坂市場が最初で、このときの商人は国分唐人町の林作助であった。この時期、藩はまだ藩外での販売は許可してないが、国分商人の商魂のたくましさを感じられる。

続いて嘉永・安政年間（一八四八〜五九）までは清水しみず口（たばこ名）が出荷され、国分産最上級品は琉球に販売し、琉球王は中国皇帝に献上したという。

また、文政三年（一八二〇）江戸のたばこ商三河屋弥平治が著した「烟草百首」によると、江戸はたばこの大市場で、全国各地からうまいたばこがどんどん送られてきたという。「銘たばこ」といわれる水戸の水府、鹿児島、島の国分などが二〇〇万斤、一五〇万斤と集荷され、全国からのたばこを総合すると、七三五万斤（約四四一万箱）以上になっていたという。

旧藩時代、薩・隅・日第一の名産である国分たばこを江戸で販売することを許可したのは、文化十二年（一八一四）十月である。

そのとき、「御国産煙草江戸表へ廻廻儀」の免状の写

しを掲げて市場入りしている。願人は島津山城殿家来松元太兵衛・同吉井太次右衛門、鳥羽屋庄五郎の三人であつたという。

### 近世の鉱業

薩摩藩は古来、金、銀、硫黄をはじめ、諸鉱質に富み、山ヶ野・芹ヶ野金山ほか各所に鉱山があつたが、銀、銅、鉛等には恵まれず、単に試掘に留まるものが多く、これらは廃藩後すべて廃鉱となつてゐる。

明治十二年（一八七九）の「県治一覧表」によると、当時廃鉱となつた鉱山は総計二四か所を数えている。そのうちの銅山四か所の中に国分郷河内村の鉱山も含まれてゐる。

『県史』によると、国分地方では猿之木場（河内村）で享保十年（一七二五）から元文三年（一七三八）まで銅の試掘がなされ、天明三年（一七八三）からは河内村内野々に銅山が開発されたとある。「始良地方の研究」（昭和十年発行）には、明治維新まで島津氏が経営に当たつたとある。

『鹿児島県地下資源概観』（昭和二十八年）によると国分地方で次の三つの銅山があげられている。

(1) 渡瀬鉱山 敷根町と東国分村にまたがり、敷根麓より東へ六嶺に位置する。往時は島津氏の採鉱した銅山である。

(2) 川内鉱山 東国分村川内字籠山にあり、敷根麓より東へ六嶺にある。島津藩採鉱の銅山。

(3) 国分鉱山 渡瀬鉱山と同じく敷根町と東国分村にまたがり、現在は前記川内鉱山の鉱区をも含み、その中心をなすのは、東国分村の内野々である。

### 近世の工業

近世の中では、地域の工業という分野は資料不足である。したがって、その地方の特産物などをあげることが多い。しかし、特産物といつても、手工業の域を出ない程度のものであるから、自分たちの生活用品や農具や馬具や衣類を家内で細々と造る程度である。本業として成り立つまでには至らず、特に地方では半農半工、半漁半工といった兼業が多かつた。

手工業や家内工業は領主によつて統制・掌握されているのが普通で、流通の拡大、資本の増大など、おのずから限度があつた。

この時代の鉱産物や林産物を加工する手工業者は、職人とか細工人と呼ばれ、「工といふは、職人のことなり職人といふものは、家作は勿論、武器、馬具、器物類、諸品造りて万人の用立るものをさす」といい、京都を中心とした手工業者として一五〇余の職人をあげている。

細工人 金掘師・絵師・筆師・仏師・表具師・蒔絵師

木彫師・鋳師・銀師・物指師など四九師

職人 大工・木挽・左官・屋根葺・鋳物師・鏡師

畳師・指物師・墨師・鍛冶師など一〇〇余師

製造業と 藩政期の各種製造産業について、『県史』

職人 では、製糸、染織、製紙、製蠟、陶業、樟

脳製造が述べられているが、国分地方の製造業に関する記録は現在知られていない。維新前の製造業に関する今後の調査が待たれる。

国分郷麓地区の中に鍛冶屋馬場、鍋屋筋、等の地名が残っているので、これらの職人が住みついていたものと推測される。もちろん、郷士、農民、町人たちの生活用具を製造していたものであろう。

### 西目職人

藩政の末期には、西目（中・南薩地方）の農村は人口過剰となり、耕地の配当にあず

からない農業外人口があふれた。藩ではこれらの農民を人口の少ない東目（大隅半島）に強制的に移住させ（人配にんばい）、また、西目から東目への自然な人口の移動（庄内移いしよねうつい）も行われた。

耕地の配当にあずからない農民の二、三男や郷士の二、三男は職人の道を選ぶ者もいて、いわゆる西目職人が誕生した。具体的な地域と職業は次のようなものであった。

○市米 大工・樟脳づくり・かわら焼き

○日置 大工・左官・仲仕

○吉利 大工・木挽

○伊作 大工・紙すき・木挽

○田布施 大工・木挽

○阿多 大工・木挽・桶（たんこ）・箕（ざる）

○加世田 大工・鍛冶

○川辺 大工・木挽

○知覧 大工・木挽

○勝目 大工・木挽

職種は身分によつてはつきり区別されていた。大工・左官・鍛冶屋・紙すきは郷士に、たんこや木挽は農民に

と分けられた。これら郷土や農民は東目または藩内各地へ出かけていったが、なかには出稼ぎ先に定住する者もいたようである。

強制移住の「人配にんばい」や自然な移住の「庄内移り」と同じく、藩の一種の人移しと考えられる（南日本新聞「郷土のくらし」『鹿児島大百科辞典』）。

**薬工品・** 錦江湾に流れこむ天降川や検校川は大地の**竹製品** 土を浸食しつつ、蛇行しながら肥沃な土を国分平野にもたらした。

この平野で産出する米は勿論であるが、その副産物である薬の生産量も莫大なものである。自給自足の時代にこの薬の加工品は農家の必需品でもあった。縄、俵、筵むしろ（むしろの袋）などである。帖佐かまげ（かます）は有名であるが、国分地方でも薬工品は盛んであったと思われる。藩政時代、年貢米を加治木港や浜之市港から鹿児島へ積み出したといわれるが、これに必要な俵や吠も相当な数に上ったに違いない。

また『始良地方の研究』（松山雅雄）によれば、藩政時代塩田でできた塩を入れる吠や俵も相当量要したものであると思われる。

薬工品とともに竹材による製品も鹿児島の名産である。国分地方は良質の竹を生産するところから、竹材そのものは勿論、農民の日常生活に必要な竹製品を多く供給したものと推察される。

これらの薬工品や竹製品は、定期に開かれる市や祭りの市等で人々の生活用具として売買され、農家の副業として家計を助けたにちがいない。

**敷根火薬** 敷根に火薬製造所が建設されたのは文久三**製造所** 年（一八六四）のことである。工場と倉庫

があったが西南の役のときに焼失した。洋式建築の大工場であった。

当時、世事穏やかでなく、薩摩藩では、外国艦船の来襲に備えて海岸の防備に着手していた。特に火薬の大量生産に力を入れていたので、その工場が敷根に建設されたのである。

原料の硝石は外国から輸入したが、県内からも調達した。伊勢仲左工門が見聞役となり、水力を利用して硝石を砕いた。木炭は柳の木を使った。火薬の製造は『和蘭火薬精弁』という書物に従って作った。調査は硝石七〇、硫黄一五、木炭一五という割合であったが、英国式

火薬の強大さに圧倒されて割合は変えられた。

明治二年（一八六九）まで御兵具所の管轄であったが、明治四年廃藩置県のととき、火薬所は政府に収められた。後、伊勢某が払い下げ会社として製造にあたり、製品は海軍省に納めていた。西南の役で焼失後は再建できず、石垣と水路を残すのみとなった。『薩摩海軍史』に当時の工場の写真が載っている。近くに砲台もあったことが『薩藩国内防備』という書に記されている。

昭和五十三年九月、国分市教育委員会はこの製造所跡



写真3-2 敷根火薬製造所跡

地に次のような標石を立てている。

「敷根火薬製造所跡」

文久三年（一八六三）薩摩藩は高橋川の水力を利用して、火薬製造所を設け、明治二年、これを軍務局の管

年、これを政府に収めた。後、民間が払い下げ、火薬は海軍省に納めた。十年戦役で焼失後は民間人が製粉所として使っていたことがある。土地の人はここを硝煙山、倉庫の跡を硝煙小屋と呼ぶ。（第五章参照）

### 東敷塩田

東敷塩田は、水戸川（ウツリガハ）の左岸にひろがっていた塩田である。東敷とは当時の東国分と敷根の海岸にできていたのでこう呼ばれていた。

この塩田は明和元年（一七六四）第二十七代薩摩藩主島津重豪の命により、産業振興、特産物奨励のために始められたという。重豪の命を受けたのは弱冠二十八歳の石原金兵衛であった。金兵衛は苦心の末、湊・下井海岸に八〇町歩（約八〇畝）の塩田を造った。明和五年（一七六八）のことである。

当時、塩を作る方法（製塩法）には二通りの方法があった。天日製塩法と入浜製塩法である。天日製塩法は海水を池に汲み上げ、水分を蒸発させ、これをくり返して塩を作る方法である。入浜製塩法は平らな地盤の上に砂を撒き、その上に海水をかけて水分を蒸発させ、これをくり返して塩分を多く含んだ砂を作り、この砂を漉して濃い塩水にし、これを釜で煮詰めて塩をとる方法であ

る。

東敷塩田は入浜式であった。しかし、指導者が見つからなかったため、塩の名産地である播州赤穂から上藤寛右衛門を招いて指導を乞うた。こうして東敷塩田の塩づくりは始まったのである。

上藤寛右衛門は、製塩試験場のようなものを作って、そこで塩を作るためのいろいろな方法を教えた。海水を煮詰めるために竹の皮で作ったかまどを用意し、そのかまのまわりは粘土で塗り固めた。そのかまに塩田から運んできた塩からい海水を入れ、火力の強い松材をたいた。海水は煮詰めるに従い、かまの底に塩となつてたまるのである。この塩をすくいあげて水気をきると塩のでき上がりである。こうして塩づくりは続いたのである。

昭和に入つてからは松材も少なくなり、石炭を使うようになった。この石炭は大きな船で水戸川のあたりまで運んできていたようである。

昭和の初めごろ、塩づくりをしていた戸数

○東国分村小村部落

三三戸

○東国分村湊部落

七八戸

○敷根村下井部落

一三五戸

東敷塩田でできた塩は、よい塩といつので有名になり横川・栗野・末吉・岩川など県内はもちろん、遠く宮崎県(加久藤・都城・小林)のあたりまで売られていたという。塩田は昭和二十六年(一九五一)まで続いていたが、台風で大きな被害を受け閉鎖されてしまった。

(第六編第十一章四節「製塩業」参照)

#### 第四節 国分平野の川筋直し

##### 一 広瀬川の流れ

大昔の国分平野 縄文時代、一時気温が上がり氷河が海だった。溶け、海面が上昇し海水が陸地の奥まで浸入する現象が起こっている。そのため海岸沿いの現在の平野の大部分は海底になつていたと思われる。三〇〇年ぐらい前になつて海の水位が下がり、潮が引き陸地が出現したと考えられている。

国分平野でもそのような現象が起こり、平野部分は海底に没していた。現在の国分郵便局の新築工事の際、地下から貝殻がでてきた(写真3-3)。また平成七年国分

市越倉<sup>こくろ</sup>のし尿処理場の工事現場でも、地下八<sup>ハ</sup>メリの地点から貝殻がでていいる。名波の新築工事の際にも、地下から貝殻がでてきたという。自衛隊国分駐屯地ができるときに地下五〇<sup>メ</sup>リ掘ったところに貝殻の層があったと『前国分郷土誌』は書いている。このように貝殻の出土からも国分平野が海底であったことが分かる。

広瀬川の 鹿児島湾奥に広がる国分平野を貫流する河  
流 れ 川は天降川・検校川・高橋川の三河川である。このうち天降川は、江戸時代の寛文年間に河道を大きく変える川筋直しの大工事が行われ、旧河道の川跡は広大な水田地帯となった。この工事の様子は、次項で述べる。

川筋直し以前の川の流  
れを見てみよう。  
日当山で霧島川（松永川）と天降川が合流し、さらに西光寺川を合わせて大津川となつて、府中と野口との間を流れ、郡田川と合流した手籠川を

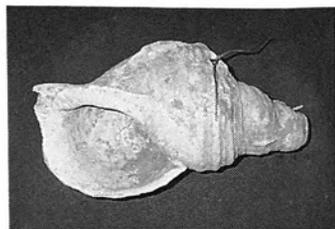


写真3-3 国分郵便局の工  
事現場から出土  
した巻貝

川筋直し以前の川の流  
れを見てみよう。  
日当山で霧島川（松永川）と天降川が合流し、さらに西光寺川を合わせて大津川となつて、府中と野口との間を流れ、郡田川と合流した手籠川を

あわせて広瀬川の大河となつて錦江湾へ注いでいた。

もともと海底であった国分平野を流れる広瀬川は、梅雨や台風時には、上流からの雨水を集め氾濫を起こす荒川となつて人々を苦しめた。海岸近くの湊集落に鎮座する長野神社は清水の牟田土手にあつたが、建長年間（鎌倉時代、一二四九〜一二五五年）の大洪水により、湊の地まで流されたという伝承をもっている。

一方、大河広瀬川は船運にもよく利用され、奈良・平安時代のころも船の往来があつたと思われる。大隅国国庁や大隅国分寺の建立に建築材料の瓦などを運んでいる。昭和五十三年（一九七八）に国分駅より東へ約二〇〇<sup>メ</sup>リ行つたJAあいらの駐車場のところに高圧線の鉄塔を建てる工事中、四<sup>メ</sup>リの地下から国分寺瓦が掘り出された。この付近は手籠川の主流が流れていたところであり、大隅国分寺に近いここまで、瓦を運んできた可能性が高い。

慶長九年（一六〇四）、島津義久は隼人の富隅城から国分の舞鶴城に移り、城下町の区画整理をしている。武士たちの住む麓地区の近くに商人たちの町、唐人町をつくり海外貿易を奨励した。琉球船や七島船が広瀬川をさ

- (1) 西町柳商店の角（八坂通り）、標識が立てられているが、地主がかわり標識は行方不明となっている。  
 林徳治宅隣（立馬場通り）写真提示のもの（写真3-4）。
- (2) 鎌田氏宅隣（下中馬場）



写真3-4 国分麓までさかのぼってきた琉球船が利用した古井戸（林徳治宅隣）

かのぼり国分麓や唐仁町あたりまでやってきた。国分山形屋付近にはこれらの船に飲料水を供給する井戸が七か所もあったと伝えられている。飲料水に利用されていた七か所もあつたと

- (3) 小野浅太郎宅（秋葉通り）
- (4) 肥後助二宅（納屋下、下中馬場）
- (5) 本村善之進宅前（後町）



図3-2 井戸の所在地

## 二 川筋直し（新川掘り）の大工事

## 大工事の着手

前項で述べたように、広大な河川敷をもつ広瀬川（大津川）の流れを変えて周辺の村人たちの不安を取り除き、その川跡に新田を開く壮大な計画が具体化したのは、寛文元年（一六六一）のことであった。

第十九代藩主島津光久は、参勤交代で江戸へ行く途中小村（現広瀬）の仮屋に宿泊した。当時、参勤交代には小倉筋（出水筋と大口筋）と東目筋（高岡を経て日向細島より海路）の二通りがあつたので、東目筋のときは国分が宿泊に当てられていたという。このとき、春夏の雨季には広瀬川が氾濫して家や田を押し流し、村人たちが困っていることを聞いた。

光久は国分地頭喜入休右衛門久守を呼んで、大野原を掘り通して新川を造る広瀬川の川筋直しの工事を、島津久通に命ずるように告げた。島津久通は宮之城島津家四代の当主で、藩主光久の国家老であつた。久通は金山開発や植林・手漣和紙などにも力を尽くし、特に新田開発には多くの実績をもつていた。

島津久通は、水を治めることの難しきに加えて、川筋直しという大事業を、責任をもつてやり通すことはできないと固辞したが許されなかつた。そこで翌年五月十二日より、この新川掘りの川筋直しが始められたのである。このことについては『島津国史』<sup>13</sup>に次のように記してある。

辛丑改元之三月に、公江戸に如く、国分を出で民の疾苦を問う、咸言う、毎歳春夏之交、大津川羨溢し、田疇を没し邑居を壊し、患い大ならざるはなし、大津川の源は日当山より出、東して国分を過ぎ上井川に入る、公思えらく、宜く川水を導き、南して大野原に至らしむべしと、国分地頭喜入休右衛門久守をして島津久通に告げしむ、久通は岸良勘左衛門兼全に命じ、河渠司と為す、越えて明年、公命じて大山三郎右衛門広綱をして副と為し、溝をうがち隄を築き大津川を導く、大野原を径し工を用いること四年にして畢る、水の道は遷徙して南し住吉村に至り海に入る、また前日の患なし、新川と名づく、冬十月十二日、公新川に浮かび、因て喜入久守に謂て曰く宜く時を以て防隄を修し、破壊せしむること勿かるべし、

この新川掘りと関連する工事として、新手籠川掘りがあつた。そのころ郡田川と手籠川は合流したのち、さら

に府中で大津川と合流して広瀬川となっていた。手籠川と郡田川は、広瀬川と同様に土地の高低に沿って自然のままの流れに任せていたので蛇行した川であった。洪水ともなると、曲がり角の周辺は氾濫していたと伝えられ

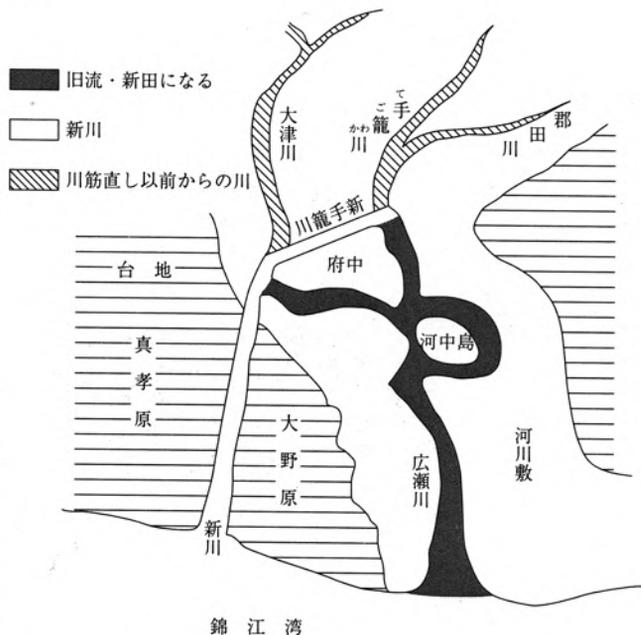


図3-3 広瀬川・新川・新手籠川の略図



写真3-5 郡田川と手籠川の合流点

た土手が残っている。  
 広瀬川（大津川）の川筋直しは多くの犠牲を出しながら四年の歳月の後、寛文六年（一六六六）に完了し、この大工事によって五〇〇〇石の収穫見込みの新田が誕生したのであった。

この新田の用水路として、同じころから開削されたのが松永用水路・平溝・重久溝である。特に清水村（国分

ている。広瀬川の川筋を直す新川掘りの大工事にあわせて曲がりの少ない川にする必要がある。そこで、府中村の中を新しく掘り通して新川に合流させたのである。今も当時築い

市清水)の平溝は、新川掘りとほとんど同時に開削が行われたと考えられる。

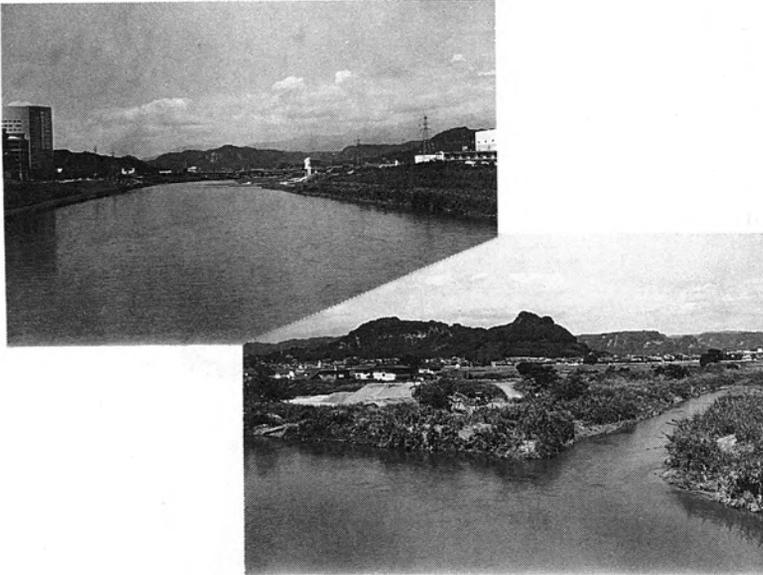


写真3-6 新川と新籠川合流点

寛永十七年(一六四〇)、島津久通の努力によって永野・山ヶ野両金山が発見され、発掘された金による利潤は藩内の新田開発や用水路開削などにも多額が支出されている。

「天保九年戊六月吉日、金山<sup>三</sup>御答可申上太概、大久保甚三郎様 御用係山元太郎左衛門」という金山関係の文書に、「一 同<sup>(總)</sup>百三拾七貫目余 国分川掘井清水新溝掘」とある。このことは、新川掘りの川筋直しと清水平溝新溝掘りの工費にこの金が充てられたのであって、二つの工事が同時に進められていたことを意味する。

工事の 新川掘りの工法などを知る手がかりとなるようす 資料は残されていないが、『国分町史蹟』(昭和十五年発行)に次の工法が書かれている。

「はじめに新川の川筋となる所に多くの井戸を掘ってその底を貫き、一時に堤防をふさいで現在の通りの川筋にした」というものである。この堤防は小村の人々が築いたと伝えられ、小村土手の名が残っており、その暗渠<sup>あんきょ</sup>を小村須戸<sup>すど</sup>といっている。このとき熊本方面の工夫が多く川下で水に押し流されたとも伝えられている。

多くの井戸を貫いて川筋を掘るといふ工法について

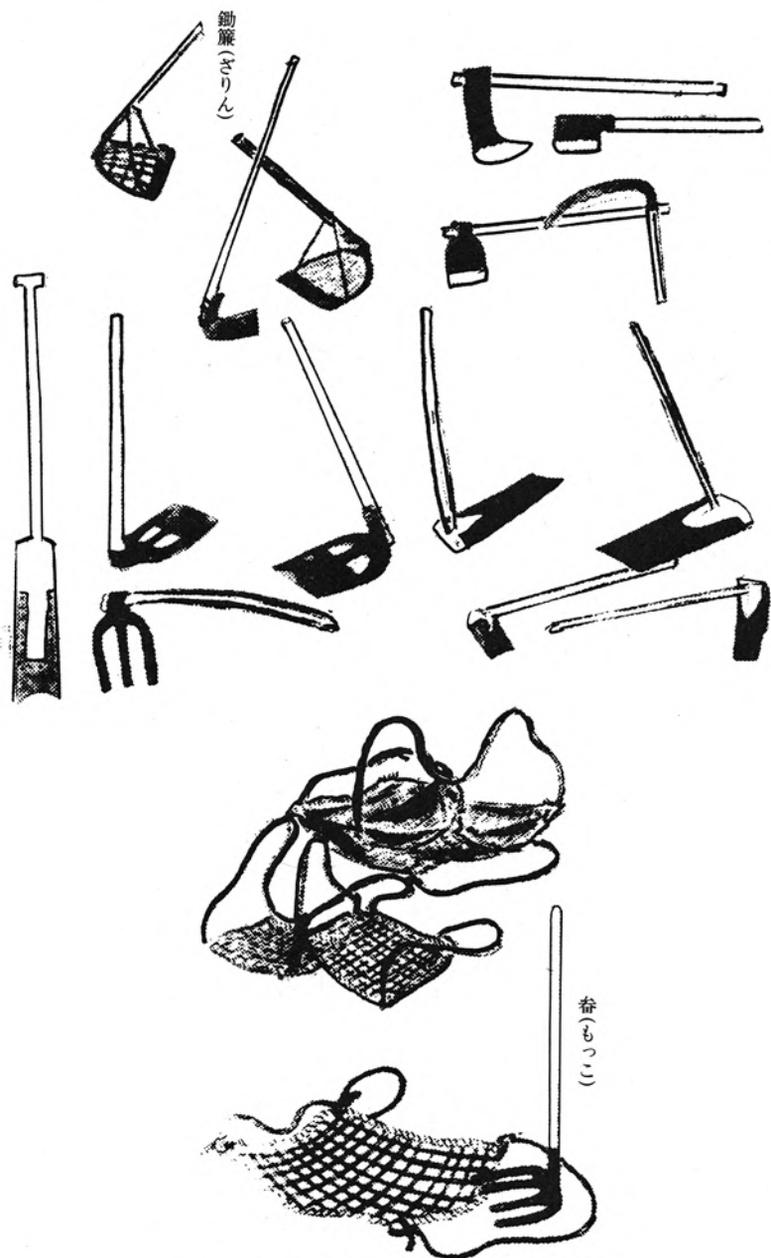


図3-4 土工用として使用された農具類

は、具体的に記した文献を知らないが、水圧を利用して土砂と共に水を海に押し流したのではなからうか。

近世の土木事業は人の労働力だけが主力の時代であった。古代より、土工専用として製作された道具はなく、すべて農具が使われてきた。野山を開墾したり田畑を耕すのに用いられた農具のうち、土工用として使用された主なものは、鋤・鍬・唐鍬・鶴嘴・鷹爪・鋤廉・鎌・鉈・畚などであった。特に鶴嘴は、農具として常時使用するものではなかったが、石の多い畑やシラス土壌の多い当地の農民にとつてはなくてはならない道具であった。このような大切な農具を使って、川筋直しや用水路の開削に狩り出されていた農民たちの姿が見えてくるようである。

溝を掘ったり堤を築くときの運搬用としてはもつこが主な道具で、そのほか引きずり持ち籠・ざる・背負い籠・にない籠などが用いられている。

これまでに述べた道具のほかにも多くの杭や竹が使われ、また、俵に砂を入れて水の流れを止める方法などが用いられていた。ずい道については、江戸時代の工法として丸太や板を使用するのが一般的であり、主として木

材が利用されていたと考えられる。

大隅の 川筋直しによって生まれた四〇〇町歩（約 敷倉地帯 四〇〇畝）の新田には、寛文十一年（一六

七一）までに完成した松永用水路・平溝・重久溝などの豊富な水が利用された。これまで大雨のたびごとに、広瀬川の氾濫におびえながら暮らしていた人々も、それらの恐怖からは解放されたのであった。しかし、一〇畝・一二畝といった長い長い用水路をもつ国分平野では、水路の修復等の公役に農民の苦労はさらに続いたのである。

新しくできた田は、湿田も多かったと思われるが、年を経るにつれて良田となり、五〇〇〇石の水田地帯を見ようになつたのであろう。

ところで藩主の命によって始められた川筋直しや新田開発は、薩摩藩の蔵入米増収を図ることが主目的であった。収納米は直接藩の蔵に納めるものと領主へ納めるものがあり、蔵入は下代蔵に納めたのである。国分與の下代蔵は小村（広瀬）にあつたといわれ、今も蔵馬場とか蔵後といった小字が同地区にあり、当時の蔵の位置を推測することができる。小村港は、蔵米の積み出しはもちろんのこと、たばこや大野原大根の積み出しでもにぎ



写真3-7 国分平野（昭和24年ころ）

わったことであろう。記録が残さ  
れていないのは残念な  
ことであ  
る。

川」のついた字が八か所、「川跡」のつく字が八か所あり、大雨のたびに川が氾濫していたようすも想像できるのである。また、「中島」「島田」「中州」をもった大川であったことや、田にも畑にもならない川原の多いのも驚かされる。向花の「りゅうごう流合」が、手籠川と郡田川が一つになって広瀬川に流れ合うところであったことは、今でもよく知られているし、また、国分の商人町であった本町と唐人町の近くを川が流れていたことがよく分かる。

## 第五節 用水路と新田開発

小字に残る 広瀬川の川筋直しによって、これまで国分平野の川跡 での川跡や河川敷は新田となり豊かな国分平野となった。この国分平野に古くからある小字の中から、川や海にちなんだものを数え上げるときりがないが、それらを地図に印したのが図3-15である。「古

薩摩藩の新田開発は近世の初めごろから多くなったが、特に十七代藩主島津義弘の時代に水利・開墾を勧めて農業・植林・牧畜・養蜂などに力を入れた。その後、十九代藩主島津光久（二六一六〜一六九四）は郡座を置き、農事の監督、年貢の督促、治水工事、新田開発、地籍など農政全般を整備した。国老島津久通（宮之城島津四代城主）によって永野・山ヶ野の両金山が発見され、金山利潤の多くが新田開発や水利事業に役立てられた。



### 第3章 産業と開発

『県史』二巻の「年次別内高と総計」表により薩摩藩内の総石高を見ると、万治内検（一六五八〜一六六一）で石高六〇万五〇〇〇余石あったものが、延宝四年（一六七六）の検地では六四万四九五〇石となり、わずかに一五年間に四万石ぐらゐの増収となっている。

広瀬川の川筋直し（寛文元年〜六年、一六六一〜一六六六）によって生まれた国分平野の広大な土地を水田にするためには、用水路や溝の開削が急務であった。すなわち、川筋直しと同じところから工事が始められたと

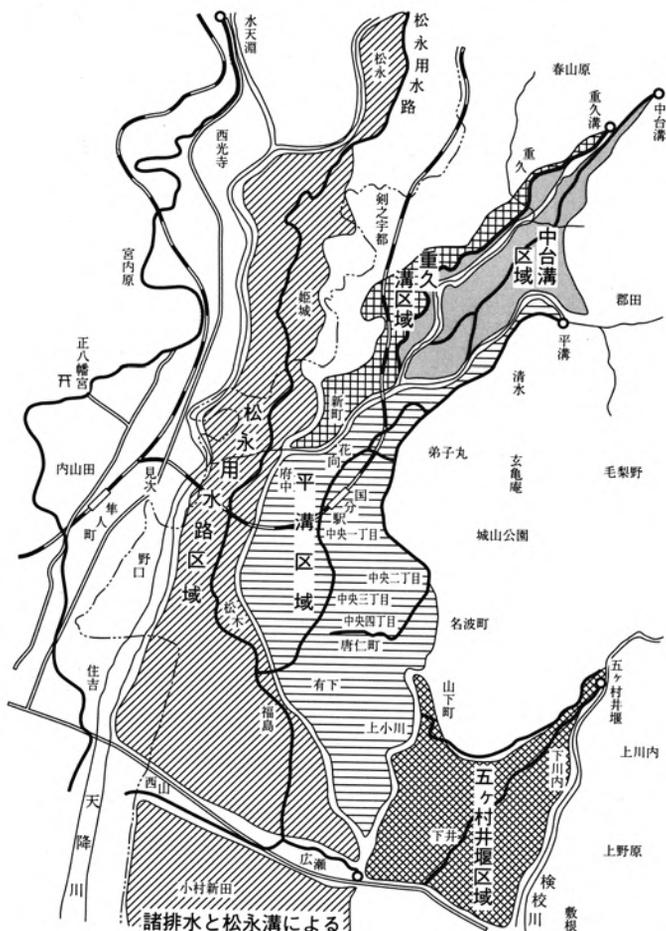


図3-6 諸用水灌溉区域図

考えられているのが、松永用水路・平溝・重久溝などである。平溝と重久溝は古くからの溝を広く整え、さらに延長して広域に配水されている。

図3-6は、国分地方の用水路と溝を略図で示したものである。

### 松永用水路

これについては『島津国史』に次の文がある。原本は漢文であるので読み下し文とした。

初 公大山廣綱をして岸良兼全とともに新川を鑿しむ。又菱刈孫兵衛重敦に与り謀らしむ、国分郷に於いて田を闢くこと四年にして畢る。凡そ若干頃、渠を穿ち以てこれを灌漑す、是に至り重敦に命じ、其の経界を正す、歳に五千余石を収む。

右の文は、新川掘りの川筋直しと用水路工事が国分平野の総合開発事業であったことを物語っている。松永用水路の開削の年については、『鹿児島県維新前土木史』（昭和九年、県土木課発刊）に寛文十一年（一六七二）完成とあるから、川筋直しの終了と同じころから用水路工事が始められたのであろう。

この用水路は、襲山郷松永村小鹿野（隼人町松永）を

流れる霧島川（松永川）の左岸から水を引き、松永・姫城・向花・府中・野口・松木・福島・小村（現在広瀬）へと延々一二椏を掘り通し、その灌漑面積は三九六畝にも及んだ。用水路は松永の平限で上溝と下溝に分かれ、上溝は津曲・下平・剣之宇都を灌漑しながら山野のずい道を経て七ヶ所（新七）に出る。七ヶ所より中城・外姫城（現国分市）へと姫木城下を南東へ迂回して、新町で重久溝と合流している。合流した用水は新町の田を潤し、眼鏡橋へと流れていく。一方、平熊で分かれた下溝は、津曲の西側を南下、山野の上溝に平行する形で西瓜川原から新手籠川の橋へと抜けて、橋の右岸近くで上溝と合流する。

新川掘り工事のとき、手籠川と郡田川を一筋にまとめて、府中へ流した新手籠川が造られた。このとき新手籠川に架けられたのは、木橋であったのではなからうか。

清水郷（国分市清水）の木佐木盛寿は、弘化三年（一八四六）から元治元年（一八六四）十二月まで郡見廻であった。盛寿の残している文書の中に「弘化年間小村御新田御普新并ニ府中村掛越石樋ニ御造替有之」とある。

小村新田は弘化二年（一八四五）より六年の歳月を要し



写真3-8 松永用水路取水口

た(第四編第三章「小村新田と干拓」参照)。

小村新田の工事の担当として、肥後の石工岩永三五郎が招かれていた。先の文書によると、府中村の新手籠川を渡す送水溝(掛け越し)が、弘化年

間に石樋に造り替えられたというものである。これまで木材であった橋と送水溝が、小村新田の工事のため国分に来ていた岩永三五郎によって眼鏡橋の石橋に造り替えられ、石樋になったものであろう。

府中の眼鏡橋としてよく知られていたこの橋は、人道と松永用水の送水溝を併設したもので、昭和三十四年(一九五九)コンクリート製に造り替えられるまでその

威容を誇っていた。橋が造り替えられたとき、用水路はサイホン式(水を水面より高いところを越えて低いところへ移すため曲がった管を使う方式)となった。

眼鏡橋を渡った用水は府中へと流れているが、府中の天神坊から野口の入り口までの七〇〇坪の区間は、この用水路の最大の難工事であった。広瀬川(大津川)の本流がとうとうと流れていたところで、深い窪地になっていたという。ここに用水を通すための土手を築き、旧川跡の低地には排水溝を設けた。この土手については前節でも述べたように、川筋直しのために築かれた土手ともいわれている。初め、広瀬川のいちばんの難所を高い土手でせき止め、さらに用水路のために強固な土手を築いたのではないかと推測することができる。

この区間の工事に金一〇〇〇貫の費用を要したので、後の人々は、この土手を千貫土手せんぐんてというようになったといわれている。四年の長きにわたった新川掘りによる川筋直しと、さらに四年を要したこの用水路の工事には、多くの農民が公役に駆り出されたことと思われる。なかでも、この土手を築くために、小村の農民が犠牲者を出しながらたいへんな苦勞の末に完成したというので、小

村土手とも呼ばれた。

用水路の管理をする各地区の用水係は、下流の方が身



写真3-9 千貫土手と用水路

分や権力が上で、服装まで違っていたと伝えられている。そうしなければ、水不足の場合など下流への配水が少なくななることを恐れたからであった。この考え方は明治以後にも引き継がれ、いちばん下流の東国分村から組合長を出すといったことが行われてきた。

当時の人々の苦勞によつてでき上がった用水路も、ほとんどが山や荒地を掘り通しただけのものであったため、土手の修復にはたいへんな労力や資材が必要であった。

国分市の野口公民館に、松永用水路と宮内原新田用水路に関する野口地区内の古記録が多く保存されている。その中から昭和二年度（一九二七）の分を紹介する。

昭和貳年度  
松永溝支流及宮内新田野口内見積書  
野口付属員

- 一 東下一号井手
- 一 小乱杭八本（五尺）
- 一 同堤防四間
- 一 中乱杭八本
- 一 柵式束
- 一 同二号井手

- 一 小乱杭八本
- 一 同三号井手
- 一 小乱杭五本
- 一 以上人夫三人
- 一 島廻一区
- 一 中乱杭六十本
- 一 柵拾束
- 一 人夫拾五人
- 一 同二区
- 一 中乱杭百本
- 一 柵貳拾束
- 一 人夫貳拾五人
- 一 竹下一号
- 一 小乱杭貳拾五本
- 一 柵六束
- 一 人夫拾貳人
- 一 同二区
- 一 中乱杭拾貳本
- 一 柵五束
- 一 人夫六人
- 一 同
- 一 小乱杭六本
- 一 柵貳束
- 一 人夫一人
- 一 以上浚夫三人
- 一 上川原橋元
- 一 土管貳本 (直径五寸)
- 一 樋壹丁
- 一 小乱杭五本
- 一 人夫二人
- 一 セイメント五升
- 一 東川原井手壺円
- 一 一木ノ下堤防
- 一 小乱杭貳拾本
- 一 柵五束 バラシ一合
- 一 人夫拾貳人
- 一 同入込
- 一 北側堤防石
- 一 金拾円
- 一 小乱杭七本
- 一 柵三束
- 一 セイメント貳升
- 一 野田井手
- 一 小乱杭拾五本
- 一 大乱杭五本
- 一 柵五束
- 一 中乱杭四本
- 一 土管三本 (四寸)
- 一 小乱杭六本
- 一 柵貳束
- 一 丸太貳間物參本
- 一 以上人夫七人
- 一 外ニフタ石厚サ五寸巾壹尺貳寸
- 一 雜土荷車壹台
- 一 人夫三人
- 一 一池田堤防
- 一 大乱杭六本
- 一 柵三束
- 一 人夫四人
- 一 同一号井手
- 一 小乱杭五本
- 一 同二号
- 一 小乱杭八本
- 一 浚夫二十人
- 一 同三号
- 一 小乱杭拾本
- 一 同四号
- 一 小乱杭拾本
- 一 同五号
- 一 小乱杭拾貳本
- 一 同六号
- 一 小乱杭五本
- 一 柵四束
- 一 雜柴四把
- 一 以上人夫拾五人
- 一 同七号
- 一 丸太九尺 (末口五寸)
- 一 小乱杭三本
- 一 水戸川
- 一 一漂引夫四拾五人
- 一 一浚夫四拾五人
- 一 計
- 一 小乱杭百〇五本
- 一 中 百八拾四本
- 一 大 五本
- 一 柵竹 六拾束

一人夫 百七十九人

一土管 五本

一小口石拾円

一蓋石 壹個

厚ミ五寸

幅 壹尺貳寸

長 參尺

一セイメント七升

一丸太 參本(貳間物)

宮内新田掛り

一大乱杭六本

一小乱杭五拾參本

一柵竹 七束

一雜柴 四把

一丸太九尺物壹本(末口五寸)

一人夫 四拾四人

(すべて原本のままとした)

右の資料でも分かるとおおり、修繕を必要とする堤防や井手(井堰)は二三か所にもなり、修復に必要な材料もおびただしい数にのぼっている。このような記録は、大正時代から昭和へと毎年記録されていて、用水路保全のための農民の苦しみがひしひしと伝わってくる資料である。大正四年一月十六日の野口集落の決議の中に、溝筋修繕のための乱杭価格が定められている。それによると、

小乱杭 三銭

中乱杭 二銭五厘

大乱杭 五銭

柵竹一束 一二銭

本線用大乱杭 七銭

人夫賃 三五銭

となっている。

資料に残っているのは野口地区のみであるが、どの地区においても同様のことが行われ、用水路は大事に守り継がれてきたのである。

終戦後は松永溝土地改良区となって、配水、水路の保全、補修等の事業を行っていたが、国分市制施行(昭和三十年)後にコンクリートによる改修工事が行われた。往年の農民の苦労は解消し、その豊富な水量は今も国分平野を潤している。寛文の時代から今に至るまで、水不



写真3-10 野口地区を流れる松永用水路

足をきたしたことがないといわれる水路は、縦横に支流をつくりながら小村（広瀬）海岸へと流れている。

松永用水路が竣工して約一八〇年の後、この松永用水によって小村新田が誕生したのであった（六節「小村新田の干拓」参照）。

### 平 溝

この用水路は通称清水新田ともいわれ、清水村郡田（現国分市清水）の郡田川左岸から取水し、同村弟子丸（現国分市清水）・国分村西部・東国分村上小川・松木・福島の田を灌漑している。水路の全長は約八椀、灌漑面積約一四三畝であった。

『鹿児島県維新前土木史』によると、この用水路の工事は寛文年間（一六六一〜一六七二）とあるので、新川掘りの川直し（一六六二〜一六六六）に伴う新田開発事業の一環であったと考えられる。これを裏付ける内容のものとして、「川筋直し」のところで述べた『山ヶ野金山資料』がある。

国分新川掘りと清水新溝掘りのために銀一三七貫目余りが山ヶ野金山から出資されている。以前からあった平溝を新しく掘り広げ、野口・松木へと延長させている。

『清水村郷土誌資料』（昭和十二年）に、平溝は藩庁で

行つた用水取り入れ工事の失敗後、郡田の農民平良門ひららの名頭なまごう四郎兵衛が依頼されて、この用水路を完成させたところがある。四郎兵衛はこのような工事に巧みな手腕をもち、設計から工事の監督まで立派にやりとげた。平良門の四郎兵衛が造つた用水路なので平溝とか平新田とかいうようになったのである。四郎兵衛はその功績によって、水路入口の両方に土地四反歩と、新町ナラタ田一反歩を与えられたと書かれている。

以上のことから、平溝は川筋直し以前に造られ、当時は清水村と新田ナラタ田あたりまでの小範囲に灌漑して、清水新田と呼ばれていたものと考えられる。川筋直しによってできた新田に水を引くため用水路は拡張され、延長されて東国分村までも灌漑するようになったのではなからうか。

『国分諸古記』に次の文がある。

一 国分新溝之内鳥越之抜之口江捨り地少有之候、龍昌寺隠居地ニ可被下由、先地頭喜入休右衛門殿ヨリ被申出、波抜溝口洪水之時分無心元所之由候、……以上省略

未三月廿二日

図書 印

野村蔵之助殿

菱刈源兵衛殿

鳥越の抜口（ずい道）は平溝の下流であるから、喜入  
 休右衛門の地頭時代には、国分新溝として平溝は延長さ  
 れていた。喜入休右衛門は明暦三年（一六五七）から国  
 分郷の地頭で、寛文八年（一六六八）十二月に死亡して  
 いるので、この用水溝は同七年ごろには完成していて、  
 川跡にできた新田の大半を潤していたのであろう。



写真3-11 平溝旧水門

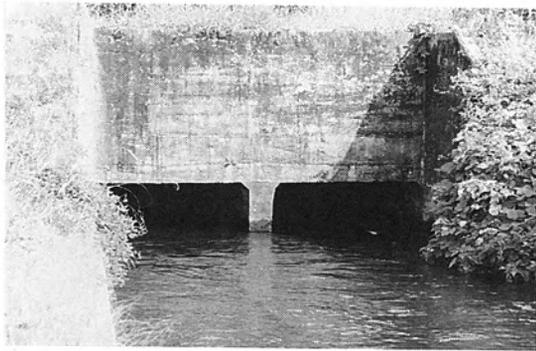


写真3-12 郡田川平溝井堰取水口付近

馴松公民館（国分市清水）裏の旧平溝用水取入口の上  
 の水神碑に、宝永三年（一七〇六）と記してあるが、こ  
 れは寛文年間の井堰を四〇年後に拡張補強したものであ  
 る。『維新前土木史』によると、第二十一代藩主島津吉  
 貴の命によって郡田川に築いた堰堤の堰の長さは二〇間  
 （三六・四メートル）、高さ一五尺（四・五メートル）、幅一五間（二  
 七・三メートル）、水路の幅は一五尺、水深三尺（〇・九メートル）と  
 いった大工事で、宝永三年とある。同じ時期に

小城新田（平溝堰堤右岸）が開発された。前記  
 『土木史』の清水村小城新田の項に、平溝灌漑  
 面積三〇〇町歩（約三〇〇畝）とあるから、寛  
 文年間の灌漑面積に比べ一五七畝の新田が生ま  
 れたと推測することができる。

寛文年間のころより、薩摩藩の全域にわたっ  
 て特に多くの土木工事が行われているが、これ  
 は農民のためというよりも、新田開発による貢  
 租の増収で藩財政の立て直しを図ったものと思  
 われる。

### 重久溝

この用水溝は手籠川の上流、止上橋上流の右岸から取水し、重久地区より岩戸下を通り、外姫城より新町に入り松永用水路の上溝と合流している。水量は多く、干ばつにも水の枯れたことのない用水溝であるといわれ、今もとうとうと流れている。

重久溝はいつの時代に掘削されたのか定かではないが、姫木城の内濠うちぼりと用水を兼ねていたのではないかと語り伝えられている。姫木城は古代から税所氏の根拠地であったので、付近一帯は早くから溝の水を引いて田が開かれ、穀倉地帯であったと思われる。

川筋直しの終わったのち松永用水の開削と同時期に、旧溝が改修・延長されて松永用水路と合流、国分平野を潤す重要な用水溝となったものであろう。

『清水村郷土誌資料』によると灌漑面積三九町八反六畝六歩(約四〇〇畝)で、内訳は国分(約一三三畝)、重久(約一三三畝)、清水(約四四畝)となっている。これは松永用水路と合流するまでの灌漑面積であり、総計は一致しない。

**宮内原新田** この用水路は、桑原郡西国分郷西光寺村  
**用水路** (現隼人町) 水天淵すいてんがふちの安楽川右岸に取水



写真3-13 重久溝取入口



写真3-14 重久ざい道



写真 3-15 宮内原新田用水路 (鹿児島神宮下)

口を設け、東郷村(現隼人町)の山すそに沿って宮内原に入り、鹿児島神宮下へと流している。神宮下より西南一歳ぐらいの地点で二筋に分かれ、南は見次・野口・真孝・住吉・浜之市へ、また、他の一筋は小田・野久美田を経て浜之市の海へと開削された。

この工事は正徳元年(一七一)十二月に始められ、同六年四月までの四年四か月を要した。当時の郡奉行汾陽盛常は、国分

郷内の広大な土地を新田にすることを考え、用水路の開削を国家老に願った。そこで土師経貞を説き、経貞から国家老種子島久基に用水路の企画を話してもらった。久基の実地検分の結果が第

二十一代藩主島津吉貴に伝えられ、ようやく許されてこの難工事は始められたのであった(詳細については後記の「水天測碑文参照」)。

水源である安楽川流域の水天測に長さ三〇間(五四・六尺)の堰堤を築き、右岸に取水口を設け、幅一二尺(三・六尺)、水深三尺三寸(約一尺)、総延長は二里三〇町(約一一歳)の水路を造りあげたのである。

水を得て生まれた新田は、西国分郷(西光寺・東郷)

四八町歩、国分郷(見次・真孝・野口・小田・野久美田)

(現国分市)

三二七町四反五畝(内野口一町〇五畝歩)であったが、こののち八五年を経た寛政十二年(一八〇〇)

に、下流の住吉に七〇町九反歩が開田され、住吉新田と呼ばれた。汾陽盛常は私財を投じてこの開削事業を完成させ、この功績は後々までもたたえられた。

正徳元年国分郷の開田工事(宮内原新田用水路開削)

が始まったとき、大島郡龍郷村から田畑佐文仁という人が工事の技術習得のために国分の地(現隼人町)を訪れている。佐文仁は甘蔗栽培に力を尽くした人であったが、開墾にも心を傾けていたので、用水路開削の実技を学び、翌年九月帰島、そののち、島内村々の開拓や開田

を指揮して総面積にして五〇〇畝を完成させている。<sup>(14)</sup>

当時の土木技術の記録は残されていないが、国分地方のそれは他村より技術習得に来るほどの先進地であったのである。荒地を開拓し水田としていった先人の努力の恩恵は、三〇〇年の時を超えて今も国分・隼人の平野に黄金の波を映じているのである。

次に、用水路が完成した翌年の享保二年（一七一七）九月に建てられた「大隅國桑原郡西国分郷鑿溝崇水神記」の全文を掲載する。

大隅國桑原郡西国分郷鑿溝崇水神記

夫西国分郷鑿溝也、以安桑川為頭、以濱市為尾、其流可二里半、為闢新田而所設也、原其所興從汾陽盛常始矣、溝首多大巖其險艱不可測、衆皆以難之、盛常可謂曰、若承君命、裂崩大巖、疏水以報國矣、前國老奇之、不敢輕許、蓋謂裂而不裂崩而不崩、恐煩民力而無成功矣、盛常憂而不得已、以所稽考詳說、土師經貞經貞大信之繼告種子島久基國老、國老聽其言、親往而相其便宜實當、盛常所說也、於是告君下命、以蒲生清賢傳其命、使盛常・經貞二士奉行焉、國老於職不亦宜乎、時維正徳元年辛卯冬十二月始事於大巖、至六年丙申夏四月、事功於濱市、其水潺潺不舍晝夜所潤之地可為新田者既六千餘石矣、民以為喜君以為

賞、二士之功可謂大也、噫巖巖磐石豈能易治、辨其勢而用其工、得其意而行其術、以可裂而裂之、以可崩而崩之、以可轉而轉之、以可鑿而鑿之、終開其溝而導其水、至若積石而為高垣禦防而闢其底、或流土而築堤防、或穿而貫丘陵、或構門而為壅激、或架橋而通往來、件件之營僉是出盛常所經始

悉成矣、孰亦不為大焉、乎茲建水神祠、以禱溝永久有、司令鱗錄其來由

文記之、且祝水神歌曰、水哉水哉能從所鑿浸灌田間永年安桑、時

享保二年歲次丁酉秋九月癸丑

倪金鱗字宗因謹職并書□□

自正徳元年冬至六年夏之間、係此溝事者、記姓名并附



写真3-16 大隅國桑原郡西国分郷鑿溝崇水神記（水天測）

録焉、

郡奉行汾陽四郎兵衛盛常 土師孫右衛門經貞、檢者川上源助親□川上長右衛門親淨、四本八郎左衛門爲行、有馬清兵衛純謀 奈良原源助、稱速水五郎右衛門政盈、加世田孫右衛門 筆者脇岡藤左衛門長喬、和田伊兵衛 梁瀬權右衛門宗次、東郷慶右衛門 伊東小右衛門祐為、有村吉左衛門 檢見崎次右衛門 永吉藤兵衛 日当山噯有川與三右衛門 貞榮、濱崎三左衛門兼厚、最勝寺甚左衛門俊宗、郡見、有川次郎兵衛貞徳、鶴丸武右衛門資尚、松脇半右衛成富、園田越右衛門秀宜、中島太郎右衛門景當、國分噯岩切與右衛門信歳、肥後周右衛門盛樹、野村源五左衛門安繩、郡見坂本休左衛門清榮、家村源四郎注意、平田利右衛門宗則、舞野村五左衛門盛叔、堅山郷兵衛利良、津曲善左衛門兼居、徳持市兵衛家當、前田覺左衛門清親、溝見小川周兵衛重榮、取拂堀切彌左衛門益満覺兵永強、帖佐東條萬兵衛

寶曆七年丁丑二月

板戸前石水道改造

重久中台溝

この用水路は手籠川の上流、左岸の関さき之坂付さか近より水を引き入れ、東襲山・清水

・国分の三村を灌漑している。その総面積は七六町四反九畝二歩（約七六・五畝）であった。用水路完成の年は

分からないが、明治以前であることは間違いないと思われる。明治二十四年（一八九一）十二月二十六日、関係三村で普通水利組合を設置して、清水村長を管理組合長とした。

川原新田 『清水村郷土誌資料』によると、市野いちの々の

用水溝

中間なま・本川原集落もとがわらの東方川原川右岸一帯は

昔から畑地であった。当時、町の方からやって来る油の行商人が地の利を見て水利事業を進めた。これが動機となつて用水路工事が始められ、川原川右岸一帯の畑地は美田としてよみがえつたという。この水路は常時水が流れていたので、鍋や釜などを洗う生活水としても便利がられていた。

市野々と中間の境に「掛け越かかし」があるが府中の眼鏡橋と同じ工法で、太鼓橋の上に通水溝を併設している。

この橋を架けたときに建てられたと思われる、万延二年（一八六一）と刻まれた碑には次のように記されていて、当時の人々の喜びが伝わってくる思いがする。

請持郡奉行

庄屋

安田喜藤太

泊 藤次郎

万延二年西 地方検査

名主



写真3-17 重久中台溝取水口



写真3-18 中台溝ずい道（乗林寺跡付近）

水神  
 芦谷 六郎  
 右同  
 上萩元 喜左衛門  
 中野之  
 新太郎

如月穀旦建之掛郷士年寄  
 小倉仲左衛門  
 右同 東之  
 次郎左衛門

田中盛兵衛

郡見廻

右同 岩元之  
 喜右衛門

木佐木正蔵

右同 上井之  
 清太郎

用水路の通された年代は分かっていないが、石橋の造られた万延二年（一八六一）以前に開田されたものであろう。取水口は萩の元の稲元方近くにあつて、右岸の山すそを用水溝が走っている。今では石橋の上に舗装道路が重ねられ、石橋のあることさえも知らない人が多くなっている。

その他の 手籠川の上流から取水している重久中台溝用水溝より、さらに上流に取水口をもつ上溝と呼ばれている用水溝がある。あまり知られていないが、中台溝と同様に古代から開削され、早くから稲作が勧められていたのではあるまいか。

片枝新田は、もとは安田新田と呼ばれていたが、明治



写真3-19 片枝新田三神碑（薄木ゲートボール場近くの石祠）

時代から片枝新田というようになった。寛政二年（一七九〇）に清水郷麓もとの小字平等寺に住む安田源右衛門が、薄木の片枝に田地を開いたことに始まる（第一節「農業の推移」参照）。灌漑する地域は、池之上地区・片枝・開間田・上園地区の水田八畝である。薄木にある石碑には次の文字が刻んである。

寛政二庚戌歳三月□日 御水神 裏面

梵字 奉造立

御田神

施主

安田源右衛門

御山神

## 第六節 小村新田の干拓

干拓事業の「小村（現国分市広瀬）の海岸は遠浅で、はじめり堤防を築き新田をひらくのに最適の地と存じます」。弘化二年（一八四五）、国分の人鶴木政右衛門（補説）から話を聞いた家老の調所廣郷（補説）は、早速阿蘇鉄矢等（補説）を率いて現地を視察し、小村海岸の干拓を決意したのである。

もともと小村の海岸は遠浅の砂浜で、国道一〇号線沿いの大穴持神社近くまで、錦江湾の波がひたひたと打ち寄せていた。このことは天保十四年（一八四三）に編さんされた『三国名勝図会』に「大穴持神社は小村の海岸に在り」と記されて、次の絵図が掲載されている。

なおこの地に干拓の計画が立てられたことについて、『鹿児島県維新前土木史』に次のように記してある。

始良郡東国分村小村新田

弘化二年四月二十八日起工し数年を経て竣工せり。開田百二十町歩にして其工費は九万二千六十貫。

始め家老調所廣郷、地方巡視の時、會々国分町鶴木政右

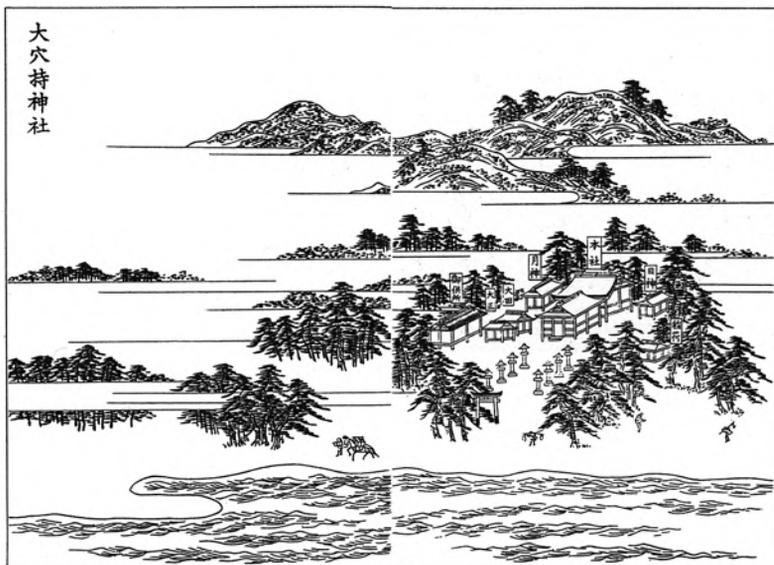


図3-7 大穴持神社 [『三国名勝図会』より]

衛門なる者の家に宿泊し政右衛門より新田を拓くに恰好の地、小村に在りと聞き猶豫なく翌朝部下の工匠阿蘇鉄矢等を率いて視察し直に概計を立て帰城して太守齋興公の許を受け起工することとなり御納戸奉行海老原宗之丞清熙(補説9)を監督とし石工岩永三五郎(補説10)をして専ら工事を擔當せしめたり。国分地方の太鼓橋、樋門井堰等は岩永三五郎の技術を伝えたものといわれている(府中にあつた松永用水の眼鏡橋、弟子丸の県道にあつた太鼓橋、川原中間の掛越し、検校川にあつた太鼓橋など)。

前記の『維新前土木史』に「三五郎性淡泊寡欲石工としての技工優秀なりしのみならず地勢を観察し水利の得失を考ふるに速決妙を得たりと云ふ。三五郎は只算筆に全く暗く、終始大工頭阿蘇の援助を受けた」とある。

(補説6) 鶴木政右衛門 子孫である鶴木房雄夫人の家伝によると、鶴木家は元鹿兒島の御用商人であつたが、小村の干拓工事を請け負つて、千両箱一七をもつてこの工事に当たつた。人使いの荒いことで相当憎まれたが、工事完成とともに名字帯刀を許され、土地を賜つて国分に住みついたことである。鶴木政右衛門の墓は国分中央高校裏の墓所にあつたが、現在は市内中央三丁目の法隆寺に移されている。

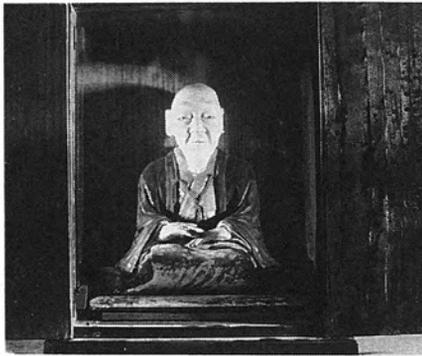


写真3-20 鵜木政右衛門像

(補説7) 調所廣郷 安永五年(一七七六)〜嘉永元年(一八四八) 島津重豪・齋興の側用人、家老として仕え、窮迫した藩財政の立て直しに尽力した薩摩藩随一の財政家。木曾川治水工事以来の藩債五〇〇万両を整理した上、藩庫貯備金五〇万両の外に、諸宮織の用途金二〇〇万両の貯蓄さえ成し遂げた。さらに諸郷を視察して藩内の殖産興業を図り、土木工事を興し、特に新田開発による貢租の増収を企図した。

(補説8) 阿蘇鉄矢 ? 明治一九年(一八八六) 川内平佐郷の人で平佐領主北郷氏に仕え、抱え大工となる。技能衆に秀で拔擢されて郷士となり、ついで藩庁の大工頭となり、国分八幡宮をはじめ数多くの社寺や建物の建築改修を手掛けた。その後岩永三五郎をよく助けて藩内各地の石橋工事、河川改修、埋め立て、干拓工事

等に大いに貢献した。

(補説9) 海老原清熙 享和三年(一八〇三)〜?(おそろく一八八七前後) 若くして経済実務の学問を身につけ、調所廣郷に見いだされて改革方随従となる。いわゆる薩摩藩の天保の改革の諸政策の発案、推進者となり、中核的役割を果たした。

(補説10) 岩永三五郎 寛政四年?(一七九二)〜嘉永四年(一八五二) 肥後熊本の石工で、調所廣郷に招かれて天保十一年(一八四〇)ごろから嘉永二年(一八四九)までおよそ一〇年間薩摩に滞在。この間甲突川の架橋、三五郎波止場、それに各地の新田開発から道路や用水路の建設など、土木事業全体の技術者として活躍した。

**干拓工事の** このような名工をそろえた干拓工事も、**経 過** 意のごとくには進まなかった。前記『維新前土木史』に、

最初の潮止工事は不幸にして破壊したるが監督清熙は家老廣郷に従ひ江戸に適き後事は部下大野市助に委ねたり。然るに第二回の潮止工事亦破壊したりとの報を江戸にて受けたれば廣郷は直に清熙を帰郷せしめ其の年の秋季中に工事を完成せしむることを命じたりしが時將に秋も半ばを過ぎんとする頃なりしも急速に第三回の工事に着手し枯据

勉勵（忙しく勉め働く様）秋末に竣成せしめたるものなりと云ふ。廣郷が急速に秋季中の竣工を期せしは蓋し大潮の時期を選び寒冷高波中の施工を避けたるものなり。

とあるように二度も失敗し、三度めによく潮止め工事が終わったという難工事であった。

この工事の成功を大穴持神社に祈願するため、おもだった人々が幾度か参拝した記録が「大己貴神社日記」に残っている。

大己貴神社日記（抄）

一、御浪戸御立し節に

大己貴神社江御用人衆

海老原宗之丞様

御参詣有之

一、御初穂（補説13）三百疋

御神楽差上御守札迄差上

御神楽の人数

谷口 主膳

谷口 右京

宮永助左エ門

谷口 休兵衛

府中守君神社司

弘化二年巳六月廿九日

谷口 織部

午四月三日

一、御浪戸塩留の御神楽

御初穂百疋御用人衆友野市助様（補説14）

同五十疋 御浪戸支配人鶴木政右エ門様

御用人衆江御神楽の御札差上

支配人同断の御札差上

午五月二日

一、塩留御神楽

御初穂二百疋御用人衆友野市助様

其外二掛役の中より百疋

一、御用人衆江御神楽の御札差上

午壬五月十日

西小浪戸

一、同断急参御神楽掛奉行より

御初穂百疋 上原源兵衛様

午閏五月十五日 十一月二日迄

大己貴神社御修甫打立

郡奉行衆

宮方御普請方掛分

四元八郎左エ門様

高方御拾石衆

永山 喜左エ門様

御大工所衆

阿曾 鉄 弥様

御知行衆

山口 喜衛門様

頭年寄

服部 権兵衛様

與頭

市来 宗兵衛様

普請見巡

鎌田 源□□□

取締

岩城 新次郎□

午閏五月十六日

一、御用人御参詣

同十七日

一、社御□分引なをし繩張り

一、社山御見分

御用人衆海老原宗之丞様

其外御役人前分通

同十八日

一、塩留御神楽御用人より御初穂百足

外に百足被下候

閏五月

一、他国頭相見□□節

上様より別段二一ヶ月三七日の御祈禱被仰付御初穂三

百足被下候

午八月廿五日

一、大己貴神社地新清め

本國出羽守様御差成被下候

一、九月四日地新清め成就し外ニ社家五人

鹿兒島国分社家押□

午八月廿八日

一、小島塩かま大明神

一、水神 一 辨財天社

右の社今度御勤有之郡奉行衆四本八与衛門殿より社司差成  
様に有之候、

社司 谷口 右京

宮永助左エ門

右二人差成御勤請任申候、

午八月廿七日より

一、宝殿造立方々打立有之

午九月十二日

一、舞殿造立方々打立有之

一、御用人差入六日ニ社元より有之

一、御用人衆九日より五日差入同廿七日御見分有之候

午九月廿八日

一、塩留御神楽□御初穂三百疋

御用人衆

丑九月廿九日

一、塩留御札金子貳百疋

守君神社社司

大己貴命江浪戸田四反相付

右者御新田方より御掛御役之衆宮江相付置被下候

弘化四年丁未二月

(以下略)

右の記録によると堤防工事の成功を大己貴神社に祈願するために、要路の人々が応分の寄進をし、神楽を奉納し、さらには大己貴神社の補修、宝殿・舞殿の造立、社地清めなどを行っていることが分かる。当時の人々の切実な思いをうかがい知ることができよう。

(補説11) 大己貴神社とは大持神社のことである。

(補説12) 浪戸は潮止めのために設けられた水門であろう

か。

(補説13) 疋 錢百疋 錢一貫文 錢千文

錢十疋 錢百文 錢一疋 錢拾文

(補説14) 御用人友野助とは『維新前土木史』にある大野

市助と同一人であろう。

大穴持神社の社殿の両側にある石灯籠に次のような碑

銘が刻まれている。

〔向かつて左側の石灯籠〕

南面 寄進 作事方下目付 永山喜左衛門盛容

御大工頭 阿蘇鉄矢政辰

西側 郷□年寄 服部権兵衛貞富

組頭 市来宗兵衛政智

□□役 山元市左衛門盛陣

北面 □□源藏政致 牧元十九郎實徹

岩城新次郎隆次

東面 (補説15) 午 十月十一日

〔向かつて右側の石灯籠〕

西面 御勘定方小頭 御趣法方詞掛

四本八郎左衛門為陳

南面 午 十月十一日

さらにこの石灯籠よりやや東に、笠石をのせた石灯籠

さら

に次の碑銘がある。

西面 □□御勅

上原源兵衛供昂

同地方検者

伊地知八郎季種

右同

田代善助清豫

北面 同郡方書役

飯牟礼八郎俊良

右同

川上金八豊礼

東面 同郷士年寄

服部喜兵衛貞休

同 郡見廻

秋山莊右衛門清福

南面 同 無役

楠元甚助清問

右同

肥後良右衛門盛広

東面上段 奉寄進

未八月廿五日

(補説15) 「午」年は弘化三年(一八四六)。

(補説16) 「未」年は弘化四年(一八四七)である。

また国道一〇号線沿いの小村新田を眺める位置に立っている石祠には、「弘化四年丁未七月廿八日」と刻まれている。

以上一連の古文書、石造物の碑銘からも、小村新田の開発工事がいかに困難を極めたかをうかがい知ることができよう(石灯笼・石祠の写真は資料編に掲載)。

この工事の石材は小島(隼人町浜之市港沖)から舟で運んだといわれている。三か所の水門を設け、これらの

水門は「元八が水道」「まんが水道」「新水道」と呼ばれていた。工事に携わった石工の名をつけたのではなからうかといわれ、三か所とも構造が違っている。その後東・中・西水道と呼ばれたが、現在は東・西水道だけ残っている。水道とは

① 水戸すなわち水門の開け閉めをする戸の意味であろうか。広瀬地区の東を流れて海に注いでいる川を水戸川といっている。

② 秋山清賢の明治八年の日記に「今日四時比川尻船ニ乗前之浜(鹿児島市)出帆、(中略)黄昏ニ小村万ガ水道ニ歸帆ス、夫より上陸して歸宅」とある。水道には水道の文字を当てている。

堤防の内側にはいくつかの潮溜まり池(潮遊地)を設けて流入する海水の調整をした。土地の人はこの池を「ツブキ」と呼び、毎年夏に「ハンギリ出し」と称して、投網とれた「エツナ」(ボラの子)を炎天下で食する行事を今も行っている。

この工事には熊本や都城からも多くの労働者が参加していたと伝えられている。「維新前土木史」にも

本工事には肥後の人夫をも使役したり。竣工後も尚ほ残留

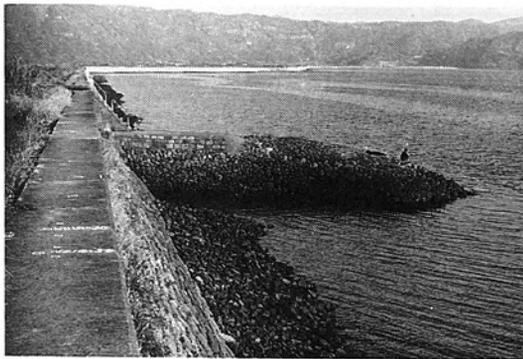


写真3-21 東 スド (旧)



写真3-22 中 スド (旧)



写真3-23 西 スド (旧)

し、一集落を成して永住の状勢ありしも、漸次帰郷し了れり。  
とある。  
「ハンギリ出し」の際の投網の方法に「肥後打ち」といわれるものがあり、これは当時の肥後の石工たちが伝えた技法が今に残っているものと思われる（広瀬魚とり組合長下野正孝談）。

また郷土民謡の一節に次のような歌詞がある。  
小村御新田で、もとめたさまよ、なごうやもてない御新田  
まで御新田まで、しゃぼっさい、しゃぼっさい  
（御新田の工事で求めた愛人は長続きはしない。工事が終わればそれまでよ。というような意味で、しりきれとんぼのようにあとながないというはやし言葉がついている。）



写真3-24 ハンギリ出し

工事の完成と 弘化二年（一八四五）に始まった潮止  
 新田の管理 め工事が終わり、干拓が完成したのは  
 六年後の嘉永四年（一八五二）三月であった。そして松  
 永用水の水を取り入れ、新田を開発したのである。工費  
 は地元民の公役を除いて九万二〇六〇貫を要したが、堤

防を含めて一二

〇町歩（約一二

〇畝）の新田を

生み出した。

弘化三年（一

八四六）から元

治元年（一八六

四）十二月ま

で、郡見廻で

あった清水郷の

木佐木盛寿は、

覚え書きに「弘

化年間小村新田

御普請并に府中

村掛越石樋に御

造替有之」と記している。小村新田へ松永用水を引くた  
 めに、府中の掛越（めがね橋）が石造に改造されたもの  
 と思われる。

でき上がった新田の耕作管理は小村の農家一戸に一町  
 歩（一畝）平均を割り当てることとなった。ところが干  
 拓跡の水田は実入りが少ないことに加えて、年貢取り立  
 ての厳しさや、つらい公役を経験している農民は、村役  
 人へニワトリや焼酎を進上して田の配分を断ることに努  
 めたと伝えられている。これは新田が島津氏のものであ  
 り、農民は小作人として働かされることにも一因があつ  
 たものと推察される。

このことについて、松永溝土地改良区の理事長故中馬  
 時雄氏は、

小村新田開発当時には、耕作者を見つけるのに国分郷の  
 役人は苦勞した由で、農民たちを毎晩顔役の家へ招待し  
 て、鶏や焼酎を振る舞つて耕作するよう説得したが、その  
 時は承諾しても翌朝未明には断りに来るありさまで、なか  
 なか耕作者がいなかった。これは干拓地が熟田化するには  
 一〇年近くもかかり、その間の収穫が少ないことや、耕作  
 反別に対する諸掛や賦役等を農民が恐れたからであつた。



写真 3-25 小村新田を見守る田の神様(昭和40年代)

と述べている。

町人請負 先に

新田 述べ

たように小村新田の工事費用は、町人請負新田であったとも考えられる。町人請負新田には会所を設けて支配人を置き、耕作者を監視させていたので、鶴木家がその任に当たつ

ていたとも思われる。小村新田の字名に「会所元・会所前・会所下」などが現存している。当時の小村新田の耕作の実態が浮かび上がってくるような思いがする。町人請負新田については、『日本史用語辞典』（柏書房一九九二年）に次のように解説してある。

江戸時代、新田開発の一つ、商業資本家としての町人の計画によるものをいい、江戸時代中期以後、富豪の営利事業

として発達した。開発請負人は耕作人より小作料をとり、領主に年貢を納入した。

農民の中には高い小作料や、相次ぐ堤防補修の公役などをきらつて、耕作権を手放す者も出てきた。次に示すのは耕作権の売買に関する証文である。

証文

会所下 一、田 三反五畝 ㊦

西山下三割目 一、田 九畝廿弐歩 ㊦

右者此節借銀質物ニ而現金ニ而返済難成御座候ニ付私方江永代相請取申候儀別条無御座候間別紙之通私名面江御直被下度奉頼上候 以上

慶応四年辰正月廿八日

石塚仲右衛門 ㊦

証抛人 中村源右衛門 ㊦

小村御新田方掛

御役所之衆中

小村新田の 明治五年（一八七二）、政府は地券を発

その後 行して農民の土地所有権を認め、翌年から

地租改正の事業を始めている。ところが小村新田は新開田であるため貢租対象外であるとされ、農民は明治維新前と変わらず、島津家の小作人として耕作に従事して

いたのである。このことについて国分郷の役人であった秋山清賢は、明治八年に県の土岐少属が国分方面の現地調査に訪れたときのようすを、日誌に次のように書いてゐる。

小村御新田大縄場老条土岐少属殿御竿入相成候処地租改正第八條に依り取消被仰付候（十月廿一日）

（地租改正第八條によつて取り消しになつたことは小村新田の農民の土地の所有権が与えられなかつたことを意味するものである。）

次の小作御請書は、小村新田の小波戸の田地を、小作人川南長助が小作契約をしたときの控えである。

小作御請書

鹿兒島県始良郡東国分村字七百貳拾三番

一、田貳反×畝

内反別×畝

但此小作料

右之御所有地今般私江小作御差許相成候ニ付テハ左の件確可仕候、

一、前頭但書ノ小作料ハ現ニ小作地ヨリ收穫シタル玄米又ハ之レト同等ノ玄米ヲ以テ翌年一月十五日迄ニ上納可仕候事、

一、前頭ノ小作料ハ年豊凶ニ依リ御増減可相成モノニアラザルコトヲ承認仕候事、

一、本小作ハ別ニ年限ノ御定無之ニ付私方ニ於テ小作ヲ御断申上度候節ハ何時ニテモ御聽許可被下候。左候ヘハ御邸ニ於テ臨時小作地ヲ御引揚被成候共私方ニ於テ異議申上間敷候事、

右為後日小作御請書仍テ如件

始良郡国分村本町百五拾貳番戸

明治 年 月 日 川南長助 ㊦

公爵 島津忠義殿

後見人 男爵 島津珍彦殿

地租改正後も小村新田は島津家が所有しており、小作料として、豊凶に関係なく一定量の上納米を一月十五日までに納めることを約束させられている。

小村新田は 明治三十四年（一九〇一）、小村新田耕作者所有に の小作人三〇〇余人は、島津家に対し

土地売り渡しを要求して鹿兒島市に集結した。その後代表が交渉を重ね遂に明治三十六年、五万二〇〇〇円で土地を買い取ることができ、小村新田は三〇〇戸あまりの農家のものとなつたのである（第五編第二章「国分の小作争議」参照）。

この間の事情を記した掛け軸が、広瀬（小村）の中馬幸則氏宅に所蔵されている。次にそれを示すが、文中の中馬八之丞は幸則氏の祖父であり、平田二郎は国分地方出身の代議士である。

始良郡東国分村新田弘化年中舊藩主所経営有水田凡百町歩餘附近住民藉之為衣食歲納貢米五十有餘年、于茲明治三十六年胥議撰中馬八之丞外四名具狀屢次請于舊藩主公爵邸、遂債五万二千金始歸三百有餘人也、有各分之永浴其恩澤  
 □余亦聊周旋致力、仍叙其梗概以傳後昆云爾、

藍水 平田二郎識

**小村新田の 堤防災害** 小村新田堤防は、その後幾度かの台風で崩壊し、そのつど補修を行ってきた。明治十七年と十九年の台風でも相当な被害があったが、最もひどかったのは大正三年（一九一四）と昭和二十六年（一九五二）の台風であった。

大正三年の桜島爆発後、海岸一帯の地盤が五〇センチから一メートル沈下し、同年八月の台風で市成新田（後記）の堤防が決壊した。浸入した海水は堤防復旧後も引かず、四〇畝の水田は耕作不能となった。その復旧工事は四万二八〇〇円の補助と村費二万七〇〇〇円で、大正四年起

工、同六年一応竣工したが不完全であった。県は五か年計画を立て大正十五年（一九二六）から昭和五年（一九三〇）までかけて復旧し、元の所有者に九万七三〇〇円で買い取らせている。

その後昭和二十六年十月のルース台風によって、堤防東側の端と西側の一部が決壊し、海水は刈り上げ直前の稲田に浸水した。農民は舟や戸板を浮かべて稲の穂先だけを刈り取っていった。近隣からも多数の応援隊が駆けつけ、まるで戦場のような騒ぎであったという。

この復旧工事は約二億円という莫大な工事を要し、国庫負担八割、地元負担二割で、二年後の昭和二十八年に完成した。地元負担額は反当二八〇円で一五か年返済であった。堤防に植えられていた松は、台風の折り堤防を揺り動かし決壊の一因になるという県の指導ですべて切り倒された。

潮溜まり池の脇に住吉大明神の石碑が立っているが、その裏面には「昭和二十八年十月改修」の文字が刻まれている。台石の広さは四メートル×三メートルで長方形の石を組み合わせて造られているが、中には三メートル×四メートル×四メートルという大きな石もある。これらの石はその昔、堤防工事の

際に使用された石ではなからうかと推測している地元民もいる。

現在の堤防は、国営事業としての鹿児島湾沿岸の防潮施設補強工事によって、コンクリート製の堅固なものとなり、堤防決壊の恐れは全くなかった。

市成新田の 小村新田の西に隣り合わせて、新川河口  
工 事 に至る一帯の新田を、通称「市成新田」



写真3-26 住吉大明神・小村新田干拓記念碑

と土地の人は呼んでいる。地積は国分市が約六分、隼人町が四分の割合で介在している。この新田は明治三十年ごろの干拓事業によって一応の完成をみたものであり、小村新田の竣工に遅れること約四年であった。

市成新田の事項は近代史に属すること

であるが、小村新田に続く一連の新田開発事業であるのでここに記すことにした。次の記事は昭和五年（一九三〇）七月東国分教育会発行の『郷土資料』<sup>(15)</sup>を参照したものである。

小村新田の西から新川河口までに広がる遠浅の海岸一帯は、小村新田と同様堤防を築いて干拓し、耕地とするのに適した土地であった。

明治三十年（一八九七）ごろ旧藩主の島津忠義は、浜の市新田の開発に続いて、この地の干拓事業に着手し築堤を完成した。ところが明治三十二年八月にこの地を襲った大暴風雨により、せっかく築いた堤防も各所で決壊大破し、この事業も中止のやむなきに至った。

明治三十六年熊本県人の吉澤菊次郎は、この地域一帯のすべての権利を島津氏から買い取り、同三十八年から復旧工事に着手した。三年余りで堤防を完成し、新しくできた土地の一部は耕地にしたが、大部分は塩田とし、好成績をあげるようになった。

しかし六年後の大正三年（一九一四）の桜島大噴火により、塩田・水田は降灰に埋まり、加えて同年八月の大暴風雨は高潮と重なって押し寄せ、ために堤防は至ると

ところで決壊し塩田や水田は海の底に沈んでしまったのである。

大正五年、市成直哉（第七代・十代国分村長）は、この荒廃した土地の権利を吉澤菊次郎より継承して、復旧の計画を立てた。大正十三年（一九二四）九月一日から七か年計画で干拓工事を終了し、さらに二〇か年の予定で全開発事業を完了するという遠大な計画で、総経費約三〇万円で工事に着手したのである。

昭和四年（一九二九）一二月に潮止め工事が完成した。前記昭和五年の『郷土資料』には、三八町歩の耕地に農作物の植えつけられるのも近年のうちであろうと結んでいる。

次の記事は『旧国分郷土誌』に掲載された、この工事に従事した人々の話である。

国分 本田 稲作

私は飛行機の方をやめてからしばらく、市成新田工事の見回りをしたことがあった。市成直哉氏は若いころ台湾の警察界にあり、旧薩藩の行政をまねて治安の成績を上げた。帰郷して明治四十三年から大正三年まで国分村長となり、国分女学校を創設したりして、各方面に活躍した



写真3-27 満潮時の二百間（遠く桜島を望む）

人であった。性格も豪胆で、新田工事のことも言いだしただら後へひかず、親類の反対を押し切って工事を始めた。工事費のためほとんど自家の財産を投げ出していたが、人夫に賃金が支払われないこともあり、人夫らがなぐり込みそうな勢いで怒鳴り込んでも、けろっとした顔をしていたものだった。

こうして昭和六年ごろ一応完成したのだが、干拓地というものはすぐ収穫があるものではない。植えて二、三か月はすくすく育つので喜ん



写真3-28 二百間（島津忠義の築いた堤防跡）

でいると、塩分のため赤く枯れてしまう。トラクターを使って稲の直播きもやったりしたが、二、三年間はだめだった。当時川尻耕地整理組合を組織していたが、ただ勝手に作りたところを作らせていた。その後市成氏は病気に倒れ、この新田は太平洋戦争中一部飛行場に取られ、終戦後の農地解放で、耕作地は耕作者のものとなった。市成氏の苦勞に対して報いられたものはあまりにも少なかったような気がする。

川尻 鳥丸 一太郎

市成新田の堤防石切りや潮止めをした。潮止めはむずかしいもので、粘土などでつめても、ザーザー水がもるものだった。今はコンクリートがあるから便利だ。新田のできた初めは、草やぶが茂り水はかかりが悪いし、人々は耕作

しようとはしなかった。五、六年もすると反当一〇俵ぐらいできるようになり、その年の出来高に応じて上納を普通一石ぐらい納めていた。

今も島津忠義のころの旧堤防跡の礎石が、河口付近に残っており、土地の人はこれを「二百間」と呼んでいる。

〔注〕

(1) 井上光貞・笠原一男・児玉幸多他十名『日本史』改訂版、山川出版社、平成五年。

(2) 『鹿児島県史』第二巻、鹿児島県、昭和十五年。

(3) 小野武男編『近代地方経済史料』第一巻、近世地方経済史料刊行会、昭和七年。

『薩隅日田賦雑徴』は天正四年（一五七六）八月の日向高原城攻めの出陣賦をはじめとし、元禄十一年（一六九八）九月十九日の御蔵入布達までの薩摩藩関係の田賦関係文書を集録したものである。

(4) 『鹿児島県史 年表』鹿児島県、昭和四十二年。

(5) (2) に同じ。

(6) (2) に同じ。

(7) 『豊藩名勝考』は神道学者白尾国柱が藩主重豪の命によって寛政七年（一七九五）に、藩内の古跡名勝の由

来や伝承などについて書き著したものである。記述に際しては考証を重んじており、『薩摩名勝志』や『三國名勝図会』の先駆をなす書である。

- (8) 『国分諸古記』野村家文書。
- (9) 林鳳山氏碑文 国分市 正覚寺墓地。
- (10) (2) に同じ。
- (11) 宮田家文書。
- (12) 林英夫著・和歌森太郎編『近世郷土史研究方法』二九一頁。
- (13) 『島津国史』は、文治元年(一一八五)初代島津忠久より宝暦五年(一七五五)島津重年まで五七〇年間の島津家を中心にした薩隅日三州の正史。漢文、三二巻よりなっていて享和二年(一八〇二)完成。
- (14) 県土木課『鹿児島県維新前土木史』昭和九年。
- (15) 『郷土資料』東国分教育会、昭和五年。

## 第四章 宗教と教育

### 第一節 近世までの宗教の動き

#### 一 近世までの宗教のあらまし

古代、人々は目に見えぬ大いなる神々の存在を信じ、神々の加護によつて生命が

維持されると信じていた。大いなる神々とは、『古事記』や『日本書紀』の神話に見られる天上の神（アマツカミ）や、地上の神（クニツツカミ）であり、「八百萬の神」に祈りを捧げる多神教的なものであった。特に太陽神をあがめ、崇高な山や大木・巨岩など自然の大いなるものへ神々が宿るとされ、それらの神々へ疫病退散や安産・五穀豊穡などの祈願を行った。

多神教的な古代日本に仏教が伝わったのは、『日本宗

教総覧』（新人物往来社）の仏教史年表によると、西暦五二二年二月大和高市郡坂田原の草庵に、仏像を安置したのが始まりとされている。また、他の説では、百済の聖明王が欽明天皇に仏像・経論・仏具を献上した西暦五三八年十二月（一説には五五二年十月）といわれているが、いずれにしても六世紀のことである。

仏教伝来当時は、崇仏派の蘇我氏と排仏派の物部氏との間に争いが絶えず、私宅を寺としていた蘇我氏は、西暦五五二年、五八五年の二度にわたり、物部氏によつて仏殿を焼かれ、仏像は難波の堀江に捨てられたと伝えられている。その後、物部守屋は、五八七年蘇我馬子によつて滅ぼされた。

このような争いの時代を経て、推古天皇十二年（六〇四）四月、聖徳太子は憲法十七条を制定、第二条に「篤く三宝（仏・法・僧）を敬へ」とし、この三年後には法

隆寺を建立して、天神地祇の崇敬はもちろんのこと、仏教奨励と興隆に努めた。蘇我氏をはじめ、諸氏も競って氏寺を建立し、飛鳥の仏教文化を形成していったのである。

次に時代を追って古代の宗教史を簡略に述べる。

西暦六七二年、初めて大神宮司が置かれ、続いて六八三年三月、僧正・僧都・律師を任命し、僧綱制が確立した。

奈良時代に入ると、神仏習合（神仏混こ）の傾向が見え始め、神は仏法を擁護する方向へと進み、大きな神社には神宮寺が造られた。仏教への信仰心の厚かった聖武天皇は天平十三年（七四一）に国分寺建立の詔をだした。こうして西暦七五〇年ごろから八〇〇年ごろにわたって、仏教の鎮護（補説1）国家の思想のもとに国分寺・国分尼寺が国ごとに建立されていった。

平安時代は神仏習合の考え方がますます浸透し、神前で読経や写経が行われ、神に菩薩号や権現号がつけられるようになり、本地の仏・菩薩が迷える衆生を救うために神となって現れているとする神仏同体説（本地垂迹説）が唱えられた。神社の境内に神宮寺を建てたり、寺

院の境内に守護神を鎮守として祭ったりして、社僧（神宮寺に住んでいた僧＝別当僧）が神社並びに寺院一山を統括支配するようになった。

推古天皇の時代から鎌倉幕府が置かれるまでの六〇〇年ばかりの間に、仏教保護によって増長してきた僧徒の権力争いや狼藉は、目にあまるものがあつたといわれている。このような時代に、唐で学んで帰国した最澄は天台宗を、空海は真言宗を布教し密教（補説2）の開祖となつた。また、山中で修行する密教は、日本古来の山岳崇拜とむすびつき、修験道（山伏に代表される山岳修行の実践的な信仰）の源となつたのである。

（補説1） 仏法によって国家を鎮定し保護すること。

（補説2） 七世紀ごろ、衰退期にあつた仏教がバラモン教の影響を受けて成立した新しい宗派。人間の理性によっては把握しえない秘密の教え。わが国では、真言宗系の東密と天台宗系の台密とがある。

### 中世の宗教

神仏習合を批判し、神道の独自性を強調する人々が現れ神道復古論が盛んとなつた。

伊勢神宮による伊勢神道や卜部兼俱（吉田兼俱）の唯一神道などである。一方、仏教界においても法然・親

鸞・日蓮・一遍と名僧の出た時代で、浄土宗・浄土真宗（一向宗）・法華宗（日蓮宗）・時宗などそれぞれの新宗派がおこり、更に禅宗が武士の間に広まり諸派入り乱れての活発な動きとなった。しかし、法然・親鸞・日蓮の説く浄土宗・浄土真宗・日蓮宗は、旧来の仏教側の非難等により幕府に受け入れられず、捕われて流刑となつたりもした。時代がうつつて、文明六年（一四七四）から約一〇〇年の間、浄土真宗門徒による一向一揆が続き、幕府を悩ませた。天文十八年（一五四九）、フランススコルザビエルによつてキリスト教が伝えられ、宣教師の熱心な布教活動が始まつた。

（補説3）室町末期、越前・加賀・能登・三河・近畿などで起こつた宗教一揆。一向宗の僧侶及び門徒の農民が新興の小領主、士豪層と連合し、大名の領国制支配と戦つた。

### 近世の宗教

豊臣秀吉は、はじめキリスト教の布教を認めていたが、キリシタン大名の大村純忠がキリスト教会堂を建てたり、イエズス会に所領を寄付していることなどを知り、天正十五年（一五八七）大名のキリスト教信仰を禁止した。続いて、パテレン追放

令（キリスト教神父の国外追放）を發布、このころからキリスト教弾圧へと動き始めた。

慶長十七年（一六一二）、幕府は直轄領のキリスト教を禁止、キリスト教徒の改宗強制や処刑が打ち続き、寛永十年（一六三三）以降、五度にわたつて出された鎖国令は同十六年に完了した。同十三年（一六三六）、幕府は再びキリスト教嚴禁の令を下したので、薩摩藩においては、この年、初めて宗門手札改めを行っている。キリスト教や一向宗の宗教弾圧については、宗教の弾圧の項で詳しく述べることにする。幕府は、寛永十七年（一六四〇）に宗門改め役を設置して寺請・宗門人別帳の作成に当たらせ、仏教宗派のいずれかに属することを強制した。この令によつて薩摩藩だけは、一向宗を除く仏教宗派に属することとしたのであった。

幕末となり国学者によつて排仏論が唱えられ、やがて尊王攘夷の運動と相まつて神国思想が大きく胎動を始めた。天照大神を祭る伊勢神宮参りが庶民の間にも流行し、教派神道が急速に普及していった。そして、明治の世となつて神仏分離・廃仏毀釈へと大きく変動していくのである。



写真4-1 上野原遺跡から高千穂の峰を望む

(補説4) 戦前に国家の祭祀とされた神社神道(国家神道)に対し、宗教としての神道の教派の総称。

## 二 国分の宗教

国分地方は、古来、天孫降臨の地としてあがめられてきた高千穂の峰を朝夕仰ぐ地にあり、大隅国の国府の所

在地としても広く知られている。国分寺や台明寺をはじめとする名刹の数々、国分正八幡宮と他の大隅式内社、そして止上六所権現などの古代からの神社宗教にも、往時の国分人の信仰生活の一端をうかがい知ることができ

### 原始人と信仰

鹿井 島根

立埋蔵文化財センター

が発掘を進めている国分市上之段(標高約二〇〇m)の上野原遺跡から、縄文時代早期(西暦前五〇〇〇〜六〇〇〇年)の出土品が多く出て話題となっている。これらの出土品の中に、女性の上半身を形どった土偶と、二個の平袴式土器があるが、これらは生活用具ではなく特殊な祭祀的用途があったと考えられている(口絵参照)。国分に住んでいた縄文人たちが、太陽や大自然の前に敬虔な祈りをささげ、あるいは死者への深い思いを託して土偶が作られたのかも知れないと想像するとき、宗教の原形がここにあるのではないかと思われる。崇高なものへの祈りが血縁の小さな集団の氏神として祭られ、やがて地縁的集団の産土神を祭る村の発生を見、そして国家を形成していったのではなからうか。

### 神社

国分地方に古来より霧島山を霊峰として仰ぐ霧島神信仰がある。霧島神は、霧島山の高千穂峰を取り巻く西御在所霧島六社権現(霧島神宮)・東御在所両所権現・妻霧島権現・瀬戸尾権現・雛守権現・狭野大権現(狭野神社)の六社のほか、国分市重久の止上六所大権現(止上神社)の主神として鎮座している。止上神社については、上巻第二編第六章「大隅国の

古代社寺」にまとめてあるのでここでは省略する。

○国分市府中の国府（国衙）があつたとされている場所の北側に守公神社があつた。現在の祓戸神社である。守公神社は国府の守り神として建立されたものと考えられている。創建の年月は定かでないが、昔は大隅国の総社であつたという。国司が国内の神社を巡拝するとき、参拝を一か所で済ませられるように、国衙の近くに大隅国内の巡拝神社の祭神を合祀し設けられた神社であつた。大隅国の総社の成立は十一世紀中ごろといわれている。守公神社については第二編第五章「大隅国の建国」を参照されたい。

○市内台明寺にある日吉山王社（日枝神社）は、『三国名勝図会』によると、昔は地主権現といひ台明寺一山の守護神であつた。初めは台明寺の門の西側二〇間（約四〇び）ほどのところにあつたが、いつの時代からか今の地に移されたとある。「青葉の笛竹」については天智天皇のころ、毎年宮中へ献上していたと台明寺文書に記されている。くわしくは上巻第二編第六章「大隅国の古代社寺」、下巻第六編第一五章「旧跡」、資料編「古文書・古記録類」を参照されたい。姫城国司嶽の南端にある妙

見神社についても同様である。

○平安時代以降、津々浦々に建立されたのは天満天神である。菅原道真を祭るこの神社は、漢学に秀で書道に名を残した人神として、武家社会にはもちろんのこと、一般庶民の間にも親しくあがめられた。大隅国曾於郡にある学問神社（国分市重久保育園の北側山中）、清水村姫城（隼人町姫城）の菅原神社などがあり、学問の神様として祭られている。時代は定かでないが、郡田・向花・上小川などの各村にも天満神社があつたが、のちに他の神社と合祀されている。

○鎌倉時代に入ると、島津氏の薩摩入国と共に稲荷・諏訪諸神の崇敬が盛んとなり、鎌倉末期には、国府の守護神であつた守公神社は衰退していったという。島津氏によつて攻め落とされた城跡には稲荷神社が建立され、今も当時の面影をとどめている。

諏訪神は、戦の神として崇敬されたが、この起源は島津忠久（初代）にさかのぼる。信濃国諏訪大明神を敬つていた忠久は、この神の加護によつて地頭に補せられたり、文治五年（一一八九）、奥州攻めに勝利を得たことなどにより、島津の氏神のように祭られていた。その

後、地方を治める島津氏の家臣によって諏訪社が建立された。国分市上井にある諏訪神社も、慶長七年（一六〇二）、当時の地頭であった山田越前入道有信によって建てられたものである。

稲荷神については国分麓稲荷大明神、姫城の国司嶽の南端（国分市字阿多石）にある稲荷神社、<sup>（補説5）</sup>橋木城跡や長尾城・清水城跡の稲荷神祠などがある。『国分諸古記』によると、島津忠久の母、丹後局が摂州住吉神社へ参詣の折、産気をもよおしたが近くに宿もなく、住吉神社辺の石の上で男子を産んだ。これが忠久であった。雨の降る暗い夜であったが、キツネが狐火を照らしてくれたのでこの光で無事に誕生したという。この後、島津家の氏神としてあがめ、社を建立し、雨を島津家の吉兆としたといわれている。キツネについては、天文七年（一五三八）十二月二十九日の忠良（日新公）の加世田攻めるとき、狐火が闇を照らして勝利を導いたという話など多くの逸話が伝えられている。

○国分地方には以上述べた神社のほか、多くの代表的な社がある。式内社（平安初期に編集された法規集である『延喜式』の神名帳に記載されている神社）としてよ

く知られているのは、鹿兒島神社（隼人町鹿兒島神宮）、小村（国分市広瀬）にある大穴持神社、上井にある韓国宇豆峯神社である。『延喜式』は、貞観十一年（八六九）から延喜七年（九〇七）までをまとめたものであるから、これらの神社創建は九世紀以前であることは確かである。三社とも、『国分諸古記』や『宇佐記』などの古記録にもあり、八世紀半ばの創建と考えられている。

○「敷根惣鎮守之由伝称す」という国分市上之段の飯富神社、敷根塩入にあり敷根郷の鎮守の神として敬われていた剣大明神（剣神社）、敷根門倉坂にある門倉薬師（廃仏毀釈のときに医師神社となる）など有名である。

門倉薬師は、日向方面への日州通道の要所にあり、昔から靈験奇特の不思議が多く、村内はもちろんのこと、遠近の村々から参詣者が絶えず、一般庶民の健康を守ってくれる神であった。

○国分に晩年を過ごした島津義久は、国分在城の間、国分地方の神社・寺院の創建、復興・修築などに力を尽くし、多くの事績を残している。慶長九年（一六〇四）富隈城より国分の舞鶴城に移ったとき、伊勢神社の神殿を造り替えて、国府の総廟としてあがめ祭っている（資料

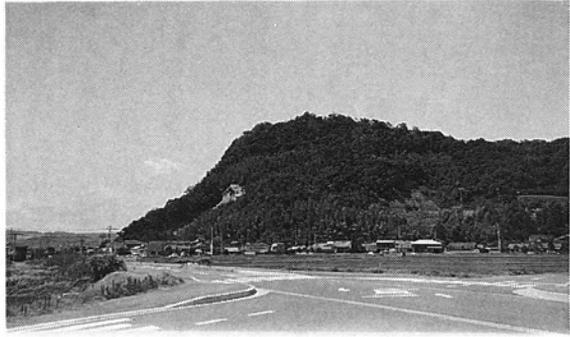


写真4-2 限さき（上井城跡の丘）

編『国分諸古記』参照。

同じく『国分諸古

記』によると、上小

川村の久満崎大明神

（久満崎神社）は、

国府中の総廟として

あがめられ栄えてい

たが、島津義久が伊

勢神社を総廟とした

ため、上小川村の産

土神となつてしまつ

たとある。文明六年

（一四七四）甲午三月

二十四日建立の棟札があつたとあるから、中世からの神社である。昔は、久満崎（限崎は七限の一つで、単人城

の鼻先Ⅱ限のさき）の山上にあり参詣に不便であつたため、下の橋や田の中から拝んだという。現在でも拝田の

地名があり、拝田橋も以前はあつたと語り伝えられている。

○当時の生活に欠くことのできないのは家の建材であり、煮炊きや暖房用の薪・炭であつた。国分地方は山も多く、藩林の鹿倉山もあつたため、生活に密着した神として山之神が多く祭られている。なかでも、末社七所をもつ川内の高塚山之神は特に有名である。食物としての山菜や獣の恵みを願ひ、牛馬のための草の立て野を守つてくれる山之神は、農民にとつても大事な神であつた。

（補説5） 妙見大明神（妙見神社）と称し、天御中主神を

祭る。明治四十年（一九〇七）姫城の貴船神社を合祀、

同四十五年（一九一二）姫城の稻荷神社を合祀、稻荷神

社と改称した。

寺 奈良の南都六宗といわれた三論・成実・法

相・俱舎・華嚴・律のうち、三論宗が最も

古い宗派で、おかれて伝わつた法相宗は、中央のみならず

地方においても同様に広まつていった。

○台明寺も初めは法相宗で、奈良時代の創建といわれている（上巻第二編第六章「大隅国の古代社寺」参照）。

○国分寺については前項で述べたとおり、天平十三年

（七四一）聖武天皇の勅願によつて建立された。大隅国

分寺が実際に完成したのは、奈良時代の終わりから平安

時代の初期であろうといわれている。一か国に一か所の国分寺と国分尼寺が建てられた。

このころの宗教は、一般庶民の信仰の対象としてよりも、国土の平安のためとか、病氣流行の平癒や五穀豊穡を祈願する、祭政一致の色彩の強いものであった。為政者が願いごとを成就させるために祈る清浄な場所が、寺であり神社であったといえる。

平安時代に移り、最澄・空海によって広められた天台宗と真言宗は、非常な勢いで流布して、台明寺も天台宗の僧・行玄上人によって再建され、天台宗に改められた。弟子丸村にあった菊銘山真珠院清水寺は、古くは台明寺の末寺であったが、いつの時代か明らかでないが大乗院の末寺として真言宗となった。初め清水城内の山上に堂宇を建て、千手観音像を安置し清水仏閣といわれ、清水村の名もこの仏閣の名前から付けられとも伝えられている。後に清水城主となった島津忠将のころ弟子丸村（現国分市清水）へ移されたという。図4-1は天保十四年（一八四三）に編さんされた『三国名勝図会』の中から転載したものである。

○止上神社には別当寺として乗林寺があり、霧島神社に

華林寺、国分正八幡に弥勒寺が置かれ、神仏習合は一段と強められていった。ほとんどの神社には権現号や大明神・山王といった仏名が付けられ、国分地方の神社も乙宮権現（下井）・剣大明神（敷根）・妙見大明神（姫城）・日吉山王社（台明寺）などと呼ばれた。

○平安時代の末から鎌倉時代にかけておこった浄土宗・浄土真宗・時宗・日蓮宗などの新宗派の中でも、特に時宗は、島津久経によって浄光明寺が建立され盛んとなった。弘安三年（二二八〇）島津久経は、大隅国重久村（国分市重久）に時宗の念仏寺を創建した。重久の馬場



図4-1 菊銘山真珠院清水寺（『三国名勝図会』より）

家に残されている『襲山郷寺社名所古城川筋調』の写しには次のように記されている。

吉水山 光明院 念仏寺

一境内四反五畦八歩御竿不入御免地

一弘安三年 太守島津下野守久経公為御菩提当寺被遊御開

基、堂塔御建立、弘安七年甲申四月廿一日御逝去、同年

御位牌被遊御立候、

寺領拾六町六反

開山師阿弥陀仏延元丙子九月十一日寂

右開山の石塔二、応安元年戊申九月十一日当寺開山

師阿智通和尚三十三回忌と御座候、俗姓者税所氏

嘉暦年中ニ遊行上人廻国之初開基、一ヶ国之本寺ニ被定

候、  
(以下略)

大隅一国の本寺と定められたのは、遊行第六世一鎮上人が廻国のときであった。念仏寺には一鎮上人のほか、多くの遊行僧が訪れ賑わっていた。重久村（国分市重久）の念仏寺道場跡の近くに道場口という小字名があり、当時の名残をとどめている。

○室町時代末となり、一国一寺として祭政の中心であった国分寺も、七〇〇年余の歲月の中で荒廃してしまつた。天文年間（一五三二〜一五五四）に、清水村の楞嚴



図4-2 吉水山光明院念仏寺（『三国名勝図会』より）

寺八世代春和尚が再興して、同二十一年（一五五二）十月六日より楞嚴寺の末寺として生まれ変わったのであった。この再興のときから曹洞宗の禅寺となり、参詣の人々も絶えなかったという。曹洞宗は、島津氏が菩提寺とする宗派であったので、当時の武士はことごとく禅宗に帰依していた。

○遠寿寺は永禄三年（一五六〇）、権大僧都日実法印によって開山し、本成寺と号していたが、元和九年（一六二三）に島津義久の三女、亀寿によって再興され遠寿寺と改められた。

○島津義久の国分在城の間、新しい寺社の建立はもちろんのこと、再興や修築などを行ったことは前項でも述べたが、なかでも龍昌寺（慶長十年）と金剛寺（同九年）は、それぞれ菩提所・祈願所として島津義久によって建立されたものである。また、同十年（一六〇五）には向花村に時宗の常念寺も建立され、重久村の念仏寺は次第に衰退の色を見せ始めた（常念寺の跡は残っていないが道場下という小字名がある旧吉永百貨店跡周辺）。

義久は、福島村の安舟軒、上井村に淵龍院や徳持庵など次々に建立し、国分麓を中心としてまわりに寺社を配

置した町づくりを行っている。

○敷根郷（現国分市敷根）においても、菩提所に曹洞宗の瑞慶寺、祈願所として真言宗の常光寺があった。常光寺の開基の年月については分かっていないが、瑞慶寺は『三国名勝図会』によると、慶長十三年（一六〇八）九月、福昌寺第二〇世住持大麟和尚によっての開山とある。当時の寺伝によると、敷根郷士児島清鏡は義久の近侍（御側医師）であった。義久亡き後、龍昌寺に日参するので、義久の長女於平は高齢の児島を案じて瑞慶寺に義久の霊牌を安置したとある。

○明暦四年（一六五八）に建てられた正覚寺は福島村（国分市福島）にあり、唐仁町に隣接していたためか、商家の菩提寺の趣がある。正覚寺墓地の墓の一つ一つに



写真 4-3

正覚寺跡の墓石（左側面にソロバン、右側面に米俵とお金袋

も、国分の商家の繁栄を思わせるものがあつた。

○これらの多くの寺院や地藏堂などが、権力者の意向によつてあるいは栄え、あるいは荒廃していった。特に薩摩藩の一向宗（浄土真宗）弾圧はすさまじく、民衆にとつて、明治時代を迎えるまでは信仰の自由など望むべくもなかつたのである。

### 民間信仰

古代から近世にかけて国分地方には、これまであげてきた神社・寺院のほか、多くの民間伝承的な素朴な信仰があつた。近世までの宗教のほとんどが、統治者による政のまつりごとの一部であつたため、禁制や強制によつてゆがめられてきた。しかし、このような時代にあつても、人々は自分やその一族を守るために氏神を祭り、石造物を建て、講を催したりした。これこそ民衆の真の宗教であつたのではなからうか。くわしくは下巻第七編第四章「信仰と講」で述べることにするが、近世までの石祠いしだまだけを簡単にまとめると次のようになる。

石祠の種類としては、山の神・水神・火の神・田の神・馬頭観音・石敢当・保食神うけもちのかみ・地神・氏神などがあげられるが、古い石祠には無銘のものも多い。近世の建立

は、山の神一六基のうち一一基（正保三年Ⅱ一六四六以降）、水神四五基のうち一五基（元禄二年Ⅱ一六八九以降）、ほかに無銘のもの二〇基があり、明治以前と考えられる。馬頭観音一六基のうち六基（明和三年Ⅱ一七六六以降）、田の神二九基のうち五基（元文四年Ⅱ一七三九以降）、火の神一七基のうち一基、石敢当四七基のうち一基で、保食神は三五基すべて明治以降である。田の神と水神は国分地方の新田開発と関係のあるものが多く、当時の人々の、水への恐れと収穫への祈りがひしひしと伝わつてきて、感慨深いものがある。

### 三 宗教の弾圧

キリスト教 フランシスコ・ザビエルが、鹿児島に上陸したのは天文十八年（一五四九）七月であつた。キリスト教の初伝の地としてよく知られているが、島津貴久の反対等もあつて一般民衆への布教活動はあまりなされないうちに終わつたようである。

天正十五年（一五八七）に始まつたキリスト教弾圧政策は、時代を経るごとに激しさを加え、鎖国政策が完了するまでに多くの教徒が改宗を迫られ、応じない者は処

刑された。

国分においては、教徒の受難は知られていないが、薩摩藩による宗門改めの古記録が残されている。寛永十二年（一六三五）、再びキリスト教厳禁の令が下され、諸国一斉に取り締まりが行われたとき、薩摩藩では、手札改めが初めて実施された。木札に、名前・宗旨・年齢などを書いたものを各人に渡し、結婚や移住などのときには必ずこの手札と関係役人（家来の場合が主人）の証文を持参することとした。結婚のため入村してきた者や、生まれた赤子にも手札を渡して、手札改帳に書き加え、死亡した者や他村へ去った者はこれを除いた。「宗門手札改帳」は、今日の戸籍台帳を兼ねたもので、年一回は宗門改めが行われた。宗門手札は通常五年に一回渡されたと伝えられている。これは、キリスト教だけのものではなく、薩摩藩は、特に一向宗取り締まりと合わせて実施した。

国分地方に残されている宗門改帳関係史料としては、曾於郡清水郷の「鬼利支丹宗門改帳」が、国分市立国分郷土館に所蔵されている（資料編「古文書・古記録の宗門改帳」参照）。次にその一部を紹介する。

宝永元年 申 月 日  
鬼利支丹宗門改帳  
清水

一家内五人  
大鳥やしき  
小兵衛<sup>㊤</sup>

一家内五人  
外園やしき  
慶右衛門<sup>㊤</sup>

一家内三人  
横丸やしき  
半右衛門<sup>㊤</sup>

一家内八人  
瀬戸口やしき  
小左衛門<sup>㊤</sup>

内疋人ハ生子

一家内五人  
大正やしき  
善左衛門

内疋人ハ生子

合人数貳拾六人

内貳人ハ未年御改以後生子

幕府のキリスト教禁止の政策は、士以下の全住民に仏教宗派のいづれかに属することを強制するものであった。薩摩藩は、一向宗を除く仏教のどれかの宗派を宗門手札に記して、宗門改めを受けることとした。

（補説6）江戸時代にクリシタンを摘発するため、村ごとに宗門改めを作成して領主に提出した戸口の基礎台帳。



写真4-4 宗門手札内改帳〔国分市立図書館蔵〕

一向宗の 一向宗（浄土真宗）は、鎌倉時代の初め元弾 庄 仁元年（一一二四）ごろ、親鸞を開祖として起こった宗派で、法然の浄土宗よりでて一派をなした。これまでの日本の仏教は、厳しい修行を積み自力で悟りを開いて成仏できるという教えで、さらに仏教に帰依し、仏の加護を求めようとする者は、俗界の職業その

他すべてのもの

（家・親・兄弟

・財産など）を

捨てなければな

らなかつた。し

かし、天変地異

や戦乱・疫病等

のはびこる世の

中であつて、

人々はたやすく

極楽往生のでき

る道を求めている

た。

一向宗の教え

は、人間の欲望こそが人生苦の原因であるから、それを否定して、ただただ阿弥陀仏にすべてをまかせて「生かされて生きる」という、他力本願である。日常の生活の中で信心によつて救われ、仏の前に人間みな平等であるといった教義は、キリスト教と通ずるものがあつた。

薩摩藩における一向宗弾圧の理由については幾つかの説があるが、その根本的理由としては、仏の前にみな平等であるという思想と、同宗の者が親しみ強く徒党を組むことへの恐れであつたろうと考えられる。一向宗のことも民主的性格が、封建支配者としての島津氏の統治方針に相反するものであつたといえる。『さつまかくれ念仏』の著者桃園恵真氏も同じような論で、「封建支配者として藩内を統一していく上に、真宗の信仰が強まると領民の思想統一がうまくいかないという政治的な配慮が第一であつた」と述べている。また、長享二年（一四八八）加賀国の守護富樫政親を倒して加賀一国の自治権を握つた一向宗門徒の一揆や、織田信長でさえ石山本願寺を一年間も攻めながら、これをおとしいれることができなかったことなども、大きな要因の一つであつたろう。

一向宗の禁止は永祿年間より認められるが、正式に一

向宗禁止の掟が発令されたのは、慶長二年（一五九七）二月二十二日であった。その後、幕府のキリスト教禁制が進展すると共に、薩摩では、これと一向宗を同時に掲示することが多くなつた。先にあげた宗門改めや宗門手札については、切支丹改めきりしたんあらたと同時に一向宗改めでもあつたわけである。

薩摩藩では、あらたに宗門改めのための五人組を制度化し、五人組をもつて信仰に関して相互に監視させた。また、五人組の中から一向宗徒やキリスト教徒が発覚したときは、五人組で連帯責任をとらせるなど、民衆への支配がさらに強化されたのである。

一向宗本尊を所持していた者は、士・農民を問わず拷問により自白を迫られたという。『鹿児島県史』第二巻によると、一向宗徒であることが発覚した士は、知行を召し上げられ寺領とし、農民など下々の者は、財産を没収され、これを神社の修理料に充てたとある。また、多くの一向宗門徒が検挙され、誅殺ちゆき（罪ある者を殺す）あるいは流罪となつた。

万治元年（一六五八）、国分衆中山口四郎兵衛という者が一向宗の本尊を持つていたため、国分衆中有馬弥左

衛門と左近允藤兵衛とに検断（中世以降の警察権・刑事裁判権のこと）で、それを行使すること）が命ぜられ、八月一日、山口の家へ夜中に押し入り同人を誅殺し、その子仲助は九月に種子島へ流罪に処せられたという記録がある。

一向宗徒であることが発覚した場合の拷問については、『清水村郷土誌資料』の中に次のような文が残されている。

我が村デモ、本尊ヲモツテ信仰シテイルトノ噂ガアルヤ、直チニ所役所ニ引キ出サレ、取り調べヲ受ケシ例、幾ツモアツタ、ソレニハイロイロ軽重ノ差ハアツタガ、其中尤モ慘酷ナル強問ハ、割リ木ノ上ニ座ラセ、モモトツトノ間（拷問）ニモ又、角バツタ割木ヲ置キ、膝ノ上ニハ大石ヲノセ、言ハヌカ〜ト叫ンデ警部ヲ叩イテ自白ヲセマルノデアツタ

以上の文でも分かるように、すさまじいまでの薩摩藩の一向宗弾圧はゆるむことなく続けられたが、このような拷問を受けても、仲間を裏切つたり、祈りの場所などを口にする者はほとんどなかったと語り継がれている。

## 第二節 郷中教育

近世における薩摩藩の郷中教育についてその概略を述べる。

薩摩藩の郷中教育とは、薩摩藩独自の青少年藩士の

郷中教育 自治的な集団教育組織である。

郷中にははじめ咄相中はなしあいじゆうといっていたものが、嘉永年間

(一八五〇年代)のころ郷中と呼ばれるようになったといわれている。咄相中とは話し仲間の意で、互いに心の通じあった者が心身の修養などについて話し合う集まりのことをいった(二才咄相中といえば二才青年の咄相中のことである)。

◎二才咄相格式定目にせはなしまきやくしきじようもく

文禄・慶長の役(一五九二、一五九七)における島津勢の朝鮮出兵は前後約一〇年近くに及んだ。この間に郷里に残された青少年や婦女子のなかには風紀を乱す者も現れ、びらん素乱の世相を呈するようになった。このころ留守居役として藩政を預かっていた新納忠元ら諸老の士は、このような世相となったのは自分たちの責任であると

し、「臣等留守の重任を承りながら斯くて風俗懦弱に流れることは皆臣等の罪なり、風俗を維持するは躬みづかから先にし自ら導くにしくはなし」とここに風俗改善を決議したとある。

(松本彦三郎著『郷中教育の研究』<sup>(1)</sup>)

新納忠元はこの目的達成のために、文禄五年(慶長元年(一五九六))二才の士が日常守るべき規約十か条を「二才咄相格式定目」として示し、実践を命じたのである。この定目はその後明治維新に至るまでの二七〇年間、郷中教育の指導方針の基準として受け継がれていった。

二才咄相格式定目(鹿児島県教育史による)<sup>(2)</sup>

- 一 第一 武道を嗜たよむべき事、
- 一 兼て士の格式油断なく穿儀せんぎ致すべき事
- 一 万一用事に付きて咄外の人に参会致し候はゞ用事相済み次第しだい早速さつそくく罷帰まかりり長座致す間敷事、
- 一 咄相中何色なにしきによらず入魂じゅうこんに申合せ候儀肝要たる事、
- 一 朋輩中無作法の過言互に申懸けず専ら古風を守るべき事、
- 一 咄相中誰人にも他所に差越候節その場に於いて相分ち難き儀到来致し候節は幾度も相中得とくと穿儀致し越度ちど無之様相働とくくべき事、

一 第一は虚言など申さざる儀士道の本意に候条専らその旨を守るべき事、

一 忠孝之道大形無之様心懸くべく候、然しながら逃れざる儀到来候節は其場をくれを取らざる様相働くべき事  
武士の本意たるべき事、

一 山坂の達者は心懸くべき事、

一 二才と申者は落鬢を斬り大りは(角前髪)をとり候事にては無之候、諸事武刃を心懸け心底忠孝之道に背かざる事第一の二才と申者にて候、此儀は咄外の人絶えて知らざる事にて候事、

右条々堅固に相守るべし、もし此の旨に相背き候はゞ二才と云ふべからず、軍神摩利支天八幡大菩薩武運の冥加尽き果つべき儀疑なき者也、

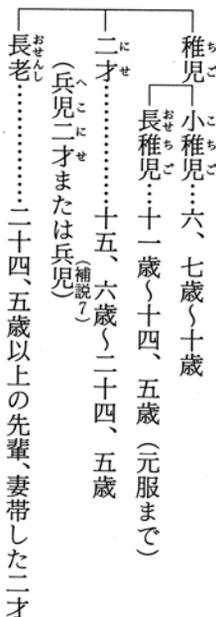
慶長元年正月

二才頭

二才として守るべき第一のことは忠孝の道であると説き、武士として面目を果たすべきときは命を捨ててでもおくれをとつてはならないこと、絶えず武道修練に励み山坂達者を心がけること、他人との接し方などについて、咄相中の守るべき肝要なこと、身嗜みのことなどを教え諭し、遵守を命じたのである。

◎郷中の組織

地域によつて幾らかの違いはあるが、大体次のような組織機構であつた。



(補説7)「兵児二才」の語は島津義弘の命名によるとの説が通説となつている。朝鮮の役で国分・出水・蒲生・大口の青年武士の軍勢が抜群の働きをした。これを賞でた義弘が帰国後、「この四か郷の兵は互いに交際して武勇を子孫に伝えよ」「兵を子孫に伝えるのであるから児」という字を加えたらよからう」により兵児の語が生まれたとされている。

しかし、松本彦三郎はその著『郷中教育の研究』の中で(一一八〜一九頁)、「直接に若者を意味するものとしての『兵児』の語は、咄相中時代にはまだ存在しなかつたであろう、元祿のころに至つて、『よしや二才』(見目を飾り華美を誇り、剛健の風なく軟弱淫蕩に走る若者)とともに『兵子二才』(武骨一点張りの若者)の名称が用いられ、『兵子二才』の称が広く流行した後

は、単に『兵児』と称しても『兵子二才』を意味するところになつたと思われる。してみれば若者を意味する語としての『兵児』の名の起源は、元禄時代あるいはそれ以後とせねばならぬ」とも述べている。

清水郷の 国分の各郷の郷中教育のうち、清水郷の郷中教育 子二才について『清水村郷土誌資料』<sup>(3)</sup>は次のように記している。これは他の郷にも大体共通したものであつたと思われる。

#### 兵子二才

(補説<sup>8</sup>)

頼山陽のいわゆる健児の社すなわち兵子の制度は、いつのころより始まりしやわからないが、新納忠元の主唱により創立されたとも伝えられている。その制度は現在の青年団のように、ある年齢年限を画し組織されてはいたが、その制度制裁の嚴重であつたことは比較にならないのであつた。この制度はいずれの外城にも立てつけられて、郷土にある郷士子弟の修養団であり、一面には郷土の風紀取締にも任じていたのである。二才連中修養の要旨は、品性の陶冶、心身の鍛練、尚武の気象を養成するのを主たる目的とした。

#### 一、年齢年限の制限

十三歳より十七歳まで足かけ五か年とし、その最も古

き組を兵子頭とす。

但し兄弟同時に入社できない規定であつた。故に二男以下は多少年齢が延びたのである。

#### 二、入社及び退社

毎年六月入社し、五年目の秋の彼岸中日に一同霧島神宮に参拝し其日限りで退社。

#### 三、会合日

立番(寺馬場通楞嚴寺門前) 毎月六回、一日、五日、十日、十五日、二十日、二十五日の夜門前に立番し主に風紀取締をなす。

毎月三回七日、十七日、二十七日の夜地頭飯屋に集まり、軍書読みと称し、読書、珠算、手習等をなす。また時々書会(書方競技)を催し、仮屋役人の審査を受く。毎月六回内馬場木佐木方(木佐木傳兵衛方、東郷示現流取次)に、三日、八日、十三日、十八日、二十三日、二十八日の夜「シチャ」(意味不明、終夜武を練るという意味か)と称し、武術の練修。

#### 四、協議日

毎月二回一日、十五日の夜、楞嚴寺の立番を了へ、一同守公神社の下射場に至り、二才頭主催の下に協議をし、若し二才中の者にて不都合の所為あるを発見せし場合は、その場に於て制裁を加う。

五、諏訪神社花火と兵児二才

毎年七月二十七日は諏訪神社の祭日につき、二才から花火を奉納する習慣であった。その花火にもいろいろの名称があり、また上下の階級もあつた。これを階級順に記載せば、諏訪檜、井手上、スダレ、諏訪木戸ヒグルマ、原田ヒグルマ、原田ノデ、諏訪木戸アンドン、井手山等、その他二、三の名称があつた。その花火製造についてもやかましい規定があつて、品性正しく少しの落ち度もなく、彼等連中に徳望ある者でなくては諏訪檜などのような名譽ある花火は望むことのできないものであつた。

六、兵子二才の掟

規則を守らざれば絶交す。

婦女との交を厳禁す。

大酒及酒宴の勝負を禁ず。

琴三味線及芝居、婦女子の集会等に行くを禁ず。

煙草を喫せず、足袋、頭巾、襟巻を禁ず。

金、銀、米穀等の価を談話するを禁ず。

暑中日傘を用ゆるを禁ず。

脱刀にて門外に出ずるを禁ず。

衣服は木綿、履物は棕櫚緒とす。

藩政時代の郷中教育は、明治の世となつて学制が發布

され、郷校が出現することによつて廃れていった。特に文明開化的な風潮は鹿兒島にも入つてきて、旧來のものを輕侮する若者も現れ、加えて戌辰の役の戦勝に酔う郷青年の中には、放縦横柄な振る舞いが見られるようになってきた。この様を憂えた先輩有志たちにより、鹿兒島市を始め各郷に学舎による教育が始められ、稚児や二才たちに郷中精神を教え込んでいたのである。

(補説8) 頼山陽は、二才の質実剛氣の風を大いに愛して「前兵児謡」を作つた。その中の一節に「十八結交健児社」の詩句がある。

〔注〕

(1) 松本彦三郎『郷中教育の研究』第一書房、一九四三年。

(2) 県教育委員会編『鹿兒島県教育史』丸山学芸図書、昭和六十年。

(3) 『清水村郷土誌資料』第一卷第六編。

## 第五章 幕末

## 第一節 幕末の社会

幕末というと常識的にはペリーの来航によって開国を余儀なくされてから、世の中が尊皇・攘夷・倒幕へと大きく揺れ動き、慶応三年（一八六七）の大政奉還に至る十数年間をさす。しかし歴史事象の展開は時間的な連続性をもっているので、提示した年表には十八世紀末からの出来事を示してある。

この時期の元号を列挙すると

安永（一七七二～一七八一）

天明（一七八一～一七八九）

寛政（一七八九～一八〇二）

享和（一八〇一～一八〇四）

文化（一八〇四～一八一八）

天明の飢饉

寛政の改革

（松平定信）

文政（一八一八～一八三〇）

化政文化

天保（一八三〇～一八四四）

天保の改革

（水野忠邦）

弘化（一八四四～一八四八）

嘉永（一八四八～一八五四）

安政（一八五四～一八六〇）

安政の大地震

万延（一八六〇～一八六一）

桜田門外の変

文久（一八六一～一八六四）

元治（一八六四～一八六五）

慶応（一八六五～一八六八）

大政奉還

の一四の元号が並ぶ。平均年数は一元号あたり六年で、動揺の激しい時代であったと理解できる。

同時期に在位した天皇は、後桃園（一七七〇～七

九）、光格（一七七九～一八一七）、仁孝（一八一七～四

六）、孝明（一八四六～六六）の四帝。将軍は家斉（一

七八六～一八三七）、家慶（一八三七～五三）、家定（一

日本全土	薩 藩	国 分 郷
<p>一七八七〜九三 寛政の改革</p> <p>一七九二(寛政四) ラクスマンの根室来航</p> <p>一八〇八〜〇九 間宮林蔵の權太探險</p> <p>一八四一〜四三 天保の改革</p> <p>一八五三(嘉永六) ペリー来航</p> <p>一八五八(安政五) 安政の大獄</p> <p>一八六二(文久二) 生麦事件</p> <p>一八六四(元治一) 禁門の変</p> <p>一八六八(明治一) 明治維新</p>	<p>一七七九(安永八) 桜島噴火</p> <p>(鹿児島)</p> <p>一八〇六(文化三) 新川作り</p> <p>一八一〇 石井手堰・石井手用水路</p> <p>一八二四 伊能忠敬の鹿児島近海測量</p> <p>イギリス船宝島へ</p> <p>一八四一〜四九 甲突五石橋架橋</p> <p>一八五一〜五八 島津斉彬の治世</p> <p>一八五八 僧月照・西郷隆盛入水</p> <p>一八六三 薩英戦争</p>	<p>一七九五〜九九 浜之市新田工事</p> <p>一八四五(弘化二) 小村新田工事</p>

年表1 幕末の社会

八五三〜五八)、家茂(一八五八〜六六)、慶喜(一八六六〜六七)の五人である。

また、同時期の藩主は次のとおり。

二十五代 島津重豪(一七五五〜一七八七在位、一八三三没)

二十六代 島津斉宣(一七八七〜一八〇九在位、一八四一没)

二十七代 島津斉興(一八〇九〜一八五一在位、一八五九没)

二十八代 島津斉彬(一八五一〜一八五八在位、同年

## 没

二十九代 島津忠義（一八五八〜一八六八在位、一八七七没）

第二十五代藩主重豪しげたかの名は、九代將軍家重の一字を拝領したものであり、第二十六〜二十八代の通字「齊」は十一代將軍家斉の一字を拝領したものである。第二十九代藩主忠義の場合は、初めは十四代將軍家茂の一字をもらって茂久と名乗るが、のちに忠義に改めている。島津家初代忠久及び当時の関白近衛忠熙ちかひらにあやかっただものであろう。名前を眺めるだけでも、幕末における將軍家と大名家の微妙な力関係をうかがうことができる。

化政文化の余波・鹿兒島で育った者は「花は霧花は霧島たばこは国分 島、たばこは国分。燃えてあがるはオハラハー桜島」という鹿兒島おはら節の歌詞やリズムは、見様見まねでおのずと身につけている。ところで、この歌詞も分析すれば、思わぬ歴史が秘められていることに気づく。

まず花は、霧島山のツツジを指す。ただし名称は鹿兒島県花となっている「ミヤマキリシマ」ではない。ミヤ

マキリシマの命名者は牧野富太郎である。国分たばこを宣伝するのは専売制度発足以前のことである。したがって、専売制度が始まる明治三十一年（一八九八）以前となる。桜島の爆発で有名なものは文明の噴火（二四七一年）、安永の噴火（二七七九年）、大正の噴火（二九一四年）の三例である。「燃える」という表現は時代が古いと推測できるだけでなく、「たばこ専売制」という条件で、大正噴火はまず消去される。次に桜島の古名は「向嶋」であった。向嶋から桜島に変わるのは『薩藩旧記雜録』の記事ではつきりしている。「元禄十一年寅十二月二十四日、向ノ島ヲ桜島ト唱可申旨、御意ノ由被仰渡候」とある。桜島の正式命名者は第二十代藩主島津綱貴であり、將軍綱吉に「島ミカン」を献上するにあたって「桜島」の名称を選んだと考えられる。元禄十一年は一六九八年。三〇〇年前の話である。

このように分析すると、霧島のツツジと国分たばこを宣伝したのは第二十五代藩主島津重豪であったと見当がつく。江戸時代後半になると、大名たちの関心事の一つは盆栽の話であり、国分たばこをすすめるながら、霧島のツツジを自慢したとみられる。江戸城中における化政

文化の片りんがうかがえる。寛政元年（一七八九）に毛利正直が著した『煙草記』に「国分の産にまされるものはすくなし……車田・砂走などいふもさらなり……竜王・わたせ口・いやの河原などいふめる其名かくれもあらず……広き江戸にも登城をなす……竜王の王の字を封ぜられ車田の車をゆるされ」とある。車田・砂走・竜王・わたせ口などは小字名として残っており、産地名を銘柄にして江戸城中でも知られていたことが分かる。

## 第二節 伊能忠敬の国分測量

江戸幕府の命令による伊能忠敬の第一回鹿児島測量は文化七年（二八一〇）のことであった。伊能忠敬鹿児島測量隊の一行一七名は、文化六年八月二十七日に江戸を出立し、国分には一〇か月後の翌文化七年六月十九日に着いている。伊能忠敬測量日記の国分関係分を、『鹿児島県史料集』『伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説』<sup>(1)</sup>から抄出する。

### 測量日記（抄）

（文化七年六月）十九日、朝晴曇、五ツ後より晴天、六

ツ後廻村出立、同所測所より初、枝福山村（前二記入通り、当国二而も廻村を福山と云、往古ハ本郷二而廻村ノ方が枝二もありしならん）、敷根村字脇平、<sup>(2)</sup>下井村、湊村を歴て国分郷小村止宿前迄測（二里一十一丁五十七間）四ツ半後二着、止宿彦七、此夜晴天測量、国分郷十七ヶ村二而下井村、小村、住吉村、浜ノ市村、畑中村、野久美田村、小浜村、内山田村、内村（当国一ノ宮正八幡宮有）見次村、曾小川村、上小川村（当国国分寺あり、煙草の名産）福島村、野々口村、松ノ木村、持留村、上井村、薩州煙草ノ名産国分ハ上小川村より出、五品あり、字伊勢ヶ屋敷、字竜王、字砂走り、字武本、字車田五ヶ所より出ル、即獻上二なると云、右上小川村より極上葉煙草二千斤、上中共二八千斤程出るよし、煙草ノ高五六尺なりと云り、小村辺より一里斗のよし、下井村、小村年寄平田理右衛門・同安業伊右衛門、浦役野村直助、郡見回徳持嘉左衛門出ル

同二十日、朝晴天（白雲おほし）同所逗留測、六ツ後同所止宿下より初、住吉村枝飛地川尻（人家あり）広瀬川（巾一百八十九間四尺）中心郡界（囃唸郡桑原郡）夫より桑原郡住吉村、浜ノ市村、小島渡口迄測（二里〇〇二十三間〇三寸）外二浜ノ市村持辺田小島一周（二十七丁〇九間三尺）弁天島（半周六丁三十三間四尺、沙干ハ辺田島江続）沖小島一周（二十〇丁〇五間一尺）測、午後二帰宿、

此夜晴天測量

同二十一日、晴天（白雲おほし）朝六ツ後、国分郷小村出立、浜ノ市村小島渡口より初、畑中村字西浜・野久美田村・小浜村字長浜、夫より始羅郡日本山村……

九州東海辺沿海村順（抄）<sup>(2)</sup>（伊能忠敬記念館）

大隅国嚙吟郡

敷根村 家数九十軒 内五十二軒本村<sup>二十五軒敷根浦外九</sup>十三軒脇本

十七軒 郷土

下井村 家数二百四十軒 内五十九軒川内

湊村 家数五十九軒

小村 家数二百九十二軒 内二百八十七軒小浜村

同国 桑原郡

住吉村 家数百五十二軒 内五十七軒本村 五十六軒浜村

外十六軒足軽

浜市村 家数九十四軒

島中村 家数百五十七軒 内十一軒林原村 十三軒西浜

野久美田村 家数四十一軒

小浜村 家数百五十軒 内二十六軒永浜

### 第三節 開国と攘夷

#### ペリーの来航

十九世紀に入ると、日本近海に外国船が頻繁に現れるようになり、開国論と

攘夷論とで世の中は揺れた。大揺れの騒ぎの中で寛永十六年（一六三九）以来の鎖国に終止を打ったのが、ペリーの来航であった。

陣羽織<sup>じんばおり</sup>異国から来て洗いはり

ほどこいて見れば裏が大変（裏が浦賀）

泰平の眠りをさます上喜撰（上喜撰は蒸気船）

たった四はいで夜もねむれず（四はいは四隻）

などと狂歌に詠まれたペリー来航の騒ぎに国分郷の武士たち一〇人もかかわりをもつが、史料未確認で実態は不明である。

出水市上知識に箱崎八幡という神社がある。その昔は出水郷の総社であった。参道に層塔型の大きな神前灯籠があり、出水郷の武士たち一〇名が異国船来航（ペリー来航）に際して、江戸警備に赴いたことが刻んである。<sup>(3)</sup>リーダーであった伊藤四郎左衛門の手記が『日記 藤氏

祐徳』という書名で、平成四年八月、出水市教育委員会によって刊行された。伊藤四郎左衛門祐徳が「異国船警衛二付、江戸へ出府被仰付候御書付等留置也」とした安政元年（一八五四）から同二年にかけての日記である。その中に江戸に動員された人数が記してある。

加世田	一三人	川 辺	八人	国 分	一〇人
阿久根	六人	小根占	六人	串木野	四人
指 宿	六人	市 来	四人	高 山	六人
谷 山	六人	福 山	四人	志布志	八人
穎 娃	六人	出 水	一人	(一名江戸で死亡)	

これらの人々は文武両道に秀でた武士たちで、江戸に出ても島津斉彬の家来として恥をかくことのない面々が選ばれていたものとみられる。国分郷からも一〇人選ばれているが、これらの人々の氏名・日記・墓碑銘等はまだ知られていない。

### 生麦事件

文久二年（一八六二）四月、島津久光は一〇〇〇余の兵を率いて京に入り、さらに勅使大原重徳を護衛して江戸に下り、公武合体のために動いた。目的を果たして帰途についたばかりの同年八月二十一日（西暦九月十四日）、相模国生麦村（横浜市鶴見

区生麦）で攘夷派を喜ばせる事件をひき起こした。日本のしきたりにまだ慣れていなかった外国人四人（婦人一人を含む）が騎乗のまま島津久光の行列にまぎれこんだ。供頭奈良原喜左衛門（一八三一〜一八六五）は駆けつけざまに薬丸自頭流の腕前を發揮してイギリス人リチャードソンに斬りかかり深手を負わせた。逃げるリチャードソンを当時十九歳の久木村治休（一八四三〜一九三七）が二の太刀をあげせ、リチャードソンは一〇町ほど（一〇〇〇歩）逃げた後力つきて落馬した。落馬した後、有村俊斎（のちの海江田信義）がとどめを刺すという展開になった。残る外国人二人も傷を負い、無傷の婦人と共に逃走した（久木村治休は国分郷住吉の出身。隼人町住吉に墓地がある）。

当時横浜に居た外人たちはこの事件を知ると憤慨して深夜集会を行い、停泊中の軍艦から、武装水兵を上陸させて島津久光一行の宿所寄襲を執行しようとの論議がなされた。久光一行の宿所はそんなに遠くない程ヶ谷だったので、これが決行されたらそれこそ大事件となるものであった。イギリス代理公使ニールの猛反対で宿所襲撃は実行されなかった。

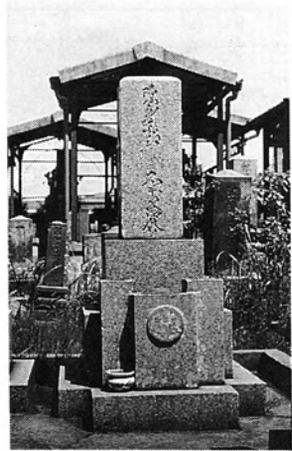


写真5-1 久木村治休の墓

一方、事態を重大とみた神奈川奉行は、島津久光に下  
 手人の引渡しを要求するとともにその出発をとめたが、  
 「途中浪人体の者が三、四人、外人に対して狼藉に及ん  
 だ」と届け出て行列を進めた。さらに「外人が制止を聞  
 かずして無体<sup>むたい</sup>に行列に乗り入れたので、先供<sup>さきども</sup>の足軽岡野  
 新助なる者がこれに斬りつけ、岡野は外人を追ってその  
 まま失踪した」などと報告した。

久光はやがて京都に入り、参内して国事周旋の労を賞  
 された。そのとき、奈良原・海江田らは随行を許されて  
 おり、外国人殺害の責任など毛頭考えていない。

イギリス代理公使ニールは、本国からの訓令にもとづ  
 いて、幕府に対しては正式の謝罪状と償金一〇万ポンド、  
 薩摩に対しては犯罪者の処刑と償金二万五〇〇〇ポ

ンドを、それぞれに要求した。幕府はこれに応じたが、  
 薩摩は応ぜず事態は薩英戦争へと進んだ。

### 薩英戦争

解決をあせつたイギリス代理公使ニールは  
 艦隊を動かして薩摩を威圧しようとした。

文久三年六月二十七日（一八六三年八月十一日）、イギ  
 リス東インドシナ艦隊司令長官キューパー少将の率いる  
 艦艇七隻と共に錦江湾（鹿児島湾）に侵入、谷山沖に仮  
 泊し、翌朝前の浜（現在の鹿児島北港一带）に姿を現し  
 た。

薩・英両軍の戦力概要は次のとおり。

英 ユーリアラス号 二二七一ト

砲四六門・六〇〇人乗組  
（三五ト）

ピヤール号 一四六九ト

砲二一門・二四五人乗組

コクエット号

砲四門・七八人乗組  
（六七ト）

アーガス号

砲六門・一七〇人乗組  
（九八ト）  
（九七五ト）

パージュース号

砲一七門・一七二人乗組  
（九五ト）

リースホース号 六九五ト  
砲 四門・一〇三人乗組  
ハボック号 二七〇ト  
砲 三門・五〇人乗組

薩 祇園洲台場 イギリス側の呼称 大砲総数一〇一門・一四一八人乗組  
砲一〇門・七九人配置

新波止台場 (第七砲台) 砲一門・一〇一人配置

弁天波止台場 (第五砲台) 砲一四門・ ?

南波止台場 (第三砲台) 砲五門・ ?

大門口台場 (第二砲台) 砲八門・九二人配置

天保山台場 (第一砲台) 砲一門・ ?

横山台場 (第九砲台) 砲四門・ ?

烏島台場 (第一〇砲台) 砲三門・ ?

洗出台場 (第一砲台) 砲六門・ ?

沖小島沖 (第一二砲台) 砲一五門・三三人配置

大砲総数八九門 (戦闘参加は一〇砲台八三門)

六月二十八日 (西暦八月十二日)、折田平八・伊地知正治・今藤新左衛門・重野安綱が使者として旗鑑ユーリアラス号におもむいた。ニールは生麦事件下手人の処刑と被害者に対する賠償金二万五〇〇〇ポンドの支払いを

要求し、二十四時間を限って回答を求めた。

六月二十九日 (西暦八月十三日)、薩摩藩は「下手人は逮捕次第処刑する。賠償金は理非曲直を論じたのちに決しよう」と答えた。イギリス艦隊が野菜を買いたいとのことだったので、決死隊がスイカ売りに変装し、使節とは別行動で八艘の小舟に分乗してスイカ・ニワトリ・野菜などを積んで英艦襲撃を図ったが、台場からの襲撃合図もなく引き返せの命令で「英艦奪取の特別攻撃」は実現しなかった。「薩藩海軍史」<sup>(4)</sup>には決死隊八一名の名が列記してある。のちの歴史で活躍する知名人が決死隊に多く参加している。黒田了介 (清隆、のち首相)、大山弥助 (巖、のち元帥)、西郷信吾 (従道、のち海軍大臣)、野津七左衛門 (鎮雄、のち元帥)、篠原冬一郎 (国幹、のち薩軍一番大隊長)らの名が見える。

七月一日 (西暦八月十四日)、薩藩の使者が英艦におもむいたが、ニールは前日の回答を不満として交渉を拒絶した。戦闘は避けられないとみた薩摩側は本宮を西田村千眼寺 (西田小学校の裏側)に移し、それぞれの戦闘配置についた。

七月二日 (西暦八月十五日)、イギリス艦隊が薩藩の

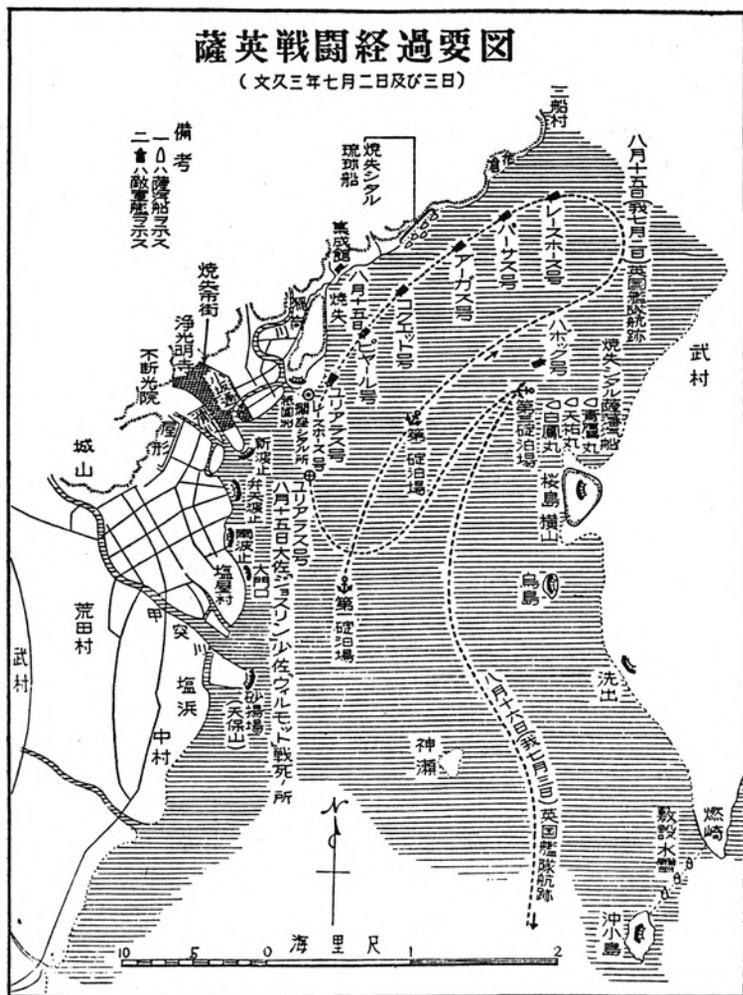


図5-1 薩英戦闘経過要図〔鹿児島県高等学校歴史部会編『鹿児島の歴史』より引用〕

汽船天祐丸（七四六ト）・白鳳丸（五三二ト）・青鷹丸（四九二ト）を捕えて焼き払い、乗船していた船奉行松木弘安（寺島宗則）、同添役五代才助（友厚）を捕虜とした。三隻の汽船拿捕をきっかけに戦闘開始と決まり、正午、天保山台場からの第一発を合図に、全台場は砲戦に突入した。いわゆる「前ん浜の戦」の始まりであった。当日は台

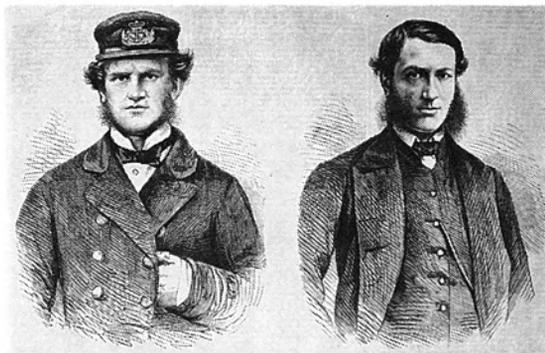


写真5-2 ユーリアス号艦長ジョスリン大佐(右)と副長ウィルモット少佐(左) [知覧町英国館提供]

風襲来に伴う荒天で風雨が激しく三時間半にわたる戦闘は、どちらも傷つきシヨックを受ける結果となった。薩藩側の意気はさかんであったが、イギリス側のアームストロング砲の威力は大きく、台場のほとんどが壊滅し、城下の一部に当たる上町方面を焼失した。

イギリス側も東インドシナ艦隊の面目をつぶす程の損害を受けた。旗艦ユーリアス号の艦長ジョスリン大佐

と副長ウィルモット少佐ら戦死者一三名・負傷者五〇名を出した。これに対して薩藩側は戦死者五名・負傷者八名。またパージュース号は桜島の横山台場からの奇襲砲撃を受

け、碇を切つて逃げるという醜態を演じた。軍艦が碇を捨てて逃げるのは、陸軍が軍旗を奪われるのと同様な恥ずべき行為だったのである。

七月三日(西暦八月十六日)、イギリス艦隊は鹿児島を去り、四日午後、山川沖を経て外洋に退去。七月九日(西暦八月二十二日)、横浜に帰着した。

### 薩英接近

薩摩藩はイギリス艦隊を撃退はしたが、イギリス海軍の戦力、特にアームストロング砲の威力を実戦によって感じとった。無謀な攘夷は得策でないとして和平の議が起こり、佐土原藩主津島忠寛の斡旋によって英国との直接交渉がイギリス公使館で行われた。十一月一日「下手人は処刑する。賠償金二万五〇〇〇ポンドを支払う。英国は薩摩藩の軍艦購入を斡旋する」という条件のもとに協定が成立し、生麦事件以来一年有余にわたった紛争が解決した。

島津久光は翌年朝議参預を命ぜられ、従四位下に叙されて攘夷の功を朝廷から賞されたが、薩英戦争が薩摩の人々に与えた教訓は攘夷との絶縁であった。島津斉彬のすることを「蘭癖(西洋かぶれ)」と見ていた人々が、斉彬の識見に感じ入り、多数の藩士を留学生として外国

に派遣する体制へと変化した。イギリスも薩摩藩の実力を評価して友好関係を結ぶ方向に変わった。

薩英戦争と 次に掲げる史料によつて国分の武士国分の武士たち たちが「前之浜の戦(薩英戦争)」とどのようにかわつたかをうかがい知ることができる。

「林家家譜」に林一郎重武(二八四〇—一八九九)の従軍記録がある(『国分郷土誌』八五六頁所収)。

文久三年亥六月廿六日。英艦七艘、鹿府前之浜へ渡来候ニツキ、国府人数ハ同月廿八日夜、桜島ニ航ス。赤水・横山辺ニ宿陣ノ処、七月二日昼八ツ時頃、砲発戦争ニオヨビ、砲声雷ノ如ク烈シク鬪戦ノ処、稍時ヲ移シテ日没黑夜ニ至リ、漸々砲声止候。翌三日昼七ツ時分、又々発砲鬪戦頻ニ連発ノ処、英艦薩ノ弾丸ニ耐ヘ兼致シ退艦。終ニ天聴ニ達シ、一統叡賞ヲ蒙リ候。其時小頭ニテ出陣。神崎新助が父新左衛門に送つた手紙(『清水村史』所収——『国分郷土誌』八五六頁所引)。

今日、粗承り御左、右申上候。

去ル三日ノ合戦ニ沖小島ヨリ青山家大砲打放タルニ、夷国船七艘ノ内大キナ舟老艘、艦ノ方火坪老ケ所ナラビニ梶焼失ノ申承り申候。該船ハ先達ヨリ申上置候ドオリ、夜間ヲ伺ヒ谷山前ニ退キ比処ニ繫舟ト相成候。尚其船トハ相知ラ

ズ候へ共、大根占ノ前へ水舟ノ様トナリタル舟一艘有リト只今承申候。夫レニ付テカ谷山ノ前へ夷人三百人程打揚ゲ申候ト吹聴承り候。吾人ハ本府広口馬場へ之有リト、御上様ノ御意ニテワカリ申候。見物人ナド雲霞ノ如ク御座候、実正ニ候カ。下人ノ者共ヲ見届ケニ遣申候処、事実ニ候。其者疵所ハ腋ノ下ニテ申候。少々ハ痛居候由、天窓ノ毛後ノ方へ少シダケ之有候由。かの所へモ夷人ノ着物ト見得タル片袖、らしや、銀の金輪相付候物、打揚ゲ申候由、承り申候。

一、去ル三日、磯ノ岸辺ニ夷人ノ玉竿打揚ゲ申候。

一、去ル四日晚、向ヨリ四拾人計り切込ミタルト皆々大騒ニテ声ヲ掛ケ、之レガ勢ニテ騒動イタシ、何かくト刀ヲ取り申候。夫レニ付テハ各出軍郷者ニ問合セ申候処、陣小屋ハスベテ此仕方ニテ有之由、聞及申候。

一、備前様蒸気船ニ乗り、前ノ浜へ御着ノ由。就テハ山川ヨリノ相図ノ打揚御座候ト只今承り申候、

一、祇園洲御台場ノ松木三ヒロ廻り計リノ大木、地ヨリ上五尺目所、向ヨリ真中、射通申候。

一、御台場ニ備有シ大砲、夷国ノ玉当リタル所ハ筒車散リく相成申候。

祇園之洲の松の大木を砲弾が射抜いたとか、薩摩の筒車(大砲)がちりぢりになったとのアームストロング砲

弾の描写、広馬場ひろばばにさらされたイギリス士官のアルシンドスタイルの頭髮描写なども、また聞きにしては真に迫った表現である。

#### 第四節 敷根火薬製造所

文久三年（一八六三）から明治十年（一八七七）の間、敷根郷字彦田の高橋川沿いに薩摩藩が設置した火薬製造所があった。当時としてはわが国の最先端をいく火薬工場であった。工場全体の広さは一畝を超えると考えられるが、詳細な規模はまだとらえられていない。薩摩藩の火薬製造所は、鹿児島島の稲荷川の中流、滝ノ上たきののへにあつたものが本局であり、敷根工場は分局であつた。設備・機械・規模などは設置年代の新しい敷根工場の方がまさつていたといわれる。敷根分局設置の文久三年は薩英戦争の年にあたり、その前年の生麦事件に触発されて建設が急がされたと推定できるが、詳細は史料不足である。

天文十二年（一五四三）、ポルトガル人によつて種子島に鉄砲が伝えられたことは多く歴史書に記されてお

り、種子島銃から発展した鉄砲のことはよく調べられている。しかし、火薬のことはほとんど触れられていない。ここで昔の火薬について概要を述べることも意味があるだろう。

江戸時代は火薬のことを煙硝えんしやう（塩硝）と呼んでいた。県下各地に「塩硝」のつく地名が残っている。『鹿児島県地名大辞典』<sup>(5)</sup>（角川）の「小字一覽」から拾つた「塩硝」地名は次のようになる。

塩焼……………鹿児島市鴨池

塩硝屋……………加世田市武田・知覧町東別府

塩硝小屋……………串木野市下名

塩硝焚……………喜入町中名

塩硝山……………宮之城町舟木

塩硝ヶ谷……………末吉町深川

塩硝田……………西之表市西之表

遠正ヶ頭……………西之表市伊閑

松煙小屋……………中種子町牧川

敷根には塩硝小屋・塩硝山の俗称地名が残っている。

塩硝小屋は火薬倉庫、塩硝山が火薬製造所敷根分局が設置されたところになる。

元鹿児島工業試験場長黒川達爾雄氏の話では「昔の家の床下はニワトリの糞、アマメ・ネズミの死骸などがよぐたまる所で、床下の土は多くの蛋白質や窒素分を含んでおり、硝酸バクテリアの動きで硝酸カルシウムが自然に作られていた。硝酸カルシウムを多く含んでいる便所の周辺や床下の土を集めて、鹿児島独特のチマキである、アク巻きを作るアク汁（木灰汁）を混ぜて加熱すると、硝酸カリウムの結晶（硝石）を抽出することが出来た」という。

硝石七〇・硫黄一五・木炭一五の割合で作ったのがオランダ式火薬、硝石七五・硫黄一五・木炭一〇の割合で作ったのがイギリス式の黒色火薬であった。イギリス式の黒色火薬は明治になってから用いられたといわれるが、戊辰の役で活躍する薩摩の砲隊は強力な爆発力をもつイギリス式火薬を使っていたと考えたい。少人数の薩摩が大多数の幕府軍を相手に挑発行為を行えたのは、火砲面での圧倒的優位という背景がなければならぬ。薩摩の砲隊は幕府軍には負けない自信をもっていたと考えられる。

『銃砲史研究』第一七七号によると、硫黄は硫黄島

（鬼界島）及び霧島産のものが用いられ、硝石は主として谷山の作硝所のものを充当し、不足分は他藩の飛驒産購入していたとのことである。特に加賀前田藩の飛驒産硝石を富山の葉売りを通じて多量購入していたという。木炭は粉末にし易い麻・柳などを原料とし、火縄は武家屋敷の生け垣に植えられた金竹きんちくの繊維を用いたらしい。なお幕末及び明治初期に滝ノ上・敷根火薬製造所で生産された火薬の量は、年間約七万斤だったといわれる。一斤は約五〇〇グラムであるから、七万斤は三万五〇〇〇ポンド、すなわち三五トンになる。

以上述べたとおり「火薬」に関しては、幕末の薩摩は自信をもっていたとみてよい。それが倒幕の大きな力になったのである。

敷根火薬製造所の終末は、『薩藩海軍史』所収の軍艦春日の「艦歴」という記録に残されている。

（明治十年）三月九日、鹿児島港祇園外四ヶ所の台場取毀被命。

十日、午後一時七分、鹿児島出艦。同三時八分、敷根へ達し、同所製造所を焼捨る。午後九時、鹿児島へ帰艦。

敷根火薬製造所破壊の状況は『西南征討志』巻一にも

あるので抄出する（原文には句読点・濁点・ルビなどはない）。

（三月十日）伊東指揮官、春日艦ヲ将<sup>ビ</sup>中て敷根灣薩摩ニ航シ、艦長及ビ乃木中尉・二階堂中尉・伊地知中尉・広岡中秘書・本田少尉等ヲ従へテ上陸シ、火薬製造所ニ至ル。関トシテ人ナク、只一・二ノ器械、猶自ラ活動スル者アルノミ。願フニ、職工等春日艦ノ進ミ来ルヲ望見シテ遁逃セシナリ。指揮官因テ、先ヅ倉庫ヲ檢<sup>シ</sup>セシム。内ニ火薬四十余樽アリ。乃チ皆之ヲ出シテ水中ニ投ゼシメ、而シテ硝石・硫黄・其他器什ノ咄<sup>ツ</sup>嗟ニ処分シ得ベカラザル者ハ、皆之ヲ焼除セシム。士官等、令ニ応ジ、火ヲ装シテ、春日艦ニ還ル。未ダ幾ナラズ、火ヲ発シテ、烟焰天ヲ蔽ヘリ。

西南戦争は、明治十年一月末の政府御用船による火薬の積み出しに憤激した私学校徒が、草牟田弾薬庫を襲撃したことで事が始まる。二月十五日（十七日）、一万三〇〇〇余の若者たちが北上した後、三月八日（十二日）、七隻の政府艦隊が入港し、県令大山綱良を拉致し去る。その際、政府軍は手回しよく敷根火薬製造所を焼き払ったので

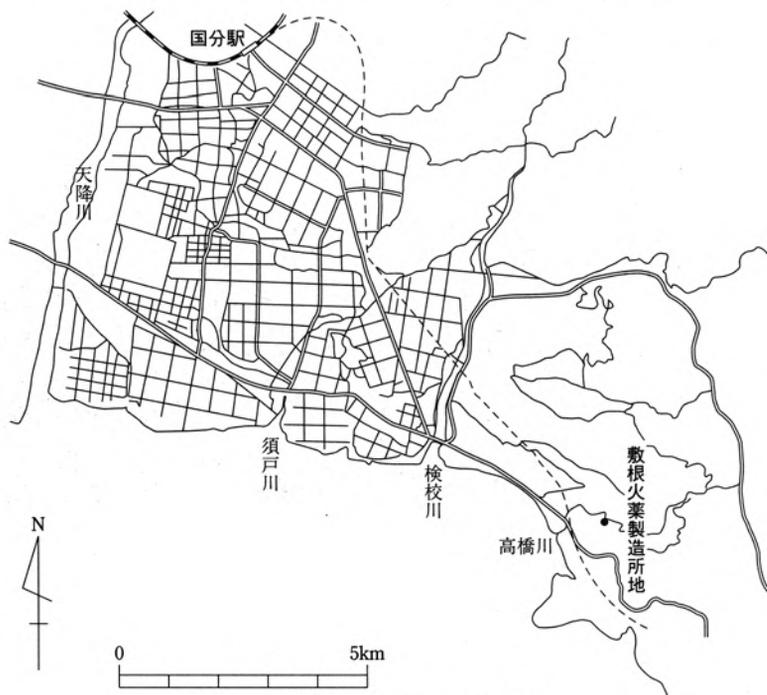


図5-2 敷根火薬製造所の所在



写真5-3 敷根火薬製造所全景絵図〔鹿児島市教育委員会所蔵〕

あつた。

なお敷根工場の見聞役（監督官）は伊勢仲左衛門であつた。第一水車跡の上に幅三五センチ・碑高一メートルの現地産溶結凝灰岩を用いた石碑があり、その最初に伊勢仲左衛門の名が刻んである。石碑には西南戦争の弾痕も残っている。

● 竈 神社

● 主夜神社

● 明治八年乙亥壹月

伊勢仲左衛門

鯨島 善兵衛

河野 新助

中馬

○○

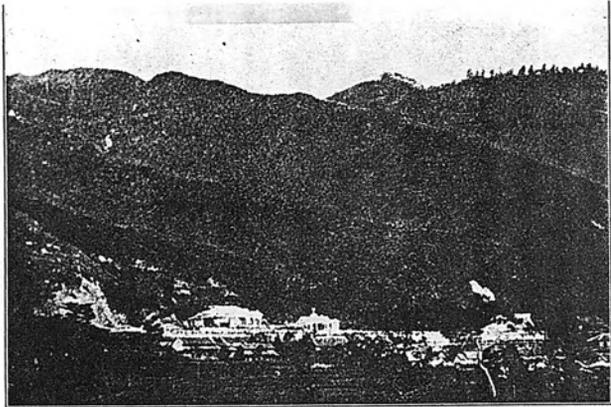


写真5-4 敷根火薬製造所全景〔薩藩海軍史より引用〕

ラブが第一水車跡を発掘調査して、遺構の残りがよいことを確認した。

西南戦争後、敷根の職工たち六名が東京に招かれ、目黒にあつた陸軍火薬工場（明治政府最初の火薬工場）の育成にあつたことが知られている。なお昭和六十三年八月、国分高校郷土研究ク

## 第五節 長州征伐と清水郷士

元治元年（一八六四）七月に起きた蛤御門の変をきっかけにして第一次長州征伐が始まる。薩摩藩は長州征伐の軍を送ったが消極的であり、慶応元年（一八六五）秋の第二次長州征伐になるときっぱりと出兵を拒否し、長州藩援助へと方針を変える。慶応二年（一八六六）一月、土佐の坂本竜馬・中岡慎太郎の斡旋で西郷隆盛（薩摩藩）と木戸孝允（長州藩）の間で薩長同盟が結ばれ、幕末の政治的動きは激しくなる。

清水の郷士横山義明の「長州征伐従軍記」が残っており、当時の動きがよく分かる。薩摩藩の軍勢は小倉と芦屋に陣構えをしたが、戦闘には及んでいない。

清水衆 横山義明従軍記

元治元年（一八六四）甲子四月、長州一揆に付、清水兵士一組（士八十一人・夫卒十八人）被召寄。本府西田之寺江滞軍。一旦御暇に而帰郷。

同年九月、再御呼寄、出府付、南林寺脇坊滞陣之処、見合せに相成、帰郷。亦復十月二十六日、被召寄。同二十九

日、於御殿御対面所、御目見得被仰付、御盃頂戴。御使者、勝栗・慰斗・昆布に而、出陣之祝儀也。則長州籠城に付、征伐出兵被仰付。十一月朔日早天、出立也。御当地組之外、諸郷十二郷十二組。総督日置領主島津又六殿、家老役鹿籠領主喜入主水殿、大目付永吉領主島津主殿殿、惣物主黒木領主島津隼人殿、清水組物主武宮十左衛門、加役毛利喜平太、爰許談合役若松雄左衛門、同列にて出陣之処、筑前に而俄に二手に分、清水組外五組一陣にて、大目付永吉、惣物主黒木同列、豊前小倉之小笠原大膳大夫殿城下に堅居滞陣。外御一陣本府組は筑前芦屋堅也。猶小倉堅、他藩過分入来也。然処、長州和睦に相成、翌年丑年正月元日、退陣暇にて、同八日、宿許着陣也。此節は玉葉役相勤也。

## 第六節 戊辰の役と国分郷士

戊辰の役（戊辰戦争）においては、薩摩藩は政府軍の主力部隊であった。国分からも多数従軍し、新潟と秋田の作戦行動に参加した。「金剛寺跡戊辰戦役碑」（碑高二〇センチ、総高二九〇センチ、安山岩の自然石）に記されている従軍者名を次に列挙する。

戊辰戦役碑

(台座正面)

総督 九条 道孝

参謀 大山格之助

大隊長 島津 登

従軍者

発 石塚彦太郎

起 山元 盛蔵

人 安楽嘉左衛門

曾山八左衛門

服部 雄介

家村 一蔵

山内 孝作

中村七太郎

小原 武七

有馬 匡一

久木田幸兵卫

牧元 能静

荒田与兵次

山内彦大夫

野村半兵卫

肥後 九助

山元彦之助

本田省之助

安楽 平助

中村 文蔵

安楽 万治

矢野八郎右卫門

安楽伊右卫門

前原仲太夫

蒲地仲太郎

坂本 敬介

川俣万次郎

坂本 仲節

肥後 周馬

荒田 為貞

伊地知伝右卫門

野村 壮助

岡元 雄七

山下次郎左卫門

松元 十蔵

山内孝之進

鎌田源太郎

石塚 直

久木田太郎助

宮原 計蔵

肥後伊平太

牧元勇次郎

宮原 良助

坂元四郎兵卫

林 勇七

秋山 多郎

園田 新助

松元 仲蔵

大迫弥一郎

加世田源五右卫門

有馬 助八

矢野源兵卫

海老原彦左卫門

藤山 喜八

梅北十右卫門

石塚 栄治

山内甚右卫門

有馬 軍八

市成 壮一

(台座裏面)

中馬 新助

中村壮一郎

久木田 玄適

醫師

(台座右側面)

卒 原口 伊助

中馬 庸吉

池田源太郎

松山 源蔵

西川吉左卫門

大山敏次郎

松田徳次郎

(台座左側面)

大正十二年六月十日建立

石工 浜田三之丞

中村 伝二

田中 米吉

このほか、東襲山村（六名）、清水村（七五名）の戊辰の役従軍者名が『国分郷土誌』（昭四十八）の八六四〜八六五頁に収録されている。

国分から戊辰の役に参加した国分衆の動きが林吉次郎重孝（林一郎の弟）の記録に端的に示されている。

林家系譜抄

一、東国御征討に付、明治元年辰七月二十九日、羽州表え出陣被仰付、則日出立。

八月三日、鹿府前之浜ヨリ英艦へ乗付、当日出艦。同月十三日、越後新潟へ着艦、直に上陸。兩三日滞留之処、同十六日、羽州秋田より迎艦、渡乗。国府・蒲生の一小隊乗船、早々出艦。同十八日、秋田の港え着、則上陸。行軍にて久保田の城下に着陣、夫より諸所え転陣。同二十二日、神宮司え着。当日昼七ツ時、松倉え転陣、一泊之処、翌二十三日、於長戸呂に賊、台場を構居候に付、直に進撃、砲発、及開戦に候処、昼八ツ時分、賊逃去。夫より暫、休息中に飯等食し候。然処、又東賊、四ツ屋之山中に群集、台場を築き構居候段、相聞得、則二手に分り、散隊に開き、

正面より及発砲。烈戦之央、薩兵敵敷連発之処、賊又致逃散。其時既及夕日候。彼迎え数日滞陣、諸所致探索候処、九月十一日、賊敵太平山え致屯集居候に付、未明より進撃。互に発砲、終日之闘戦、食事に無暇、烈敷争戦之処、賊、薩威に恐縮し、夜五ツ時分、悉逃走。其後、於所々戦争有之、且彼迎え探索候央、九月二十七日、賊降伏之段、注進有之。十月四日、宮軍帰陣之御暇被仰渡、当日、羽州庄内発足。十二月十日、京着。同十二日、京都於御屋敷に、太守忠義公、隊中之御目見、被仰付。尤為御褒美、金子頂戴。同日、於御所、蒙叡賞候。

翌明治二年巳正月三日、帰国。其時、伍長に而出陣。

〔注〕

〔1〕 鹿児島県史料集（X）『伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説』一一頁、鹿児島県立図書館、昭和四十五年。

〔2〕 〔1〕に同じ、四二頁。

〔3〕 平田信芳『石の鹿児島』南日本新聞開発センター、一九九五年。

〔4〕 公爵島津家編纂所『薩藩海軍史』中巻、四八〇頁、原書房、一九六八年。

〔5〕 『鹿児島県地名大辞典』角川書店、昭和五十八年。